

令和 6 年版

佐賀県環境白書

環境白書の刊行にあたって

本県は、有明海と玄界灘という特性の異なる二つの海に面し、内陸部は緑豊かな山々、肥沃な平野が広がるなど、多彩な自然環境を織り成しています。

佐賀の自然、環境の豊かさは、県民の心を豊かなものにし、また、安らぎを与えてくれます。弥生人の声が聞こえるといわれる吉野ヶ里遺跡や陶磁器などの全国に誇れる佐賀の歴史や伝統ある産業は、この豊かな環境の中から生まれてきました。

このような豊かな佐賀の環境、文化を守り、育んでいくための基盤である「人づくり」を積極的に推進することで、森川海へとつながる環境を次の世代へ繋げていきたいという想いを込め、令和2年度に策定した「第4期佐賀県環境基本計画」では、「～森川海へとつながる佐賀の豊かな環境を未来へ～」を計画のキャッチフレーズとし、佐賀県の目指す姿を実現するための施策を展開します。また、国の地球温暖化対策計画による温室効果ガス削減目標の見直しや「佐賀県施策方針2023」等、「第4期佐賀県環境基本計画」策定後の社会情勢の変化を踏まえ、令和5年9月に同計画を一部改定しました。

この「令和6年版佐賀県環境白書」は、令和5年度の本県の環境の状況や県が実施した環境保全に関する施策について取りまとめたものです。

本書が、県民の皆様の環境に対する理解を深め、恵み豊かな佐賀の環境を将来の世代にしっかりと引き継いでいくための具体的な行動の一助となれば幸いです。

令和7年7月

佐賀県県民環境部長 諸岡 泰輔

令和6年版環境白書・目次

第1部 総説

第1章 佐賀県の概要	1
第2章 環境政策の指針	3

第2部 環境の現況と対策

第1章 地球温暖化対策・再生可能エネルギー等の推進	5
第1節 地球温暖化対策、省資源・省エネルギーの推進	5
1 温室効果ガス排出削減と吸収源対策（緩和策）	7
2 オゾン層保護・酸性雨対策	14
3 森林整備等を通じた吸収源対策等の推進	16
4 まちづくりを通じた吸収源対策等の促進	16
5 環境意識の向上	18
第2節 気候変動の影響への適応	18
第3節 再生可能エネルギー等の推進	22
第2章 安全・安心で快適な生活環境の保全	26
第1節 大気環境の保全	26
1 大気汚染防止対策	26
2 悪臭対策	51
3 騒音・振動対策	51
4 光害対策	64
第2節 水環境・土壌環境の保全	65
1 水環境の保全	65
2 土壌環境の保全	106
3 地盤環境の保全	108
第3節 玄海原子力発電所周辺環境安全対策	115
1 玄海原子力発電所周辺の環境放射能調査	115
2 温排水影響調査	123
第4節 化学物質等による環境リスクの低減	130
1 化学物質の適正管理・適正利用の推進	130
2 食品中の有害物質や残留農薬の調査の実施	136
第3章 循環型社会の実現	138
第1節 廃棄物の現況	138
1 一般廃棄物	138
2 産業廃棄物	141
第2節 循環型社会の形成促進～まなぶ、つながる、ささえる～	144
1 第5次佐賀県廃棄物処理計画	144
2 循環型社会の形成促進 施策の推進「まなぶ」「つながる」	145
3 安全・安心な廃棄物対策 施策の推進「ささえる」	149
4 各種リサイクル法に基づく取組の推進	151
第4章 多様な自然環境の保全・活用	155
第1節 生物多様性の保全・活用～生物多様性佐賀県戦略～	155
1 現況	155
2 情報の集約による現状把握	157

3 保全・維持が必要な種・生態系の選定	158
4 生息・生育環境の保全・再生・創出	159
5 普及と活用	163
第2節 鳥獣の保護	169
1 現況	169
2 対策	169
第3節 有明海の再生	172
1 現況	172
2 原因究明のための調査研究等の推進、再生策の検討	173
3 有明海再生に関する佐賀県計画の推進	173
4 有明海再生のための環境保全活動の推進	174
第4節 地域環境の保全と再生	175
1 現況	175
2 多様な森林（もり）・緑づくり	176
3 農地の保全と活用	179
4 水と緑のネットワーク	181
5 農地等の保全	182
6 干潟・海岸域などの保全	183
第5節 自然環境の利活用	183
1 生物多様性の活用	183
2 地域資源の利活用	183
第5章 環境を考えて行動する人づくり	186
第1節 環境教育・環境学習等の推進	186
1 環境について教えることのできる人材の育成と活用	186
2 環境に関するプログラムの整備と活用	188
3 県民に開かれた環境学習の機会の提供と活用	188
4 ライフステージに応じた施策	193
第2節 各主体のネットワークによる環境への取組の推進	194
1 県民・CSOの環境保全活動の推進とネットワーク化の推進	194
2 事業者の自主的活動の推進	196
3 佐賀県の事業者としての環境保全率先行動の推進	199
第6章 環境負荷の少ない地域づくり	203
第1節 環境情報の充実と発信	203
1 化学物質環境実態調査	203
2 日韓海峡沿岸環境技術交流事業	203
3 環境関連情報サイト	205
第2節 危機管理体制の充実	206
1 光化学オキシダント	206
2 微小粒子状物質（PM _{2.5} ）	206
3 異常水質	207
4 地下水汚染	207
第3節 多様な環境保全の手法の活用	208
1 特定工場における公害防止組織の整備	208
2 事業者の環境対策に対する助成	210
3 予防的・予見的手法の推進	210

4 環境問題による被害の救済措置の推進	212
第4節 環境関連・環境負荷の少ない産業の振興	218
1 農林水産業	218
2 第2次産業・第3次産業	221
第5節 豊かで潤いのある地域づくり	222
1 緑化の推進とゆとり空間の創造	222
2 佐賀らしい景観の保全と創造	223
3 歴史的・文化的遺産の保存と活用	225
4 空き家対策	228
第6節 環境負荷低減に向けた生活圏・交通体系づくり	229
1 都市計画区域の指定及び都市計画区域マスタープランの策定	229
2 交通基盤整備	230
3 環境負荷低減に向けた住環境対策	232
第7節 広域的取組（共同調査研究など）	234
1 国際的連携の推進	234
2 諸外国の活動への協力	234
3 海洋ごみ対策のための調査協力	234
第3部 計画の推進・進行管理	
1 環境指標	235
2 環境日誌	236
参考資料	
1 佐賀県環境基本条例	237
2 環境関係法律・条令体系図	244

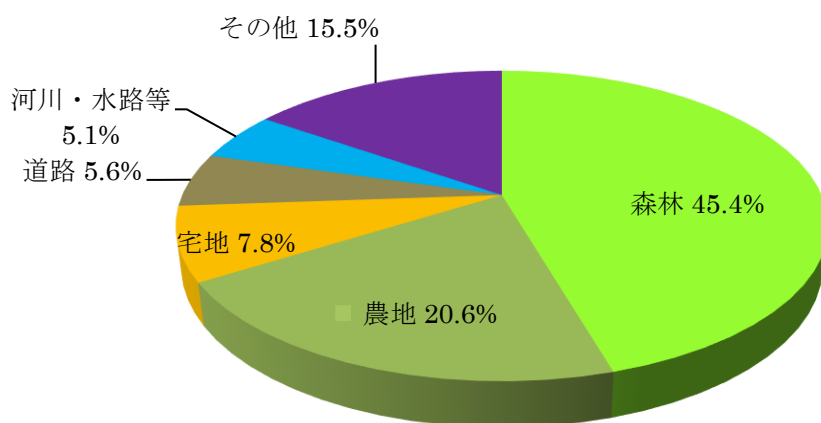
第1部 総説

第1章 佐賀県の概要

佐賀県は、九州の北西部に位置し、土地面積は2,440.67 km²（令和4年10月1日現在、国土地理院調べ）となっており、筑後川や脊振山地を境として福岡県と接し、国見山系や多良山系などを境として長崎県と接しています。また、北に玄界灘、南に有明海と2つの海に面しています。東京までの直線距離は約900 km、大阪までは約500 kmであるのに対し、朝鮮半島までは約200 km足らずと近接しており、大陸文化の窓口として歴史的、文化的に重要な役割を果たしてきました。

土地利用の構成比は、森林45.4%、農地20.6%、宅地7.8%、道路5.6%、河川・水路等5.1%、公共施設用地・耕作放棄地・レクリエーション施設用地等を含む「その他」が15.5%となっています。

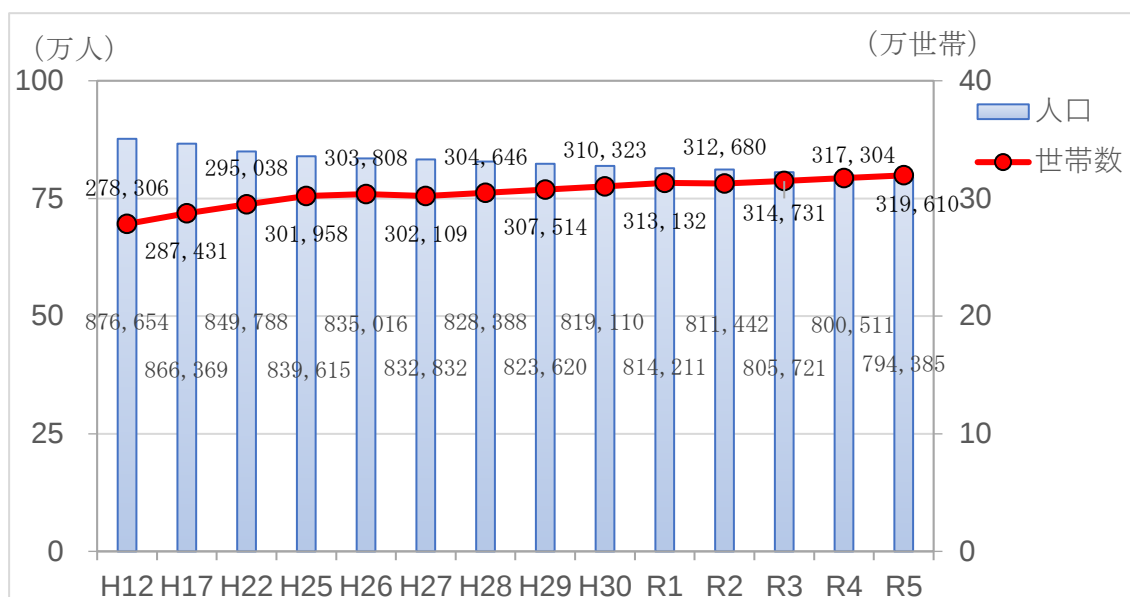
図1-1-1 人口、土地利用状況（令和4年10月1日調査）



令和5年10月1日現在の人口は、794,385人（佐賀県人口移動調査）であり、人口密度は325.5人/km²となっています。また、2030年の予測人口は、751,906人（令和5年12月国立社会保障・人口問題研究所推計）となっています。本県では、全国を上回るペースで人口減少が進んでおり、高齢化は全国より早く、少子化はやや緩やかに進行しています。また、近年、転出超過が続いていましたが、令和4年10月から令和5年9月においては、県外からの転入者の増加により、約70人の社会増となっています。人口移動の状況を性別・年齢階級別に見た場合、20～24歳における転出超過が最も多く、男性では18歳、女性では22歳の県外転出が他の年齢と比較して顕著になっています。

図 1-1-2 人口、世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

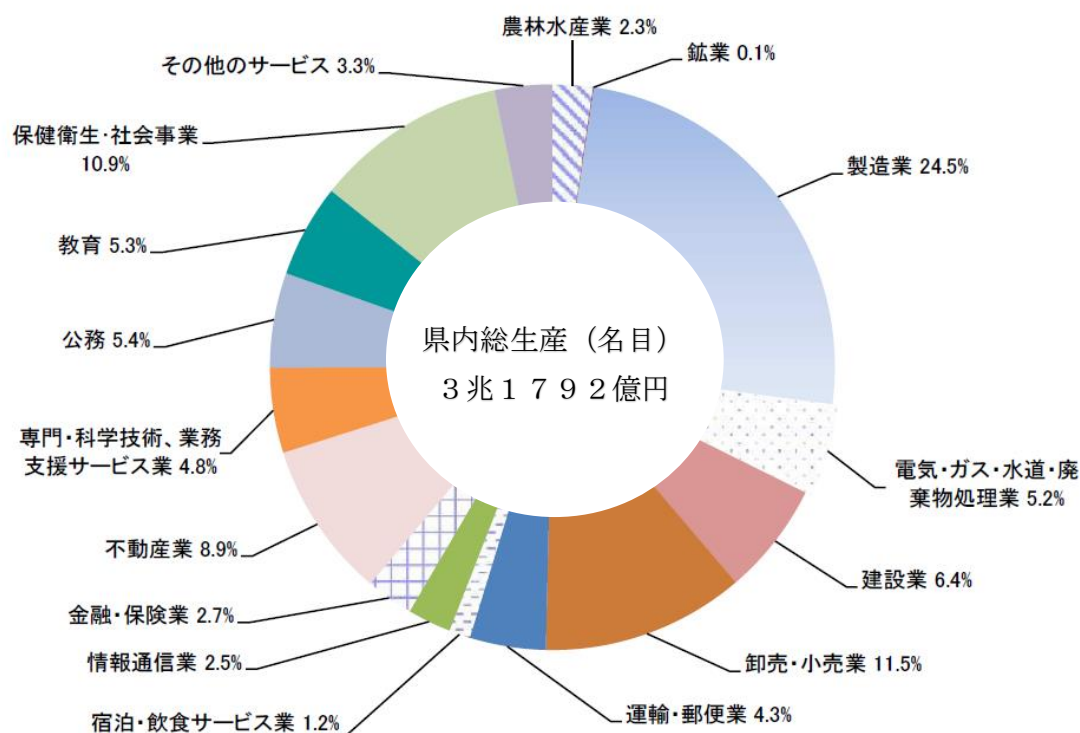
資料：統計分析課



令和 3 年度の県内総生産（名目）（3 兆 1792 億円）の業種別内訳は、第 3 次産業が 66.0%、第 2 次産業が 31.0%、第 1 次産業が 2.3%となっています。第 1 次産業、第 2 次産業は、全国における構成比と比べ高い状況です。

図 1-1-3 県内総生産の構成比（令和 3 年度）

資料：統計分析課



※各産業の構成比の中には輸入品に課される税等を含んでいないため、合計は 100% にはならない。

第2章 環境政策の指針

環境基本法

環境基本法は、平成5年に制定された環境の保全についての基本理念を定め、環境の保全に関する基本的な施策の方向性を定めた法律です。

国は、環境の保全に関する施策に関し、まず施策の策定及び実施に係る指針を明示し、環境基本計画を定めて施策の大綱を示すものとしていますが、地方公共団体も国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を実施します。

【基本理念】

- 現在及び将来の世代の人間が環境の恵沢を享受し、将来に継承
- 全ての者の公平な役割分担の下、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
- 国際的協調による積極的な地球環境保全の推進

佐賀県環境基本条例

佐賀県環境基本条例は、環境の保全に関する基本理念、県・市町・事業者及び県民の責務、環境保全に関する施策の基本事項を定めることにより、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的として規定されており、その基本理念は次の3項目となっています。

- 環境の恵沢の享受と継承
- 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
- 地球環境保全の推進

☆ 参考資料編1 佐賀県環境基本条例

第4期佐賀県環境基本計画

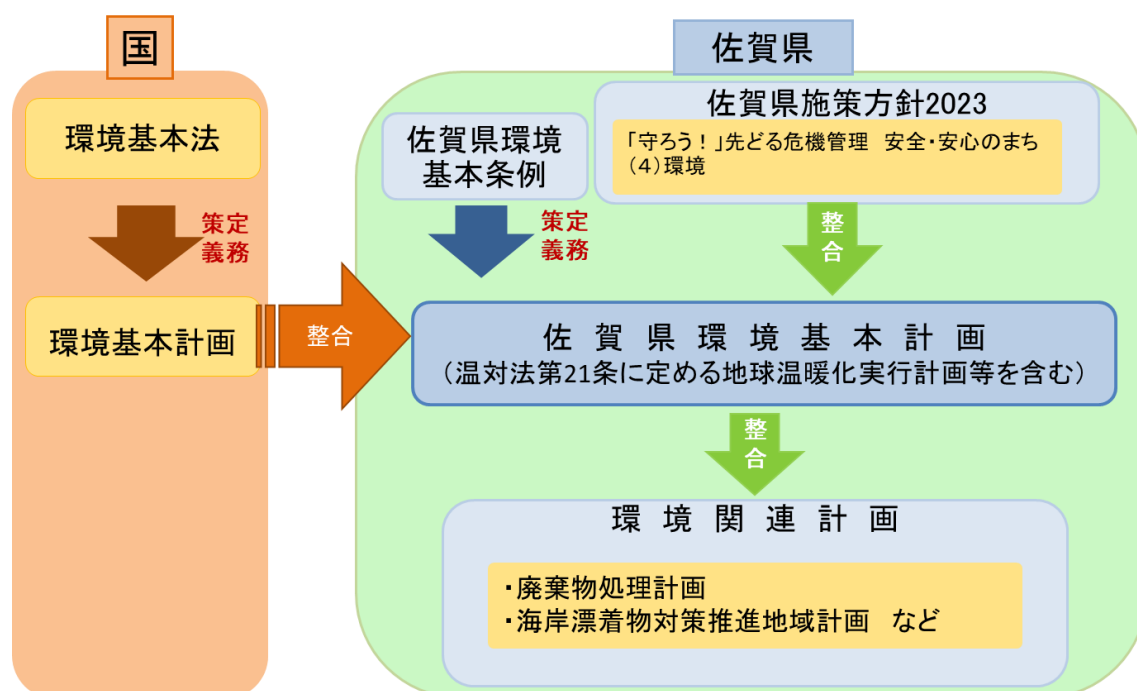
佐賀県環境基本条例第11条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として、また県民、事業者及び行政の各主体による環境保全活動の指針として、平成12年に「佐賀県環境基本計画」を策定し、各種施策を推進してきました。その後、平成17年3月に第1期計画の改定を行い、平成23年10月に第2期計画を策定しました。平成28年3月には引き続き取り組んでいくべき課題や、PM_{2.5}（微小粒子状物質）への対応や地球温暖化への適応策など新たな課題に適切に対応するため、第3期計画を策定しました。第3期計画の対象期間が概ね5年間であることから、引き続き、環境保全の基本となる取組を着実に推進するとともに、社会情勢や環境を巡る状況の変化等に対応し、佐賀の豊かな環境

を次の世代に繋げるため、新たに第4期計画を策定しました。その後、社会情勢の変化を踏まえ、第4期計画を令和5年9月に一部改定しました。

計画は、令和3年度から概ね6年間を計画期間とし、「森川海へとつながる佐賀の豊かな環境を未来へ」をキャッチフレーズとしました。これまでは個別に策定されていた「地球温暖化対策計画」「環境教育等基本方針及び行動計画」などの計画を統合し、さらに取組を推進していきます。

図 1-2-1 佐賀県環境基本計画の位置づけ

資料：有明海再生・環境課



第 2 部 環境の現況と対策

第 1 章 地球温暖化対策・再生可能エネルギー等の推進

第 1 節 地球温暖化対策・再生可能エネルギー等の推進

地球温暖化を防ぐための対策として、その主な要因となっている人間活動に伴う二酸化炭素、一酸化二窒素、メタン等の温室効果ガスの排出を抑制する社会経済システムの構造的な改革が必要です。

しかしながら、今日の経済活動や家庭生活の大半は、電気、ガス等のエネルギーや水道、自動車の使用に見られるように、石油などの化石燃料を燃焼することで維持されており、抜本的な改革には時間がかかります。

このため、日常の事務、事業や消費生活等で、すべての主体が無駄な電力の消費を抑制する省エネルギーや廃棄物を少なくするリサイクル活動などの身近な取組を行っていくことや、自家用車の更新に際し、燃費の良い車両を選定したり、設備の更新に際して高効率の機器を選定したり、身近な新エネルギーである太陽光発電システムを設置するなど、様々なレベルで取り組んでいくことが重要です。

佐賀県における地球温暖化対策は、平成 9 年 3 月に制定した「佐賀県環境基本条例」と平成 12 年 3 月に策定した「佐賀県環境基本計画」に基づき推進されてきましたが、その指標は、“京都議定書の削減目標の達成に向けた我が国の取組と連動しながら、県内の温室効果ガスの排出削減に努める”としていました。

その後、平成 14 年 10 月に制定した「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」に基づき、県民、事業者、CSO 及び行政がそれぞれの立場で積極的に地球温暖化防止の取組を進めていくための行動指針として、平成 16 年 3 月に平成 24 年（2012 年）までを計画期間とした「佐賀県地球温暖化防止地域計画」を策定しました。

一方、国は京都議定書目標達成期間終了後、新たな計画策定までの間も、地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要があることから、平成 25 年 3 月 15 日に地球温暖化対策推進本部において「当面の地球温暖化対策に関する方針」を決定し、引き続きこれまでと同等以上の取組を推進するとともに、地方公共団体、事業者、国民に対してもこれまでと同等以上の取組を推進することを求めています。そこで、県も、国の新たな計画策定まで間、県の総合計画や環境基本計画に基づき、これまでと同等以上の地球温暖化対策に取り組んできました。

その後、平成 27 年末にパリで開催された COP21（国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）において、2020 年以降の温室効果ガス排出削減に向けたパリ協定が採択され、平成 28 年 5 月に国は「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。県では、国の計画に即して、平成 30 年 3 月に「佐賀県地球温暖化対策計画」を策定し、県における地球温暖化に関する施策の基本的な方向性を示し、県民、事業者、行政といった全ての主体が、温暖化に関して、相互に連携しながら取組を推進していくこととしました。

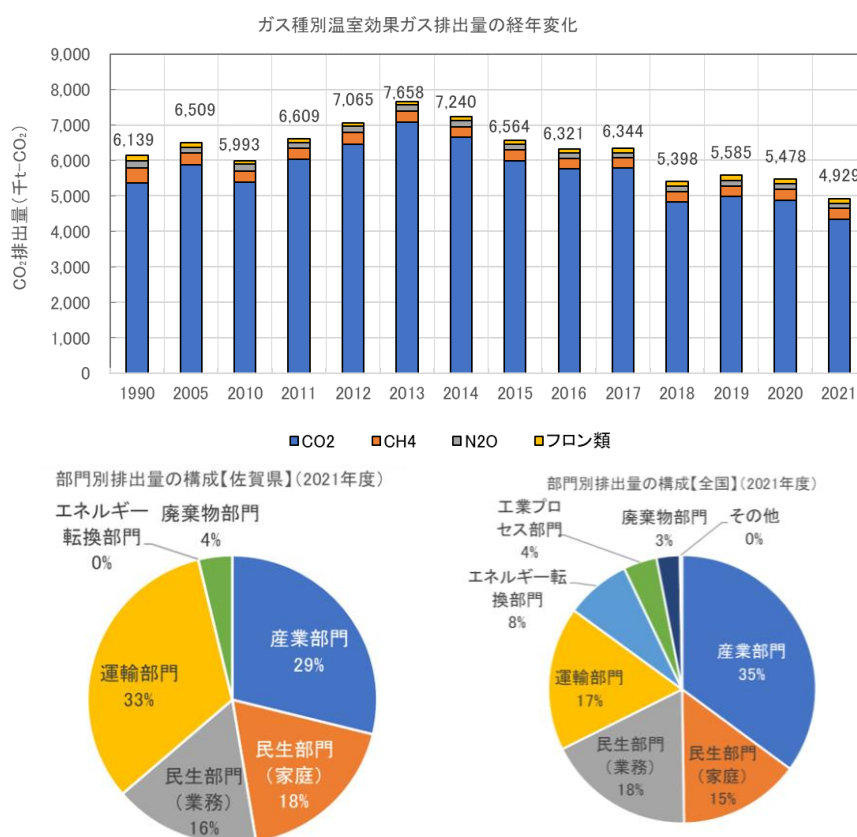
令和 2 年 10 月に国において、温室効果ガス排出量を 2050 年までに実質ゼロとする、カー

ボンニュートラルの実現を目指すことが表明されました。本県においても、令和 3 年 3 月に「第 4 期佐賀県環境基本計画」を策定し、国が表明した 2050 年までの排出量実質ゼロを踏まえて、県ができる取組を着実に進めていきます。

また、国の地球温暖化対策計画の温室効果ガス削減目標の見直しや「佐賀県施策方針 2023」等、現計画策定後の社会情勢の変化をふまえ、令和 5 年 9 月に「第 4 期佐賀県環境基本計画」を一部改定しました。

図 2-1-1 県内の温室効果ガス排出量の推移と 2021 年度の部門別の内訳

資料：脱炭素社会推進課



2021 年度の温室効果ガス排出量は約 494 万 t-CO₂（二酸化炭素換算）となり、前年度（2020 年度）と比較すると、約 10%減少しており計画の基準年度である 2013 年度から約 36%（森林吸収量も含めると 42%）減少しています。電力の排出係数（電気の供給 1kWh あたりどれだけの CO₂ を排出しているかを示す数値）が前年より大きく改善され、民生部門（家庭、業務）や業務部門においてエネルギー使用量の減少したため、2020 年度に比べ温室効果ガス排出量が減少したと考えられます。一方で、2013 年度と比較し、電力の排出係数の改善に伴う CO₂ 排出量が大きく減少したことや民生部門（家庭、業務）や運輸部門においてエネルギー消費量が減少したことに伴い、温室効果ガス排出量が減少しています。

また、この温室効果ガス排出量の約 9 割を占める二酸化炭素排出量を部門別に見ると産業部門が約 29%、運輸部門が約 32%、家庭部門が約 19%、業務部門が約 16%となり、全国と比較して、運輸部門の排出割合が高くなっています。

(注) 温室効果ガス排出量の算定資料の一つである「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)において、推計方法の見直しに伴い、過年度に遡って数値が改められたことから、本県の2013年度以降の温室効果ガス排出量についても再計算しています。

表 2-1-1 県内の温室効果ガス排出量の推移(部門別)

資料:脱炭素社会推進課

部門別温室効果ガス排出量の推移

(単位:千t-CO₂)

(単位:千t-CO2)														
ガス	部門別	区分	1990 (平成2) 年度	2005 (平成17) 年度	2013 (平成25) 年度		2020(令和2)年度				2021(令和3)年度			
			排出量	排出量	排出量	対1990 年度 増減率	排出量	対1990 年度 増減率	対2013 年度 増減率	対2019 年度 増減率	排出量	対1990 年度 増減率	対2013 年度 増減率	対2020 年度 増減率
二酸化炭素	エネルギー 転換部門	計	33	1	1	-98%	0.4	-99%	-44%	0%	0.3	-99%	-57%	-23%
		ガス事業	1.8	1.4	0.7	-59%	0.4	-77%	-44%	0%	0.3	-82%	-57%	-23%
		電気事業	31	0	0	-100%	0.0	-100%	—	—	0.0	-100%	—	—
	民生部門	計	1,644	2,268	3,378	106%	1,819	11%	-46%	-1%	1,525	-7%	-55%	-16%
		家庭	877	1,031	1,598	82%	995	13%	-38%	6%	810	-8%	-49%	-19%
		業務	766	1,237	1,781	132%	823	7%	-54%	-7%	715	-7%	-60%	-13%
	産業部門	計	2,104	1,826	2,050	-3%	1,560	-26%	-24%	2%	1,263	-40%	-38%	-19%
		農林水産業	224	207	155	-31%	185	-17%	20%	3%	168	-25%	9%	-10%
		建設・鉱業	141	80	66	-53%	48	-66%	-28%	4%	52	-63%	-21%	10%
	製造業	製造業	1,738	1,538	1,830	5%	1,327	-24%	-27%	2%	1,042	-40%	-43%	-21%
		計	1,500	1,627	1,506	0%	1,337	-11%	-11%	-11%	1,391	-7%	-8%	4%
		運輸部門	自動車	1,448	1,553	1,411	-3%	1,276	-12%	-10%	-10%	1,334	-8%	-5%
	鉄道		33	27	46	40%	25	-23%	-45%	-4%	21	-36%	-54%	-16%
	船舶		19	21	30	55%	27	40%	-10%	-3%	27	39%	-10%	-1%
	航空		0	27	19	—	9	—	-50%	-67%	9	—	-52%	-3%
	廃棄物	計	94	155	136	44%	159	69%	17%	19%	165	75%	22%	4%
		一般廃棄物	80	109	105	31%	100	25%	-5%	-3%	99	23%	-6%	-1%
		産業廃棄物	15	46	31	113%	60	308%	92%	94%	67	356%	114%	12%
二酸化炭素計			5,375	5,877	7,071	32%	4,876	-9%	-31%	-2%	4,344	-19%	-39%	-11%
その他6ガス計			764	632	587	-23%	602	-21%	3%	0%	584	-24%	0%	-3%
排出量合計			6,139	6,509	7,658	25%	5,478	-11%	-28%	-2%	4,929	-20%	-36%	-10%

※ 四捨五入の関係で合計値が一致しない場合があります

1 温室効果ガス排出削減と吸収源対策(緩和策)

(1) 家庭・事業所における温暖化防止

エコチャレンジシートを作成・配布し、家庭でできる省エネ・省資源実践活動や地球温暖化防止の推進を図りました。

(佐賀県地球温暖化防止活動推進センターへ委託して実施)

- 開催時期 夏: 令和5年7月1日(土)～8月31日(木)
冬: 令和5年12月1日(金)～令和6年1月15日(月)
- 参加者数 夏: 3,284名
冬: 3,842名

① クールビズの普及促進

地球温暖化対策の一環として、クールビズ(室温 28℃を目安とした冷房温度の調節と、その冷房環境に適した軽装(ノーネクタイ、ノー上着等)等)の普及促進を行いました。

- 実施期間 令和5年5月1日(月)～令和5年9月30日(土)

② ウォームビズの普及促進

地球温暖化対策のため、ウォームビズ(室温 20℃を目安とした暖房温度の調節と、その暖房環境の中で快適に過ごすライフスタイル)の普及促進を行いました。

- 実施期間 令和5年12月1日(金)～令和6年3月31日(日)

③ SAGA サステナブル・イノベーション事業

脱炭素社会の実現と持続可能な地域発展を目指すため、佐賀県を実証フィールドとしたエシカルな社会行動の変容に向けた実証実験を推進し、得た成果について佐賀県モデルとして県民への普及啓発や県内企業の人材育成へ活用していきます。

あわせて、県民のエシカルな取組への意識を高めるため、地域イベントと連携した普及啓発活動や脱炭素経営に係るセミナーを実施しました。

○エシカルアクションの県民向け啓発ブース出展

- ・SAGAN ゼロカーボンチャレンジマッチ（令和5年9月30日（土））
- ・佐賀さいこうフェス（令和5年10月21日（土）、22日（日））
- ・みやきマルシェ（令和6年3月16日（土）、17日（日））

○脱炭素経営をテーマにした企業向けセミナーの実施（令和6年3月18日（月））

④地球温暖化対策PR事業

県民に、地球温暖化問題に関心を持ってもらい、行動変容を促すために、地球温暖化問題を中心とした環境に関する情報や、対策のための具体的な取組方法などを、イベントにブース出展する形で発信しました。

実施日	イベント名
5月3日（水）	弥生の丘マルシェ（吉野ヶ里町）
5月5日（金）	SAGA アリーナトライアルフェス（佐賀市）
9月30日（土）	SAGAN ゼロカーボンチャレンジマッチ（鳥栖市）
10月21日（土）～22日（日）	佐賀さいこうフェス（佐賀市）
2月10日（土）	うれしのあったかマルシェ（嬉野市）

⑤ ゼロカーボン推進事業

ア 脱炭素型ライフスタイルの発信

サガテレビの情報番組「かちかちLIVE（旧かちかちPress）」において、家庭でできる省エネの取組や、歩くライフスタイルの推進など脱炭素型ライフスタイルに関する情報を月1～2回発信しました。

イ SAGAN ゼロカーボンチャレンジマッチ

サガン鳥栖のホームゲーム（R5.9.30）において、公共交通機関による来場やリユーズブルカップを使ったごみ削減など、観客一人一人が脱炭素の具体的なアクションを起こし、行動変容を促すための取組を実施しました。

⑥「ストップ温暖化」県民運動推進事業

県民、事業者、CSO 及び行政が一体となって地球温暖化や循環型社会づくりをはじめとする環境問題に積極的に取り組むことを目的として佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議（平成21年4月に環境にやさしい県民運動推進会議から名称変更）を設置

し、県が事務局をしています。

この推進会議では、地球温暖化防止や省資源・省エネルギーについて県民一人ひとりの関心を高め、その原因や対策についての理解を深めることにより具体的な行動へと結びつける啓発事業を実施しました。さらに、地域において実践されているリサイクル活動や省資源・省エネルギー活動など各種の環境保全活動等の支援を行っており、各団体間の連携を含め、地域活動の充実を図る事業に取り組みました。

さがエコ・ナビ（佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議）HP

<https://saga-econavi.jp/>

⑦九州エコファミリー応援アプリ事業

二酸化炭素削減の取組を促進するため、家庭での二酸化炭素削減行動等にポイントを付与するスマートフォンアプリ「九州エコファミリー応援アプリ」を運用し、そのポイントを使って抽選で商品と交換できる九州7県の統一事業を行いました。

○ アプリ登録者 22,441名（九州全体）

(2) 農林水産業の省エネ等の推進

① 施設園芸、農業等でのエネルギー消費削減

農業分野では、ハウスみかん、トマト、花きなどの施設園芸においてヒートポンプなどの省エネ設備の導入や、燃料消費が少ない大豆の部分浅耕播種技術の導入を促進し、温室効果ガスの排出削減を図りました。

また、国の「環境保全型農業直接支払交付金」を活用し、植物体が大気中の二酸化炭素を吸収し、鋤き込みにより土壌中に有機物として貯留される「カバークロップ」や「有機農業」や耕起面積を最小にして土壌の有機物の分解を抑制する「大豆の不耕起播種」の取組を推進しました。

ヒートポンプ 電気等のエネルギーで圧縮機を動かし、外気等の低温熱エネルギーを高温熱エネルギーに変換させることで加温又は冷房するもの。投入するエネルギーが小さいため、二酸化炭素排出量の大幅な削減が期待される。

カバークロップ レンゲなど緑肥作物を作付けする取組

有機農業 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業

表 2-1-2 環境保全型農業直接支払交付金のうち温室効果ガス排出制限の取組実績の推移

資料：農業経営課

取組	項目	R2	R3	R4	R5	R6
カバークロップ	件数(延べ団体数)	20	19	17	72	71
	面積(ha)	140	116	99	72	75
有機農業	件数(延べ団体数)	19	18	13	68	67
	面積(ha)	70	63	62	65	64
大豆不耕起播種	件数(延べ団体数)	3	3	2	8	8
	面積(ha)	9	9	8	8	9

② 省エネ型・省力型漁船の普及促進

省エネ型・省力型漁船への転換を推進するため、漁船取得、あるいは改造に活用できる国事業の活用促進について、漁協と連携し取り組みました。

(3) 環境マネジメントシステムを活用した温暖化防止

環境への負荷の少ない持続可能な社会を形成するためには、事業活動における資源・エネルギーの効率的利用や環境負荷の低減が重要なことから、環境マネジメントシステムを導入した事業活動や省エネルギー型の生産工程や施設の導入を推進しています。

令和5年度末の県内の「ISO14001」の認証取得事業所数は74箇所です。

また、中小企業等の幅広い事業者が容易に取り組める環境マネジメントシステムである「エコアクション21」の令和5年度末の県内の認証登録事業所数は105箇所です。

図 2-1-2 ISO14001 の認証取得事業所数の推移

資料：公益財団法人日本適合性認定協会

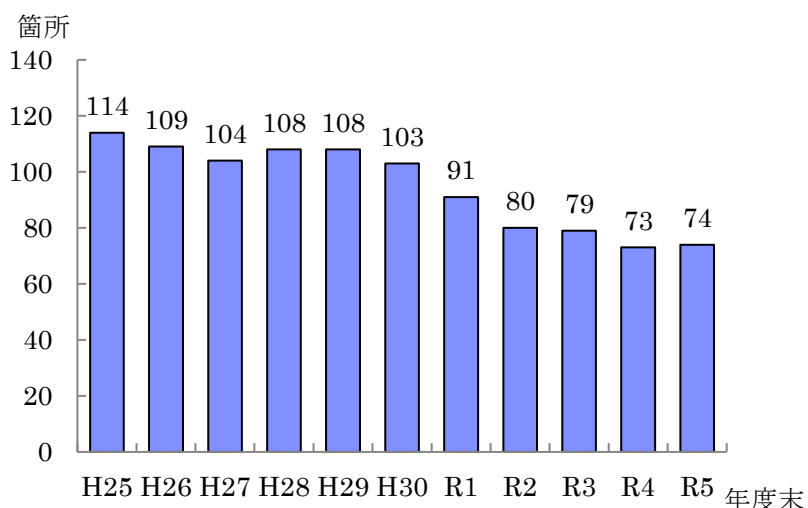
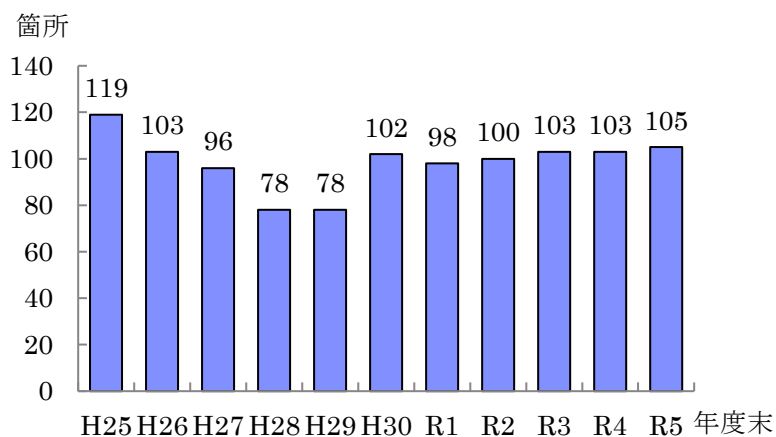


図 2-1-3 エコアクション21 の認証取得事業所数の推移

資料：一般財団法人持続性推進機構



(4) 自動車からの温室効果ガス排出抑制

クリーンエネルギー自動車普及の推進

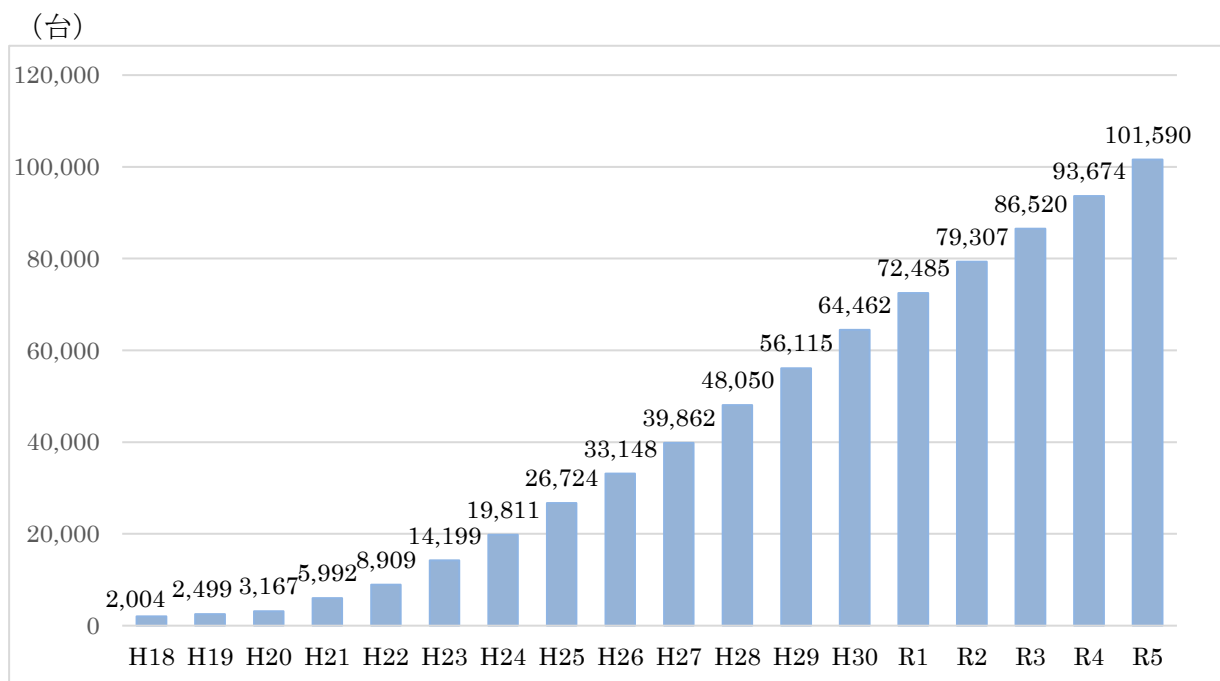
運輸部門からの温室効果ガス排出量のうち、自動車からの排出量は大きな割合を占めており、温室効果ガスを排出しない、または排出量の少ないクリーンエネルギー自動車の導入は温室効果ガス排出抑制に有効な手段です。

令和5年度末における佐賀県内のクリーンエネルギー自動車の保有台数は、令和4年度末と比較して7,916台増加し、101,590台となりました。

佐賀県では、県の公用車において電気自動車（EV）及び燃料電池自動車（FCV）の導入に努めており、令和4年度末現在において、EV14台、FCV5台を公用車として導入しています。

図2-1-4 佐賀県のクリーンエネルギー自動車導入台数推移

資料：国土交通省九州運輸局「燃料別等自動車保有台数」



低公害車 低公害車は、窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車です。

クリーンエネルギー自動車 石油以外の資源を燃料に使うことなどによって、既存のガソリンカーやディーゼルカーよりも窒素化合物、二酸化炭素などの排出量を少なくした自動車。天然ガス自動車、電気自動車、メタノール自動車、ガソリンカーと電気自動車を組み合わせたハイブリッド・カー、燃料電池車などがある。

①歩くライフスタイルの推進

○エコ通勤の推進

佐賀県は世帯当たり自家用車保有台数が九州で最も高く、通勤・通学の手段も自家用車を利用する県民が多い傾向にあります。

自家用車からの温室効果ガスの排出量削減のためには、通勤・通学の手段を、自家用車から徒歩、自転車や公共交通機関（電車・バス）などに切り替えるエコ通勤の推進が必

要です。

エコ通勤を県民運動として推進するため、エコ通勤事業所登録制度（ノーカーde エコ SAGA チャレンジ）を導入し、県内の参加事業所に対し、従業員に向けてエコ通勤を積極的に推進いただくよう呼びかけを行っています。令和 5 年度末の参加事業所数は 133 箇所です。

また、最寄り駅や停留所が自宅から遠い方に対しては、自宅から最寄り駅や停留所まで自家用車で移動して駐車し、そこから公共交通機関を利用して通勤する「パーク＆ライド」を推奨しています。イオン佐賀大和店及びイオン江北店内の駐車場に、パーク＆ライド専用駐車場を設置し、自家用車の移動を減らすことで温室効果ガスの削減を進めています。

○乗り継ぎ等の円滑化

多くの人が利用する地域交通は、マイカーに比べて 1 人あたりの二酸化炭素排出量が少ない移動手段です。しかし、本県は自家用車への依存度が高く、地域交通、特に路線バスの利用は昭和 44 年をピークに大幅に減少しています。（R 5 版環境白書引用）

移動手段にかかる省エネを推進するため、旅客事業者や市町等と連携し、公共交通機関の利便性の向上や、地域間の円滑な移動ができるような乗り継ぎ機能を向上させた地域交通ネットワークの構築に努めます。（出典：第 4 期基本計画 R 5 一部改定引用）

具体的には、乗り継ぎ等の円滑化に資するため、複数事業者の路線を最適に組み合わせた経路検索サービスの提供や、複数事業者で利用できる便利でお得なデジタルチケットを販売する MaaS（Mobility as a Service）の取組を実施しました。

デジタルチケットの販売枚数

令和 3 年度・・・・・・ 91 枚

令和 4 年度・・・・・・ 693 枚

令和 5 年度・・・・・・ 4,506 枚

○地域交通の見直しに取り組む市町の支援

県内市町において運行されているコミュニティバスやデマンドタクシーは、地域住民の通勤、通学、買い物や通院などの日常生活における移動を支えており、欠かせないものとなっているため、「今」と「将来」の地域住民のことを考え、地域交通を持続可能なものとしていく取組が必要です。

具体的には、地域交通の運行ルートやダイヤの見直し、デマンドタクシーの導入及び A I（人工知能）化、利用促進など、地域交通を持続可能なものとしていく取組を行う市町を支援しました。（R 5 年度決算報告書引用）

県の支援により地域交通の見直しに取り組んだ市町の数

令和 4 年度：7 市町

令和 5 年度：15 市町

② 交通管理システムの高度化

i. 信号灯器のLED化

従前の信号機に採用していた電球式信号灯器は消費電力が大きいことから、電球式信号灯器を設置している既設の信号機において、消費電力が少なく、視認性に優れるなどの特性を有するLED式信号灯器へと改良する事業を推進しています。また、平成20年度以降、新たに整備する信号機については当初からLED式信号灯器を採用しており、令和5年度末における佐賀県内のLED式信号灯器の数は14,225器となり、全信号灯器(18,818器)中に占める割合は約75%となります。

ii. 光ビーコンの整備

運転中のドライバーにナビゲーションシステムを介して、道路交通情報を視覚的に提供することにより、交通流の円滑を図るため、新交通管理システムのキーインフラである光ビーコンの整備を推進しており、令和5年度末における佐賀県内の光ビーコンの整備数は321基です。

(5) 廃棄物削減からの温室効果ガス排出抑制

① 3R推進による廃棄物焼却量の削減

県民に対する3Rの取組を推進するための普及・啓発を行っています。

また、排出事業者等が行う排出抑制・減量化・リサイクルのための取組を支援しています。

② 県の事務・事業における率先的な推進

県は、地球温暖化対策や循環型社会づくりへの取り組みを進めるために策定した「地球温暖化対策に関する佐賀県率先行動計画」に基づき、自ら率先して廃棄物の削減に取り組んでいます。

令和5年度の可燃ごみ排出量は、庁舎内の3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取り組みにより、平成25年度に比べ、83.6%減少しています。

今後とも、ごみの減量化、リサイクルの推進等に取り組み、廃棄物の削減に努めていきます。

表 2-1-4 令和5年度可燃ごみ排出量削減の取組実績(基準年度H25年度)

資料：脱炭素社会推進課

	R5 年度実績	
	排出量 (t)	H25 年度比増減率
可燃ごみ排出量	15.7	▲83.6%

※本庁舎の可燃ごみ排出量を指標とする。

③ 廃棄物最終処分量の削減

3R の推進、廃棄物の適正処理の推進等を通して、廃棄物最終処分量の削減を促進しています。

2 オゾン層保護・酸性雨対策

(1) オゾン層保護対策

地球をとりまくオゾン層は、地上に届いた場合に人間や動植物に悪影響のある紫外線を吸収し、地上の生物を守っています。しかし、フロンなどの化学物質の影響でオゾン層が破壊されていることが明らかになり、世界中で大きな問題となりました。

フロンは扱いやすく安価で、人体への毒性がないなど多くの利点があるため、冷媒や発泡剤など幅広い用途へ用いられてきました。しかし、オゾン層の破壊や地球温暖化といった地球環境への影響が明らかにされ、フロン等の生産・輸入・消費の規制、より影響の少ないフロンや他の物質への代替が進められています。

また、各分野でノンフロン化が進められており、冷媒分野で実用化されたものもありますが、全てにおいて実用化に至っているわけではなく、今後もフロン類を使用して行かざるを得ない状況です。このような状況から、機器を廃棄する際などにフロンを回収するなどの適切な処理が重要であるため、いわゆる「フロン排出抑制法」、「家電リサイクル法」、「自動車リサイクル法」に基づき、製品中に含まれるフロン類の回収が義務づけられています。

① フロン排出抑制法の施行状況

県では、第一種フロン類充填回収業者、第一種特定製品の管理者等に対する立入検査等を実施するとともに、第一種フロン類充填回収業者の登録及び充填量・回収量の報告により適正処理を推進しています。

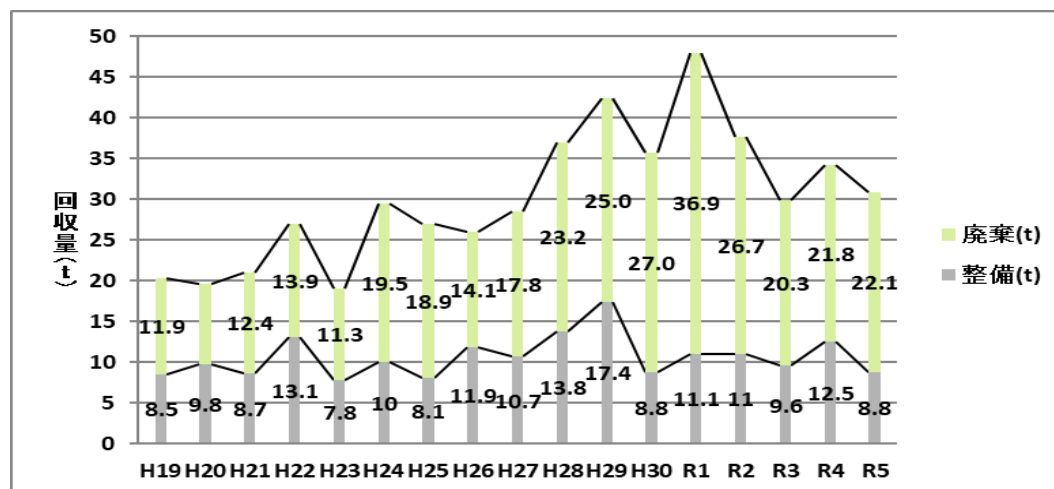
県内における令和5年度末の第一種フロン類充填回収業者は634業者であり、令和5年度の第一種フロン類充填回収業者からの報告によると、県内で約31トンのフロン類が回収されました。

図 2-1-5 第一種フロン充填回収業者によるフロン類回収量の推移

■整備…機器の点検・修理等時のフロン回収

■廃棄…機器の廃棄時のフロン回収

資料：有明海再生・環境課



(2) 酸性雨対策

pH5.6（大気汚染が全くない場合の降雨の理論上の値）以下の雨を酸性雨と呼んでいますが、国内でも、年平均 pH 値 4～5 の雨が観測されており、本県も同様の状況にあります。

酸性雨は、石炭や石油などの化石燃料の燃焼に伴って排出される硫黄酸化物及び窒素酸化物が雨に吸収されることにより生成するとされていますが、硫黄酸化物等は、気流によって国境を越えて移動するため、国際的な取組が必要な問題となっています。わが国では、これまで森林が枯れるなどの報告がなされており、酸性雨が継続すると、将来的には生態系等への影響が顕在化するおそれがあるといわれています。

酸性雨対策を推進するため、ロシア・中国を含む東アジアネットワークによる酸性雨調査(EANET)や、酸性雨による影響の早期把握等を目的に全国環境研協議会による国内の調査観測を継続しています。本県では、佐賀市において自動採取法により 1 週間ごとに雨水を採取し調査を行っており、令和 5 年度の結果は表 2-1-5 のとおりです。

表 2-1-5 令和 5 年度酸性雨調査結果 (pH)

資料：環境センター

測定地点	採取回数	範囲	平均
佐賀市（佐賀県環境センター）	42 回	4.21～5.48	4.70

3 森林整備等を通じた吸収源対策等の推進

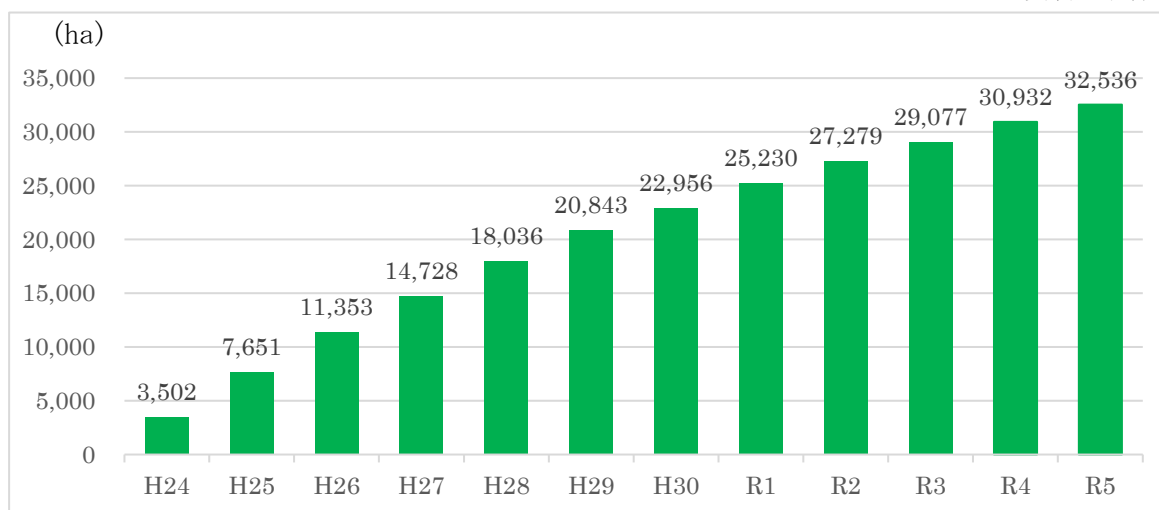
温室効果ガスの排出削減とともに、二酸化炭素の吸収源対策等としての森林の整備を図るため、平成 24 年度から 10 年間で 5 万 ha の間伐等の森林整備を行う、「こだまの森林（もり）づくり」に取り組んでいます。

また、平成 20 年度から導入した「佐賀県森林環境税」により、安全・安心な県民生活重視・環境優先の視点に立った「さかの森林（もり）再生事業」を実施し、荒廃した森林の再生に取り組みました。



図 2-1-6 「こだまの森林（もり）づくり」による森林整備面積（累計）の推移

資料：林業課



間伐 健全な森林づくりのため、成長した林木の一部を抜き伐ること

4 まちづくりを通じた吸収源対策等の推進

(1) 公園、緑地の整備、街路樹の植栽推進

都市公園や緑地は、都市の中に緑とオープンスペースを確保し、都市で生活する人々の憩いの場、レクリエーションの場であり、都市景観をうるおいのあるものにします。

また、騒音などの公害の緩和や温暖化対策に役立ち、災害時の避難地ともなるなど、都市の生活環境として欠かすことのできないものです。

このため、都市公園を計画的に配置し、各々の公園の持つ機能を最大限に活かすことが出来るように、整備を進めていきます。



【佐賀城公園の緑地】

【令和 5 年 3 月 31 日現在 一人当たり都市公園等面積 12.3 m²/人】

街路樹は、遮光や交通分離、衝撃緩和といった交通安全機能や、景観向上機能、騒音低減、大気浄化や温暖化対策といった生活環境保全機能、緑陰形成機能、自然環境保全機能、防災機能などを有しています。

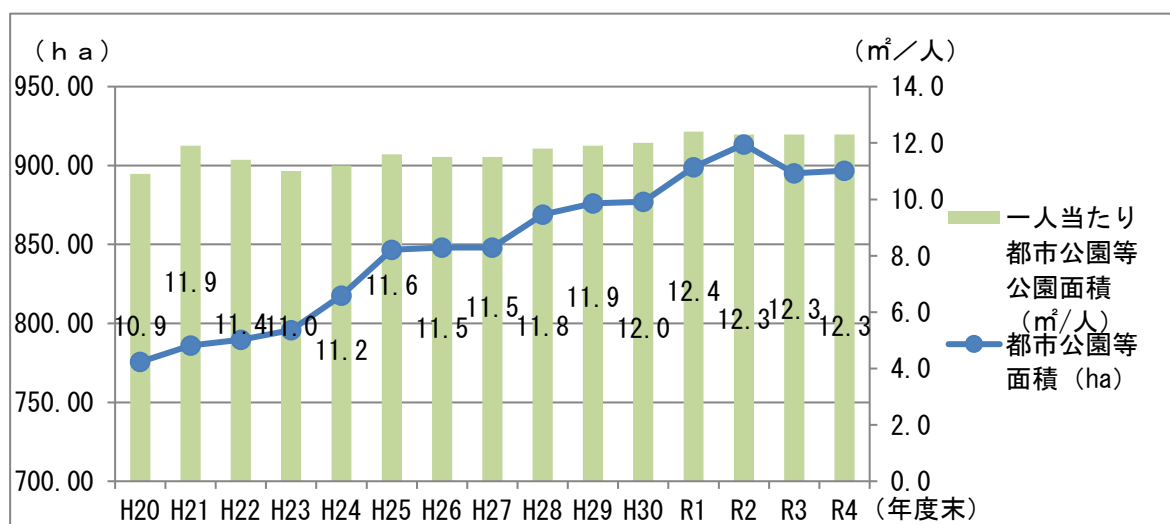
しかしながらその一方で、落ち葉の処理や害虫の発生、枝の落下や強風時の倒木などの弊害もあり、樹種や植栽箇所については慎重な対応が必要です。

今後も、季節の変化に富んだ、うるおいと親しみのある緑空間づくりのため、道路整備の進捗に合わせて街路樹の整備を行っていきます。

人口集中地区（DID）における佐賀県管理道路の緑化率は、平成 18 年 4 月 1 日現在の 18.2km から令和 5 年 4 月 1 日現在で 33.2km となっています。（まちづくり課調べ）

図 2-1-7 一人当たり都市公園等面積

資料：まちづくり課



（都市計画区域内人口一人当たり）

(2) エネルギー効率の高い住宅の普及啓発

自然エネルギーの利用や地球温暖化問題に関する意識が高まっており、住宅においても高い省エネルギー性能を持つ認定低炭素住宅や性能向上計画認定住宅の普及促進を図り、省エネルギー性能に優れた住宅ストックを最大限活用することが重要です。

県内では令和 5 年度、住宅における低炭素建築物新築等計画の認定を 6 件、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を 43 件行いました。

（佐賀県HP）

https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00354507/index.html

5 環境意識の向上

環境を大切にする気持ちを育てること等により、温室効果ガス排出削減と吸収源対策及び気候変動の影響への適応策が広く普及するよう、佐賀県環境サポーター派遣事業等を行い、人材育成や環境教育・環境学習を推進しています。

第2節 気候変動の影響への適応

(1) 水環境・水資源

県内主要ダム（直轄2ダム及び県管理13ダム）の貯水率を県HPに掲載し、水源の状況を広く一般の方へ情報提供しています。

(2) 水災害対策

① 水災害の現状とハード整備

近年、地球温暖化に伴う気候変動により、雨の降り方が集中化・激甚化してきており、さらなる災害の激甚化・頻発化が懸念されています。

特に、令和元年佐賀豪雨では、県内各地で1時間に雨量で100mmを超える猛烈な雨が観測されたほか、佐賀では24時間雨量で390.0mm、72時間降雨量で461.0mmを観測するなど県内全域で記録的な雨となり、住家の全壊、床上浸水、床下浸水など、県内各地で被害が発生しました。令和2年7月豪雨では、鹿島市や嬉野市で記録的短時間大雨情報が発表される猛烈な雨となり、県南西部を中心に護岸の崩壊などの被害が発生しました。さらに令和3年8月豪雨では、嬉野で総雨量が1178.5mmを観測するなど県内全域で平年の降水量の3倍～4倍という記録的な雨となり、家の全壊、床上浸水、床下浸水などの被害が発生しました。

このため、令和3年9月に「佐賀県内水対策プロジェクト（プロジェクトI F）」を起ち上げ、気候変動により豪雨災害は毎年起こりうるとの想定のもと、「人命等を守る」「内水を貯める」「内水を流す」これら三つの柱で、内水対策をトータルで進めています。

「人命等を守る」対策では、浸水センサーを272箇所、内水監視カメラを23箇所、道路情報板を4基設置し、運用を開始しています。

「内水を貯める」対策では、9市町の農家に協力いただき、約1,200ヘクタールの水田において、水路等への排水を抑制する田んぼダムに取り組むことができています。また、県営ダムでは、洪水調節機能強化のため、大規模な洪水をもたらすような大雨が予想される場合に、早ければ3日前から放流を行う「事前放流」と出水期に予め通常より貯水位を低下させておく「貯水位運用」に取り組んでいます。

「内水を流す」対策では、令和4年6月に排水ポンプ車「ファイブスターズ」を各土木事務所に計5台配備しました。また、河川整備をはじめ、県管理河川の浚渫や、排水機場の耐水化及び増強などの機能向上に取り組んでいるところです。

県では、洪水や高潮から県民の生命・財産を守るため、近年災害が発生した河川や、人

口が集中し氾濫被害の大きい河川を中心に河川改修事業や高潮対策事業を進め、令和4年度末の整備延長は1.3km増加し、527.8kmとなりました。

また、ダムや排水機場等については建設から年数が経過しており、施設の老朽化が進んでいるため、計画的な予防保全対策、施設の延命化及び機能確保のため、河川管理施設の長寿命化計画を策定し、本計画に基づき老朽化対策を進めているところです。

さらに、近年、県内各所で異常降雨が観測されているため、水防活動や避難行動のきっかけとなる情報を共有するため、雨量計や水位計の設置を進め、令和5年度末の設置数は211局（雨量計100局、水位計111局）（234箇所（雨量計100基、水位計134基））となりました。

また、水防活動や住民の避難行動に資するため、令和5年度末までに河川監視カメラを33河川36箇所、簡易河川カメラを13河川21箇所で設置し、危機管理型水位計を57河川57箇所で設置を進めたところです。

② 防災・減災等の体制づくり

県では、風水害、震災、火災等に対し、自助、共助、公助の適切な連携により迅速かつ的確に対応でき、県民の安全・安心を確保し、救える命を救う防災・減災体制を目指しています。自助、共助の取組を進めるにあたり、重要な役割を果たすのが「地域の防災力」です。県はその充実強化のため、地域防災力の中核を担う消防団員の確保に市町と連携・協力して取り組むとともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る各市町の取組を支援しています。

消防団については、団員の確保のため、市町が行う地域の実情にあった団員確保に必要な取組に対する補助及びテレビ・新聞などのメディアを活用した消防団のPRを実施しています。

自主防災組織については、組織の中心的役割を担う人材を養成するため、「佐賀県地域防災リーダー養成講座」を県において開催し、平成19年から令和2年までの間に総数1,383名を佐賀県地域防災リーダーとして委嘱しました。また、地域防災リーダーとして長く活躍いただくため、養成講座受講後も、災害に関する知識を深め、また県内の状況について共有していく「佐賀県地域防災リーダーフォローアップ研修」を開催しています。

(3) 自然生態系

中層湿原における湿地性草本群落から木本群落への遷移を抑制するため、佐賀県檜原湿原自然環境保全地域の保全計画に基づき湿原の適切な維持管理に努めています。

また、松くい虫被害の減少・撲滅並びに保安林・自然環境等の公益的機能の高度発揮及び保全を目的に、特に守るべき松林において、被害の未然防止の観点から、環境面への影響がないことを確認しながら、空中からの薬剤散布を行っています。

(4) 農林水産業

① 気象災害等に伴う農作物への被害状況の把握

大雨や台風などによる気象災害発生時には、県職員や市町職員等が現地確認を行い、農作物の被害状況の把握に努め、その結果をもとに農業者への支援を実施しています。

また、悪天候により農作物被害が発生する恐れがある場合は、農業技術防除センターにおいて佐賀地方気象台から提供される気象情報をもとに作成した被害軽減等のための技術情報を関係機関に提供するとともに県ホームページに掲載しています。

② 品種開発等、栽培手法の検討

近年、地球温暖化の進行による気温の上昇により、水稻などで、品質、収量が低下する問題を生じています。

そこで、水稻については、高温耐性に優れた極良食味の「さがびより」を育成し、作付けの拡大を進めてきました。「さがびより」は高温年でも安定した品質と収量を得ることができ、10月に収穫する中生の主力品種として約6,000ha（水稻品種全体の3割弱）で作付けがなされています。また、「さがびより」よりも早期収穫が可能で、高温耐性に加え、いもち病やトビイロウンカの抵抗性を有する「ひなたまる」を新たに育成し、「ヒノヒカリ」「たんぼの夢」（両品種の作付面積：約3,500ha）の代替として導入を進める予定です。さらに、中山間地においても、高温に強い早生の水稲品種「つや姫」や「にじのきらめき」の導入を進めています。

また、温室効果ガス低減を目的として、長年にわたり稲麦わら堆肥等による土壌中における炭素貯留効果を調査するとともに、さらに近年は、もみ殻燐炭の有効利用についても検討しています。

一方、園芸作物においては、夏季高温による花芽分化遅延及び着果不良、病虫害の多発、生理的な障害による品質や収量の低下が問題となっています。そこで、イチゴでは、夏季高温下でも苗の花芽分化が遅延しない育苗技術の確立に取り組むとともに、耐病性や温暖化に対応した新品種の開発に取り組んでいます。この他、施設園芸では、施設内の温湿度などを最適にコントロールする環境制御栽培技術、露地品目では作期の移動や品種選定、資材等の利用などにより、収量や品質を向上する栽培技術の開発・普及に取り組んでいます。

③ 暑熱ストレス軽減化手法の開発

地球温暖化の進行に伴い、食欲低下や酸化ストレスによる家畜の生産性低下が顕著になってきています。今後、温暖化がさらに進行した場合、影響を受ける期間と地域の拡大が懸念されることから、暑熱対策技術の確立は喫緊の課題となっています。

i. 豚における暑熱ストレス軽減手法の開発

暑熱期の種雄豚の繁殖性向上対策として、L-カルニチンや抗酸化作用が期待される粉末緑茶を同時添加給与した際の精液性状および精子運動性へ与える影響について

調査しました。その結果、採取当日の希釈精液で、精子運動性（直線運動、曲線運動および頭部幅）を改善できることが確認されました。

④ 高水温に対応した海苔の品種開発

近年、地球温暖化により海水温が上昇傾向にあり、採苗の開始が遅れ生産期間が短縮する問題が生じていることから、高水温下での成長性や耐病性の向上を目指し、新品種の開発に取り組んでいます。

⑤ 磯焼け対策の啓発・指導

藻場はウニやアワビ等の有用水産物の餌としてだけでなく、産卵場所や、稚仔魚等の隠れ家など、重要な役割を持っています。近年、温暖化による海水温の上昇や食害生物の増加によって、磯焼け被害が拡大しています。このため、主な食害生物であるガンガゼの駆除や、藻場造成の取組を漁業者と一緒にを行っています。

⑥ キノコ類、山菜類の栽培管理の試験・普及等

これまで、独自性のあるキノコ類、山菜類について、地域の気象条件等に応じた生産技術の検討を進めてきました。

令和2年度からは、とりわけ、アラゲキクラゲの簡易施設栽培及びギョウジャニンニクの林床栽培について、これまでの研究の成果を栽培マニュアル等に取りまとめ、山村地域の農林業者向けの技術研修等を実施しながら、普及活動に取り組んでいます。

また、原木しいたけ栽培に関して、しいたけのほだ木としてあまり活用されていない、大径原木の活用と、しいたけ栽培作業の平準化及び省力化を図るための生産技術の検討を進めています。

(5) 健康

熱中症は、性別・年齢等に区別なく起こりうる疾患であり、重症化すれば、死に至る可能性があります。特に高齢者やこども等は注意が必要です。

しかし、熱中症は、予防方法を知って、個人・集団で予防行動を行うことで防ぐことが可能であり、発症しても早期に応急処置を行えば救命することができます。

県民の熱中症予防に対する意識を向上させ、また、発症及び重症化予防につながるように、各関係部署と連携して、広く情報提供や注意喚起等を行うように努めています。

① 熱中症警戒アラート情報の提供及び注意喚起

国から発表される熱中症警戒アラート情報を前日17時及び当日8時30分※¹に県ホームページで公表し、熱中症の予防等について広く啓発しています。

また、発表時には、庁内関係課、各保健福祉事務所、市町等に対する情報発信に努めています。

(提供期間) 5月中旬～9月下旬
(発表回数) 令和5年：19回

※1 熱中症警戒アラート情報は、前日17時及び当日5時の2回、国から発表されます。

(佐賀県HP)

「熱中症警戒アラート情報」https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00347065/index.html

「熱中症にご注意ください」https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00380481/index.html

第3節 再生可能エネルギー等の推進

県は、「県内発や県にゆかりある人・企業・技術・製品等で日本・世界の再生可能エネルギー等の普及拡大に貢献」することを目指し、多様な再生可能エネルギーの導入を促進するための事業モデルの構築や、関連産業の集積に向けた取組を進めています。

(1) 再生可能エネルギー関連産業の蓄積

現在、地球温暖化防止に向けた脱炭素化が世界共通の課題となっています。

こうした中、再生可能エネルギーは産業としての裾野が広く、県内企業でも進出が可能なことから、その普及促進に向けた様々な取組を実施しています。

今後も、エネルギー賦存量や地域特性等も踏まえ、技術革新の促進や関連産業の創出を図る観点からも、海洋や小水力などの再生可能エネルギーや、再生可能エネルギー由来電力の調整手段として期待される水素エネルギーの導入促進にしっかりと取り組んでいきます。

① 現状

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の実施により、再生可能エネルギーに多くの注目が集まり、再生可能エネルギーの調整手段としても期待される水素エネルギーについても関心が高まっています。

しかしながら、県内での再生可能エネルギーの導入は、太陽光発電に大きく偏っており、また、燃料電池自動車も高価であるなど、自立的な普及には課題があることから、更なる研究開発やフィールド実証に取り組むことで産業化に繋げる必要があります。

② 取組方針の達成状況

平成29年度に策定した佐賀県再生可能エネルギー等先進県実現化構想の実現に向け、次のような様々な取組を行いました。

- オープンイノベーションを基軸に産学官連携による再生可能エネルギー等の研究開発や市場開拓を進めるため、令和元年10月に佐賀大学と共同で「再生可能エネルギー等イノベーション共創プラットフォーム（呼称CIREn：セイレン）」を立ち上

げました。初年度は洋上風力発電や太陽光発電をはじめとする 9 つの研究分科会からスタートし、令和 2～3 年度に新たに 3 研究分科会、令和 4 年度に新たに 1 研究分科会、令和 5 年度に 2 研究分科会を設置し、計 15 研究分科会に対して、プロジェクト化に向けた事前調査や基礎研究等の活動の支援を行いました。

- 海洋再生可能エネルギー分野では、唐津市沖合における洋上風力発電の事業化を検討するにあたり、再エネ海域利用法に基づく法定協議会の早期設置に努めています。これまでに、候補海域内の漁業環境の現状を確認する漁業環境影響調査や、関係者を率いた国内先行地への視察、また、漁業関係者や離島住民を対象とした説明会の開催、景観への影響に配慮したフォトモンタージュ画像の製作等を行いました。令和 6 年度は再エネ海域利用法に基づく有望区域に進むことを国へ要請しましたが留保となったため、その課題を解決し、有望な区域となるよう引き続き検討を進めていきます。
- 令和元年度までに構築した小水力発電の事業モデル（県内企業の製品、技術、ノウハウ等を活用し、将来的に補助金等に頼らなくても自立可能なモデル）の実証に取り組みました。また、導入の可能性が高い地点での導入可能性調査を実施しました。
- 佐賀平野における地中熱の導入事例を創出するため、SAGA サンライズパークにおいて地中熱を利用した空調設備工事を実施しました。また、現在評価手法が確立していない地下水動態の情報が乏しい地域における新たな地中熱ポテンシャル評価手法を検討するため、唐津地域において、熱応答試験や地層情報のデータベース化を実施し、手法開発のための研究に取り組みました。その成果として、唐津地域での地中熱ポテンシャルマップを作成しました。さらに、地中熱の農業利用について検討するため、園芸用ハウスに地中熱を利用した加温設備を導入し、実証研究を開始しました。
- 水素による電力調整システムの構築に向け、余剰電力で製造・貯蔵した水素を有効に利活用することにより、再生可能エネルギー由来電力の不安定さを調整する仕組みについて、電力制度改革が進んだ場合を想定し、補助金等に頼らず自立的に収益を上げることが実現可能なモデルの検討を進めています。
- 水素利用社会の実現に向けて、イベントにおいて燃料電池自動車の展示を行い、水素・燃料電池関連産業に対する普及啓発を図りました。



【温泉発電システムの実証試験環境】



【佐賀水素ステーションと燃料電池自動車】

(2) 省資源型農業の実現に向けた検討

果樹試験場では、施設かんきつ栽培におけるCO₂の排出削減を目的として、地中熱を活用したヒートポンプによる加温技術の開発試験に、(一社)有明未利用熱利用促進研究会と連携して令和2年度から取り組んでいます。

地中熱ヒートポンプは、県内の産地で利用されている空気熱源式ヒートポンプと比較してデフロスト（除霜）の必要がなく、暖房効率が高いことから、地中熱がハウス加温の有効な熱源になることが期待されています。

これまでは比較的小規模な10kwの地中熱ヒートポンプを用いて試験を行ってきましたが、令和6年度からは、30kwの地中熱ヒートポンプにファンコイルユニットを追加で設置し、より大きな熱源を確保した中で加温特性や冷房機能の能力把握についての試験研究に取り組んでいます。



【地中熱ヒートポンプ】



【ハウス内ファンコイルユニット】

(3) 廃棄物処理施設、し尿処理施設等を活用したエネルギー・熱回収

再使用や再生利用ができないものは廃棄物として処分することになりますが、処理の段階において、可能なものについては3R+Renewableが推奨され、熱回収（サーマルリサイクル）を行うことも重要であるとされています。まずは、熱回収（サーマルリサイクル）を促進するため、熱回収（サーマルリサイクル）の機能を有する廃棄物処理施設の設置促進を図ります。

(4) 地域特性に合わせた再生可能エネルギーの普及拡大

① 小水力発電

自然の水の流れを利用した小水力発電は、昼夜、年間を通して安定した発電が可能ですが、本県のように比較的平坦な地形では事業性の高い適地が限られることから、本県でも事業採算性が得られる小規模水力発電の事業モデルとして、平成30年度に30kw採算モデル（通称“佐賀モデル”）を構築しました。

令和元年度には、構築した事業モデルの有効性の実証を行う候補地として選定した吉野ヶ里町松隈地区において、実証事業の実施に向けた取組に対し支援を行い、令和

2 年 11 月、“佐賀モデル”の第 1 事例目として、「松隈小水力発電所」が稼働を開始しました。

今後は、事業モデルの県内外への周知や、モデルの改良に取り組み、地域資源を活用した小水力発電事業による自立した地域づくりを促進することで、県内外の脱炭素化や地域づくりに貢献していきます。

② 地中熱利用の推進

地中熱は、天候や時間帯に左右されない安定した再生可能エネルギーであり、冷房や暖房などの空調設備に利用することで、電力消費量とともに二酸化炭素排出量の削減に効果があります。

そこで県は、佐賀平野と唐津地区を対象として作成した地中熱ポテンシャルマップを活用して、地中熱利用の普及を目指しています。

ポテンシャルマップを活用した取組として、令和元年度には、このマップを活用して S A G A サンライズパークにおいて地中熱等の導入可能性調査を行い、令和 2 年度から 3 年度にかけて地中熱を利用した空調設備工事を実施しました。また、令和 3 年度には施設園芸ハウス（ハウスみかん）にも地中熱空調を導入し、実証実験を行っています。

今後は、ポテンシャルマップを活用した取組の他、S A G A サンライズパークに導入した設備を環境学習等に活用することで、地中熱に対する理解促進や機運の醸成を図るとともに、地中熱利用の用途開発等を通じて、県内における地中熱の利用拡大と産業化に取り組めます。

第2章 安全・安心で快適な生活環境の保全

第1節 大気環境の保全

1 大気汚染防止対策

(1) 大気環境監視体制

佐賀県では、大気汚染状況を把握するため、県内の各地に配置した大気環境常時監視測定局で24時間連続の測定を行い、大気環境を監視しています。

令和5年度は、一般環境大気測定局（一般局）16局、自動車排出ガス測定局（自排局）2局で、環境基準が定められている二酸化窒素、微小粒子状物質(PM_{2.5})等を自動測定機により測定し24時間連続で監視を行っています。各測定局の配置及び測定項目は、図2-2-1及び表2-2-1のとおりです。測定した速報値については、「佐賀県の大気環境（リアルタイム表示システム）」により情報提供をしています。

また、自動測定機により測定できない有害大気汚染物質については、環境基準が定められている4物質と健康リスクが高い優先取組物質18物質を、毎月、県内2地点で試料採取して分析を行っています。各調査地点の調査項目は表2-2-2のとおりです。

さらに、微小粒子状物質については、発生源調査等の基礎資料を得るため、自動測定機による濃度測定と別に、年4回（各季2週間）、県内1地点（佐賀局）で試料採取を行い、微小粒子状物質に含まれるイオン成分、無機元素成分、炭素成分及び質量濃度の分析を行いました。調査項目は表2-2-3のとおりです。

図2-2-1 大気環境常時監視測定局配置図

資料：環境センター



佐賀県の大気環境（リアルタイム表示システム）

<https://www.saga-taiki.jp/pc/index.php>

表 2-2-1 大気環境常時監視測定局（令和 5 年度）

資料：環境センター

分類	番号	測定局名	所在地	測定項目						
				SO ₂	CO	SPM	NO ₂	Ox	PM _{2.5}	NMHC
一般局	1	佐賀	佐賀市高木町 15-30	○		○	○	○	○	○
	2	神埼	神埼市神埼町枝ヶ里 349	○		○	○		○	
	3	三瀬	佐賀市三瀬村三瀬 2970	○		○	○	○	○	
	4	多久	多久市北多久町大字小侍 48-1	○		○	○	○	○	
	5	鳥栖	鳥栖市宿町 721-35	○		○	○	○	○	
	6	基山	基山町大字宮浦 1037-1	○		○	○	○		
	7	唐津	唐津市二タ子 1-7-83	○		○	○	○	○	
	8	竹木場	唐津市竹木場 5576-17	○		○				
	9	肥前	唐津市肥前町入野甲 1684					○	○	
	10	大坪	伊万里市大坪町甲 2863-1	○		○	○	○	○	
	11	山代	伊万里市山代町久原 1637-4	○		○	○			
	12	西有田	有田町下山谷字佐後乙 3563-1					○		
	13	武雄	武雄市武雄町大字昭和 27-6	○		○	○	○	○	
	14	白石	杵島郡白石町大字福田 2371	○		○	○		○	
	15	鹿島	鹿島市大字納富分 2744-1	○		○	○	○	○	
	16	嬉野	嬉野町大字下宿乙 1408	○		○	○	○	○	
自排局	17	兵庫	佐賀市兵庫町大字西瀬 1960-4		○	○	○			
	18	曾根崎	鳥栖市曾根崎町 1498-3		○	○	○			

（注）測定項目の名称は、それぞれ次のとおりの略号で標記しています。

SO₂：二酸化硫黄、CO：一酸化炭素、SPM：浮遊粒子状物質、NO₂：二酸化窒素、
Ox：光化学オキシダント、PM_{2.5}：微小粒子状物質、NMHC：非メタン炭化水素

一般環境大気測定局 大気汚染防止法第 22 条に基づいて、環境大気の汚染状況を常時監視（24 時間測定）する測定局。

自動車排出ガス測定局 大気汚染防止法第 20 条及び第 22 条に基づいて、自動車排出ガスによる環境大気の汚染状況を常時監視する測定局。

有害大気汚染物質 低濃度ではあるが長期曝露によって人の健康を損なうおそれのある物質。

二酸化いおう (SO₂) 石油、石炭等を燃焼したときに含有される硫黄 (S) が酸化されて発生するもので、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になると言われている。

一酸化炭素 (CO) 有機物が不完全燃焼をすると発生するガスで、自動車排ガス中などに含まれる。吸い込むと血液中のヘモグロビンと強く結びついて酸素供給を妨げ、頭痛やめまいなどの症状が表れる。

浮遊粒子状物質 (SPM) 浮遊粉じんのうち、10μm 以下の粒子状物質のことをいい、ボイラーや自動車の排出ガスなどから発生するもので、大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼす。

二酸化窒素 (NO₂) 二酸化窒素は、物の燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物で、発生源は、工場・事業場、自動車、家庭等多種多様である。二酸化窒素は、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると言われている。

光化学オキシダント (Ox) 大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質で、光化学スモッグの原因となり、高濃度では、粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されている。

微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 2.5μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

非メタン炭化水素 (NMHC) 炭化水素は、炭素と水素が結合した有機物のうち、メタン以外の総称である。大気中の炭化水素濃度の評価には、光化学反応に関与する非メタン炭化水素が用いられる。

表 2-2-2 有害大気汚染物質調査地点及び調査項目

資料：環境センター

調査地点	調 査 項 目
佐賀市 (佐賀局)	アクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、クロム及び三価クロム化合物、六価クロム化合物、クロロホルム、酸化エチレン、1,2-ジクロロエタン、 ジクロロメタン※ 、水銀及びその化合物、 テトラクロロエチレン※ 、 トリクロロエチレン※ 、トルエン、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン、ベリリウム及びその化合物、 ベンゼン※ 、ベンゾ[a]ピレン、ホルムアルデヒド、マンガン及びその化合物
伊万里市 (大坪局)	

(注1) ※印は環境基準が定められている物質です。

(注2) クロム及び三価クロム化合物並びに六価クロム化合物については、クロム及びその化合物の全量として測定しています。

表 2-2-3 微小粒子状物質成分分析調査項目

資料：環境センター

調査地点	測定区分	調 査 項 目
佐賀市 (佐賀局)	イオン成分	塩化物イオン、硝酸イオン、硫酸イオン、ナトリウムイオン、アンモニウムイオン、カリウムイオン、カルシウムイオン、マグネシウムイオン
	無機元素成分	ナトリウム、アルミニウム、カリウム、カルシウム、スカンジウム、チタン、バナジウム、クロム、マンガン、鉄、コバルト、ニッケル、銅、亜鉛、ヒ素、セレン、ルビジウム、モリブデン、カドミウム、アンチモン、セシウム、バリウム、ランタン、セリウム、サマリウム、ハフニウム、タンタル、タングステン、鉛、トリウム、ベリリウム
	炭素成分	有機炭素、元素状炭素
	質量濃度	重量

(2) 大気環境監視結果

① 大気環境常時測定局における測定結果

令和5年度の常時測定における環境基準等達成状況は表2-2-4のとおりです。

長期的評価では、二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び微小粒子状物質において、全ての測定局で環境基準を達成しました。

短期的評価では、二酸化いおう、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については、全ての測定局で環境基準を達成しました。光化学オキシダントについては、全ての測定局で環境基準を超過しました。

なお、光化学オキシダント等に係る注意報の発令及び微小粒子状物質に係る注意喚起の実施はありませんでした。

表 2-2-4 大気環境基準等達成状況

資料：環境センター

物質名		二酸化いおう			一酸化炭素		
評価方法		長期的評価	短期的評価		長期的評価	短期的評価	
			1日平均値	時間値		1日平均値	8時間平均値
一般局	測定局数	14					
	有効測定局数	14					
	達成局数	14	14	14			
	未達成局数	0	0	0			
	未達成の内容 (基準超過日数又は時間数)	－	－	－			
自排局	測定局数				2		
	有効測定局数				2		
	達成局数				2	2	2
	未達成局数				0	0	0
	未達成の内容 (基準超過日数又は時間数)				－	－	－

物質名		浮遊粒子状物質			二酸化窒素	オキシダント
評価方法		長期的評価	短期的評価		長期的評価	短期的評価
			1日平均値	時間値		時間値
一般局	測定局数	14			13	12
	有効測定局数	14			13	
	達成局数	14	14	14	13	0
	未達成局数	0	0	0	0	12
	未達成の内容 (基準超過日数 又は時間数)	-	-	-	-	271~455
自排局	測定局数	2			2	
	有効測定局数	2			2	
	達成局数	2	2	2	2	
	未達成局数	0	0	0	0	
	未達成の内容 (基準超過日数 又は時間数)	-	-	-	-	

物質名		微小粒子状物質		非メタン炭化水素
評価方法		長期的評価		指針値
		長期基準	短期基準	
		年平均値	1日平均値	3時間平均値
一般局	測定局数	12		1
	有効測定局数	12		
	達成局数	12	12	1
	未達成局数	0	0	0
	未達成の内容 (基準超過日数 又は時間数)		-	-
自排局	測定局数			
	有効測定局数			
	達成局数			
	未達成局数			
	未達成の内容 (基準超過日数 又は時間数)			

- * 長期的評価とは、年間にわたる測定結果を長期的に観察し評価したもの
- * 短期的評価とは、個々の日についての1時間値、1時間値の1日平均値、又は8時間平均値が、環境基準を達成しているかどうかで評価したもの
- * 長期的評価における有効測定局とは、年間測定時間が6,000時間以上の測定局のこと

ア) 二酸化いおう (SO₂)

測定結果は表 2-2-5 のとおりであり、長期的評価については、有効測定局である一般局 14 局の全てで環境基準を達成しました。

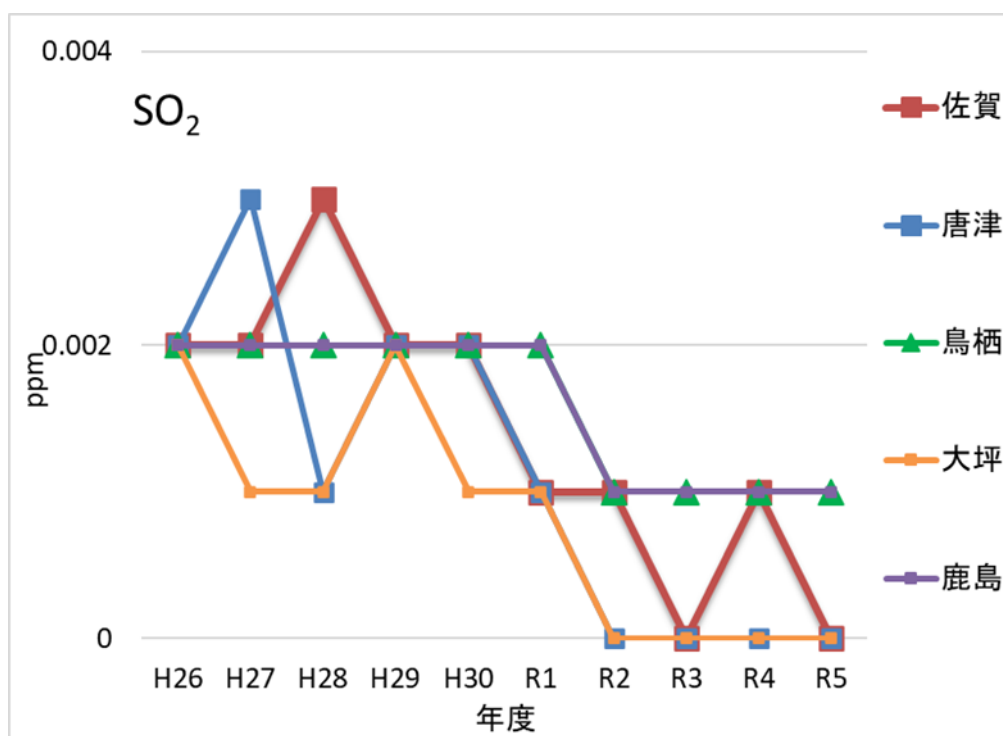
また、年平均値の主な監視局の経年変化は、図 2-2-2 のとおりで令和 3 年度までは減少傾向にあり、令和 5 年度はほぼ横ばいで推移しています。

表 2-2-5 二酸化いおうの測定結果（令和 5 年度）

市町名	測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	短期的評価		長期的評価		
						1時間値が 0.1ppm を超えた時間数	日平均値が 0.04ppm を超えた日数	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数
佐賀市	佐賀	363	8666	0	0.037	0	0	0.002	無	0
	三瀬	361	8636	0	0.038	0	0	0.001	無	0
唐津市	唐津	363	8670	0	0.017	0	0	0.002	無	0
	竹木場	362	8668	0	0.025	0	0	0.002	無	0
鳥栖市	鳥栖	363	8660	0.001	0.058	0	0	0.003	無	0
多久市	多久	361	8640	0	0.018	0	0	0.002	無	0
伊万里市	大坪	360	8635	0	0.040	0	0	0.002	無	0
	山代	361	8630	0	0.038	0	0	0.002	無	0
武雄市	武雄	362	8670	0	0.029	0	0	0.002	無	0
鹿島市	鹿島	363	8670	0.001	0.017	0	0	0.002	無	0
嬉野市	嬉野	363	8679	0	0.025	0	0	0.002	無	0
神埼市	神埼	363	8665	0.001	0.043	0	0	0.002	無	0
基山町	基山	363	8667	0	0.034	0	0	0.002	無	0
白石町	白石	363	8663	0.001	0.015	0	0	0.002	無	0

図 2-2-2 主な監視局の二酸化いおうの経年変化

資料：環境センター



イ) 一酸化炭素 (CO)

測定結果は表 2-2-6 のとおりです。長期的評価及び短期的評価について、有効測定局である自排局 2 局でどちらも環境基準を達成しました。

また、年平均値の経年変化は、図 2-2-3 のとおりで、どちらもほぼ横ばいで推移しています。

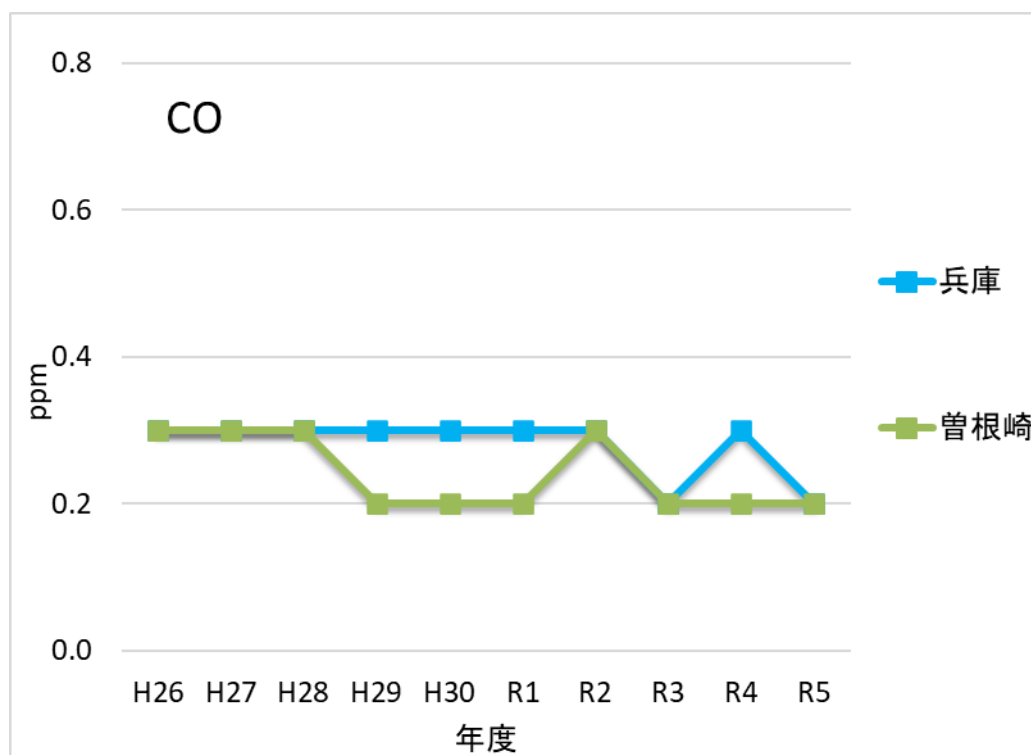
表 2-2-6 一酸化炭素の測定結果 (令和 5 年度)

資料：環境センター

市町名	測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	短期的評価		長期的評価		
						8時間値が20ppmを超えた回数	日平均値が10ppmを超えた日数	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
佐賀市	兵庫	365	8692	0.2	0.7	0	0	0.4	無	0
鳥栖市	曽根崎	365	8699	0.2	0.8	0	0	0.4	無	0

図 2-2-3 自排局の一酸化炭素の経年変化

資料：環境センター



ウ) 浮遊粒子状物質 (SPM)

測定結果は表 2-2-7 のとおりです。長期的評価及び短期的評価については、有効測定局である一般局 14 局と自排局 2 局の全てで環境基準を達成しました。

また、年平均値の主な監視局の経年変化は、図 2-2-4 のとおりで減少傾向にあります。

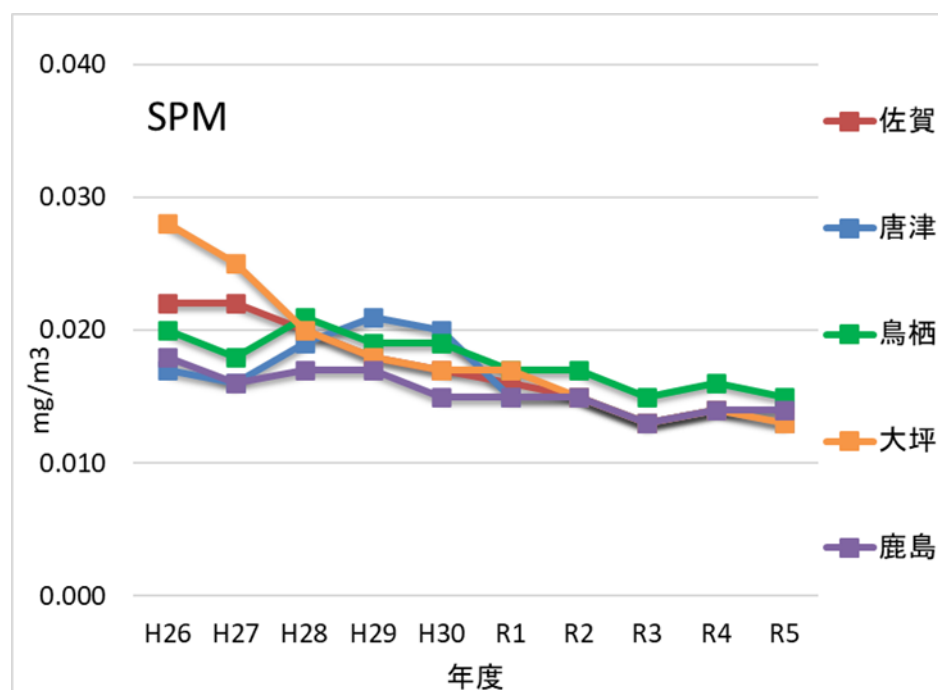
表 2-2-7 浮遊粒子状物質の測定結果 (令和 5 年度)

資料：環境センター

市町名	測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値 (mg/m^3)	1時間値の 最高値 (mg/m^3)	短期的評価		長期的評価		
						1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数	日平均値の 2%除外値	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が 2日以上連続した ことの有無	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数
佐賀市	佐賀	363	8712	0.014	0.078	0	0	0.030	無	0
	三瀬	363	8708	0.012	0.086	0	0	0.029	無	0
	兵庫	364	8732	0.014	0.113	0	0	0.030	無	0
唐津市	唐津	363	8701	0.013	0.089	0	0	0.034	無	0
	竹木場	364	8700	0.014	0.109	0	0	0.033	無	0
鳥栖市	鳥栖	364	8728	0.015	0.116	0	0	0.033	無	0
	曾根崎	364	8729	0.016	0.117	0	0	0.033	無	0
多久市	多久	363	8711	0.013	0.080	0	0	0.030	無	0
伊万里市	大坪	362	8695	0.013	0.090	0	0	0.030	無	0
	山代	363	8703	0.014	0.094	0	0	0.032	無	0
武雄市	武雄	364	8725	0.014	0.082	0	0	0.031	無	0
鹿島市	鹿島	363	8722	0.014	0.086	0	0	0.029	無	0
嬉野市	嬉野	364	8728	0.013	0.079	0	0	0.030	無	0
神埼市	神埼	364	8724	0.014	0.124	0	0	0.031	無	0
基山町	基山	364	8729	0.014	0.088	0	0	0.032	無	0
白石町	白石	363	8717	0.015	0.111	0	0	0.034	無	0

図 2-2-4 主な監視局の浮遊粒子状物質の経年変化

資料：環境センター



エ) 二酸化窒素 (NO₂)

測定結果は表 2-2-8 のとおりです。長期的評価について、有効測定局である一般局 13 局と自排局 2 局の全てで環境基準を達成しました。

また、年平均値の主な監視局の経年変化は、図 2-2-5 のとおりで減少傾向にあります。

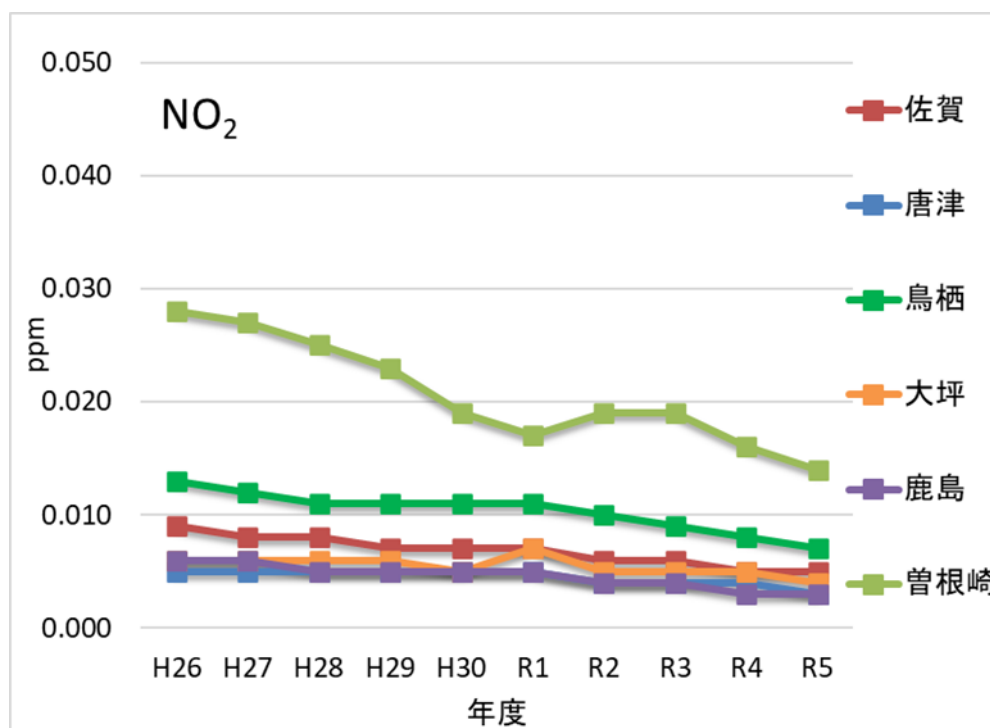
表 2-2-8 二酸化窒素の測定結果（令和 5 年度）

資料：環境センター

市町名	測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数	長期的評価	
								日平均値の 98% 値	98% 値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数
佐賀市	佐賀	364	8684	0.005	0.029	0	0	0.012	0
	三瀬	364	8679	0.002	0.011	0	0	0.004	0
	兵庫	363	8661	0.007	0.060	0	0	0.014	0
唐津市	唐津	364	8689	0.003	0.029	0	0	0.009	0
鳥栖市	鳥栖	363	8671	0.007	0.039	0	0	0.015	0
	曾根崎	363	8659	0.014	0.053	0	0	0.025	0
多久市	多久	363	8665	0.004	0.025	0	0	0.010	0
伊万里市	大坪	364	8685	0.004	0.032	0	0	0.008	0
	山代	364	8686	0.004	0.029	0	0	0.007	0
武雄市	武雄	364	8681	0.005	0.020	0	0	0.009	0
鹿島市	鹿島	363	8678	0.003	0.019	0	0	0.007	0
嬉野市	嬉野	363	8668	0.003	0.028	0	0	0.007	0
神埼市	神埼	363	8673	0.005	0.024	0	0	0.012	0
基山町	基山	363	8665	0.006	0.029	0	0	0.011	0
白石町	白石	363	8674	0.004	0.019	0	0	0.009	0

図 2-2-5 主な監視局の二酸化窒素の経年変化

資料：環境センター



オ) 光化学オキシダント (Ox)

測定結果は表 2-2-9 のとおりです。短期的評価について、一般局 12 局の全てで環境基準を超過し、各局の環境基準超過時間は、271～455 時間でした。なお、光化学オキシダントに係る注意報の発令はありませんでした。

また、年平均値の主な監視局の経年変化は、図 2-2-6 のとおりでほぼ横ばいで推移しています。

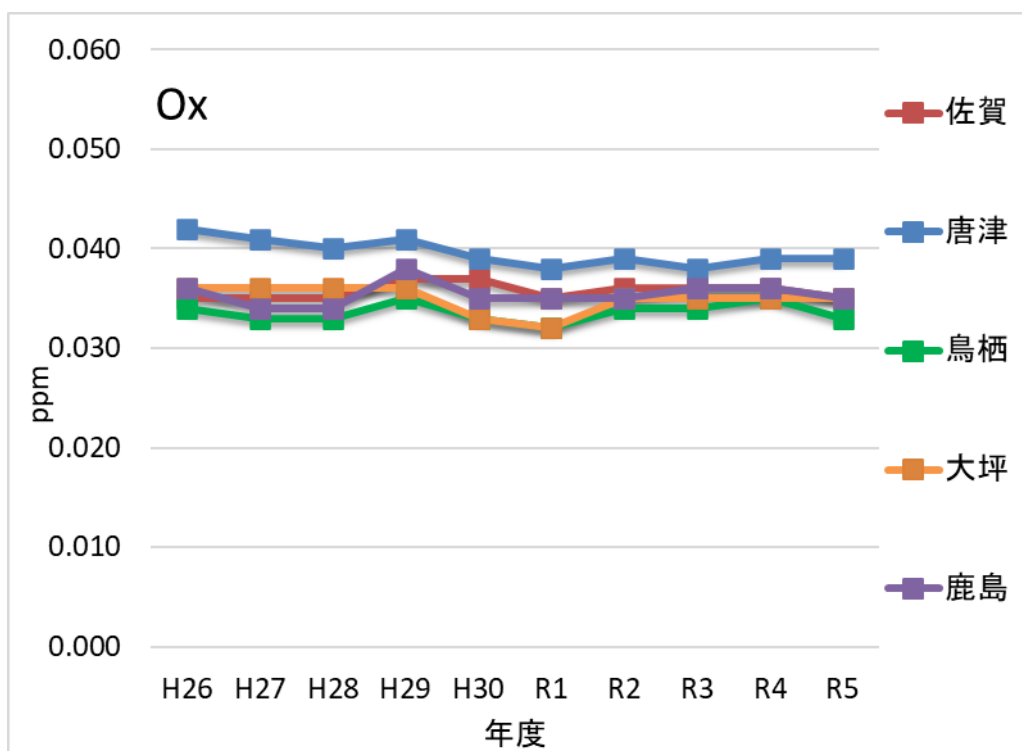
表 2-2-9 光化学オキシダントの測定結果（令和 5 年度）

資料：環境センター

市町名	測定局名	昼間の 測定日数	昼間の 測定時間数	昼間の 1時間値の 年平均値 (ppm)	昼間の 1時間値の 最高値	昼間の 日最高 1時間値の 年平均値	短期的評価			
							昼間の 1時間値が 0.06ppmを 超えた日数	昼間の 1時間値が 0.06ppmを 超えた 時間数	昼間の 1時間値が 0.12ppm 以上の日数	昼間の 1時間値が 0.12ppm 以上の 時間数
佐賀市	佐賀	366	5444	0.035	0.087	0.047	59	326	0	0
	三瀬	366	5458	0.034	0.091	0.048	57	293	0	0
唐津市	唐津	366	5449	0.039	0.090	0.048	66	326	0	0
	肥前	366	5457	0.042	0.103	0.050	81	455	0	0
鳥栖市	鳥栖	366	5461	0.033	0.092	0.046	56	298	0	0
多久市	多久	366	5446	0.034	0.086	0.047	56	306	0	0
伊万里市	大坪	366	5446	0.035	0.098	0.048	69	355	0	0
武雄市	武雄	366	5463	0.035	0.091	0.048	59	315	0	0
鹿島市	鹿島	366	5447	0.035	0.091	0.047	60	282	0	0
嬉野市	嬉野	366	5464	0.034	0.089	0.047	53	271	0	0
基山町	基山	366	5465	0.035	0.096	0.049	80	410	0	0
有田町	西有田	366	5458	0.037	0.096	0.048	62	309	0	0

図 2-2-6 主な監視局の光化学オキシダントの経年変化

資料：環境センター



カ) 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

測定結果は表 2-2-10 のとおりです。長期的評価について、有効測定局である一般局 12 局の全てで環境基準を達成しました。なお、微小粒子状物質に係る注意喚起はありませんでした。

また、年平均値の主な監視局の経年変化は、図 2-2-7 のとおりで減少傾向にあります。

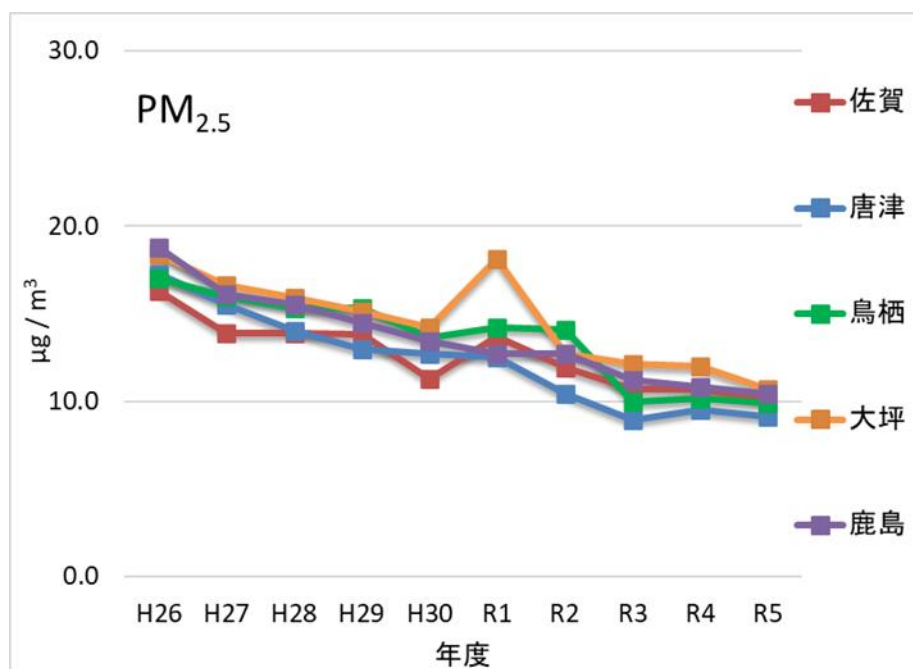
表 2-2-10 微小粒子状物質の測定結果（令和 5 年度）

資料：環境センター

市町名	測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	長期的評価		
					日平均値が $35.0\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	日平均値の 98%値	98%値評価による 日平均値が $35.0\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数
佐賀市	佐賀	363	8708	10.1	0	22.4	0
	三瀬	361	8670	9.2	0	19.6	0
唐津市	唐津	364	8720	9.1	1	20.4	0
	肥前	328	7894	9.1	1	22.2	0
鳥栖市	鳥栖	363	8715	9.9	0	21.5	0
多久市	多久	364	8712	9.9	0	22.4	0
伊万里市	大坪	364	8731	10.7	1	22.7	0
武雄市	武雄	364	8724	9.6	1	21.2	0
鹿島市	鹿島	363	8715	10.4	1	21.7	0
嬉野市	嬉野	363	8708	9.9	1	20.9	0
神埼市	神埼	363	8708	10.9	0	23.3	0
白石町	白石	364	8712	10.8	1	23.8	0

図 2-2-7 主な監視局の微小粒子状物質の経年変化

資料：環境センター



キ) 非メタン炭化水素 (NMHC)

測定結果は表 2-2-11 のとおりです。一般局 1 局で測定を実施し、指針値 (午前 6 時～9 時の 3 時間平均値が 0.31ppmC 以下) の超過はありませんでした。

また、午前 6 時～9 時における年平均値の経年変化は、図 2-2-8 のとおりで令和 3 年度までは減少傾向にあり、令和 5 年度はほぼ横ばいで推移しています。

表 2-2-11 非メタン炭化水素の測定結果 (令和 5 年度)

資料：環境センター

市町名	測定局名	測定時間	年平均値 (ppmC)	6～9時 3時間値の 測定日数	6～9時 における 年平均値	指針値	
						6～9時 3時間 平均値の 最高値	6～9時 3時間 平均値が 0.31ppmCを 超えた日数
佐賀市	佐賀	8667	0.08	363	0.08	0.29	0

図 2-2-8 佐賀局の非メタン炭化水素の経年変化

資料：環境センター

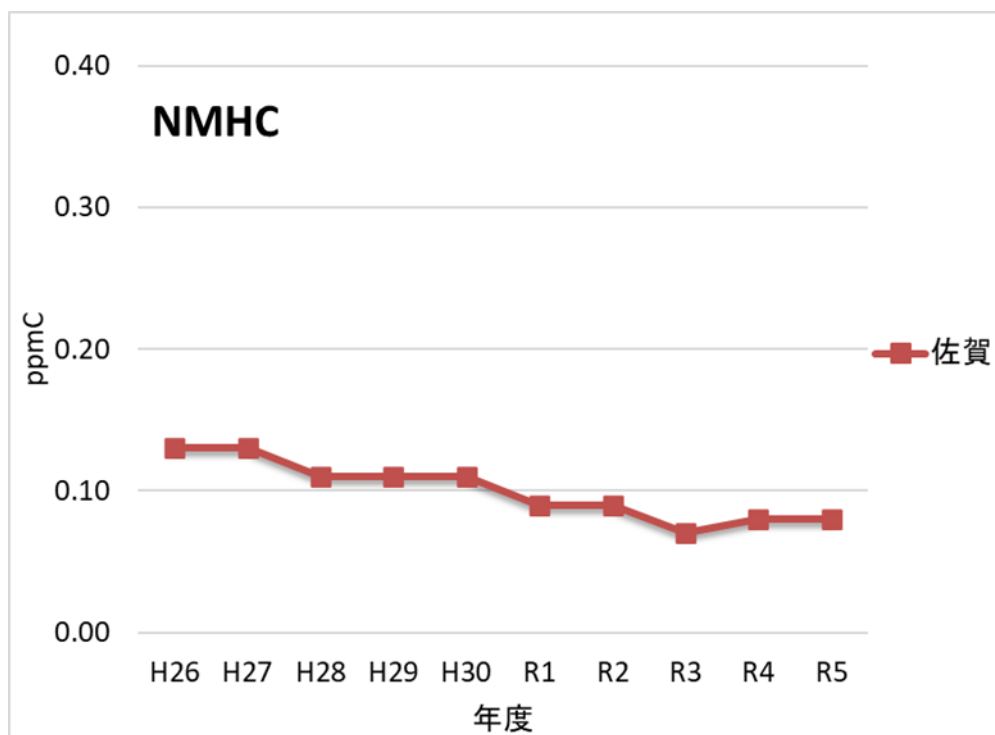


表 2-2-12 (参考) 大気汚染に係る環境基準

大気汚染物質		二酸化いおう (SO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)
環境基準	短期的 評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
	長期的 評価	1 日平均値の 2%除外値 ^{注1)} が 0.04ppm 以下であること。	1 日平均値の 2%除外値 ^{注1)} が 10ppm 以下であること。	1 日平均値の 2%除外値 ^{注1)} が 0.10mg/m ³ 以下であること。
		ただし、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は非達成とする		
大気汚染物質		二酸化窒素 (NO ₂)	光化学オキシダント (Ox)	微小粒子状物質 (PM _{2.5})
環境基準	短期的 評価		昼間の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。 【昼間とは】5 時から 20 時まで	
	長期的 評価			【長期基準】 1 年平均値が 15µg/m ³ 以下であること。 【短期基準】 1 日平均値が 35µg/m ³ 以下であること。

(S48. 5. 16 告示、S48. 5. 8 告示、S53. 7. 11 告示、H21. 9. 9 告示、S48. 6. 12 環境庁大気保全局長通知、S53. 7. 17 環境庁大気保全局長通知)

注 1) 2%除外値：年間にわたる 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した後の 1 日平均値の最高値

注 2) 98%値：年間にわたる 1 日平均値のうち、低い方から 98%目に相当する日平均値

表 2-2-13 (参考) 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

大気汚染物質	非メタン炭化水素 (NMHC)
指針	光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値が、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。 (S51. 8. 13 通知)

短期的評価 環境基準と1時間値又は1日平均値とを比較して評価。二酸化いおう、一酸化炭素、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の環境基準への適否について評価を行う際に使用する。

長期的評価 大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するなど、年間にわたる測定結果を長期的に観察した上で評価を行う場合は、測定時間、日における特殊事情が直接反映されることから、次の方法により評価を行う。

(ア) 二酸化窒素

年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(1日平均値の年間98%値)で評価を行う。

(イ) 二酸化いおう、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質

年間にわたる1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、非達成と評価する。

(ウ) 微小粒子状物質

微小粒子状物質の曝露濃度分布全体を平均的に低減する意味での長期基準と、曝露濃度分布のうち高濃度の出現を減少させる意味での短期基準の両者について、長期的評価を行うものとする。

長期基準に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準(1年平均値)と比較する。

短期基準に関する評価は、測定結果の1日平均値のうち年間98%値を代表値として選択して、これを短期基準(1日平均値)と比較する。

なお、評価は測定局ごとに行うこととし、環境基準達成・非達成の評価については、長期基準に関する評価と短期基準に関する評価を各々行った上で、両方を満足した局について、環境基準が達成されたと判断する。

② 有害大気汚染物質

令和 5 年度の調査結果は、表 2-2-14 のとおりです。

環境基準が設定されている 4 物質の年平均値については、いずれも環境基準値を下回りました。これら 4 物質の全地点年平均値の経年変化は図 2-2-9 のとおりで、ベンゼン及びジクロロメタンは減少傾向にありますが、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンはほぼ横ばいで推移しています。

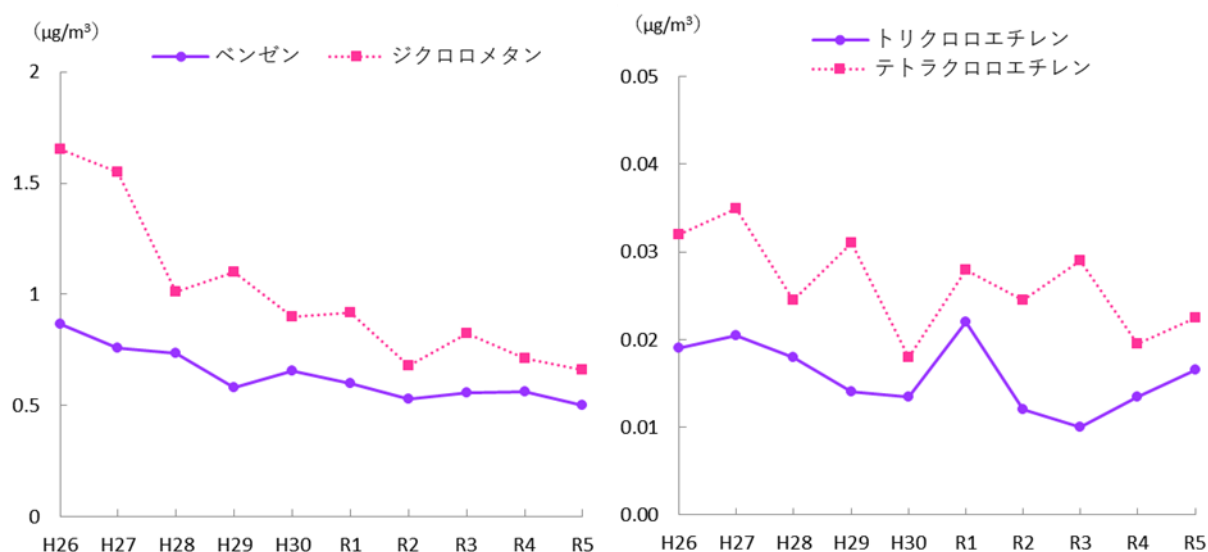
また、指針値がある 11 物質の年平均値については、いずれも指針値を下回りました。

表 2-2-14 有害大気汚染物質調査結果（令和 5 年度 年平均値） 資料：環境センター

測定項目	単位	環境基準 ()は指針値	一般環境測定	
			佐賀市 (佐賀局)	伊万里市 (大坪局)
ベンゼン	μg/m ³	3	0.49	0.51
トリクロロエチレン	μg/m ³	130	0.022	0.011
テトラクロロエチレン	μg/m ³	200	0.025	0.020
ジクロロメタン	μg/m ³	150	0.83	0.49
アクリロニトリル	μg/m ³	(2)	0.012	0.011
塩化ビニルモノマー	μg/m ³	(10)	0.0076	0.0091
塩化メチル	μg/m ³	(94)	1.3	1.4
クロロホルム	μg/m ³	(18)	0.11	0.096
1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	(1.6)	0.10	0.11
トルエン	μg/m ³	—	2.6	1.8
1,3-ブタジエン	μg/m ³	(2.5)	0.022	0.028
ベンゾ[a]ピレン	ng/m ³	—	0.080	0.086
アセトアルデヒド	μg/m ³	(120)	1.5	1.1
ホルムアルデヒド	μg/m ³	—	2.5	2.2
酸化エチレン	μg/m ³	—	0.057	0.057
ニッケル化合物	ng/m ³	(25)	2.2	1.2
ヒ素及びその化合物	ng/m ³	(6)	2.1	2.0
ベリリウム及びその化合物	ng/m ³	—	0.024	0.022
マンガン及びその化合物	ng/m ³	(140)	18	25
クロム及びその化合物	ng/m ³	—	3.2	2.2
水銀及びその化合物	ng/m ³	(40)	1.6	1.7

図 2-2-9 環境基準設定項目の全地点平均値の経年変化

資料：環境センター



③ 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 成分分析調査結果

令和 5 年度の四季別のイオン成分、無機元素成分及び炭素成分の濃度グラフは図 2-2-10 のとおりで、微小粒子状物質成分割合は図 2-2-11、経年変化は図 2-2-12 のとおりです。

季節ごと成分濃度は、年間を通じて有機炭素及び硫酸イオンが高くなっていました。また、冬季は、硝酸イオンが他の季節と比較すると高くなっていました。(図 2-2-10)

微小粒子状物質成分割合は、有機炭素の割合が最も多く、次いで硫酸イオン、アンモニウムイオン、硝酸イオン、元素状炭素の順に多くなっていました。(図 2-2-11)

季節ごとの経年変化は、明確な増減は見られず、全体的にはほぼ横ばいで推移していました。

図 2-2-10 PM_{2.5} 成分分析調査の季節ごと成分濃度グラフ (令和 5 年度)

資料：環境センター

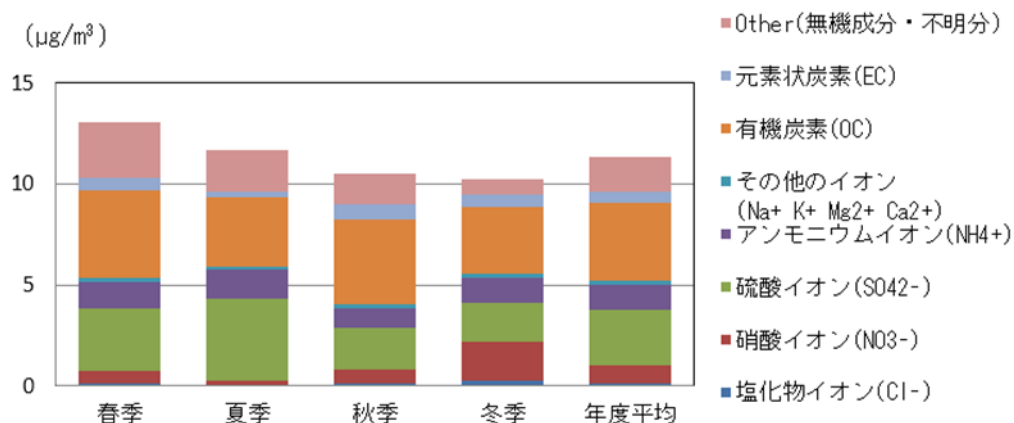


図 2-2-11 PM_{2.5} 成分割合（令和 5 年度）

資料：環境センター

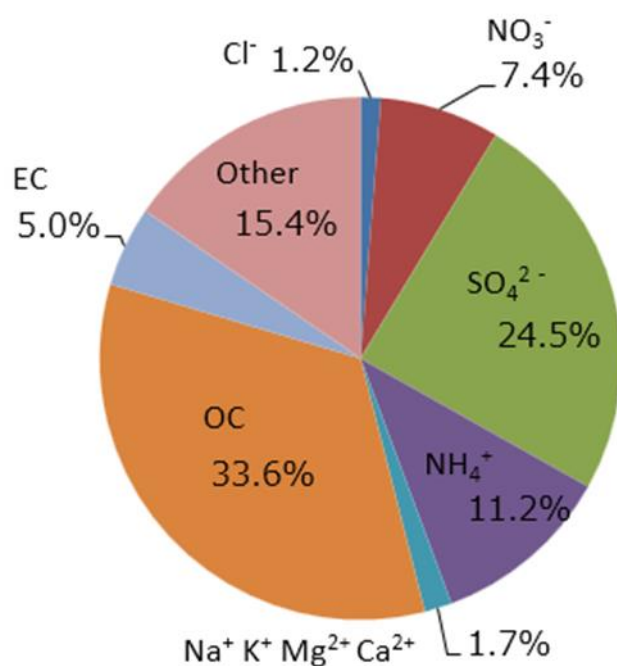
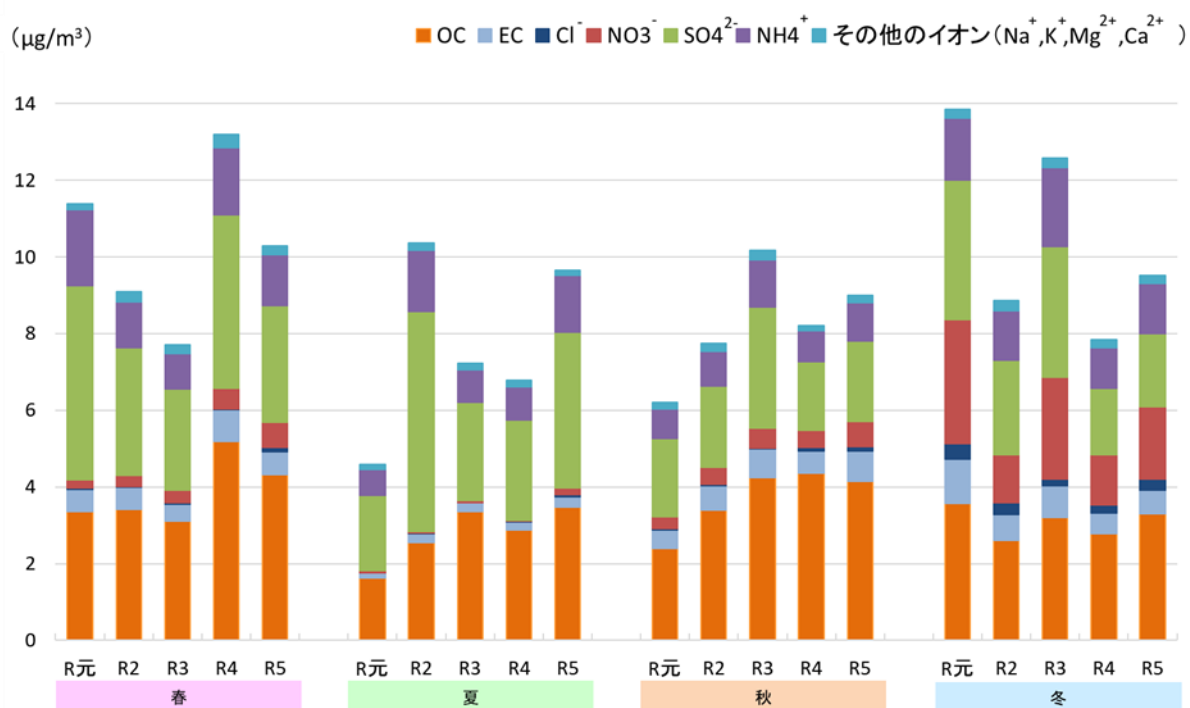


図 2-2-12 PM_{2.5} 季節ごと成分濃度の経年変化

資料：環境センター



(3) 大気汚染防止対策

① 工場・事業場の規制

工場・事業場から排出される大気汚染物質については、大気汚染防止法及び佐賀県環境の保全と創造に関する条例（県条例）に基づき、ばい煙発生施設及び粉じん発生施設等からの排出等を規制しています。

i. ばい煙の規制

大気汚染防止法では、33 種類のばい煙発生施設が規制の対象となっています。

県内の設置届出の施設数は表 2-2-15 のとおりであり、物質ごとの規制の概要はア)～ウ) のとおりです。

ア) いおう酸化物

本県では、排出されたいおう

酸化物の最大地上濃度が一定値以下となるよう排出口の高さに応じて許容量を定めるK値規制が行われています。K値は、県内一律で 17.5 です。

イ) ばいじん

ばい煙発生施設の種類・規模ごとに排出基準が定められています。平成 10 年 7 月に廃棄物焼却炉について、排出基準が改定強化されました。

ウ) 有害物質

有害物質には、「窒素酸化物(NO_x)」、「カドミウム及びその化合物」、「鉛及びその化合物」、「塩素及び塩化水素」、「ふっ素・ふっ化水素及びふっ化珪素」について、施設ごとに排出基準が定められています。

「窒素酸化物(NO_x)」については、昭和 48 年 6 月にばい煙発生施設の種類、規模ごとに排出濃度が定められ、抑制技術の進歩に伴い、昭和 58 年 9 月の 5 次規制まで改定強化されました。

また、二酸化窒素の環境基準の達成が困難な地域については、総量規制が行われていますが、本県では該当地域はありません。

表 2-2-15 ばい煙発生施設届出状況
(令和 6 年 3 月末現在)

資料：有明海再生・環境課

番号	施設種類	施設数
1	ボイラー	712
3	焙焼炉・焼結炉・か焼炉	1
5	金属溶解炉	19
6	金属鍛造・圧延加熱・熱処理炉	23
9	窯業焼成炉・熔融炉	6
11	乾燥炉	53
12	電気炉	3
13	廃棄物焼却炉	33
29	ガスタービン	66
30	ディーゼル機関	361
31	ガス機関	10
合 計 (事業場総数)		1,287 (598)

(注) 施設数には電気・ガス工作物に係る施設を含む。

ii. 一般粉じんの規制

一般粉じんは、物の破碎やたい積等により発生し又は飛散しますが、大気汚染防止法では5種類の発生施設が規制の対象となっており、施設の構造、使用及び管理に関する基準が定められています。

県内の設置届の施設数は表 2-2-16 のとおりです。

表 2-2-16 一般粉じん発生施設届出状況
(令和 6 年 3 月末現在)

資料：有明海再生・環境課

番号	施設種類	施設数
2	堆積場	66
3	コンベア	182
4	破碎機・磨砕機	78
5	ふるい	45
合 計 (事業場総数)		371 (66)

(注) 施設数には電気・ガス工作物・鉱山に係る施設を含む。佐賀市内に所在する施設は含まない。

iii. 佐賀県環境の保全と創造に関する条例に基づく規制

佐賀県環境の保全と創造に関する条例では、大気汚染防止法の規制対象外となっている次の施設について規制しています。県条例に基づく設置届の施設数は、表 2-2-17 のとおりとなっています。なお、令和 6 年 3 月末現在、県条例に基づくばい煙発生施設の届出はありません。

ア) ばい煙発生施設

鉛の再生に用いる溶解炉（原料処理能力 100kg/h 以上）

イ) 粉じん発生施設

破碎機・磨砕機（原動機の定格出力 37kW 以上 75kW 未満）

表 2-2-17 粉じん発生施設届出状況（県条例）（令和 6 年 3 月末現在）

資料：有明海再生・環境課

施設種類	施設数
破碎機・磨砕機	45 (事業場総数 30)

(注) 佐賀市内に所在する施設は含まない。

iv. 有害大気汚染物質の排出抑制

有害大気汚染物質とは、低濃度であっても長期的な摂取により人の健康に影響が生ずるおそれのある物質のことをいい、十分な科学的知見が整っているわけではありませんが、未然防止の観点からその排出又は飛散を早急に抑制しなければならないものとして、「ベンゼン」、「トリクロロエチレン」、「テトラクロロエチレン」が指定され、指定物質抑制基準が定められています。

v. 揮発性有機化合物の排出規制

光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM_{2.5})の生成の原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC(volatile organic compounds))とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である「トルエン」、「キシレン」等の有機化合物をいい、大気汚染防止法では、VOC 排出事業者に対する排出の規制とともに、事業者の排出及び飛散の抑制のための自主的な取組を促すものとなっています。

また、大気汚染防止法では、9 種類の揮発性有機化合物排出施設が規制対象となっています。

県内の施設設置届出件数は表 2-2-18 のとおりです。

表 2-2-18 VOC 排出施設届出状況
(令和 6 年 3 月末現在)

資料：有明海再生・環境課

番号	施設種類	施設数
2	塗装施設	8
4	銅張積層板等製造接着乾燥施設	7
5	接着乾燥施設	3
6	オフセット印刷乾燥施設	2
合 計 (事業場総数)		20 (7)

vi. 水銀の排出規制

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、大気汚染防止法の一部が改正され、平成 30 年 4 月 1 日から大気中への水銀の排出の規制が開始されました。これにより、水銀排出者に対する排出の規制とともに、規制対象施設以外の水銀を大気中に排出する事業者にも自主的な取組が求められることとなりました。

大気汚染防止法では、9 種類の水銀排出施設が規制対象となっています。

県内の施設設置届出件数は表 2-2-19 のとおりです。

表 2-2-19 水銀排出施設届出状況
(令和 6 年 3 月末現在)

資料：有明海再生・環境課

番号	施設種類	施設数
8	廃棄物焼却炉	34
合 計 (事業場総数)		34 (22)

vii. 立入検査・指導

大気汚染防止法及び佐賀県環境の保全と創造に関する条例（県条例）に基づき、ばい煙発生施設などを設置している工場・事業場を立入検査し、自主測定結果の確認などを行っています。

令和５年度に県が行った立入検査の実施状況は表 2-2-20 のとおりです。

表 2-2-20 ばい煙発生施設等立入検査実施状況（令和５年度）

資料：有明海再生・環境課 ※延べ数

区 分		全工場・事業場数 (施設数)	立入検査実施工場 ・事業場数 (施設数)
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	598 (1,287)	21 (51)
	一般粉じん発生施設	66 (371)	15 (122)
	VOC 排出施設	7 (20)	1 (7)
	水銀排出施設	22 (34)	5 (8)
県条例	粉じん発生施設	30 (45)	6 (12)

(注) 佐賀市が実施する佐賀市内に所在する事業場への立入検査は含まない。

② 特定粉じんに関する規制

大気汚染防止法では、特定粉じん発生施設の設置届出や、吹付け石綿（アスベスト）等が使用された建築物を解体・改造・補修する際の作業実施届出等が義務付けられています。

また、発生施設を設置する工場・事業場の敷地境界における大気中濃度の基準や、排出等を行う際の作業基準が定められており、遵守義務が課せられています。

i. 大気環境中の石綿濃度調査

県では、一般大気環境中の石綿濃度を把握するため、令和５年５月及び１０月に県内２地点（佐賀市及び鳥栖市）で調査を実施しました。^(注１) その結果は表 2-2-21 のとおりであり、いずれも大気汚染防止法が定める敷地境界の基準（１０本／Ｌ）^(注２) を十分下回っていました。

表 2-2-21 令和 5 年度大気中石綿濃度調査結果

資料：環境センター

調査地点	調査期間	総繊維数濃度 ^(注3) (本/L)
大気環境常時監視 佐賀局 (佐賀市)	令和 5 年 5 月 15 日～5 月 17 日	① 0.087 (0.055～0.11) ② 0.079 (0.055～0.16)
	令和 5 年 10 月 16 日～10 月 18 日	① 0.32 (0.28～0.45) ② 0.33 (0.28～0.39)
大気環境常時監視 鳥栖局 (鳥栖市)	令和 5 年 5 月 15 日～5 月 17 日	① 0.11 (0.058～0.24) ② 0.19 (0.17～0.24)
	令和 5 年 10 月 16 日～10 月 18 日	① 0.10 (0.057～0.17) ② 0.16 (0.16～0.17)

(注 1) 1 地点あたり、数十メートル離れた 2 か所で測定を行っています。表中の濃度の欄の①②が、それぞれの濃度の結果になります。

(注 2) 現在、大気中石綿濃度の環境基準が定められていないため、特定粉じん発生施設の敷地境界に適用される基準と比較しています。

(注 3) 環境省アスベストモニタリングマニュアル 4.2 版に準じて算出した総繊維数濃度です。採取空気 1 リットルあたりに含まれる、位相差顕微鏡で観察された全ての繊維状物質の濃度となっています。マニュアルでは、総繊維数濃度が 1 本/L を超えると、電子顕微鏡で石綿繊維数濃度を詳しく調べることになっています。(空気中には、植物由来など様々な種類の繊維状物質が浮遊しています。)

ii. 特定粉じん発生施設

大気汚染防止法では、石綿を含有する製品の製造の用に供する 9 種類の特定粉じん発生施設が規制の対象となっていますが、令和 6 年 3 月末現在、県内に対象となる施設はありません。

iii. 解体等工事に係る事前調査

大気汚染防止法では、建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事を行う場合は、特定工事に該当するか事前調査を行い、工事の種類及び規模に応じて報告をするように定められており、報告件数は表 2-2-22 のとおりです。

表 2-2-22 事前調査結果の報告状況（令和 5 年度）

資料：有明海再生・環境課

区分 \ 年	R4	R5
報告件数	3,280	4,084
うち建築物	3,154	3,892
うち工作物	213	268

iv. 特定粉じん排出等作業

ア) 特定粉じん排出等作業の届出状況

大気汚染防止法では、特定粉じん排出等の作業実施の際に届出をするように定められており、令和 5 年度の作業件数は表 2-2-23 のとおりです。

表 2-2-23 特定粉じん排出等作業実施届出状況（令和 5 年度） 資料：有明海再生・環境課

作業の種類		吹付け石綿	断熱材	保温材	耐火被覆材
解体作業	掻き落とし等による除去	9	7	6	2
	掻き落とし等によらない作業	－	0	3	1
	事前除去が困難な作業	0	0	1	0
改造・補修作業		3	0	5	0
計		12	7	15	3

イ）特定粉じん排出等作業への立入検査

建築物解体等の作業現場等への立入検査を実施し、石綿の飛散防止の指導等を行っていますが、令和 5 年度においては、改善命令や一時停止命令等の発令はありませんでした。立入検査時には、主に作業現場の掲示、養生、負圧状況や処理方法等の確認を行いました。

令和 5 年度に県が行った特定粉じん排出等作業の立入検査の実施状況は表 2-2-24 のとおりです。

表 2-2-24 特定粉じん排出等作業立入検査実施状況（令和 5 年度）

資料：有明海再生・環境課

区分 \ 年	R3	R4	R5
立入検査実施数（延数）	165	446	421
命令及び告発数	0	0	0

③ 自動車公害対策の推進

i. 自動車排出ガスの規制

昭和 48 年以降、新車の自動車排出ガスの規制が逐次強化されることにより、自動車単体からの排出ガス中の大気汚染物質の排出量を大幅に削減してきました。特に、平成 8 年からは今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について、継続的に中央環境審議会で審議が行われ、逐次、答申がなされています。

近年では、ディーゼル車については、平成 28 年 10 月からディーゼル重量車の世界統一排出試験方法 (WHDC) が適用され、乗用車等については、平成 30 年 10 月から世界統一試験サイクル (WLTC) が適用されています。

また、公道を走行しないオフロード特殊自動車に対する排出ガス規制が平成 18 年 10 月から段階的に始まり、平成 23 年 10 月及び平成 26 年 10 月に規制強化されています。

また、自動車の燃料の品質についても、自動車排出ガスの低減に必要な対策であることから、燃料中の硫黄の低減等、逐次規制強化がなされています。

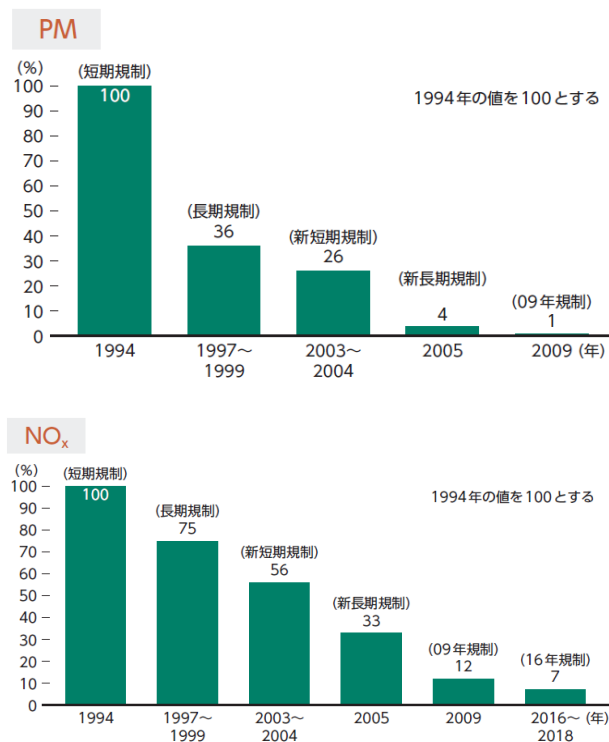
ii. 税制上の軽減等措置（自動車グリーン税制等）

地方税法及び佐賀県県税条例等により、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車について、自動車の取得及び保有に対し課税される税率の軽減等を行っています。また、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車については税率を重くする特例措置を講じて、低公害車等の普及促進を図っています。

ア) 税率を軽減している自動車

- ①電気自動車（燃料電池自動車を含みます。）
- ②天然ガス自動車（平成 21 年排出ガス規制 NO_x 10%低減又は平成 30 年排出ガス規制適合）
- ③プラグインハイブリッド車
- ④クリーンディーゼル乗用車（平成 21 年排出ガス規制適合又は平成 30 年排出ガス規制適合）

図 2-2-13 自動車排出ガス規制の経緯（ディーゼル重量車） 資料：環境省



⑤一定の排出ガス基準及び燃費基準を満たす自動車

イ) 上記自動車の税率又は軽減率

税率又は軽減率は、排出ガス及び燃費性能に応じて適用される率が分かれています。

A) 自動車の取得に対する課税（自動車税環境性能割）では

取得した自動車が自家用車の場合は、燃費基準達成度等に応じた税率が課税（又は非課税）されます。

ア) の①～③ … 非課税

ア) の④～⑤ … 非課税、1%、2%、3%

取得した自動車が営業用車の場合も、同基準達成度等に応じた税率が課税（又は非課税）されます。

ア) の①～③ … 非課税

ア) の④～⑤ … 非課税、0.5%、1%、2%

B) 自動車の保有に対する課税（自動車税種別割）では

新車新規登録されたものが対象で、登録のあった翌年度の1年間のみ、次のいずれかに該当する割合が軽減されます。

ア) の①～③ … 自家用車・営業車とも 約75%

ア) の④～⑤ …………… 自家用車の場合 軽減なし
営業車の場合 約75%、約50%

ウ) 税率が重くなる自動車

次の自動車は、自動車税種別割が約15%（ただし、バス・トラックは約10%）増額されますが、一般乗合用バスなどは対象から除かれます。

①ディーゼル車 …………… 新車新規登録から11年経過している自動車

②ガソリン車・LPG車 … 新車新規登録から13年経過している自動車

軽減等措置の詳細につきましては、県ホームページに掲載している「県税のしおり」で紹介しています。

県税のしおり 2024

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00332148/index.html>

・「自動車税環境性能割」の「納める額」のページ

・「自動車税種別割」の「自動車税種別割のグリーン化特例について」のページ

ホームページのトップページからは、くらし・子育て > 税金・住民手続・ペット・その他 > 税金・ふるさと納税 > 県税の種類の順でアクセスしてください。

2 悪臭対策

(1) 悪臭の現況

悪臭は、主に人が不快感・嫌悪感などの心理的・感覚的影響を受ける、嗅覚に直接訴える公害です。悪臭の苦情は例年多いですが、その要因は、住民の生活水準が向上し、より快適な生活環境を求めること、住宅地域の郊外への拡大により、住民と悪臭発生源が近接化していること等であると考えられます。

悪臭による苦情については、第2部第6章第3節4を参照してください。

(2) 悪臭防止対策

① 発生源対策

住民の快適な生活環境を保全するため、悪臭防止法により規制地域の指定、規制基準の設定、事業者に対する規制基準の遵守を義務づけ、アンモニア等の悪臭の原因となる特定悪臭物質の排出規制又は人間の嗅覚によってにおいの程度を数値化した臭気指数による排出規制がなされています。現在規制されている特定悪臭物質は22物質です。

本県では、悪臭防止法に基づき、県内の町の全域又は一部の地域を規制地域として指定しています。なお、市の区域については、市長が指定しています。

また、アンモニア等悪臭の原因となる22物質については、工場・事業場の敷地境界線の地表において、悪臭防止法に定める範囲のうち臭気強度2.5に対応する濃度で基準を定めて規制しています。

悪臭防止法に基づく苦情対応等は市町の事務となっていますが、必要に応じて、県と市町が協力して悪臭苦情の解決にあたっています。

② 畜産に係る悪臭について

畜産経営に起因する悪臭の発生原因は、家畜排せつ物の処理方法や飼養管理施設の清掃の不十分さなどによるものが多く、混住化が進む中で、畜産農家にはこれまで以上に家畜排せつ物の管理の徹底が求められています。

こうしたことから、畜産農家においては飼養環境の改善や家畜排せつ物の堆肥化等に取り組むとともに、県においては、市町や関係機関と連携して、畜産農家に対する定期的な巡回指導を行っています。

また、周辺住民から苦情等が寄せられた場合には個別に畜産農家に対して改善指導を実施しています。

3 騒音・振動対策

(1) 騒音・振動の現況

① 自動車騒音

県及び市では、騒音規制法第18条に基づき、県内の主要な道路^{※1}沿線において、自

自動車騒音の状況を毎年調査しています。

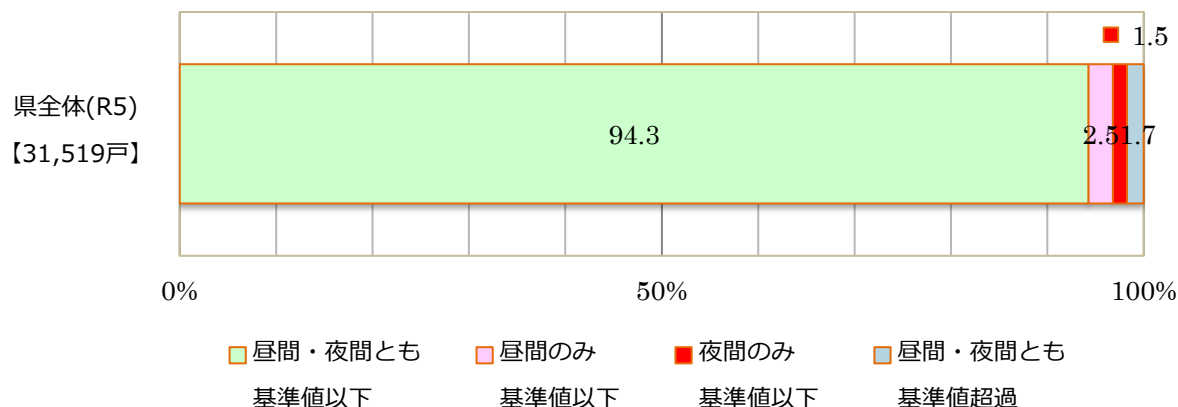
自動車騒音の常時監視は、平成 24 年 4 月から市の区域に係る自動車騒音の状況については市が調査しています。

令和 5 年度は県・市において、県内の幹線道路 90 路線（411 区間、総延長 497.3km）で道路に面する住居等※²（両側それぞれ 50m 以内）での面的評価※³を実施しました。

評価対象区間における住居等の総戸数は 31,519 戸で、そのうち昼間・夜間ともに環境基準を達成したのは、29,711 戸（達成率 94.3%）でした。

図 2-2-14 面的評価による自動車騒音の環境基準達成状況

資料：有明海再生・環境課



※1 主要な道路

交通量が比較的多い路線の中から、計画的に調査対象道路を選定しています。

※2 住居等

住居、学校、病院及びこれに類するものをいいます。

※3 面的評価

騒音規制法第 18 条に基づく自動車騒音の常時監視は、「騒音に係る環境基準」に基づき、幹線道路に面した一定の地域において、騒音レベルが環境基準をどの程度満たしているかを示す道路交通騒音の評価方法です。

高速道路、国道、県道、4 車線以上の市道などの幹線道路に面する地域での騒音について、幹線道路から両側それぞれ 50m 以内の範囲にあるすべての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数の割合で評価します。

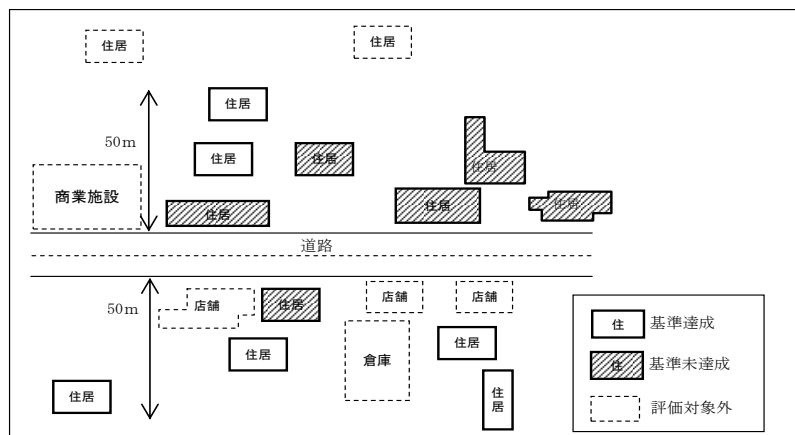


表 2-2-25 令和 5 年度自動車騒音調査結果（面的評価）

資料：有明海再生・環境課

実施 主体	路線名	評価区間		評価区間 延長(km)	評価対象 住居等 戸数	昼間・夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼間・夜間とも 基準値超過	
		始点の住所	終点の住所			戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
佐賀県	一般国道34号	神埼郡吉野ヶ里町吉田	神埼郡吉野ヶ里町吉田	0.3	43	43	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道34号	神埼郡吉野ヶ里町吉田	神埼郡吉野ヶ里町田手	2.5	154	139	90.3	15	9.7	0	0.0	0	0.0
	一般国道34号	神埼郡吉野ヶ里町田手	神埼郡吉野ヶ里町田手	0.8	45	42	93.3	3	6.7	0	0.0	0	0.0
	佐賀川久保鳥栖線	神埼郡吉野ヶ里町三津	神埼郡吉野ヶ里町石動	1.9	103	81	78.6	4	3.9	0	0.0	18	17.5
	佐賀川久保鳥栖線	神埼郡吉野ヶ里町石動	神埼郡吉野ヶ里町石動	1.0	48	26	54.2	5	10.4	0	0.0	17	35.4
	一般国道3号	三養基郡基山町大字小倉	三養基郡基山町大字長野	4.1	331	139	42.0	124	37.5	0	0.0	68	20.5
	一般国道3号	三養基郡基山町大字長野	三養基郡基山町大字長野	0.1	23	13	56.5	7	30.4	0	0.0	3	13.0
	久留米基山筑紫野線	三養基郡基山町大字園部	三養基郡基山町大字園部	0.3	4	4	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	久留米基山筑紫野線	三養基郡基山町大字園部	三養基郡基山町大字小倉	2.5	31	17	54.8	0	0.0	0	0.0	14	45.2
	久留米基山筑紫野線	三養基郡基山町大字小倉	三養基郡基山町大字小倉	0.2	2	2	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	久留米基山筑紫野線	三養基郡基山町大字小倉	三養基郡基山町大字小倉	0.3	2	1	50.0	0	0.0	0	0.0	1	50.0
	久留米基山筑紫野線	三養基郡基山町大字小倉	三養基郡基山町大字小倉	0.9	38	38	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	小郡基山線	三養基郡基山町大字小倉	三養基郡基山町大字小倉	0.7	74	74	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	小郡基山線	三養基郡基山町大字小倉	三養基郡基山町大字小倉	0.6	109	109	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道34号	三養基郡上峰町大字堤	三養基郡上峰町大字坊所	1.8	97	80	82.5	14	14.4	0	0.0	3	3.1
	北茂安三田川線	三養基郡上峰町大字坊所	三養基郡上峰町大字坊所	1.5	105	105	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀川久保鳥栖線	三養基郡上峰町大字堤	三養基郡上峰町大字堤	0.5	8	4	50.0	0	0.0	0	0.0	4	50.0
	佐賀川久保鳥栖線	三養基郡上峰町大字堤	三養基郡上峰町大字堤	1.1	38	25	65.8	11	28.9	0	0.0	2	5.3
	一般国道34号	三養基郡みやき町大字筑原	三養基郡みやき町大字筑原	1.1	61	52	85.2	9	14.8	0	0.0	0	0.0
	一般国道34号	三養基郡みやき町大字筑原	三養基郡上峰町大字坊所	1.2	64	64	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道264号	三養基郡みやき町大字寄人	三養基郡みやき町大字寄人	1.5	36	36	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道264号	三養基郡みやき町大字寄人	三養基郡みやき町大字市武	0.3	18	18	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道264号	三養基郡みやき町大字市武	三養基郡みやき町大字市武	0.6	53	53	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道264号	三養基郡みやき町大字市武	三養基郡みやき町大字西島	0.8	98	98	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道264号	三養基郡みやき町大字西島	三養基郡みやき町大字西島	0.9	48	48	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道264号	三養基郡みやき町大字西島	三養基郡みやき町大字西島	0.3	14	14	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道264号	三養基郡みやき町大字西島	三養基郡みやき町大字西島	0.7	24	24	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道264号	三養基郡みやき町大字西島	三養基郡みやき町大字江口	4.4	82	82	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字江口	三養基郡みやき町大字江口	0.1	50	50	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字江口	三養基郡みやき町大字白壁	1.8	23	23	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字白壁	三養基郡みやき町大字白壁	0.6	36	36	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字白壁	三養基郡みやき町大字東尾	0.7	36	36	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字東尾	三養基郡みやき町大字東尾	0.4	12	12	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字東尾	三養基郡みやき町大字東尾	0.3	29	29	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字東尾	三養基郡みやき町大字中津隈	0.6	33	33	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字中津隈	三養基郡みやき町大字中津隈	0.4	34	34	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字中津隈	三養基郡みやき町大字中津隈	1.6	88	88	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀川久保鳥栖線	三養基郡みやき町大字原古賀	三養基郡みやき町大字筑原	2.0	77	54	70.1	22	28.6	0	0.0	1	1.3
	佐賀川久保鳥栖線	三養基郡みやき町大字筑原	三養基郡みやき町大字筑原	0.9	22	15	68.2	1	4.5	0	0.0	6	27.3
	中原鳥栖線	三養基郡みやき町大字白壁	三養基郡みやき町大字白壁	0.8	5	5	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道35号	西松浦郡有田町原明	西松浦郡有田町原明	0.5	27	27	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道35号	西松浦郡有田町原明	西松浦郡有田町原明	0.5	24	18	75.0	6	25.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道202号	西松浦郡有田町二ノ瀬	西松浦郡有田町二ノ瀬	0.8	15	15	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道202号	西松浦郡有田町二ノ瀬	西松浦郡有田町下山谷	0.6	55	55	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道202号	西松浦郡有田町下山谷	西松浦郡有田町大木宿	0.9	48	48	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道202号	西松浦郡有田町大木宿	西松浦郡有田町大木宿	0.1	5	5	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
一般国道202号	西松浦郡有田町大木宿	西松浦郡有田町大木宿	0.7	47	47	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
一般国道202号	西松浦郡有田町大木宿	西松浦郡有田町立部	0.2	11	11	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
一般国道202号	西松浦郡有田町立部	西松浦郡有田町蔵宿	0.9	54	54	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
一般国道202号	西松浦郡有田町蔵宿	西松浦郡有田町蔵宿	0.2	26	26	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
一般国道202号	西松浦郡有田町蔵宿	西松浦郡有田町仏ノ原	0.4	33	33	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
一般国道202号	西松浦郡有田町仏ノ原	西松浦郡有田町下本	0.9	61	61	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
一般国道202号	西松浦郡有田町下本	西松浦郡有田町原明	1.0	33	33	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
川棚有田線	西松浦郡有田町脇水	西松浦郡有田町桑古場	2.9	188	188	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
一般国道34号	杵島郡大町町大字大町	杵島郡大町町大字福母	3.2	182	121	66.5	19	10.4	0	0.0	42	23.1	
一般国道34号	杵島郡大町町大字福母	杵島郡大町町大字福母	0.8	70	54	77.1	11	15.7	0	0.0	5	7.1	
一般国道34号	杵島郡江北町大字惣領分	杵島郡江北町大字惣領分	0.4	23	16	69.6	0	0.0	0	0.0	7	30.4	
一般国道34号	杵島郡江北町大字惣領分	杵島郡江北町大字山口	2.1	194	134	69.1	33	17.0	0	0.0	27	13.9	
一般国道34号	杵島郡江北町大字山口	杵島郡江北町大字下小田	2.0	28	19	67.9	2	7.1	0	0.0	7	25.0	
一般国道207号	杵島郡江北町大字山口	杵島郡江北町大字下小田	3.0	112	100	89.3	6	5.4	0	0.0	6	5.4	
一般国道207号	杵島郡江北町大字下小田	杵島郡白石町大字東郷	0.5	16	16	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
一般国道207号	杵島郡白石町大字東郷	杵島郡白石町大字福田	1.0	51	51	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
一般国道207号	杵島郡白石町大字福田	杵島郡白石町大字甘治	0.4	38	38	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
一般国道207号	杵島郡白石町大字甘治	杵島郡白石町大字横手	1.3	57	56	98.2	1	1.8	0	0.0	0	0.0	
一般国道207号	杵島郡白石町大字横手	杵島郡白石町大字戸ヶ里	1.6	11	11	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
一般国道207号	杵島郡白石町大字戸ヶ里	杵島郡白石町大字戸ヶ里	0.2	5	5	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
一般国道207号	杵島郡白石町大字戸ヶ里	杵島郡白石町大字坂田	0.5	71	71	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
一般国道207号	杵島郡白石町大字坂田	杵島郡白石町大字坂田	0.3	13	13	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
一般国道207号	杵島郡白石町大字坂田	杵島郡白石町大字坂田	0.2	9	8	88.9	0	0.0	1	11.1	0	0.0	
一般国道207号	杵島郡白石町大字坂田	杵島郡白石町大字深浦	0.4	9	9	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
一般国道207号	杵島郡白石町大字深浦	杵島郡白石町大字深浦	0.4	6	5	83.3	0	0.0	1	16.7	0	0.0	
一般国道207号	杵島郡白石町大字深浦	杵島郡白石町大字深浦	1.8	36	27	75.0	0	0.0	6	16.7	3	8.3	
一般国道444号	杵島郡白石町大字福富	杵島郡白石町大字福富下分	0.4	32	32	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
一般国道444号	杵島郡白石町大字福富下分	杵島郡白石町大字福富下分	1.7	116	116	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
一般国道207号	藤津郡太良町大字伊福甲	藤津郡太良町大字多良	3.3	125	103	82.4	15	12.0	0	0.0	7	5.6	
県合計（町の区域）				79.2	4,029	3,472	86.2	308	7.6	8	0.2	241	6.0

実施 主体	路線名	評価区間		評価区間 延長(km)	評価対象 住居等 戸数	昼間・夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼間・夜間とも 基準値超過	
		始点の住所	終点の住所			戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
佐賀市	一般国道34号	佐賀市兵庫町 大字瓦町	佐賀市兵庫町 大字洲	1.8	12	9	75.0	1	8.3	0	0.0	2	16.7
	一般国道34号	佐賀市兵庫町 大字洲	佐賀市日の出1丁目1	2.2	138	104	75.4	0	0.0	18	13.0	16	11.6
	一般国道34号	佐賀市日の出1丁目1	佐賀市鍋島町 大字森田	2.2	360	302	83.9	0	0.0	31	8.6	27	7.5
	一般国道34号	佐賀市鍋島町 大字森田	佐賀市鍋島町 大字森田	2.3	26	23	88.5	0	0.0	3	11.5	0	0.0
	一般国道207号	佐賀市川原町3	佐賀市八戸1丁目5	1.6	403	358	88.8	45	11.2	0	0.0	0	0.0
	一般国道207号	佐賀市八戸1丁目5	佐賀市嘉瀬町 大字扇町	0.5	112	108	96.4	4	3.6	0	0.0	0	0.0
	一般国道207号	佐賀市嘉瀬町 大字扇町	佐賀市嘉瀬町 大字扇町	0.4	39	39	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道207号	佐賀市嘉瀬町 大字扇町	佐賀市嘉瀬町 大字中原	0.9	30	30	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道207号	佐賀市嘉瀬町 大字中原	佐賀市嘉瀬町 大字荻野	0.5	69	69	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道207号	佐賀市嘉瀬町 大字荻野	佐賀市久保田町 大字徳万	0.8	35	35	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道207号	佐賀市久保田町 大字徳万	佐賀市久保田町 大字徳万	0.5	62	61	98.4	1	1.6	0	0.0	0	0.0
	一般国道207号	佐賀市久保田町 大字徳万	佐賀市久保田町 大字徳万	0.2	20	20	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道208号	佐賀市諸富町 大字徳富	佐賀市諸富町 大字諸富津	1.1	57	57	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道208号	佐賀市諸富町 大字諸富津	佐賀市諸富町 大字諸富津	0.5	48	48	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道208号	佐賀市南佐賀1丁目12	佐賀市西与賀町 大字屋外	3.2	797	796	99.9	0	0.0	1	0.1	0	0.0
	一般国道208号	佐賀市西与賀町 大字屋外	佐賀市八戸2丁目1	0.8	162	161	99.4	0	0.0	1	0.6	0	0.0
	一般国道263号	佐賀市大和町 大字松瀬	佐賀市大和町 大字梅野	5.6	72	72	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道263号	佐賀市大和町 大字梅野	佐賀市大和町 大字久池井	0.4	24	13	54.2	0	0.0	11	45.8	0	0.0
	一般国道263号	佐賀市大和町 大字久池井	佐賀市日の出1丁目17	5.4	354	273	77.1	0	0.0	80	22.6	1	0.3
	一般国道263号	佐賀市日の出1丁目17	佐賀市日の出2丁目1	0.6	50	35	70.0	0	0.0	7	14.0	8	16.0
	一般国道264号	佐賀市日の出2丁目1	佐賀市川原町3	2.7	675	661	97.9	1	0.1	13	1.9	0	0.0
	一般国道264号	佐賀市巨勢町 大字牛島	佐賀市巨勢町 大字修理田	2.5	317	317	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀停車場線	佐賀市駅前中央1丁目9	佐賀市松原1丁目2	1.4	285	285	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀川副線	佐賀市大財3丁目10	佐賀市松原3丁目1	1.3	346	346	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀川久保鳥栖線	佐賀市高木瀬東2丁目1	佐賀市高木瀬東2丁目8	0.6	196	174	88.8	0	0.0	0	0.0	22	11.2
	佐賀川久保鳥栖線	佐賀市高木瀬東2丁目8	佐賀市高木瀬町 大字長瀬	0.7	131	131	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀川久保鳥栖線	佐賀市高木瀬町 大字長瀬	佐賀市金立町 大字千布	2.6	100	100	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀外環状線	佐賀市大和町 大字尼寺	佐賀市金立町 大字千布	1.8	227	227	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀空港線	佐賀市川副町 大字南里	佐賀市本庄町 大字末次	2.0	14	14	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀空港線	佐賀市本庄町 大字末次	佐賀市本庄町 大字袋	1.0	115	114	99.1	0	0.0	1	0.9	0	0.0
	佐賀脊振線	佐賀市巨勢町 大字牛島	佐賀市巨勢町 大字牛島	0.3	16	16	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀脊振線	佐賀市巨勢町 大字牛島	佐賀市兵庫南4丁目21	0.5	40	39	97.5	0	0.0	1	2.5	0	0.0
	佐賀脊振線	佐賀市兵庫南4丁目21	佐賀市巨勢町 大字修理田	0.8	66	66	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀脊振線	佐賀市巨勢町 大字修理田	佐賀市兵庫町 大字瓦町	1.3	62	62	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	西与賀佐賀線	佐賀市西与賀町 大字高太郎	佐賀市西与賀町 大字高太郎	0.6	27	27	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	西与賀佐賀線	佐賀市西与賀町 大字高太郎	佐賀市光1丁目1	1.6	259	258	99.6	0	0.0	1	0.4	0	0.0
	西与賀佐賀線	佐賀市光1丁目1	佐賀市本庄町 大字本庄	0.3	210	210	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	西与賀佐賀線	佐賀市本庄町 大字本庄	佐賀市本庄町 大字本庄	0.6	713	713	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	西与賀佐賀線	佐賀市本庄町 大字本庄	佐賀市本庄町 大字本庄	0.1	55	55	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	西与賀佐賀線	佐賀市本庄町 大字本庄	佐賀市本庄町 大字本庄	0.3	178	178	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	西与賀佐賀線	佐賀市本庄町 大字本庄	佐賀市川原町3	0.6	243	243	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	鍋島停車場線	佐賀市鍋島町 大字八戸満	佐賀市鍋島町 大字八戸満	0.2	60	60	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	鍋島停車場線	佐賀市鍋島町 大字八戸満	佐賀市鍋島町 大字八戸満	0.6	90	89	98.9	0	0.0	1	1.1	0	0.0
	鍋島停車場線	佐賀市鍋島町 大字八戸満	佐賀市鍋島町 大字八戸	0.5	35	35	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	鍋島停車場線	佐賀市鍋島町 大字八戸	佐賀市嘉瀬町 大字扇町	1.3	120	119	99.2	0	0.0	1	0.8	0	0.0
	鍋島停車場東山田線	佐賀市鍋島町 大字八戸満	佐賀市鍋島町 大字森田	0.3	18	18	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	鍋島停車場東山田線	佐賀市鍋島町 大字森田	佐賀市大和町 大字東山田	5.9	621	620	99.8	0	0.0	1	0.2	0	0.0
	東与賀佐賀線	佐賀市東与賀町 大字下古賀	佐賀市本庄町 大字正里	1.8	238	238	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	東与賀佐賀線	佐賀市本庄町 大字正里	佐賀市本庄町 大字本庄	0.9	146	146	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	東与賀佐賀線	佐賀市本庄町 大字本庄	佐賀市本庄町 大字本庄	0.6	310	310	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	松尾佐賀停車場線	佐賀市鍋島町 大字八戸満	佐賀市鍋島町 大字八戸満	0.3	37	32	86.5	0	0.0	5	13.5	0	0.0
	佐賀環状東線	佐賀市兵庫北6丁目12	佐賀市兵庫北6丁目14	0.3	27	27	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀環状東線	佐賀市兵庫北6丁目14	佐賀市兵庫北7丁目19	0.4	111	111	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀環状東線	佐賀市兵庫北7丁目19	佐賀市巨勢町 大字牛島	2.0	245	227	92.7	0	0.0	18	7.3	0	0.0
	合 計				70.2	9203	8881	96.5	52	0.6	194	2.1	76
唐津市	一般国道202号	唐津市浜玉町 洲上	唐津市浜玉町 浜崎	0.7	15	15	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道202号	唐津市浜玉町 浜崎	唐津市浜玉町 横田下	0.5	29	29	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道202号	唐津市浜玉町 横田下	唐津市鏡	2.2	69	69	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道202号	唐津市鏡	唐津市鏡	1.4	88	88	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道202号	唐津市鏡	唐津市鏡	0.4	29	29	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道202号	唐津市鏡	唐津市鏡	0.4	3	3	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道202号	唐津市鏡	唐津市和多田 大土井2	0.5	38	38	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道203号	唐津市相知町 相知	唐津市相知町 相知	1.8	89	89	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道203号	唐津市相知町 相知	唐津市相知町 長部田	0.7	13	13	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道204号	唐津市佐志	唐津市佐志 中里	1.2	80	80	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道204号	唐津市佐志 中里	唐津市佐志 中通	0.3	13	13	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道204号	唐津市佐志 中通	唐津市佐志 浜町	0.5	20	20	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	唐津呼子線	唐津市佐志 浜町	唐津市鎮西町 若野	2.7	154	154	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	浜玉相知線	唐津市鏡	唐津市原	0.5	153	153	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	浜玉相知線	唐津市原	唐津市中原	0.6	74	74	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	千々賀神田線	唐津市千々賀	唐津市神田	5.9	280	278	99.3	0	0.0	1	0.4	1	0.4
	虹の松原線	唐津市東町	唐津市鏡	3.4	30	29	96.7	0	0.0	1	3.3	0	0.0
	虹の松原線	唐津市坊主町	唐津市刀町	0.3	97	97	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	虹の松原線	唐津市刀町	唐津市東町	1.6	234	234	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	虹の松原線	唐津市鏡	唐津市浜玉町 浜崎	2.5	192	148	77.1	0	0.0	43	22.4	1	0.5
	相知蔵木線	唐津市相知町 長部田	唐津市相知町 長部田	1.3	21	21	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	相知蔵木線	唐津市相知町 長部田	唐津市相知町 町切	1.1	134	134	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	相知蔵木線	唐津市相知町 町切	唐津市蔵木町 うつぼ木	1.3	59	59	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	合 計				31.8	1914	1867	98	0.0	0.0	45	2.4	2

実施 主体	路線名	評価区間		評価区間 延長(km)	評価対象 住居等 戸数	昼間・夜間とも		昼間のみ		夜間のみ		昼間・夜間とも	
		始点の住所	終点の住所			基準値以下	基準値以下	基準値以下	基準値超過				
鳥 栖 市	九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎	鳥栖市永吉町	鳥栖市永吉町	0.7	11	11	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎	鳥栖市永吉町	鳥栖市酒井東町	3.3	8	8	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎	鳥栖市永吉町	鳥栖市田代本町	1.4	78	78	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	九州横断自動車道長崎大分線	鳥栖市田代本町	鳥栖市立石町	7.5	134	134	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道3号	鳥栖市境	鳥栖市永吉町	0.4	7	2	28.6	2	28.6	0	0.0	3	42.9
	一般国道3号	鳥栖市永吉町	鳥栖市姫方町	1.1	17	14	82.4	3	17.6	0	0.0	0	0.0
	一般国道3号	鳥栖市姫方町	鳥栖市曾根崎町	1.3	118	86	72.9	31	26.3	0	0.0	1	0.8
	一般国道3号	鳥栖市曾根崎町	鳥栖市酒井西町	1.8	92	75	81.5	17	18.5	0	0.0	0	0.0
	一般国道3号	鳥栖市酒井西町	鳥栖市酒井西町	0.2	8	7	87.5	1	12.5	0	0.0	0	0.0
	一般国道3号	鳥栖市酒井西町	鳥栖市酒井西町	0.6	2	0	0.0	2	100.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道3号	鳥栖市酒井西町	鳥栖市高田町	1.2	1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0
	一般国道3号	鳥栖市高田町	鳥栖市水屋町	0.7	37	21	56.8	16	43.2	0	0.0	0	0.0
	一般国道34号	鳥栖市永吉町	鳥栖市田代本町	0.5	17	16	94.1	1	5.9	0	0.0	0	0.0
	一般国道34号	鳥栖市田代本町	鳥栖市鎗田町	1.7	100	99	99.0	1	1.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道34号	鳥栖市鎗田町	鳥栖市宿町	1.5	200	189	94.5	3	1.5	0	0.0	8	4.0
	一般国道34号	鳥栖市宿町	鳥栖市轟木町	1.1	170	168	98.8	2	1.2	0	0.0	0	0.0
	一般国道34号	鳥栖市轟木町	鳥栖市儀徳町	1.4	24	17	70.8	7	29.2	0	0.0	0	0.0
	一般国道34号	鳥栖市儀徳町	鳥栖市西新町	2.0	201	167	83.1	25	12.4	0	0.0	9	4.5
	一般国道34号	鳥栖市西新町	鳥栖市姫方町	1.2	65	40	61.5	8	12.3	0	0.0	17	26.2
	一般国道500号	鳥栖市永吉町	鳥栖市幡崎町	0.3	9	7	77.8	1	11.1	0	0.0	1	11.1
	一般国道500号	鳥栖市幡崎町	鳥栖市姫方町	0.8	47	41	87.2	6	12.8	0	0.0	0	0.0
	鳥栖朝倉線	鳥栖市曾根崎町	鳥栖市飯田町	1.0	37	35	94.6	2	5.4	0	0.0	0	0.0
	鳥栖朝倉線	鳥栖市飯田町	鳥栖市飯田町	0.3	23	23	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	久留米基山筑紫野線	鳥栖市真木町	鳥栖市轟木町	2.9	13	11	84.6	1	7.7	0	0.0	1	7.7
	久留米基山筑紫野線	鳥栖市轟木町	鳥栖市轟木町	0.4	1	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	久留米基山筑紫野線	鳥栖市轟木町	鳥栖市宿町	0.5	19	19	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	久留米基山筑紫野線	鳥栖市宿町	鳥栖市養父町	0.9	130	108	83.1	15	11.5	0	0.0	7	5.4
	久留米基山筑紫野線	鳥栖市養父町	鳥栖市古賀町	1.1	93	67	72.0	14	15.1	0	0.0	12	12.9
	久留米基山筑紫野線	鳥栖市古賀町	鳥栖市神辺町	0.3	46	18	39.1	11	23.9	0	0.0	17	37.0
	久留米基山筑紫野線	鳥栖市神辺町	鳥栖市神辺町	0.9	13	11	84.6	2	15.4	0	0.0	0	0.0
	久留米基山筑紫野線	鳥栖市神辺町	鳥栖市柚比町	0.3	8	7	87.5	1	12.5	0	0.0	0	0.0
	久留米基山筑紫野線	鳥栖市柚比町	鳥栖市弥生が丘	0.6	28	5	17.9	7	25.0	0	0.0	16	57.1
	佐賀川久保鳥栖線	鳥栖市立石町	鳥栖市立石町	0.7	20	12	60.0	7	35.0	0	0.0	1	5.0
	佐賀川久保鳥栖線	鳥栖市立石町	鳥栖市山浦町	1.6	170	109	64.1	41	24.1	0	0.0	20	11.8
	佐賀川久保鳥栖線	鳥栖市山浦町	鳥栖市原古賀町	1.2	108	108	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀川久保鳥栖線	鳥栖市原古賀町	鳥栖市蔵上	0.8	71	71	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀川久保鳥栖線	鳥栖市宿町	鳥栖市宿町	0.7	62	62	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀川久保鳥栖線	鳥栖市宿町	鳥栖市古野町	0.5	127	125	98.4	1	0.8	0	0.0	1	0.8
	江口長門石江島線	鳥栖市古野町	鳥栖市本町	0.7	178	178	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	江口長門石江島線	鳥栖市三島町	鳥栖市村田町	2.0	93	92	98.9	0	0.0	0	0.0	1	1.1
	鳥栖田代線	鳥栖市村田町	鳥栖市村田町	0.7	135	129	95.6	4	3.0	0	0.0	2	1.5
	鳥栖田代線	鳥栖市京町	鳥栖市松原町	0.6	127	127	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	鳥栖停車場線	鳥栖市松原町	鳥栖市姫方町	1.8	290	287	99.0	3	1.0	0	0.0	0	0.0
	肥前麓停車場線	鳥栖市京町	鳥栖市宿町	1.1	258	258	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	鳥栖停車場曾根崎線	鳥栖市平田町	鳥栖市平田町	0.2	15	10	66.7	0	0.0	0	0.0	5	33.3
	鳥栖停車場曾根崎線	鳥栖市京町	鳥栖市本鳥栖町	0.5	185	185	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	鳥栖停車場曾根崎線	鳥栖市本鳥栖町	鳥栖市曾根崎町	0.4	43	43	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	肥前旭停車場線	鳥栖市曾根崎町	鳥栖市曾根崎町	0.3	66	64	97.0	2	3.0	0	0.0	0	0.0
	肥前旭停車場線	鳥栖市儀徳町	鳥栖市儀徳町	0.3	48	48	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	九千部山公園線	鳥栖市儀徳町	鳥栖市村田町	0.9	193	193	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	九千部山公園線	鳥栖市河内町	鳥栖市河内町	2.0	10	10	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	九千部山公園線	鳥栖市神辺町	鳥栖市神辺町	0.9	12	12	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	九千部山公園線	鳥栖市神辺町	鳥栖市弥生が丘	0.8	8	8	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	九千部山公園線	鳥栖市弥生が丘	鳥栖市永吉町	1.6	268	265	98.9	1	0.4	0	0.0	2	0.7
	中原鳥栖線	鳥栖市江島町	鳥栖市江島町	1.4	8	7	87.5	0	0.0	0	0.0	1	12.5
	中原鳥栖線	鳥栖市江島町	鳥栖市儀徳町	0.9	33	31	93.9	1	3.0	0	0.0	1	3.0
	中原鳥栖線	鳥栖市儀徳町	鳥栖市下野町	0.7	108	91	84.3	16	14.8	0	0.0	1	0.9
	中原鳥栖線	鳥栖市下野町	鳥栖市真木町	0.8	5	5	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	中原鳥栖線	鳥栖市真木町	鳥栖市高田町	1.6	12	11	91.7	0	0.0	0	0.0	1	8.3
	新鳥栖停車場線	鳥栖市幸津町	鳥栖市原古賀町	1.0	3	3	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		合 計		66.6	4,413	4,029	91.3	255	5.8	0	0.0	129	2.9
多 久 市	一般国道203号	多久市北多久町 大字小侍	多久市北多久町 大字小侍	0.3	43	37	86.0	0	0.0	6	14.0	0	0.0
	一般国道203号	多久市北多久町 大字小侍	多久市北多久町 大字小侍	0.7	55	45	81.8	0	0.0	9	16.4	0	1.0
	一般国道203号	多久市北多久町 大字小侍	多久市北多久町 大字小侍	0.7	65	64	98.5	0	0.0	1	1.5	0	0.0
	一般国道203号	多久市北多久町 大字小侍	多久市北多久町 大字多久原	0.4	27	26	96.3	0	0.0	1	3.7	0	0.0
	一般国道203号	多久市北多久町 大字多久原	多久市北多久町 大字多久原	0.3	10	10	100.0	0	0.0	0	0.0	1	0.0
	一般国道203号	多久市北多久町 大字多久原	多久市北多久町 大字多久原	0.2	25	25	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道203号	多久市北多久町 大字多久原	多久市東多久町 大字別府	2.6	159	152	95.6	0	0.0	7	4.4	0	0.0
	一般国道203号	多久市東多久町 大字別府	多久市東多久町 大字別府	1.2	146	123	84.2	0	0.0	23	15.8	0	0.0
	一般国道203号	多久市東多久町 大字別府	多久市東多久町 大字別府	1.2	57	57	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道203号	多久市東多久町 大字別府	多久市東多久町 大字別府	0.1	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道203号	多久市北多久町 大字多久原	多久市北多久町 大字多久原	0.5	3	3	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道203号	多久市北多久町 大字多久原	多久市北多久町 大字多久原	0.5	17	17	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道203号	多久市北多久町 大字多久原	多久市東多久町 大字別府	3.6	40	40	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	武雄多久線	多久市多久町	多久市多久町	0.9	83	83	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	武雄多久線	多久市多久町	多久市多久町	1.6	21	21	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	武雄多久線	多久市多久町	多久市多久町	0.6	44	44	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	武雄多久線	多久市多久町	多久市北多久町 大字小侍	0.8	89	89	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	武雄多久線	多久市北多久町 大字小侍	多久市北多久町 大字小侍	0.1	5	5	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	多久若木線	多久市東多久町 大字別府	多久市多久町	4.5	61	61	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	多久若木線	多久市多久町	多久市多久町	0.7	44	44	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		合 計		21.5	994.0	946	95.2	0	0.0	47	4.7	1	0.1

実施 主体	路線名	評価区間		評価区間 延長(km)	評価対象 住居等 戸数		昼間・夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼間・夜間とも 基準値超過	
		始点の住所	終点の住所		戸数	％	戸数	％	戸数	％	戸数	％		
伊 万 里 市	一般国道202号	伊万里市南波多町 水留	伊万里市南波多町 小麦原	3.6	75	75	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道202号	伊万里市南波多町 小麦原	伊万里市南波多町 府招	0.5	4	4	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道202号	伊万里市南波多町 府招	伊万里市大坪町 乙	3.6	53	53	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道202号	伊万里市大坪町 乙	伊万里市大坪町 丙	1.2	63	63	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道202号	伊万里市大坪町 丙	伊万里市二里町 大里乙	3.4	201	200	99.5	0	0.0	1	0.5	0	0.0	
	一般国道202号	伊万里市二里町 大里乙	伊万里市二里町 中里甲	2.6	78	65	83.3	0	0.0	13	16.7	0	0.0	
	一般国道204号	伊万里市波多津町 馬蛤湾	伊万里市黒川町 大黒川	2.8	19	19	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道204号	伊万里市黒川町 大黒川	伊万里市黒川町 塩屋	1.6	33	33	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道204号	伊万里市黒川町 塩屋	伊万里市黒川町 黒塩	2.3	62	61	98.4	0	0.0	1	1.6	0	0.0	
	一般国道204号	伊万里市黒川町 黒塩	伊万里市瀬戸町	1.6	40	39	97.5	0	0.0	1	2.5	0	0.0	
	一般国道204号	伊万里市瀬戸町	伊万里市松島町	3.3	150	149	99.3	0	0.0	1	0.7	0	0.0	
	一般国道204号	伊万里市二里町 大里乙	伊万里市山代町 橘久津	3.9	203	203	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道204号	伊万里市山代町 橘久津	伊万里市山代町 橘久	0.7	43	43	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道204号	伊万里市山代町 橘久	伊万里市山代町 久原	3.8	297	297	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道204号	伊万里市山代町 久原	伊万里市山代町 立岩	2.1	64	64	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道204号	伊万里市山代町 立岩	伊万里市山代町 立岩	0.4	12	12	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道204号	伊万里市松島町	伊万里市二里町 大里甲	1.4	86	86	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道204号	伊万里市二里町 大里乙	伊万里市二里町 大里乙	0.4	11	11	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道498号 (1)	伊万里市松浦町 桃川	伊万里市大坪町 丙	6.9	133	132	99.2	0	0.0	0	0.0	1	1.0	
	一般国道498号	伊万里市松浦町 桃川	伊万里市松浦町 桃川	0.8	24	24	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道498号	伊万里市松浦町 桃川	伊万里市大坪町 丙	4.6	179	179	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	伊万里山内線	伊万里市大川内町 丙	伊万里市立花町	1.2	82	82	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	伊万里山内線	伊万里市大川内町 甲	伊万里市大川内町 丙	5.1	162	162	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	伊万里畑川内蔵木線	伊万里市黒川町 畑川内	伊万里市黒川町 畑川内	0.8	6	6	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	相知山内線	伊万里市大川町 大川野	伊万里市松浦町 桃川	4.7	34	34	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	伊万里停車場線	伊万里市新大町	伊万里市伊万里町 甲	0.7	143	143	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	伊万里停車場線	伊万里市伊万里町 甲	伊万里市大坪町 丙	0.8	105	105	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	塩屋大曲線	伊万里市黒川町 塩屋	伊万里市黒川町 大黒川	2.4	23	23	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	塩屋大曲線	伊万里市黒川町 大黒川	伊万里市黒川町 畑川内	1.6	6	6	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	塩屋大曲線	伊万里市黒川町 畑川内	伊万里市南波多町 谷口	2.4	15	15	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	塩屋大曲線	伊万里市南波多町 谷口	伊万里市南波多町 水留	1.2	8	8	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	黒川松島線	伊万里市松島町	伊万里市松島町	0.8	144	144	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	黒川松島線	伊万里市木浜町	伊万里市松島町	2.3	13	13	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	伊万里市道1067号	伊万里市新大町	伊万里市松島町	0.4	123	123	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	伊万里市道4160号	伊万里市二里町 大里乙	伊万里市新大町	2.0	264	262	99.2	0	0.0	0	0.0	2	2.0	
	伊万里市道5056号	伊万里市立花町	伊万里市伊万里町 甲	0.6	75	75	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	合 計				78.5	3033	3013	99.3	0	0.0	17	0.6	3	0.1
武 雄 市	一般国道34号	武雄市北方町 大字志久	武雄市北方町 大字志久	0.5	26	17	65.4	9	34.6	0	0.0	0	0.0	
	一般国道34号	武雄市北方町 大字志久	武雄市北方町 大字志久	0.3	7	2	28.6	5	71.4	0	0.0	0	0.0	
	一般国道34号	武雄市北方町 大字志久	武雄市北方町 大字志久	0.5	49	21	42.9	11	22.4	0	0.0	17	34.7	
	一般国道34号	武雄市北方町 大字志久	武雄市北方町 大字志久	0.1	4	2	50.0	2	50.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道34号	武雄市北方町 大字志久	武雄市北方町 大字志久	0.7	87	78	89.7	9	10.3	0	0.0	0	0.0	
	一般国道34号	武雄市北方町 大字志久	武雄市北方町 大字志久	0.4	66	63	95.5	3	4.5	0	0.0	0	0.0	
	一般国道34号	武雄市北方町 大字志久	武雄市北方町 大字大崎	0.8	61	60	98.4	1	1.6	0	0.0	0	0.0	
	一般国道34号	武雄市橘町 大字片白	武雄市武雄町 大字武雄	4.0	260	259	99.6	0	0.0	1	0.4	0	0.0	
	一般国道35号	武雄市武雄町 大字武雄	武雄市山内町 大字大走	3.0	131	129	98.5	0	0.0	0	0.0	2	1.5	
	一般国道35号	武雄市山内町 大字大走	武雄市山内町 大字島海	1.3	36	33	91.7	0	0.0	1	2.8	2	5.6	
	一般国道498号	武雄市若木町 大字川古	武雄市若木町 大字川古	1.3	38	38	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道498号	武雄市若木町 大字川古	武雄市若木町 大字本部	0.4	4	4	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道498号	武雄市若木町 大字本部	武雄市若木町 大字桃川	0.9	12	12	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	武雄多久線	武雄市朝日町 大字甘久	武雄市朝日町 大字甘久	0.8	24	24	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	武雄多久線	武雄市朝日町 大字甘久	武雄市朝日町 大字甘久	0.4	32	24	75.0	0	0.0	8	25.0	0	0.0	
	武雄多久線	武雄市朝日町 大字甘久	武雄市朝日町 大字甘久	0.8	20	20	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	武雄塩田線	武雄市武雄町 大字高岡	武雄市武雄町 大字武雄	0.3	8	8	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	武雄塩田線	武雄市武雄町 大字武雄	武雄市武雄町 大字永島	2.4	275	256	93.1	0	0.0	19	6.9	0	0.0	
	武雄塩田線	武雄市武雄町 大字永島	武雄市橘町 大字永島	0.9	20	20	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	武雄塩田線	武雄市橘町 大字永島	武雄市橘町 大字大日	1.6	51	51	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	合 計				21.4	1,211	1,121	92.6	40	3.3	29	2.4	21	1.7
鹿 島 市	一般国道207号	鹿島市大字井手	鹿島市大字中村	1.5	39	33	84.6	0	0.0	6	15.4	0	0.0	
	一般国道207号	鹿島市大字中村	鹿島市大字高津原	2.3	121	121	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道207号	鹿島市大字高津原	鹿島市大字高津原	0.5	50	50	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道207号	鹿島市大字高津原	鹿島市大字高津原	0.3	29	29	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道207号	鹿島市大字高津原	鹿島市大字納富分	0.4	26	26	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道207号	鹿島市大字納富分	鹿島市古枝	1.4	86	86	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道207号	鹿島市古枝	鹿島市浜町	1.1	13	13	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道207号	鹿島市浜町	鹿島市浜町	1.1	42	42	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道207号	鹿島市浜町	鹿島市大字音成	1.0	36	36	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道207号	鹿島市大字音成	鹿島市大字音成	0.7	44	44	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道207号	鹿島市大字音成	鹿島市大字音成	0.7	29	29	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道207号	鹿島市大字音成	鹿島市大字飯田	2.8	47	47	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道207号	鹿島市大字井手	鹿島市大字井手	0.4	16	16	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道207号	鹿島市大字井手	鹿島市大字高津原	1.5	127	127	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道207号	鹿島市大字高津原	鹿島市大字高津原	0.4	45	45	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道207号	鹿島市大字高津原	鹿島市大字納富分	0.7	72	72	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道207号	鹿島市大字納富分	鹿島市大字納富分	0.8	111	111	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道207号	鹿島市大字納富分	鹿島市浜町	0.7	64	64	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道207号	鹿島市浜町	鹿島市浜町	0.8	100	100	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道207号	鹿島市浜町	鹿島市浜町	1.0	94	94	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道444号	鹿島市大字山浦	鹿島市大字山浦	2.8	3	3	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道444号	鹿島市大字山浦	鹿島市大字山浦	4.3	17	17	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道444号	鹿島市大字山浦	鹿島市大字三河内	2.3	36	36	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道444号	鹿島市大字三河内	鹿島市大字三河内	1.0	23	23	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道444号	鹿島市大字三河内	鹿島市大字納富分	1.8	52	52	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道444号	鹿島市大字納富分	鹿島市大字納富分	1.1	144	144	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道444号	鹿島市大字納富分	鹿島市大字納富分	0.4	37	37	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道444号	鹿島市大字納富分	鹿島市大字納富分	0.6	38	38	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道498号	鹿島市大字深広	鹿島市大字中村	0.4	26	26	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道498号	鹿島市大字中村	鹿島市大字中村	0.3	12	12	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道498号	鹿島市大字中村	鹿島市大字中村	0.4	17	17	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道498号	鹿島市大字中村	鹿島市大字森	0.6	9	9	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	鹿島姫野線	鹿島市大字高津原	鹿島市大字高津原	0.5	35	35	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	鹿島姫野線	鹿島市大字高津原	鹿島市大字高津原	0.9	185	185	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	鹿島姫野線	鹿島市大字高津原	鹿島市大字三河内	1.1	19	19	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	鹿島姫野線	鹿島市大字三河内	鹿島市大字三河内	0.7	20	20	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	合 計				39.3	1864	1858	99.7	0	0.0	6	0.3	0	0.0

実施 主体	路線名	評価区間		評価区間 延長(km)	評価対象 住居等 戸数	昼間・夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼間・夜間とも 基準値超過	
		始点の住所	終点の住所			戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
小 城 市	一般国道34号	小城市三日月町 堀江	小城市三日月町 金田	1.6	45	33	73.3	12	26.7	0	0.0	0	0.0
	一般国道34号	小城市三日月町 金田	小城市牛津町 柿種瀬	2.1	9	9	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道34号	小城市牛津町 柿種瀬	小城市牛津町 乙柳	0.3	17	17	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道34号	小城市牛津町 乙柳	小城市牛津町 勝	1.2	104	100	96.2	0	0.0	4	3.8	0	0.0
	一般国道34号	小城市牛津町 勝	小城市牛津町 牛津	0.1	13	13	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道34号	小城市牛津町 牛津	小城市牛津町 下砥川	3.0	165	159	96.4	6	3.6	0	0.0	0	0.0
	一般国道203号	小城市小城市町 栗原	小城市小城市町 晴気	0.4	14	14	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道203号	小城市小城市町 晴気	小城市小城市町 晴気	0.4	25	25	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道203号	小城市小城市町 晴気	小城市小城市町 晴気	0.4	34	33	97.1	0	0.0	0	0.0	1	2.9
	一般国道203号	小城市小城市町 晴気	小城市小城市町 畑田	1.0	133	133	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道203号	小城市小城市町 畑田	小城市小城市町	0.3	19	19	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道203号	小城市小城市町	小城市三日月町 久米	0.9	113	113	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道203号	小城市三日月町 久米	小城市三日月町 久米	0.7	102	102	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道203号	小城市三日月町 久米	小城市三日月町 久米	0.3	48	40	83.3	7	14.6	0	0.0	1	2.1
	一般国道203号	小城市三日月町 久米	小城市三日月町 長神田	1.2	159	159	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道203号	小城市三日月町 長神田	小城市三日月町 樋口	0.5	42	35	83.3	7	16.7	0	0.0	0	0.0
	一般国道203号	小城市三日月町 樋口	小城市三日月町 樋口	1.4	122	111	91.0	11	9.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道207号	小城市牛津町 柿種瀬	小城市牛津町 牛津	0.8	76	71	93.4	0	0.0	5	6.6	0	0.0
	一般国道207号	小城市牛津町 牛津	小城市牛津町 柿種瀬	0.2	34	27	79.4	0	0.0	7	20.6	0	0.0
	一般国道207号	小城市牛津町 柿種瀬	小城市牛津町 柿種瀬	0.5	69	69	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道207号	小城市牛津町 柿種瀬	小城市牛津町 勝	0.6	36	28	77.8	0	0.0	8	22.2	0	0.0
	一般国道444号	小城市芦刈町 永田	小城市芦刈町 永田	0.5	28	28	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道444号	小城市芦刈町 永田	小城市芦刈町 永田	0.3	19	19	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道444号	小城市芦刈町 永田	小城市芦刈町 三王崎	1.8	92	92	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道444号	小城市芦刈町 三王崎	小城市芦刈町 三王崎	0.3	3	3	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道444号	小城市芦刈町 三王崎	小城市芦刈町 道免	0.9	35	33	94.3	0	0.0	2	5.7	0	0.0
	一般国道444号	小城市芦刈町 道免	小城市芦刈町 下古賀	0.6	7	4	57.1	0	0.0	2	28.6	1	14.3
	一般国道444号	小城市芦刈町 下古賀	小城市芦刈町 下古賀	0.2	7	7	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道444号	小城市芦刈町 三王崎	小城市芦刈町 道免	0.6	9	2	22.2	0	0.0	3	33.3	4	44.4
	一般国道444号	小城市芦刈町 道免	小城市芦刈町 下古賀	0.4	3	1	33.3	0	0.0	1	33.3	1	33.3
	一般国道444号	小城市芦刈町 三王崎	小城市芦刈町 三王崎	0.2	5	4	80.0	0	0.0	1	20.0	0	0.0
	佐賀外環状線	小城市三日月町 金田	小城市三日月町 金田	0.7	35	34	97.1	0	0.0	0	0.0	1	2.9
	佐賀外環状線	小城市小城市町	小城市小城市町	0.5	96	96	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀外環状線	小城市小城市町	小城市三日月町 織島	1.6	188	188	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀外環状線	小城市三日月町 織島	小城市三日月町 織島	1.4	36	36	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	合 計				27.9	1,942	1857	95.6	43	2.2	33	1.7	9
嬉 野 市	一般国道34号	嬉野市嬉野町 大字下宿	嬉野市嬉野町 大字下宿	0.5	23	18	78.3	0	0.0	3	13.0	2	8.7
	一般国道34号	嬉野市嬉野町 大字下宿	嬉野市嬉野町 大字下宿	1.4	80	80	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道34号	嬉野市嬉野町 大字下宿	嬉野市嬉野町 大字下宿	0.8	186	172	92.5	0	0.0	14	7.5	0	0.0
	一般国道34号	嬉野市嬉野町 大字下宿	嬉野市嬉野町 大字下宿	0.6	139	139	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道34号	嬉野市嬉野町 大字下宿	嬉野市嬉野町 大字下宿	0.9	160	160	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道34号	嬉野市嬉野町 大字下宿	嬉野市嬉野町 大字不動山	1.2	49	49	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道34号	嬉野市嬉野町 大字不動山	嬉野市嬉野町 大字不動山	2.5	36	36	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道498号	嬉野市塩田町 大字馬場下	嬉野市塩田町 大字馬場下	0.8	40	40	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道498号	嬉野市塩田町 大字馬場下	嬉野市塩田町 大字久間	0.7	51	24	47.1	0	0.0	14	27.5	13	25.5
	一般国道498号	嬉野市塩田町 大字久間	嬉野市塩田町 大字久間	3.2	87	57	65.5	0	0.0	26	29.9	4	4.6
	佐世保嬉野線	嬉野市嬉野町 大字下宿	嬉野市嬉野町 大字下宿	0.4	4	4	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐世保嬉野線	嬉野市嬉野町 大字下宿	嬉野市嬉野町 大字下宿	2.1	29	29	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐世保嬉野線	嬉野市嬉野町 大字下宿	嬉野市嬉野町 大字下宿	0.3	43	43	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	嬉野塩田線	嬉野市嬉野町 大字下宿	嬉野市塩田町 大字大草野	1.1	95	80	84.2	0	0.0	13	13.7	2	2.1
	嬉野塩田線	嬉野市塩田町 大字大草野	嬉野市塩田町 大字馬場下	4.1	64	64	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	嬉野塩田線	嬉野市塩田町 大字馬場下	嬉野市塩田町 大字馬場下	1.9	102	102	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	鹿島嬉野線	嬉野市塩田町 大字谷所	嬉野市塩田町 大字谷所	0.4	20	20	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	鹿島嬉野線	嬉野市塩田町 大字谷所	嬉野市塩田町 大字谷所	0.9	19	19	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	鹿島嬉野線	嬉野市塩田町 大字谷所	嬉野市塩田町 大字谷所	0.8	15	15	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	鹿島嬉野線	嬉野市塩田町 大字谷所	嬉野市嬉野町 大字吉田	3.2	34	34	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	鹿島嬉野線	嬉野市嬉野町 大字吉田	嬉野市嬉野町 大字下野	2.7	59	59	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	鹿島嬉野線	嬉野市嬉野町 大字下野	嬉野市嬉野町 大字下野	0.7	36	36	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	合 計				31.2	1371	1280	93.4	0	0.0	70	5.11	21
神 埼 市	一般国道34号	神埼市神埼町 田道ヶ里	神埼市神埼町 田道ヶ里	0.4	20	16	80.0	4	20.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道34号	神埼市神埼町 田道ヶ里	神埼市神埼町 田道ヶ里	0.4	35	30	85.7	5	14.3	0	0.0	0	0.0
	一般国道34号	神埼市神埼町 田道ヶ里	神埼市神埼町 田道ヶ里	0.5	54	49	90.7	5	9.3	0	0.0	0	0.0
	一般国道34号	神埼市神埼町 田道ヶ里	神埼市神埼町 本告年田	1.0	123	106	86.2	17	13.8	0	0.0	0	0.0
	一般国道34号	神埼市神埼町 本告年田	神埼市千代田町 境原	3.9	277	190	68.6	49	17.7	0	0.0	38	13.7
	一般国道264号	神埼市千代田町 下西	神埼市千代田町 餘江	0.6	89	83	93.3	0	0.0	6	6.7	0	0.0
	一般国道264号	神埼市千代田町 餘江	神埼市千代田町 餘江	0.1	12	12	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道264号	神埼市千代田町 餘江	神埼市千代田町 境原	0.5	61	60	98.4	0	0.0	1	1.6	0	0.0
	一般国道264号	神埼市千代田町 境原	神埼市千代田町 境原	0.2	11	11	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道264号	神埼市千代田町 境原	神埼市千代田町 境原	0.1	8	6	75.0	0	0.0	2	25.0	0	0.0
	一般国道264号	神埼市千代田町 境原	神埼市千代田町 直島	1.4	72	72	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道264号	神埼市千代田町 直島	神埼市千代田町 直島	0.4	30	30	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道264号	神埼市千代田町 直島	神埼市千代田町 嘉納	0.3	18	18	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道264号	神埼市千代田町 嘉納	神埼市千代田町 下板	1.7	56	56	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道264号	神埼市千代田町 下板	神埼市千代田町 下板	1.1	39	36	92.3	0	0.0	2	5.1	1	2.6
	一般国道385号	神埼市千代田町 迎島	神埼市千代田町 迎島	1.6	5	5	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道385号	神埼市千代田町 迎島	神埼市千代田町 下板	2.1	11	10	90.9	0	0.0	0	0.0	1	9.1
	佐賀川久保島橋線	神埼市神埼町 尾崎	神埼市神埼町 城原	2.3	98	91	92.9	4	4.1	0	0.0	3	3.1
	佐賀川久保島橋線	神埼市神埼町 城原	神埼市神埼町 城原	0.6	83	76	91.6	7	8.4	0	0.0	0	0.0
	佐賀川久保島橋線	神埼市神埼町 城原	神埼市神埼町 城原	1.1	12	7	58.3	4	33.3	0	0.0	1	8.3
	佐賀川久保島橋線	神埼市神埼町 約	神埼市神埼町 約	0.2	10	8	80.0	0	0.0	0	0.0	2	20.0
	佐賀川久保島橋線	神埼市神埼町 約	神埼市神埼町 志波屋	1.4	43	41	95.3	2	4.7	0	0.0	0	0.0
	佐賀外環状線	神埼市神埼町 横武	神埼市神埼町 本告年田	2.3	21	21	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀外環状線	神埼市神埼町 本告年田	神埼市神埼町 枝ヶ里	0.3	30	30	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀外環状線	神埼市神埼町 枝ヶ里	神埼市神埼町 神埼	0.3	21	21	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀外環状線	神埼市神埼町 神埼	神埼市神埼町 神埼	0.6	115	115	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀外環状線	神埼市神埼町 本告年田	神埼市神埼町 本告年田	1.3	23	23	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀外環状線	神埼市神埼町 本告年田	神埼市千代田町 姉	0.8	41	41	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀外環状線	神埼市千代田町 姉	神埼市千代田町 直島	1.5	50	50	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀外環状線	神埼市千代田町 境原	神埼市千代田町 餘江	0.7	77	73	94.8	0	0.0	4	5.2	0	0.0
	合 計				29.7	1545	1387	89.8	97	6.3	15	1.0	46
市 合 計				418.1	27,490	26,239	95.4	487	1.8	456	1.7	308	1.1
總 合 計				497.3	31,519	29,711	94.3	795	2.5	464	1.5	549	1.7

(2) 騒音・振動の対策

① 騒音に係る環境基準の類型指定

騒音に係る環境基準は、「生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準」として定められており、県では、町の区域における、「騒音に係る環境基準」の地域類型指定を都市計画法の用途地域(工業専用地域を除く)の定めのある地域について行っています。なお、県内の市の区域については、市長が「騒音に係る環境基準」の地域類型指定を行っています。

令和6年3月末現在、「騒音に係る環境基準」の類型指定がなされている町は、基山町、有田町の2町となっています。

② 騒音規制法及び振動規制法による規制

本県では、騒音規制法及び振動規制法に基づき、県内の町の全域又は一部の地域を「規制地域」として指定しています。なお、県内の市の区域については、市長が指定を行っています。

騒音規制法及び振動規制法に基づく届出事務等は、市町の事務となっており、各市町において規制基準の遵守等を指導しています。

なお、令和5年度において、特定工場及び特定建設作業ともに改善勧告等を行った事例はありませんでした。

③ 佐賀県環境の保全と創造に関する条例による規制

本県では、騒音規制法の指定地域において、佐賀県環境の保全と創造に関する条例により、コンクリートブロックマシンとクーリングタワー(原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)を設置する工場又は事業場(騒音規制法の特定工場等を除く。)についての「横出し規制」及び拡声機の使用についての規制を実施しています。

④ 市町が行う業務への支援

本県では、市町が行う騒音規制法、振動規制法等に基づく工場・事業場への規制・指導及び生活騒音等の規制のない騒音・振動についての県民や事業者への指導について、騒音・振動・悪臭規制マニュアルの配布、研修会の開催等の支援を行っています。

⑤ 自動車騒音対策

自動車騒音対策については、毎年度、県及び市町で実施した測定結果を取りまとめて、関係機関等への周知を図っています。

騒音規制法では、市町村長は測定結果に基づき、公安委員会に対して道路交通法の規定による措置の要請、又は関係機関等に対して道路構造の改善などについて意見を述べることができるとされています。

なお、令和5年度において、要請等を行った事例はありませんでした。

⑥ 新幹線鉄道騒音対策

i. 環境基準と類型指定

鳥栖市を通過する九州新幹線鹿児島ルート沿線地域並びに武雄市及び嬉野市を通過する九州新幹線西九州ルート沿線地域に関して、新幹線鉄道騒音に係る環境基準を当てはめる地域を指定しています。（平成 24 年 3 月 30 日佐賀県告示第 120 号）

表 2-2-26 新幹線鉄道騒音に係る環境基準 資料：環境省

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

類型 I：住居の用に供される地域

類型 II：商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

ii. 調査結果

本県では、平成 23 年の九州新幹線鹿児島ルートの全線開通後、鳥栖市の沿線地域において、令和 4 年度九州新幹線西九州ルートの開通後、武雄市及び嬉野市の沿線地域において、騒音及び振動の状況を測定しています。

令和 5 年度の測定結果は、表 2-2-27 のとおり、4 地点ともに振動対策に係る勧告の指針値は達成していましたが、騒音に係る環境基準においては 1 地点超過していたため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び九州旅客鉄道株式会社に対して、騒音対策を講ずるよう要請しました。

表 2-2-27 令和 5 年度新幹線鉄道の騒音及び振動調査結果 資料：有明海再生・環境課

地点番号	測定地点	測定地点側の軌道 (上下の別)	地域類型	騒音 評価値 (d B)	振動 評価値※ (d B)
②	鳥栖市 蔵上町	上	I	68	45
③	鳥栖市 幸津町 80 付近	上	I	71	49
⑦	武雄市 下西山	下	I	67	38
⑧	武雄市 東川登町袴野 12367-5 付近	下	I	64	40

※新幹線鉄道振動については、次のように指針が定められています。

- (1) 新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70 デシベルを超える地域について緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること。
- (2) 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置すること。

図 2-2-15 九州新幹線鹿児島ルート及び西九州ルートの調査地点

資料：有明海再生・環境課



鹿児島ルート



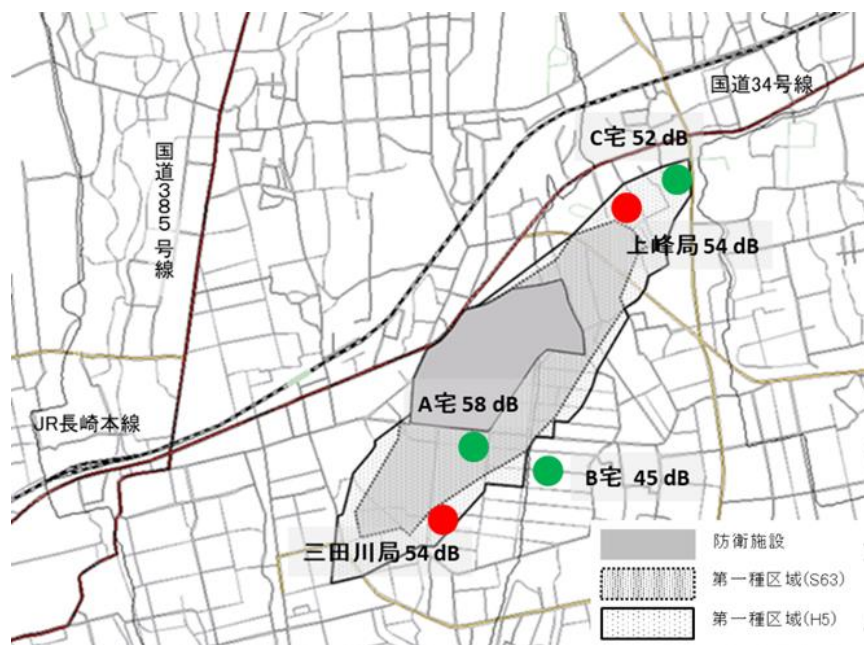
西九州ルート

⑦ 航空機騒音対策

i. 目達原飛行場周辺地域

目達原飛行場周辺地域における航空機騒音対策については、航空機騒音の定期的な監視測定を実施しています。

図 2-2-16 令和 5 年度目達原飛行場周辺地域騒音測定結果 資料：有明海再生・環境課



※ 第一種区域：防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき第一種区域に指定された区域（区域指定に係る基準値： L_{den} 62dB（旧基準値 WECPNL 75dB））

表 2-2-28 令和 5 年度目達原飛行場周辺地域騒音測定結果 資料：有明海再生・環境課

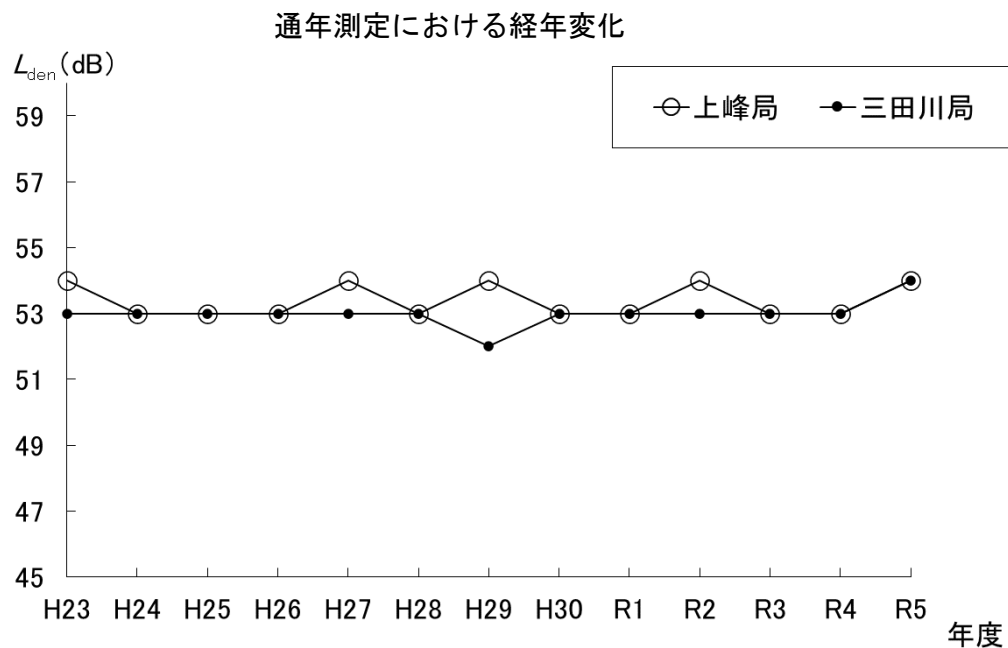
	測定地点	L_{den} (dB)
通年測定 (年間値)	三田川局	54
	上峰局	54
短期測定 (長期平均時間帯補正等価騒音レベル)	A 宅	58
	B 宅	45
	C 宅	52

※ 評価値 L_{den} (dB)：1 日すべての航空機騒音（暗騒音より 10dB 以上高いもの）の単発騒音曝露レベルの測定を行い、発生時間帯により重み付け（昼間より夜間・早朝・夕方に発生した航空機騒音に対して、より厳しく評価する。）をして平均値を算出したものです。

L_{den} は、従来の WECPNL より、正確に航空機騒音環境を評価できるとされており、測定技術・機器の進歩により、 L_{den} での評価が可能になったことから平成 25 年度から採用されています。

図 2-2-17 目達原飛行場周辺地域における通年測定結果の経年変化

資料：有明海再生・環境課



ii. 佐賀空港周辺地域

佐賀空港周辺地域における航空機騒音対策については、環境基準に係る類型指定は行っていないが、環境省の定める航空機騒音に係る環境基準は地域類型Ⅰにおいて 57dB 以下、地域類型Ⅱにおいて 62dB 以下となっております。空港に近接する住宅地において航空機騒音の監視測定を実施しており、測定は 2 地点/年行い、全 4 地点を 2 年でローテーションしています。

図 2-2-18 令和 5 年度佐賀空港周辺地域騒音測定結果

資料：有明海再生・環境課



表 2-2-29 令和 5 年度佐賀空港周辺地域騒音測定結果

資料：有明海再生・環境課

地点名	測定場所	地域類型	今回（令和 5 年度） L_{den} (dB)	前回（令和 3 年度） L_{den} (dB)
大詫間	川副町大詫間	無し	32	32
小々森	川添長小々森	無し	35	32

4 光害対策

夜間の過剰な照明は、周辺の生活環境や生態系へ悪影響となります。

佐賀県環境の保全と創造に関する条例において、日常生活における環境への配慮として、

- ・ 何人も、照明器具を使用するときは、周辺の生活環境への影響に配慮するよう努めなければならない
- ・ 何人も、照明器具を使用するときは、周辺の野生動植物の生息又は生育への影響に配慮するよう努めなければならない

と定めています。

また、事業者に対して、

- ・ 事業者は、屋外においてサーチライト、レーザー等の投光器を、特定の対象物を照射する目的以外の目的で使用してはならない。ただし、規則で定める場合（(1)法令の規定に基づき使用する場合（2）教育、試験研究又は学術研究のために使用する場合（3）犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する行為のために使用する場合(4)祭典等の催事の際に、直ちに撤去し、又は移動できる施設により一時的に使用する場合(営利を目的として誘客又は宣伝のために行うものを除く。))は、この限りでない。

と定めています。

第2節 水環境・土壌環境の保全

1 水環境の保全

(1) 水質汚濁の現況

① 水質監視状況

i. 概況

河川、湖沼、海域などの公共用水域の水質監視については、水質汚濁防止法の規定により毎年度測定計画を作成し、この計画に基づいて、国及び市町と連携して水質調査を実施しています。

令和5年度は、河川100地点、湖沼・クリーク7地点、海域26地点の計133地点で調査を実施しました。

ii. 環境基準と類型指定

水質汚濁に係る環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められており、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と、生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）があります。

健康項目に関する基準は、全ての公共用水域に一律に基準が適用されます。

生活環境項目に関する基準は、河川・湖沼・海域ごとに利水目的等に応じた類型をあてはめ指定することにより、それぞれの類型ごとに適用されます。この基準のうち、本県では、生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）等の項目に関する環境基準は、現在39河川（58水域）1湖沼（1水域）2海域（6水域）について、全窒素・全燐の項目に関する環境基準は、1湖沼（1水域）2海域（7水域）について、水生生物の保全に係る環境基準は、2河川（2水域）1海域（1水域）について、それぞれ類型をあてはめ指定しています。

iii. 水質測定結果（令和5年度）

ア）健康項目

カドミウム、シアン、鉛などの健康項目について、主要な地点や発生源の立地等により汚染が懸念される57地点において調査した結果、全ての地点で環境基準を達成しました。

イ）生活環境項目

生活環境項目のうち、BOD又はCODの環境基準の達成状況は表2-2-30のとおりで、河川では全58水域で環境基準を達成しましたが、湖沼では全1水域で、また、海域では6水域中2水域で環境基準を達成しませんでした。

富栄養化の度合いを示す全窒素、全燐の環境基準の達成状況は表2-2-31のとおりで、海域の7水域中5水域で環境基準を達成しました。なお、環境基準を達成しなかったのは、海域では「有明海」の2水域でした。

全亜鉛等の水生生物保全環境基準の達成状況は表 2-2-32 のとおりで、水生生物の保全を図る必要がある 2 河川（2 水域）1 海域（1 水域）で、環境基準を達成しました。

表 2-2-30 環境基準達成状況の推移（BOD・COD）

資料：有明海再生・環境課

	年 度	H27	H28	H29	H30	R 元	R02	R03	R04	R05
河 川 (BOD で評価)	達成水域 ／基準設定水域	61/61	58/58	58/58	58/58	54/58	54/58	57/58	53/58	58/58
	達成率	100	100	100	100	93.1	93.1	98.3	91.4	100
湖 沼 (COD で評価)	達成水域 ／基準設定水域	0/1	0/1	1/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
	達成率	0	0	100	0	0	0	0	0	0
海 域 (COD で評価)	達成水域 ／基準設定水域	4/6	3/6	3/6	3/6	3/6	4/6	3/6	4/6	4/6
	達成率	66.7	50.0	50.0	50.0	50.0	66.7	50.0	66.7	66.7

図 2-2-19 令和 5 年度 環境基準達成状況図（BOD・COD）

資料：有明海再生・環境課



表 2-2-31 環境基準達成状況の推移（全窒素・全磷） 資料：有明海再生・環境課

	年 度	H27	H28	H29	H30	R 元	R02	R03	R04	R05
湖 沼	達成水域 ／基準設定水域	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	1/1	0/1	1/1	0/1
	達成率	0	0	0	0	0	100	0	100	0
海 域	達成水域 ／基準設定水域	5/7	5/7	5/7	5/7	5/7	5/7	5/7	5/7	5/7
	達成率	71.4	71.4	71.4	71.4	71.4	71.4	71.4	71.4	71.4

（注） ・ 全窒素及び全磷ともに環境基準を満足している場合に、達成水域としました。

図 2-2-20 令和 5 年度 環境基準達成状況図（全窒素・全磷） 資料：有明海再生・環境課

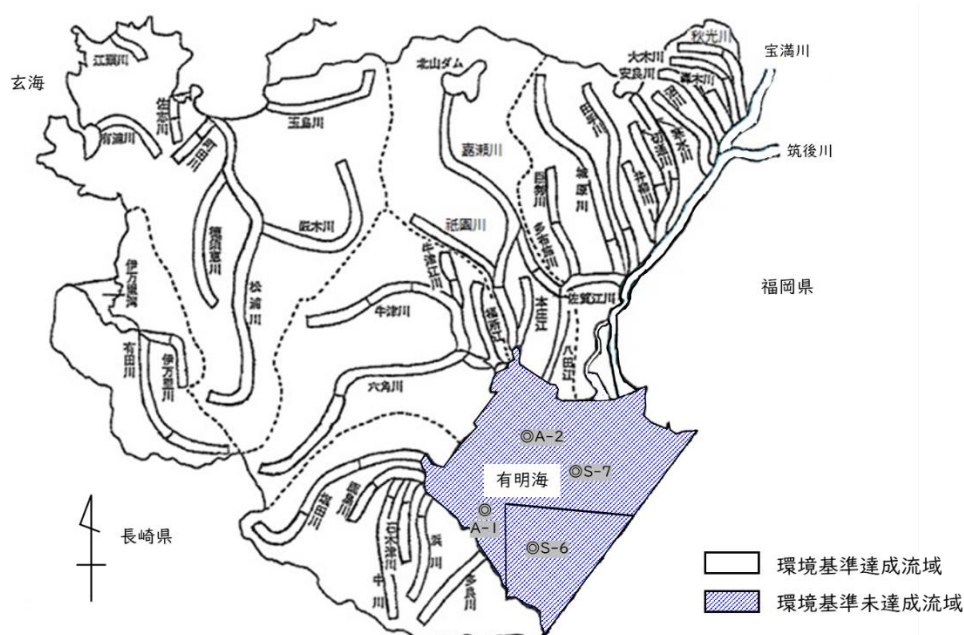


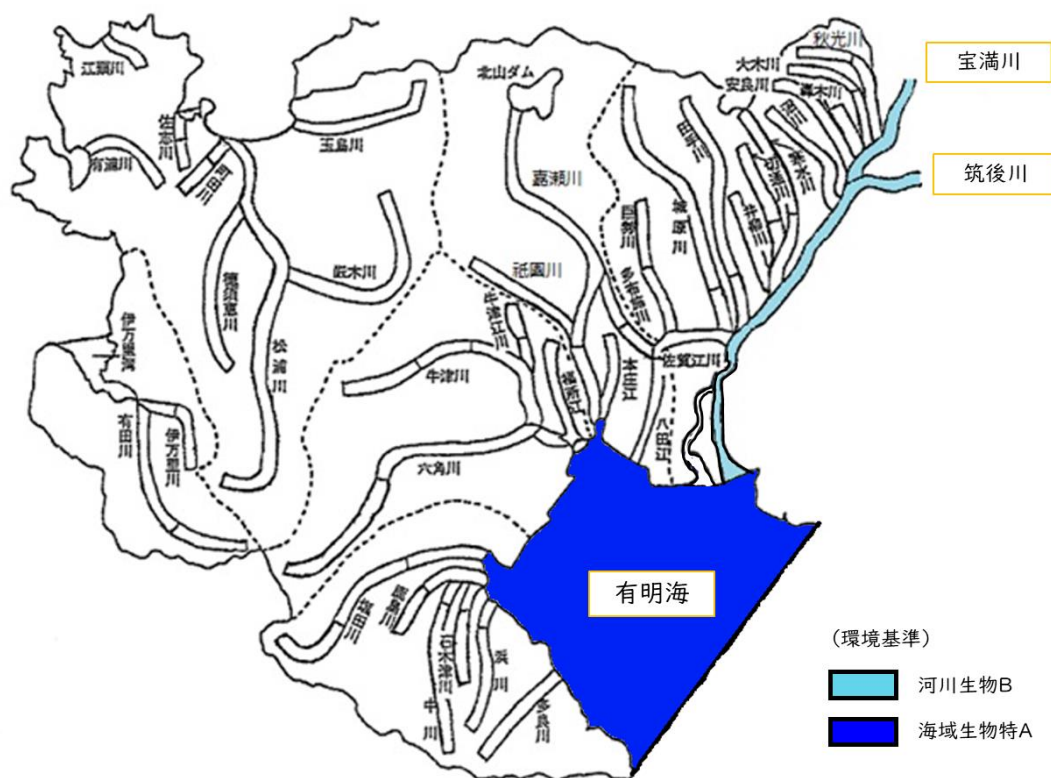
表 2-2-32 環境基準達成状況の推移（水生生物保全環境基準） 資料：有明海再生・環境課

	年 度	H27	H28	H29	H30	R 元	R02	R03	R04	R05
河川	達成水域 ／基準設定水域	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2
	達成率	100	100	100	100	100	100	100	100	100
河川	達成水域 ／基準設定水域	-	-	-	-	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1
	達成率	-	-	-	-	100	100	100	100	100

（注） ・ 環境基準項目である全亜鉛、ノニルフェノール並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の全てが環境基準を満足している場合に達成水域としました。
・ 海域では、平成 30 年 3 月に水生生物の保全に係る環境基準の水域類型を当てはめて指定しており、令和元年度から測定を行っています。

図 2-2-21 水生生物の保全に係る環境基準類型指定図

資料：有明海再生・環境課



② 水域別汚濁の現況

i. 筑後川水系

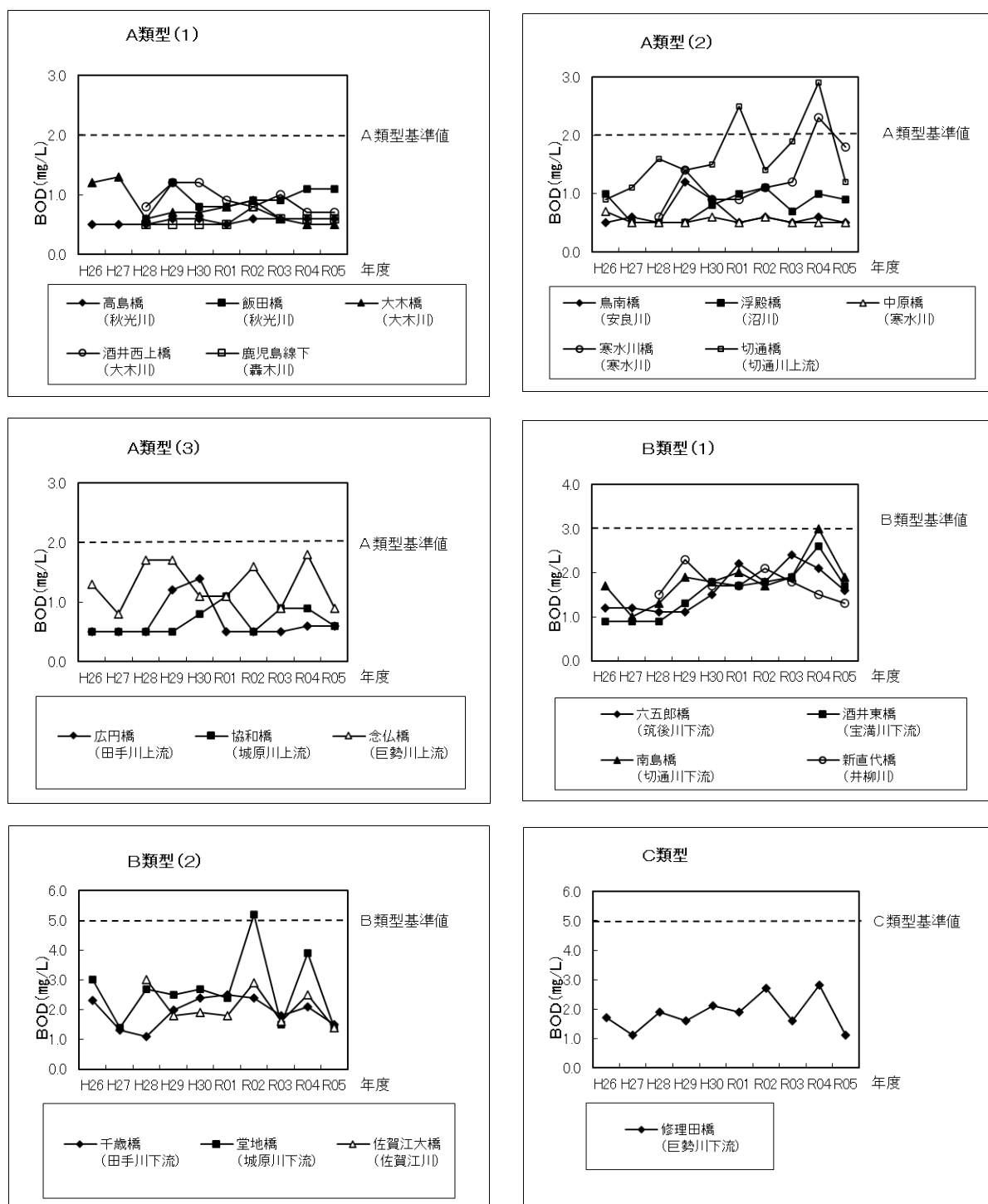
筑後川は、その源を熊本県阿蘇郡瀬の本高原に発し、多くの支川を合わせながら、筑紫平野を貫流し、有明海に注ぎ込み、その流域は4県にまたがる、流域面積 2,860 km²、幹川流路延長 143km の九州最大の一級河川です。

筑後川水系の BOD75% 値の推移は、図 2-2-22 のとおりで、令和 5 年度は全地点で環境基準を達成しています。

なお、平成 28 年度から飯田橋、酒井西上橋、寒水川橋における水質汚濁に係る環境基準の類型指定を B から A へ、轟木川については B から A へ、井柳川と佐賀江川については C から B へ類型見直しを行い、秋光川、大木川、寒水川の上流と下流を統合しました。

図 2-2-22 筑後川水系 BOD75%値の推移

資料：有明海再生・環境課



(注) ・BOD75%値とは、年間の全データをその値の小さいものから順に並べた場合の $0.75 \times n$ 番目 (n はデータ数) のデータ値をいい、この値で環境基準を達成しているか否かを判断します。

・BOD の基準値は、A 類型 2 mg/L 以下、B 類型 3 mg/L 以下、C 類型 5 mg/L 以下、D 類型 8 mg/L 以下、E 類型 10 mg/L 以下となっています。

・環境基準は、利水目的などを考慮して定められており、河川では AA～E 類型の 6 段階に分けられています。AA 類型が一番きれいな水の基準で、ついで A 類型、B 類型、C 類型、D 類型、E 類型の順に基準が定められています。

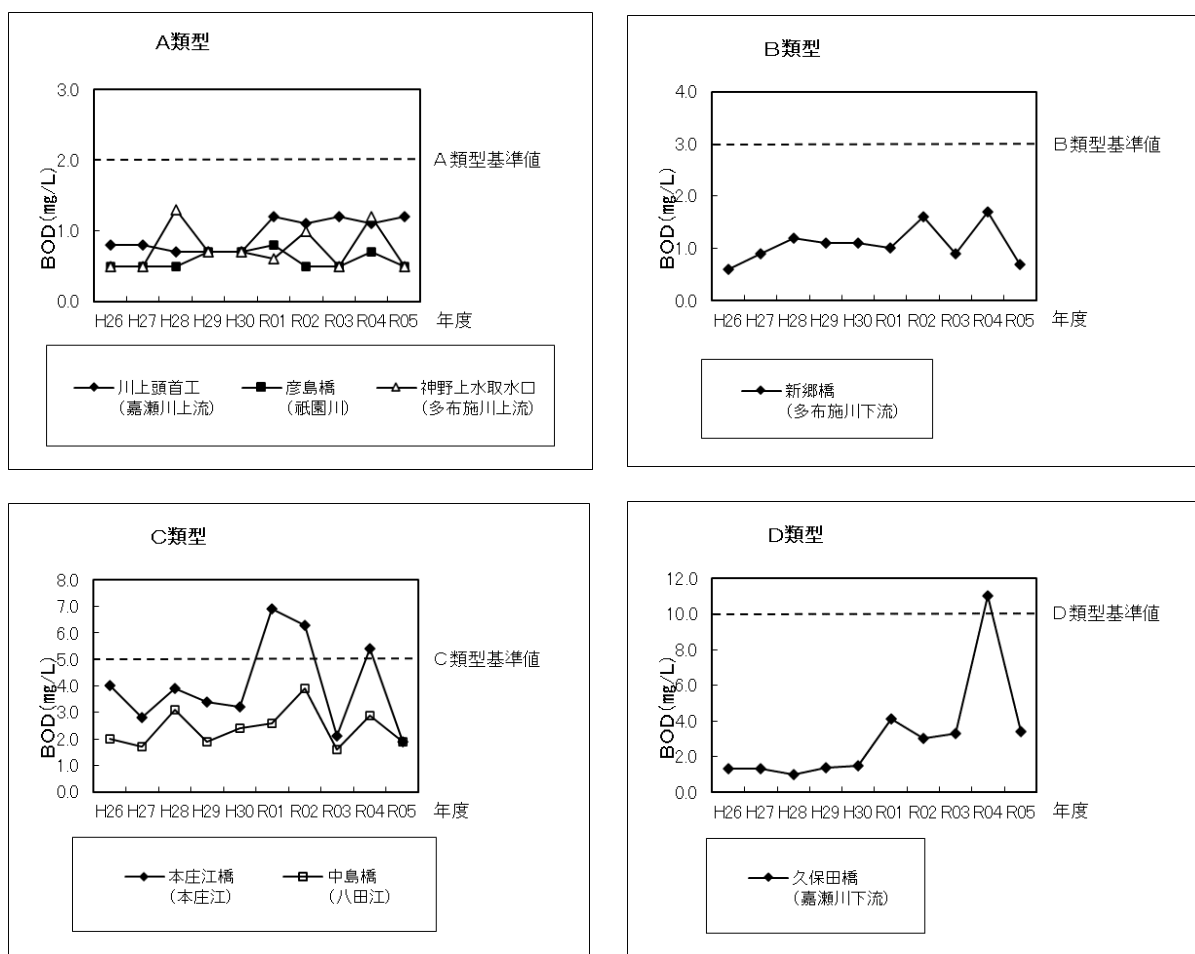
ii. 嘉瀬川水系

嘉瀬川は、その源を佐賀市三瀬村の脊振山系に発し、多くの支川を合わせながら南流し、石井樋で多布施川を分派し、その後下流で祇園川を合わせて佐賀平野を貫流し、有明海に注ぐ、流域面積 368 km²、幹川流路延長 57km の一級河川です。

嘉瀬川水系の BOD75%値の推移は、図 2-2-23 に示すとおりで、令和 5 年度は全地点で環境基準を達成しています。

図 2-2-23 嘉瀬川水系 BOD75%値の推移

資料：有明海再生・環境課



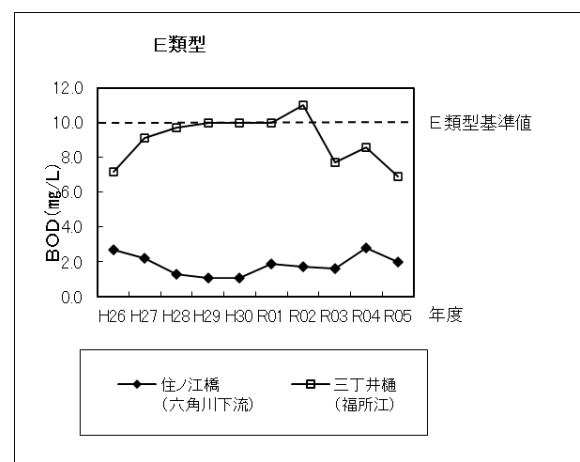
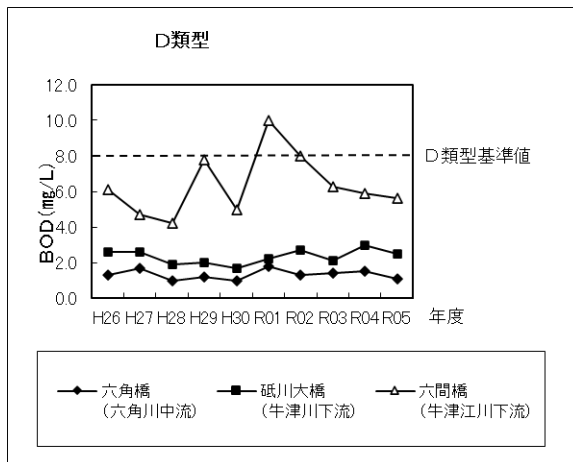
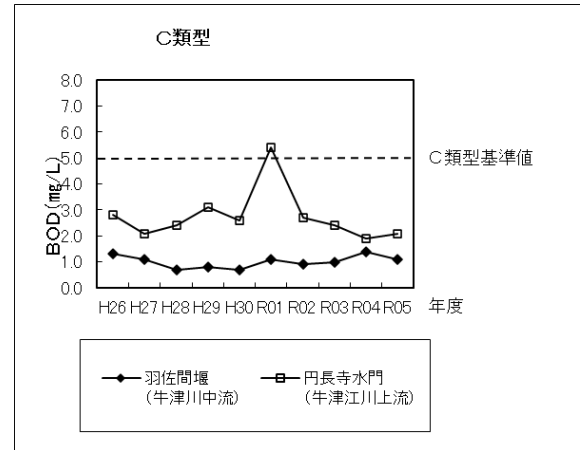
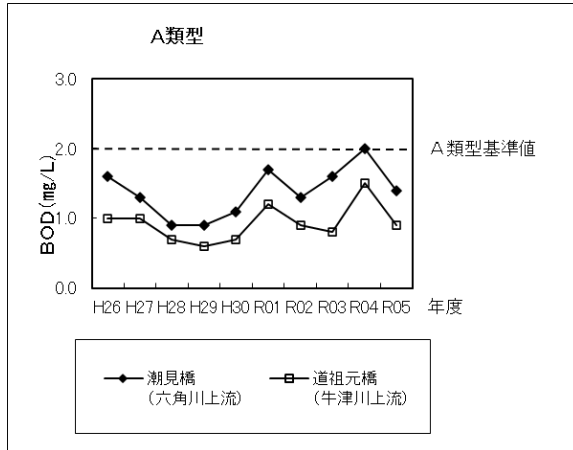
iii. 六角川水系

六角川は、その源を武雄市山内町の神六山に発し、武雄川等の支川を合わせて低平な白石平野を蛇行しながら貫流し、下流部において牛津川を合わせて有明海に注ぐ、流域面積 341 km²、幹川流路延長 47km の一級河川です。

六角川水系の BOD75%値の推移は図 2-2-24 のとおりで、令和 5 年度は全地点で環境基準を達成しています。

図 2-2-24 六角川水系 BOD75%値の推移

資料：有明海再生・環境課



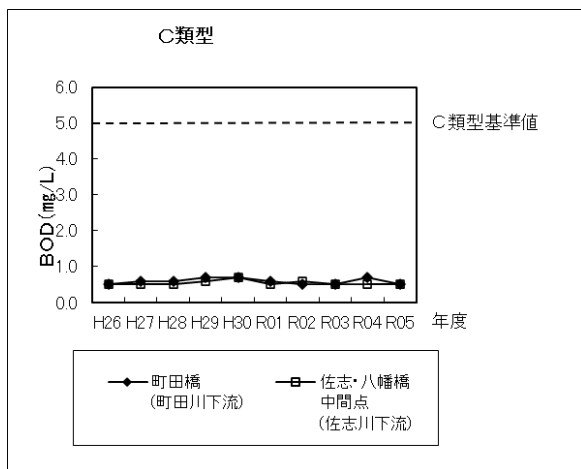
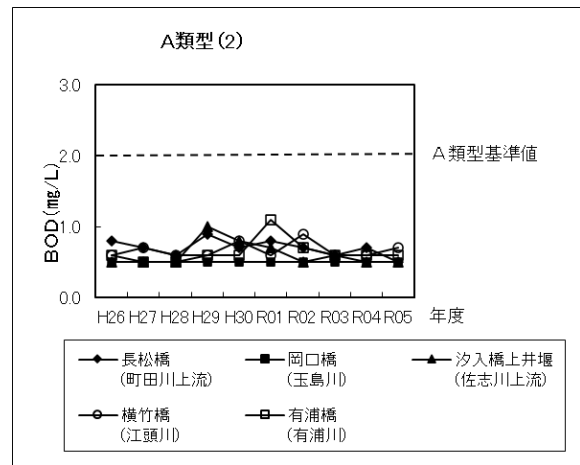
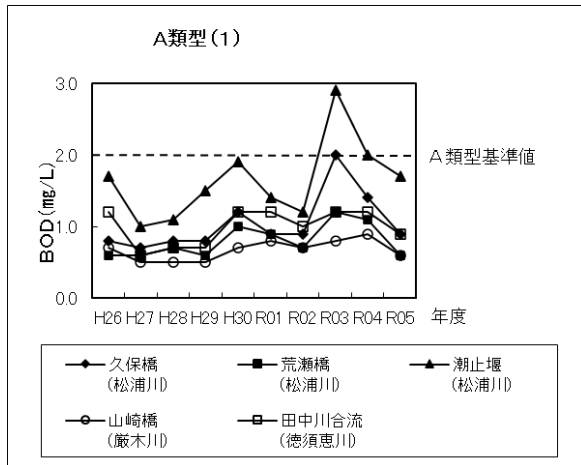
iv. 松浦川水系

松浦川は、その源を武雄市山内町青螺山に発し、巖木川や徳須恵川等の支川を合わせながら、唐津市中心市街部を貫流し、玄界灘に注ぐ、流域面積 446 km²、幹川流路延長 47km の一級河川です。

松浦川水系の BOD75%値の推移は図 2-2-25 のとおりで、令和 5 年度は全地点で環境基準を達成しています。

図 2-2-25 松浦川水系 BOD75%値の推移

資料：有明海再生・環境課



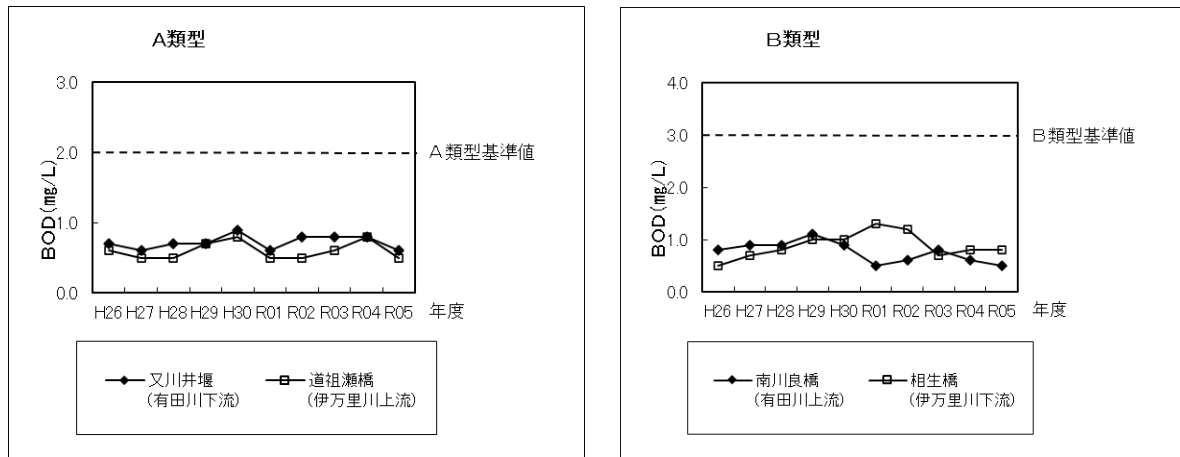
v. 有田・伊万里川水系

有田川は、その源を佐賀県西部に位置する武雄市山内町と長崎県境の神六山に発し、白川、広瀬川等の支川を合わせながら、有田町、伊万里市を貫流して伊万里湾に注ぐ流域面積 79 km²、幹川流路延長 21km の二級河川です。また、伊万里川は、その源を黒髪山系の青螺山、牧ノ山に発し、杏子川等の支川を合わせ、伊万里湾に注ぐ流域面積約 41 km²、幹川流路延長 10.1km の二級河川です。

有田・伊万里川水系の BOD75% 値の推移は、図 2-2-26 に示すとおりで、令和 5 年度は全地点で環境基準を達成しています。

図 2-2-26 有田・伊万里川水系 BOD75% 値の推移

資料：有明海再生・環境課



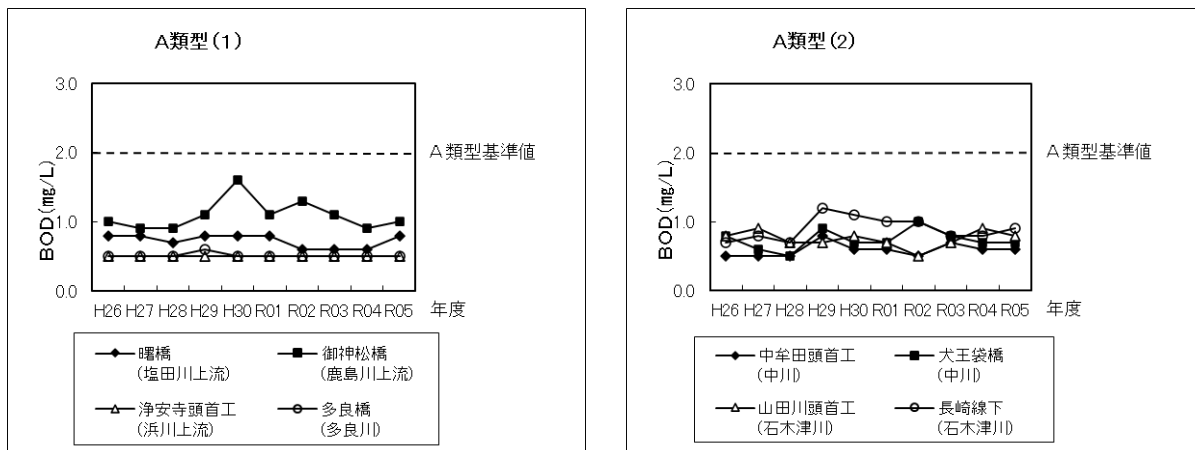
vi. 塩田川水系

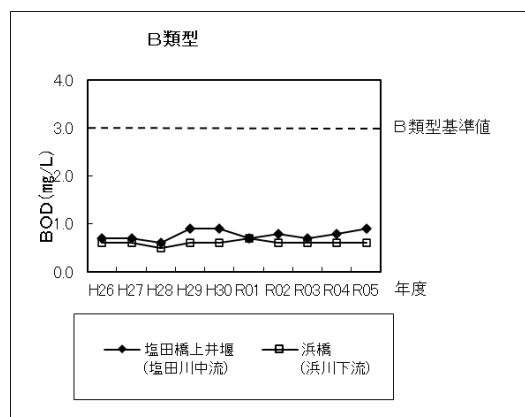
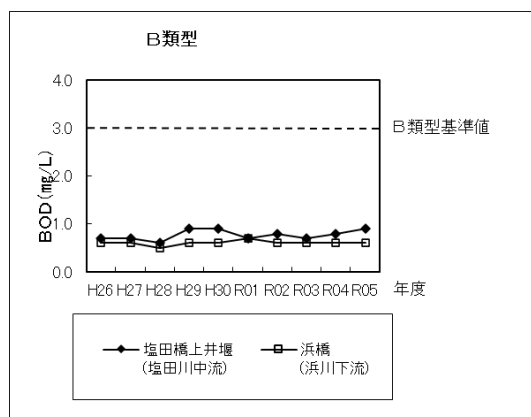
塩田川水系は、その源を嬉野市嬉野町及び長崎県東彼杵郡川棚町県境の虚空蔵山に発し、岩屋川内川、吉田川等の支川を合わせ、鹿島市を貫流して有明海に注ぐ流域面積約 125 km²、幹線流路延長 26.1kmの二級河川です。

塩田川水系の BOD75%値の推移は、図 2-2-27 に示すとおりで、令和 5 年度は全地点で環境基準を達成しています。

図 2-2-27 塩田川水系 BOD75%値の推移

資料：有明海再生・環境課





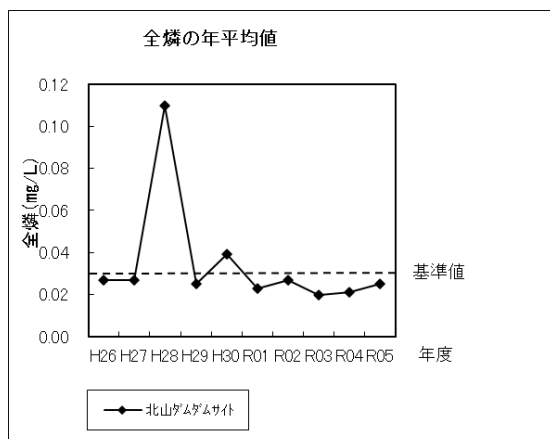
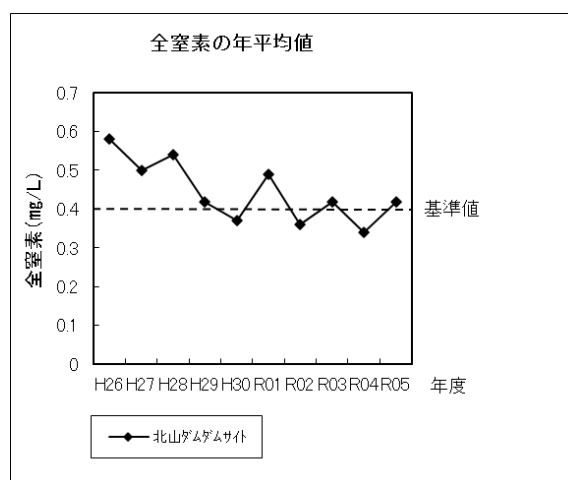
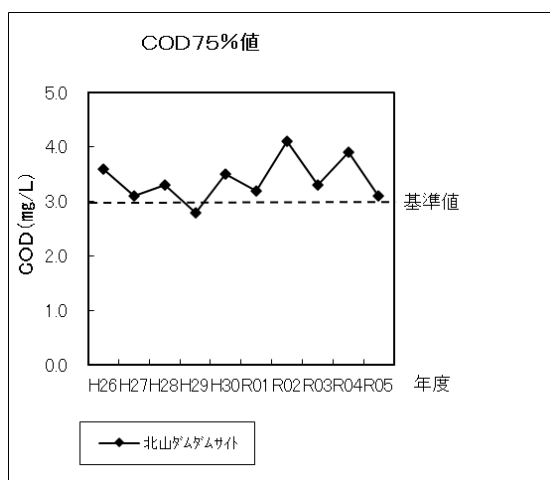
vii. 湖沼（北山ダム）

北山ダムは佐賀市北部に位置し、流域面積 54.63 km²、有効貯水量 2,200 万 m³に及ぶ人造湖です。

北山ダムの COD75%値及び全窒素・全磷の推移は、図 2-2-28 に示すとおりで、令和 5 年度は、全磷で環境基準を達成しましたが、COD75%値及び全窒素では環境基準未達成となっています。

図 2-2-28 北山ダム COD75%値、全窒素年平均値、全磷年平均値の推移

資料：有明海再生・環境課



- (注)
- ・ COD の基準値は、3 mg/L 以下です。
 - ・ 全窒素の基準値は、0.4 mg/L 以下です。
 - ・ 全磷の基準値は、0.03 mg/L 以下です。

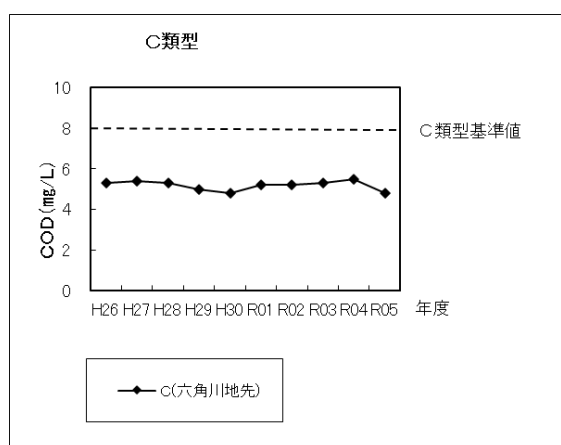
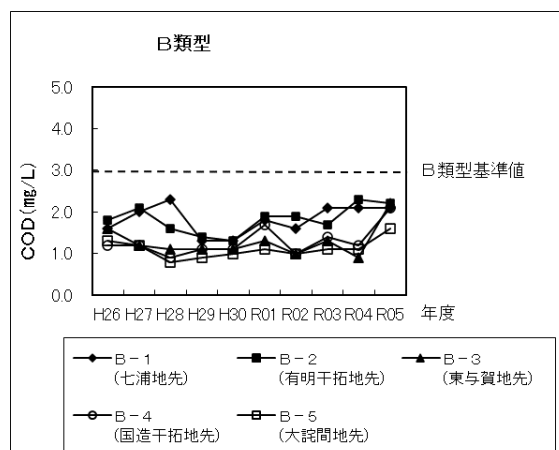
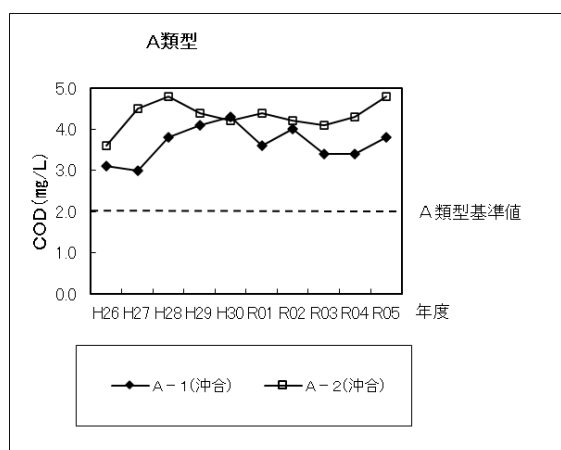
viii. 有明海海域

有明海は、干満の差が最大 6.5m と大きいため、泥土の巻き上げ現象により、湾奥部の沿岸は浮遊物質(SS)が特に多い海域です。

COD75%値の推移は図 2-2-29 のとおりであり、令和 5 年度は沿岸部の B 類型及び C 類型水域は達成しましたが、沖合の A 類型水域では未達成でした。また、全窒素・全燐については、図 2-2-30 のとおりであり、2 水域とも全窒素の環境基準は達成しましたが、全燐の環境基準は未達成でした。

図 2-2-29 有明海海域 COD75%値の推移

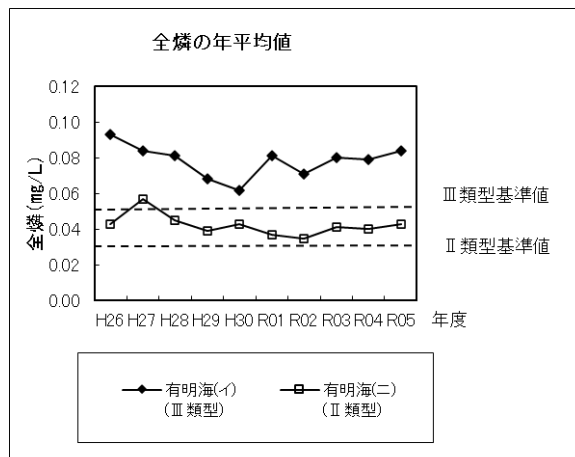
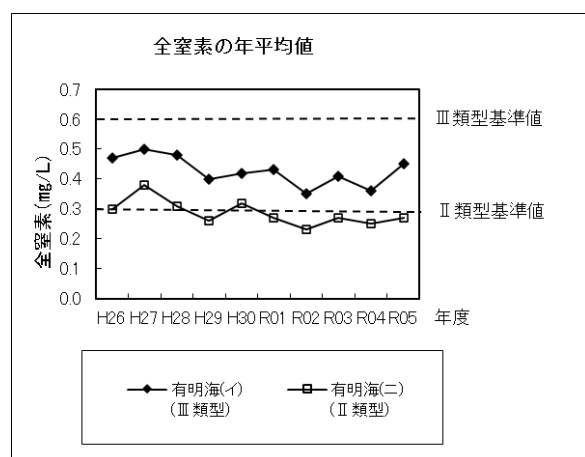
資料：有明海再生・環境課



- (注)
- ・ COD は、有明海 B 類型海域はアルカリ性法、その他は酸性法で測定しています。
 - ・ COD の基準値は、A 類型 2 mg/L 以下、B 類型 3 mg/L 以下、C 類型 8 mg/L 以下です。

図 2-2-30 有明海海域 全窒素・全磷の年平均値の推移

資料：有明海再生・環境課



- (注)
- ・ 全窒素の基準値は、Ⅱ類型 0.3 mg/L 以下、Ⅲ類型 0.6 mg/L 以下です。
 - ・ 全磷の基準値は、Ⅱ類型 0.03 mg/L 以下、Ⅲ類型 0.05 mg/L 以下です。

ix. 玄海海域

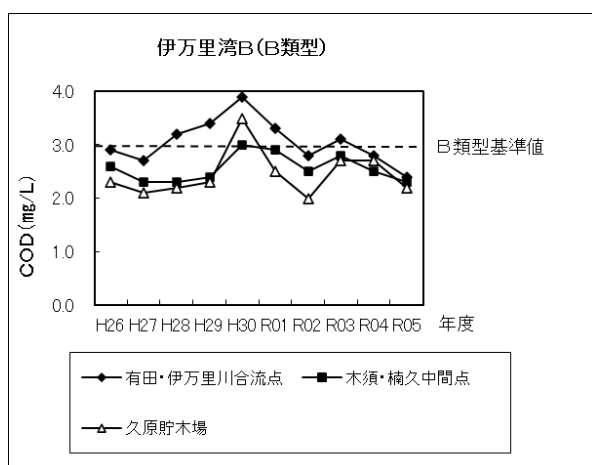
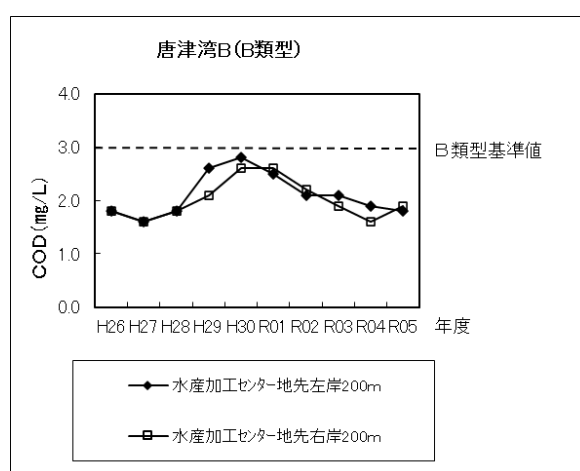
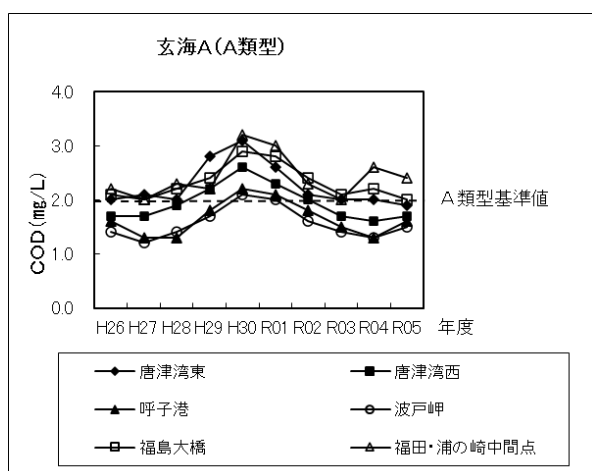
玄海海域の沿岸は、砂浜や岩礁地形が七ツ釜やイロハ島等数多くの名所を作り上げ、風光明媚な地区であり、水産漁港の基地や夏期の海水浴場として利用度の高い唐津湾とともに、国定公園に指定されている地域です。

COD75%値の推移は図 2-2-31 のとおりであり、令和 5 年度は、玄海水域の一部の環境基準点で環境基準未達成となっています。

また、全窒素・全磷については、図 2-2-32、図 2-2-33、図 2-2-34 のとおりであり、令和 5 年度は、全ての水域で環境基準を達成しています。

図 2-2-31 玄海海域 COD75%値の推移

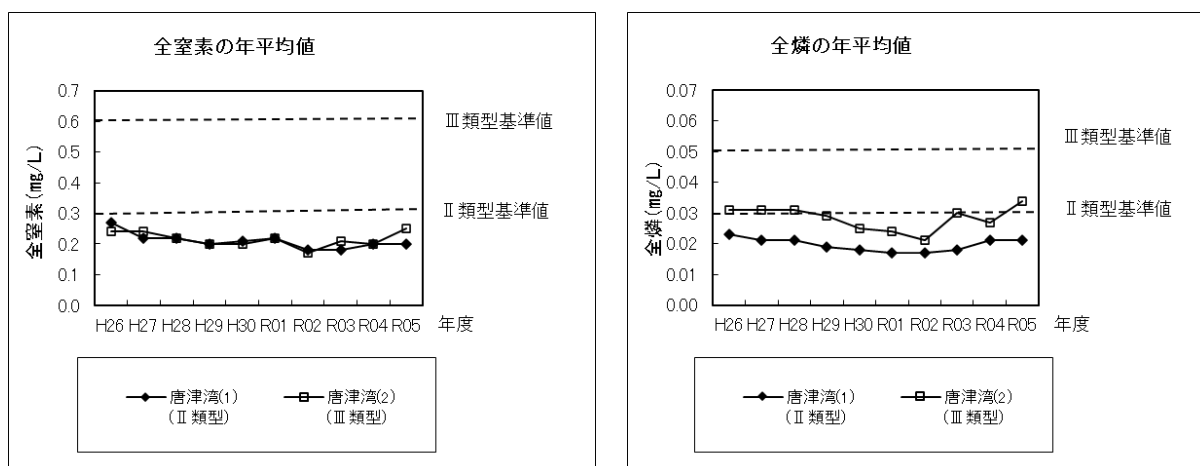
資料：有明海再生・環境課



(注) ・ COD の基準値は、A 類型 2 mg/L 以下、
B 類型 3 mg/L 以下です。

図 2-2-32 唐津湾 全窒素・全磷の年平均値の推移

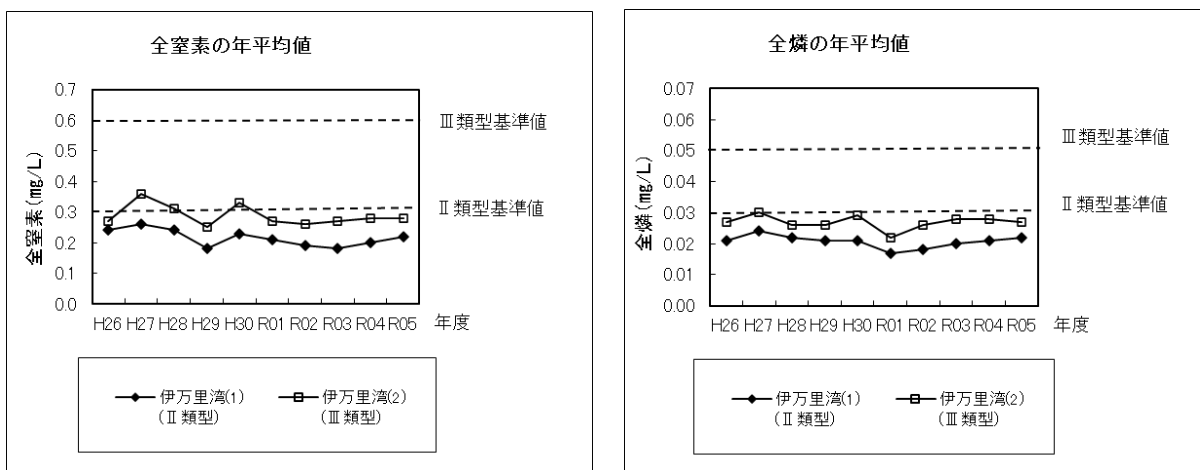
資料：有明海再生・環境課



(注) ・全窒素の基準値は、Ⅱ類型 0.3 mg/L 以下、Ⅲ類型 0.6 mg/L 以下です。
 ・全磷の基準値は、Ⅱ類型 0.03 mg/L 以下、Ⅲ類型 0.05 mg/L 以下です。

図 2-2-33 伊万里湾 全窒素・全磷の年平均値の推移

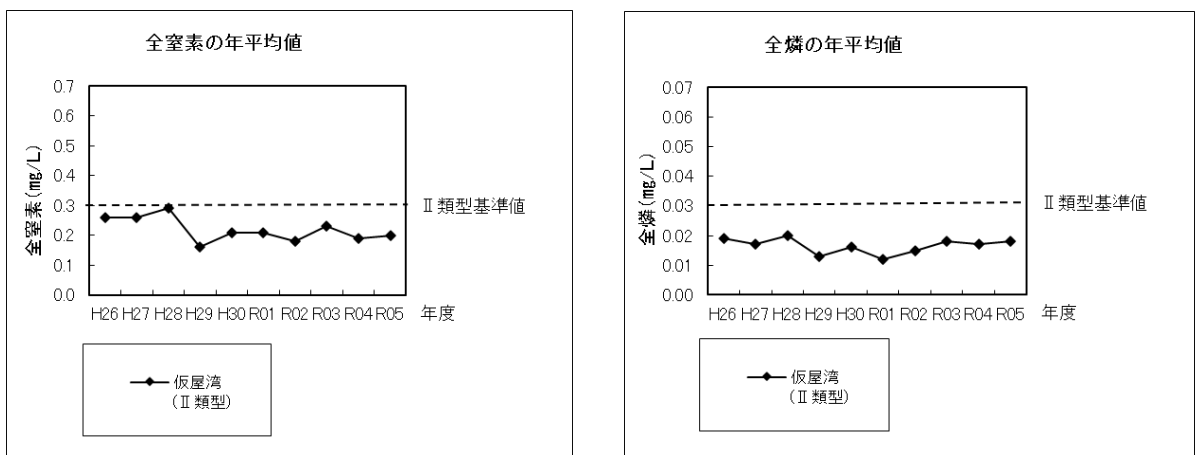
資料：有明海再生・環境課



(注) ・全窒素の基準値は、Ⅱ類型 0.3 mg/L 以下、Ⅲ類型 0.6 mg/L 以下です。
 ・全磷の基準値は、Ⅱ類型 0.03 mg/L 以下、Ⅲ類型 0.05 mg/L 以下です。

図 2-2-34 仮屋湾 全窒素・全磷の年平均値の推移

資料：有明海再生・環境課



(注) ・全窒素の基準値は、Ⅱ類型 0.3 mg/L 以下です。
 ・全磷の基準値は、Ⅱ類型 0.03 mg/L 以下です。

水質調査の毎月の調査結果など詳細データについては、佐賀県有明海再生・環境課のホームページ上に公開しています。

③ PFOS 及び PF0A の測定結果

令和 5 年度は、河川で 6 地点、海域で 2 地点、湖沼では 1 地点において、測定を行いました。

その結果、すべての地点で暫定指針値（50ng/L）の超過はありませんでした。

i. 測定結果

表 2-2-33 PFOS 及び PF0A の測定結果（令和 5 年度）

資料：有明海再生・環境課

区分	測定地点数	暫定指針値 超過地点数
河川	6	0
海域	2	0
湖沼	1	0
計	9	0

分類	市町 (測定地点)	水 域 名	測定地点名	PFOS+PF0A (ng/L)	測定機関名
河川	久留米市・ みやき町	筑後川	瀬の下	3.8	国（筑後川河川 事務所）
	佐賀市	嘉瀬川	川上頭首工（官人橋）	1.3	国（武雄河川事 務所）
	佐賀市	嘉瀬川	嘉瀬橋	2.3	国（武雄河川事 務所）
	唐津市	松浦川	潮止堰（久里橋）	2.9	国（武雄河川事 務所）
	小城市	牛津江川	六間橋	<5	県
	玄海町	有浦川	有浦橋	<5	県
海域		有明海	有明海 A-1	<5	県
		玄海	呼子港	<5	県
湖沼	佐賀市		北山ダム ダムサイト	<5	佐賀市

ii. 実施機関

佐賀県、国土交通省及び水質汚濁防止法施行令に定める市（佐賀市）

④ 海水浴場水質調査

県内の主要海水浴場（年間延べ利用者数がおおむね1万人以上の水浴場）について、必要に応じて所要の措置を講じるため、毎年、海水浴のシーズン前に唐津市東の浜をはじめ10か所で調査を実施しています。

令和5年度の調査結果は、表2-2-34のとおり、全ての地点が海水浴場として適した水質となっています。

また、水質検査とあわせて腸管出血性大腸菌0-157の検査も行っていますが、全ての海水浴場で0-157は検出されませんでした。

表2-2-34 令和5年度海水浴場水質調査結果（シーズン前）

資料：有明海再生・環境課

項目 海水浴場名	所在地	調査日	COD (mg/L)	ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)	透明度 (m)	油膜の 有無	腸管出血性 大腸菌 0-157 (参考)	判 定
浜崎 海水浴場	唐津市	6/5	2.2	5	全透	無	不検出	可(B)
東の浜 海水浴場	唐津市	6/5	1.5	3	全透	無	不検出	適(A)
西の浜 海水浴場	唐津市	6/5	1.8	4	全透	無	不検出	適(A)
幸多里の浜 海水浴場	唐津市	6/5	1.6	7	全透	無	不検出	適(A)
相賀の浜 海水浴場	唐津市	6/5	1.3	2	全透	無	不検出	適(A)
小友 海水浴場	唐津市	6/5	1.0	2	全透	無	不検出	適(A)
波戸岬 海水浴場	唐津市	6/5	1.2	2	全透	無	不検出	適(A)
いろは島 海水浴場	唐津市	6/5	2.5	2	全透	無	不検出	可(B)
伊万里人工 海浜公園 (イマリン ビーチ)	伊万里市	6/5	3.1	2	全透	無	不検出	可(B)
白浜 海水浴場	太良町	6/5	2.9	9	全透	無	不検出	可(B)

(注) ・「COD」とは、有機汚濁物質による汚れの度合いを表し、一般に数値が高いほど、有機汚濁物質の量が多いことを示します。

・「不検出」とは、ふん便性大腸菌群数の場合、検出できる限界未満のことであり、具体的には100m 1中にふん便性大腸菌群が2個未満のことをいいます。

また、腸管出血性大腸菌0-157については、全く検出されないことをいいます。

・「全透」とは、見える深さが1m以上の状態をいいます。

図 2-2-35 令和 5 年度海水浴場水質等測定結果(シーズン前)

資料：有明海再生・環境課

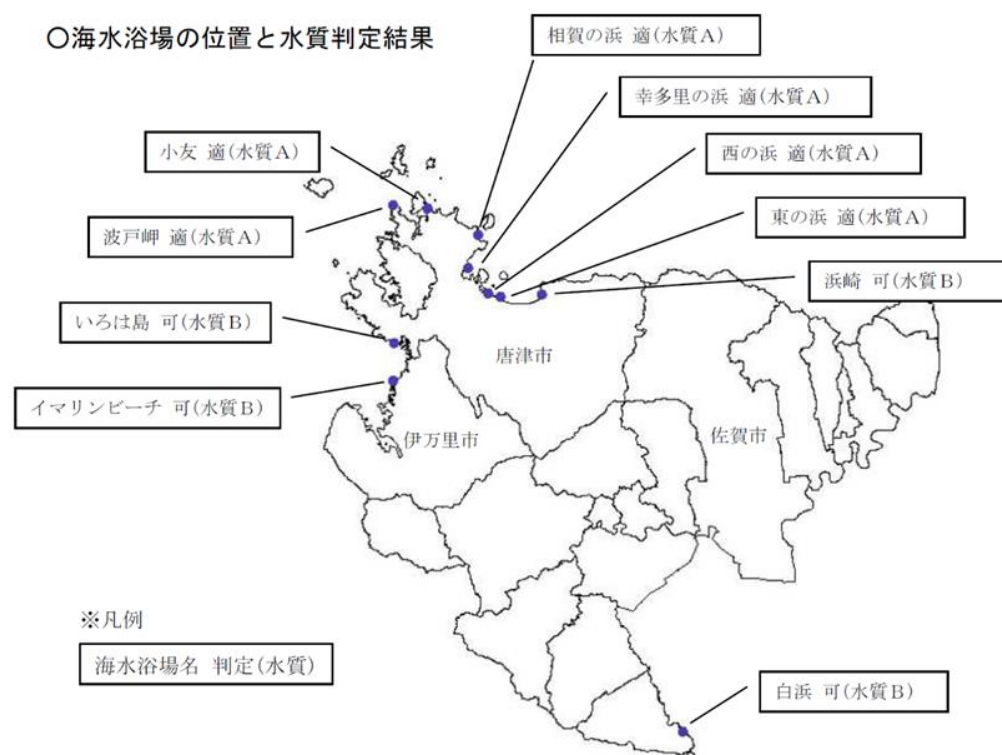


表 2-2-35 水浴に供される公共用水域の水質の判定基準

資料：環境省

項目 判 定		COD (mg/L)	ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)	透明度 (m)	油膜の有無
適	水質 AA	2 以下	不検出	全 透	認められない
	水質 A	2 以下	100 個以下	全 透	認められない
可	水質 B	5 以下	400 個以下	1 m未満 50cm 以上	常時は認められない
	水質 C	8 以下	1000 個以下	1 m未満 50cm 以上	常時は認められない
不 適		8 超	1000 個 超	50cm 未満	常時認められる

⑤ 地下水の水質汚濁の現況

i. 水質測定実施状況

水質汚濁防止法第 15 条の規定に基づき、地下水水質の状況を監視しています。
令和 5 年度は下記の内容で実施しました。

○ 調査種類

ア) 概況調査

地域の全体的な地下水質の把握を目的に、県内一円で実施する調査

イ) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに汚染が判明した地区について、汚染範囲確認と原因究明のために実施する調査

ウ) 継続監視調査

過去に汚染が確認された地区の地下水質の動向を経年的に把握するために実施する調査

エ) 再度汚染井戸周辺地区調査

継続監視調査地区において、おおむね 5 年間ごとに実施している調査で、汚染の拡がりを再確認するために実施する調査

○ 調査項目

「地下水の水質汚濁に係る環境基準」に定める 28 項目

○ 調査対象市町及び調査対象井戸本数

ア) 概況調査		13 市町の 42 本の井戸
イ) 汚染井戸周辺地区調査		1 市町の 62 本の井戸
ウ) 継続監視調査		13 市町の 57 本の井戸
エ) 再度汚染井戸周辺地区調査		4 市町 84 本の井戸

ii. 測定結果の概要

ア) 概況調査

13 市町の 42 本の井戸を調査した結果、全ての井戸において、環境基準値を下回りました。

表 2-2-36 概況調査結果（検出項目のみ）（令和 5 年度）

資料：有明海再生・環境課

①ローリング方式

No.	調査市町名	調査井戸数	環境基準 超過井戸数	環境基準超過項目	最大検出値※(mg/L)	環境基準値※(mg/L)
1	佐賀市	1	0	—	—	—
2	伊万里市	3	0	—	—	—
3	武雄市	2	0	—	—	—
4	神埼市	3	0	—	—	—
5	上峰町	1	0	—	—	—
6	みやき町	1	0	—	—	—
7	玄海町	3	0	—	—	—

②定点方式

No.	調査市町名	調査井戸数	環境基準 超過井戸数	環境基準超過項目	最大検出値 [※] (mg/L)	環境基準値 [※] (mg/L)
1	佐賀市	10	0	—	—	—
2	唐津市	1	0	—	—	—
3	鳥栖市	1	0	—	—	—
4	伊万里市	1	0	—	—	—
5	鹿島市	1	0	—	—	—
6	小城市	3	0	—	—	—
7	神埼市	1	0	—	—	—
8	みやき町	1	0	—	—	—
9	白石町	8	0	—	—	—
10	太良町	1	0	—	—	—

※環境基準を超過した項目に関する最大検出値及び環境基準値を記載します。

イ) 汚染井戸周辺地区調査

(新たな汚染が判明したときに、汚染範囲の確認のために実施するもの)

< 1 > 佐賀市富士町内野地区

井戸の所有者が佐賀市富士町内野の井戸を調査したところ、環境基準を超過した砒素が検出されました。そのため、佐賀市が汚染井戸周辺で 62 本の井戸を調査した結果、8 本の井戸において、砒素の環境基準を超過しました。

表 2-2-37 汚染井戸周辺地区調査結果（令和 5 年度）

資料：有明海再生・環境課

No.	調査地区名	調査井戸数	環境基準 超過井戸数	環境基準超過項目	最大検出値(mg/L)	環境基準値(mg/L)
1	佐賀市富士町内野	62	8	砒素	0.11	0.01以下

ウ) 継続監視調査

(過去に汚染が確認された地区の地下水質の動向を経年的に把握するために、毎年実施するもの)

13 市町 57 本の井戸について、ふっ素等 8 項目が依然として環境基準を超過していましたが、その濃度はおおむね横ばいです。(表 2-2-38)

表 2-2-38 継続監視調査結果（令和 5 年度）

資料：有明海再生・環境課

No	調査地区名	判明時期 (年度)	令和5年度調査結果			
			調査項目	調査 井戸数	超過 井戸数	環境基準 超過項目
1	吉野ヶ里町豆田	S61	トリクロロエチレン等8項目	2	2	トリクロロエチレン
2	小城市三日月町	H24	ベンゼン	2	0	
3	神崎市神埼町	H28	ふっ素	4	2	ふっ素
4	吉野ヶ里町松隈	H30	砒素	1	0	
5	鳥栖市原町	H3	六価クロム等5項目	9	6	六価クロム
					1	トリクロロエチレン
6	基山町宮浦、小倉	H3	六価クロム	3	1	六価クロム
7	上峰町坊所	H25	トリクロロエチレン等8項目	2	0	
8	みやき町寄人	H26	ふっ素	2	1	ふっ素
9	上峰町前牟田	H26	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3	0	
10	鳥栖市真木町、高田町	H30	（ほう素等3項目）	3	3	ほう素
					3	ふっ素
					1	砒素
11	みやき町東尾	R元	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2	1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
12	唐津市鏡	S61	テトラクロロエチレン等5項目	5	1	1,2-ジクロロエチレン
13	唐津市厳木町岩屋	H2	テトラクロロエチレン等5項目	3	0	
14	有田町立部	H2	トリクロロエチレン等4項目	3	1	トリクロロエチレン
15	有田町戸矢	H30	（ほう素等2項目）	3	1	ほう素
					1	ふっ素
16	江北町上小田	H24	トリクロロエチレン等6項目	2	0	
17	白石町福富、福富下分	R2	（ほう素）	4	1	（ほう素）
18	武雄市武内町真手野	H11	ふっ素	3	2	ふっ素
19	佐賀市久保泉町	H11	1,2-ジクロロエチレン等5項目	1	0	

エ）再度汚染井戸周辺地区調査結果

（継続監視調査地区において、おおむね5年間ごとに実施するもので、汚染の拡がりを再確認するため調査範囲を拡大して実施するもの）

4市町84本の井戸を調査した結果、16本の井戸において、ふっ素等3項目で環境基準を超過しました。（表2-2-39）

表 2-2-39 再度汚染井戸周辺地区調査結果（令和 5 年度）

資料：有明海再生・環境課

No	調査地区名	判明時期 (年度)	調査項目	調査 井戸数	超過 井戸数	環境基準 超過項目
1	神崎市神埼町	H28	ふっ素	27	7	ふっ素
2	鳥栖市真木町	H30	砒素、ふっ素、ほう素	28	5	砒素
					7	ふっ素
					6	ほう素
3	上峰町坊所	H25	トリクロエチレン等8項目	17	0	
4	有田町戸矢	H30	ふっ素、ほう素	12	0	

⑥ 生物学的方法による水質調査

生物学的方法による水質調査は、河川に生息しているカゲロウ・トビゲラ類等の底生動物や付着珪藻類を採取し、これらの生物の種類と構成から水質の程度を定性的に表す方法で、理化学的な調査方法（BOD、COD、SS 等の化学分析方法）に比べ、流況や地形等を含む総合的、長期的な河川環境を反映していると考えられます。

そこで県では、詳細調査として昭和 53 年度から底生動物について調査を実施しており、昭和 57 年度から平成 13 年度まで、底生動物と併せて付着珪藻類について調査を実施しました。

また、昭和 59 年度から小中学生等の参加を得て水生生物調査を実施しており、河川環境の総合的な把握及び水質保全意識の啓発に努めています。

令和 5 年度は、唐津市環境課及び基山町まちづくり課の協力により、3 団体延べ 61 人が本調査に参加しました。

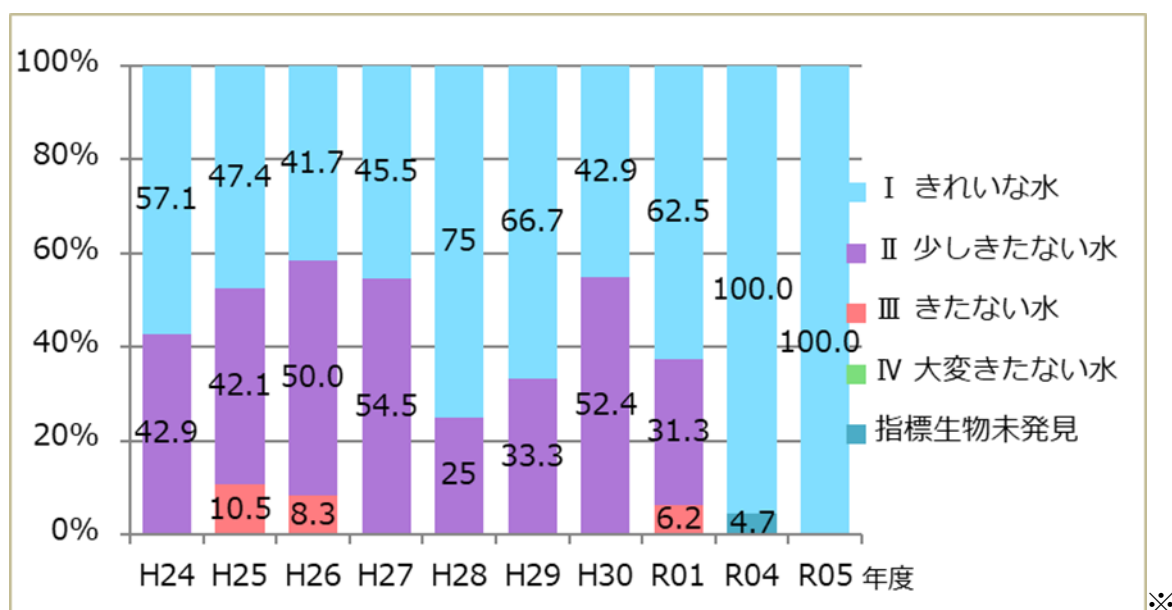
表 2-2-40 水生生物調査 参加団体と延べ参加人数（令和 5 年度）

資料：有明海再生・環境課

調査団体			延べ参加人数 (人)
No	団体名	団体区分	
1	佐賀県環境センター	公共団体	18
2	唐津市(環境課)	公共団体	20
3	基山町(まちづくり課)	公共団体	23
合計			61

図 2-2-36 水生生物調査の結果（令和 5 年度）

資料：有明海再生・環境課



※

新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、令和 2 年度と 3 年度は中止、令和 4 年度は 2 団体実施。

表 2-2-41 水質階級と指標生物（令和 5 年度）

資料：環境省

水質階級Ⅰ (きれいな水)	生物名	水質階級Ⅱ (少しきたない水)	生物名
	アミカ類		イシマキガイ
	ナミウズムシ		オオシマトビケラ
	カワゲラ類		カワニナ類
	サワガニ		ゲンジボタル
	ナガレトビケラ類		コオニヤンマ
	ヒラタカゲロウ類		コガタシマトビケラ類
	ブユ類		ヒラタドロムシ類
	ヘビトンボ		ヤマトシジミ
	ヤマトビケラ類		
	ヨコエビ類		
水質階級Ⅲ (きたない水)	生物名	水質階級Ⅳ (大変きたない水)	生物名
	イソコツブムシ類		アメリカザリガニ
	タニシ類		エラミミズ
	ニホンドロソコエビ		サカマキガイ
	シマイシビル		ユスリカ類
	ミズカマキリ		チョウバエ類
	ミズムシ		

※発見された生物とその数によって、その水域の水質を判断する。

⑦ 漁場環境の現況

i. 有明海

有明海の漁場環境の現状把握を目的として、昭和 47 年度から図 2-2-37 に示す 11 定点において、毎月 1 回（朔の大潮満潮時）水質調査を実施しています。調査項目は化学的酸素要求量（COD）、溶存酸素量（DO）、透明度、無機三態窒素（DIN）、及びリン酸態リン（ $\text{PO}_4\text{-P}$ ）で、令和 5 年度も同調査を実施しました。調査結果（表層：11 地点平均値）は図 2-2-38 に示すとおりです。

- ・ COD は、1.22～2.84mg/L の範囲で推移し、7、12、3 月は平年値（平成 5～令和 4 年度の平均値）より高め、8、1 月は低め、それ以外は平年並みでした。
- ・ DO は、5.34～10.79mg/L の範囲で推移し、7、12、3 月は平年値より高め、8、9 月は低め、それ以外は平年並みでした。
- ・ 透明度は、1.4～2.6m の範囲で推移し、5、6、8、12、2 月は平年値より高め、10、11 月は低め、それ以外は平年並みでした。
- ・ DIN は、0.07～8.58 $\mu\text{g-at/L}$ の範囲で推移し、4、5、10、11、12、1、2、3 月は平年値より低め、それ以外は平年並みでした。
- ・ $\text{PO}_4\text{-P}$ は、0.11～1.20 $\mu\text{g-at/L}$ の範囲で推移し、4、5、7、10、12、1、3 月は低め、それ以外は平年並みでした。

図 2-2-37 有明海の漁場の水質調査地点

資料：水産課

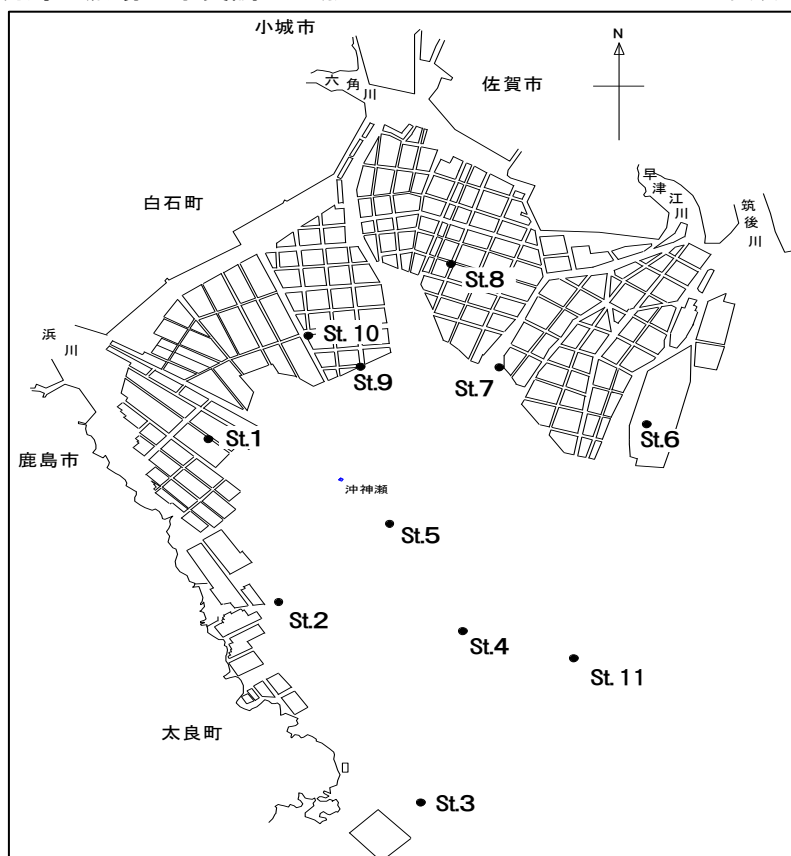
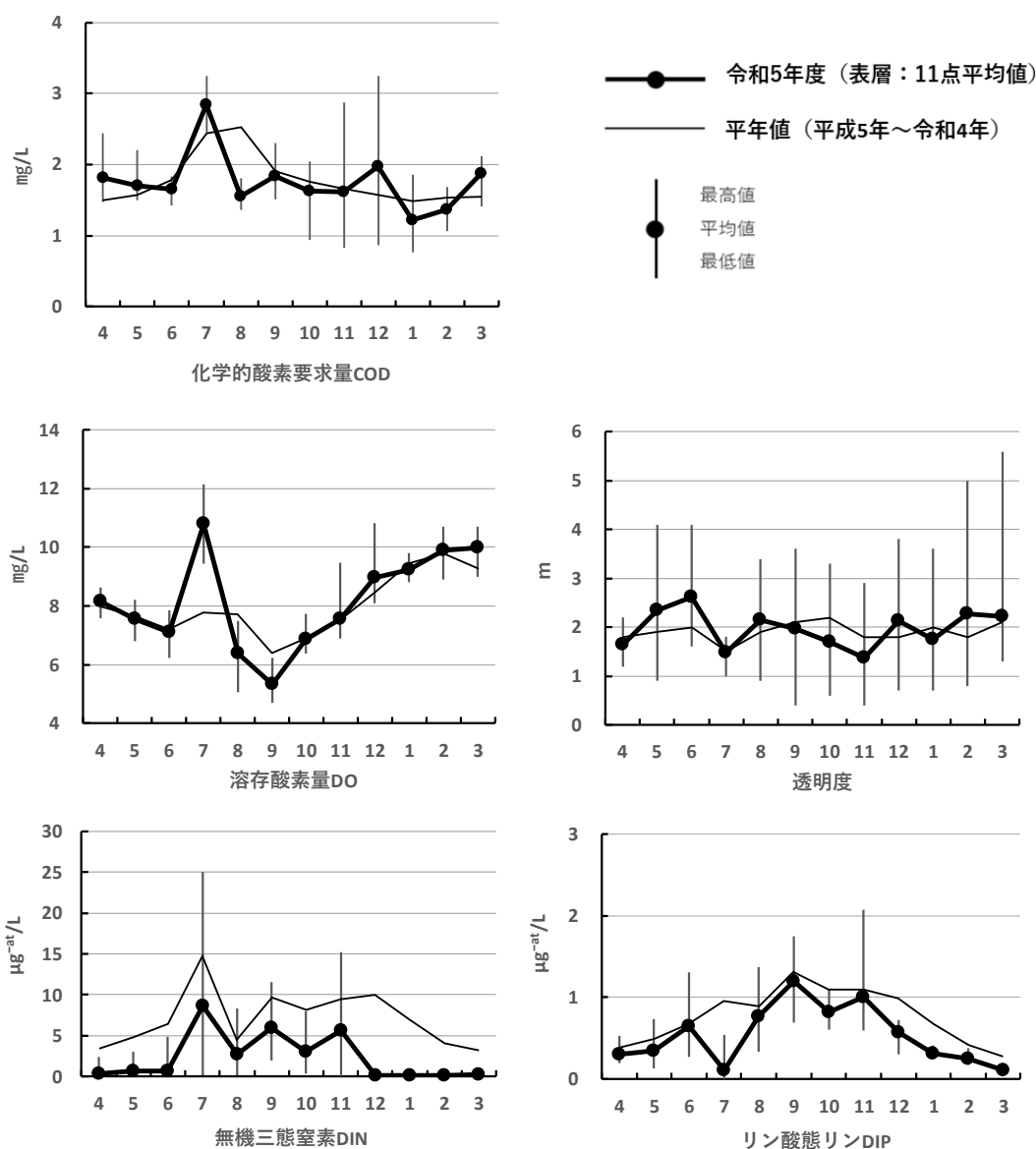


図 2-2-38 有明海の漁場の水質調査結果（令和 5 年度）

資料：水産課



ii. 玄海

玄海沿岸の漁場環境の現状把握を目的として、図 2-2-39 に示す 9 定点において、毎月 1 回水質調査を実施しています。調査項目は水温、塩分、溶存酸素量 (DO)、pH で、令和 5 年度も同調査を実施しました。調査結果（表層：9 地点平均値）は図 2-2-40 に示すとおりです。

- ・ 水温は、15.7～24.8℃の範囲で推移し、5 月及び 7 月はかなり高め、4 月、6 月、12 月、1 月はやや高め、その他平年並みで推移しました。
- ・ 塩分は、30.2～34.2 の範囲で推移し、4 月、6～7 月、2～3 月はやや高め、その他平年並みで推移しました。
- ・ 溶存酸素量(DO)は、6.5～8.7mg/L、pH は 8.1～8.3 の範囲で推移しました。

図 2-2-39 玄海海域漁場環境調査定点（令和 5 年度）

資料：水産課

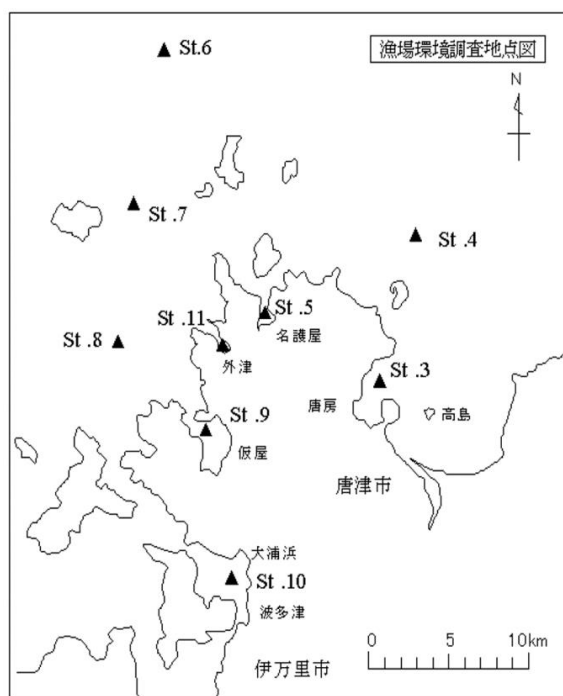
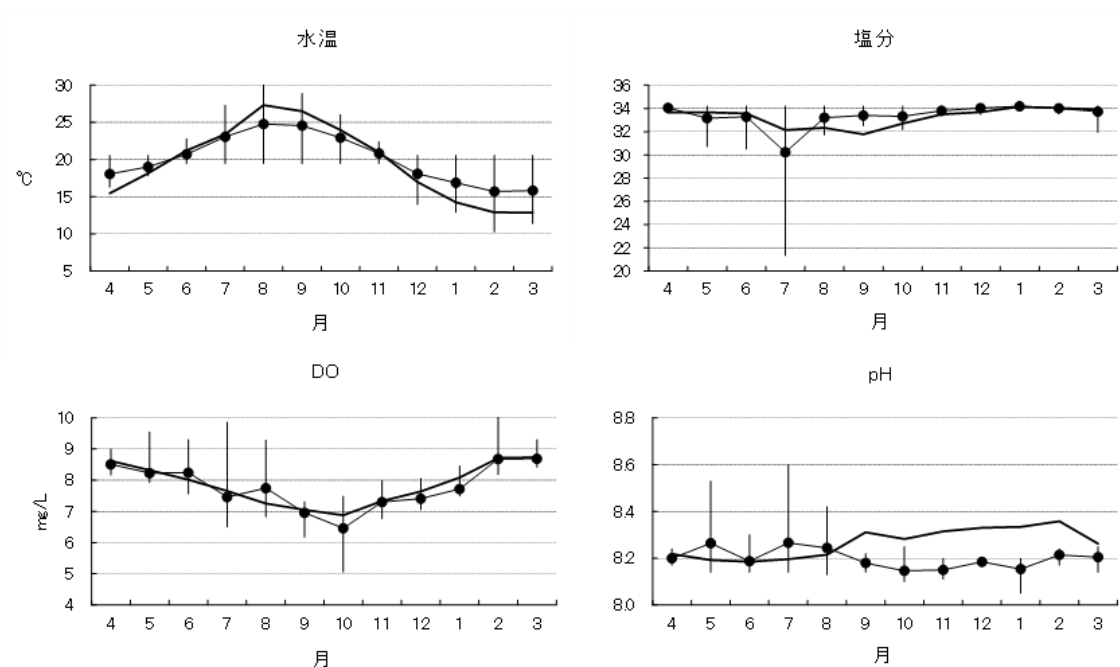


図 2-2-40 玄海漁場環境保全調査結果（表層）（令和 5 年度）

資料：水産課



※ 縦のバーはレンジを示す

● 令和5年度（表層:9点平均値）

— 平年値（平成25年度～令和4年度）

(2) 水質汚濁防止対策

県内の河川等公共用水域の水質は、市街地周辺の小河川やクリーク等で、ゴミの浮遊、ヘドロ等の堆積により水辺環境が損なわれているところが見られるものの、県内河川の水質環境基準の達成状況でみると、全体的にかなり改善されてきており、令和5年度は全地点で環境基準を達成しました。

水質汚濁の原因としては、工場系排水、生活排水、畜産系排水等多岐にわたっており、この対策として、工場系排水については、水質汚濁防止法で定めた国の一律基準よりも厳しい上乗せ排水基準を県内全域に適用し、排水規制の強化を図っています。

また、内湾や湖沼などいわゆる閉鎖性水域については、富栄養化を防止し水質を保全する観点から、窒素については4湖沼、4海域、磷については30湖沼、4海域に係る工場・事業場について、排水基準が適用されており、県内のほぼ全域の工場・事業場で窒素及び磷が規制されています。

一方、汚濁原因のひとつである生活排水の基本的対策は、生活排水処理施設（公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、浄化槽）の整備であり、平成28年3月に策定した「佐賀県生活排水処理構想」に基づき、整備促進を図っています。令和5年度末現在の県内の汚水処理人口普及率は87.7%となっており全国平均93.3%に比べると依然低い状況にはありますが、近年の伸び率は全国平均を上回っています。

その他、公共用水域の水質を改善するためには、河川管理や廃棄物対策、土地利用の適正化、住民意識の高揚等総合的な対策を実施する必要があります。

このため表2-2-42のとおり水質保全のための総合的な対策の整備を図り、関係機関が相互に連携を保ちながら諸政策の実施促進を図っています。

表2-2-42 水質保全総合対策

資料：有明海再生・環境課

汚染源対策	・ 事業場排水規制、適正指導 ・ 公害防止・環境保全協定の締結 ・ 公共下水道の整備促進 ・ 集落排水処理等の共同処理推進 ・ 浄化槽の整備促進 ・ 水質保全協議会等の活動促進 ・ 畜産汚水等の適正処理（農地還元、耕種農家との連携等） ・ 畜産立地の適正化（畜産団地、畜産農業基盤整備） ・ 施肥、農薬使用の適正化 ・ 農業用水水質保全対策 ・ 農業用水の循環使用の検討 ・ 養殖漁業の給餌、漁場行使の適正化 ・ 水産物処理排水の適正処理 ・ 土地開発、砂利採取等の適正指導 ・ 施工方法等の適正化
-------	---

水辺環境保全対策	・ 公有水面の適正管理・指導 ・ 不法占拠取締 ・ 親水性の確保（水量、水生生物、親水空間の確保） ・ 廃棄物の不法投棄取締 ・ 廃棄物の処理処分の適正化指導 ・ 港湾、漁港、自然公園区域等の環境整備 ・ 漁場保全事業の促進
土地利用の適正化	・ 環境影響評価の実施、工場立地の適正化 ・ 開発行為の適正化 ・ 開発計画等の総合調整
河川管理	・ 河川の浚渫等の推進、流況改善 ・ 森林保全による水資源のかん養 ・ 多自然工法等の普及 ・ 洗剤の適正使用、河川愛護、水生生物調査等 ・ 地域活動、消費者活動等の促進 ・ 水辺環境教育等への支援
汚濁水域改善対策	・ 水質管理計画の策定、実施促進 ・ 生活排水対策重点地域の活動促進 ・ 未規制汚濁源対策の促進
地下水対策	・ 浸透工法による地下水かん養等 ・ 地下浸透水の規制、汚染浄化措置の促進 ・ 有害化学物質の自主管理指導
調査・研究の推進	・ 環境情報の収集、提供の活性化 ・ 水質関連生態系の調査研究

① 工場・事業場の監視・指導

i. 特定事業場数

令和6年3月末における特定事業場数は、表2-2-43及び44のとおりです。

表 2-2-43 水質汚濁防止法による業種別特定事業場数（令和 6 年 3 月末現在）

資料：有明海再生・環境課

番号	業 種 名	排 水 量 規 模 別				計
		500m³ /日以上	50-500m³ /日	20-50m³ /日	20m³ /日未満	
1の2	畜産農業、サービス用施設	0	3	2	371	376
2	畜産食料品製造業	6	5	1	39	51
3	水産食料品製造業	0	13	3	47	63
4	保存食料品製造業（野菜、果実を原料として）	0	3	1	155	159
5	みそ、醤油、グルタミン酸ソーダ、食酢製造業	0	3	0	54	57
8	パン・菓子製造業、製あん製造業	0	0	1	12	13
9	米菓製造業・こうじ製造業	0	1	0	5	6
10	飲料製造業	5	5	2	42	54
11	動物系飼料・有機質肥料製造業	0	3	0	3	6
12	動植物油脂製造業	0	0	1	4	5
15	ぶどう糖・水あめ製造業	0	0	0	2	2
16	麺類製造業	0	0	2	32	34
17	豆腐・煮豆製造業	0	3	1	120	124
18の2	冷凍調理食品製造業	1	1	0	5	7
19	紡績業繊維製品製造業・加工業	0	1	1	4	6
21の3	合板製造業	0	1	0	1	2
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	1	0	0	1	2
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	0	0	0	7	7
27	無機化学工業製品製造業	0	0	0	2	2
33	合成樹脂製造業	0	1	0	0	1
36	合成洗剤製造業	0	0	0	1	1
38	石けん製造業	0	0	0	1	1
47	医薬品製造業	0	1	0	1	2
49	農薬製造業	0	2	0	0	2
50	第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業	0	0	0	1	1
54	セメント製品製造業	0	0	0	17	17
55	生コンクリート製造業	0	0	0	22	22
56	有機質砂かべ材製造業	0	0	1	0	1
58	窯業原料精製業	0	3	3	55	61
59	碎石業	0	1	0	4	5
60	砂利採取業	0	0	0	1	1
62	非鉄金属製造業	3	0	0	0	3
63	金属製品製造業・機械器具製造業	0	1	0	3	4
64の2	水道施設	0	2	0	6	8
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1	7	2	15	25
66	電気めっき施設	4	1	1	4	10
66の3	旅館業	2	31	28	403	464
66の4	共同調理場	0	4	6	5	15
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業	1	4	0	9	14
66の6	飲食店	0	3	3	6	12
66の8	料亭又はバー等	0	1	0	5	6
67	洗濯業	1	6	1	106	114
68	写真現像業	0	0	0	37	37
68の2	病院	0	4	0	2	6
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	1	1	0	0	2
69の2	卸売市場	0	1	1	0	2
70の2	自動車分解整備事業	0	0	1	10	11
71	自動式車両洗浄施設	0	0	1	293	294
71の2	研究、試験、検査業	0	2	1	33	36
71の3	一般廃棄物処理施設	0	2	0	4	6
71の4	産業廃棄物処理施設	0	2	1	1	4
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンによる洗浄施設	0	0	0	4	4
72	し尿処理施設	22	69	5	7	103
73	下水道終末処理施設	22	4	0	0	26
74	特定事業場から排出される水の処理施設	0	0	1	4	5
	総 計	70	195	71	1,966	2,302

※事業場番号 5 8（窯業原料精製業）については、日排水量10m³以上の事業場が排水基準の適用を受ける。

（注）水質汚濁防止法における特例市である佐賀市内に所在する事業場は含まない。

表 2-2-44 佐賀県環境の保全と創造に関する条例による業種別特定事業場数

(令和 6 年 3 月末現在)

資料：有明海再生・環境課

業種	排水量 m³ 施設名	500 以上	500 未満	50 未満	20 未満	計
イ	木材はり合わせ施設	—	—	—	2	2
ロ	紙はり合わせ施設	—	2	1	6	9
ハ	印刷版洗浄施設	—	—	1	5	6
ニ	印刷版研磨施設	—	—	—	—	—
ホ	めっき施設	—	—	—	—	—
ヘ	廃液処理施設	—	—	—	—	—
ト	車両洗浄施設	—	—	—	655	655
チ	シアンを使用する板金施設	—	—	—	—	—
計		0	2	2	668	672

ii. 有害物質貯蔵指定事業場数

地下水汚染の効果的な未然防止を図るため、平成 24 年 6 月に改正水質汚濁防止法が施行され、有害物質を貯蔵する施設がある事業場は、届出が必要となりました。

令和 6 年 3 月末現在、有害物質貯蔵指定事業場数は、31 件です。

iii. 工場・事業場の監視状況

法及び条例に基づく特定事業場に対して立入検査を実施し、排水基準違反等が認められた場合には、改善勧告等の措置を行いました。

表 2-2-45 特定事業場立入検査実施状況

資料：有明海再生・環境課

年		H28	H29	H30	R 元	R02	R03	R04	R05
区分									
特定事業場数		3,063	3,174	3,217	3,209	3,209	3,098	2,964	2,956
立入検査実施件数（延数）		317	293	347	302	179	194	189	193
行政等の 措置件数	改善命令等	0	0	0	0	0	0		
	改善勧告	0	0	0	0	0	0		
	改善通知	21	17	15	17	10	10	4	13
	計	21	17	15	17	10	10	4	13

（注）佐賀市が実施する佐賀市内に所在する事業場への立入検査は含まない。

iv. 水濁法第 14 条の 2 に基づく事故時の措置等

特定施設、指定施設、貯油施設等の破損、その他の事故が発生し、有害物質、指定物質、油等を含む水が河川等に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、事業者は応急措置を講じ県に報告を行います。

令和 5 年度は 6 件の報告がありました。事業者の対応により、周辺地区への大きな影響はありませんでした。

表 2-2-46 事故時の措置報告（令和 5 年度）

資料：有明海再生・環境課

事業場種類	原因物質等	漏洩・流出先
特定事業場	生物化学的酸素要求量（BOD） イソプロピルアルコール	公共用水域
特定事業場	生物化学的酸素要求量（BOD）	公共用水域
特定事業場	生物化学的酸素要求量（BOD） ブチルアルコール	公共用水域
指定事業場	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及び ペルフルオロオクタン酸（PFOA）及びその塩	地下
指定事業場	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物 及び硝酸化合物	公共用水域
貯油事業場等	灯油	公共用水域

② 生活排水対策

i. 現況

工場・事業場からの発生源に対しては、上乘せ排水基準の設定等排水規制の強化により、一応の成果を収めつつあります。

一方、都市部への人口集中や都市型生活様式の定着化によって、最近是一般家庭から排出される生活排水が大きな比重を占めています。

生活排水による水質の汚濁は、市街地や集落周辺の中小河川及び新興住宅周辺の農業用水路等で顕在化しており、快適な水辺環境の創造や農業用水などの保全という意味からも、生活排水対策は緊急の課題となっています。

このようなことから、平成2年6月、生活排水対策について新たに法的枠組みがなされ、国、県、市町村並びに国民の責務が明確化されるとともに、生活排水対策の計画的推進についての規定が設けられたところです。

ii. 対策

生活排水の基本的対策は公共下水道等の整備にあります。これには多額の費用と長期間を要し、令和5年度末の公共下水道等（浄化槽を除く）の普及率は71.5%、こ

の普及率に浄化槽を加えた污水处理人口普及率は87.7%となっており、全国平均93.3%に比べると未だ低い状況にあります。

また、本県の主な河川域における環境基準達成率は、平成20年度は97%となり、平成21、22年度は100%でしたが、小河川やクリーク等では未だ汚濁がみられる状況であり、その水質汚濁の原因の約6割が生活排水によるものです。

このため、県内で主に生活排水が原因で汚濁が顕在化している河川等に係る地域について、水質汚濁防止法の規定に基づき「生活排水対策重点地域」に指定しています。

生活排水対策重点地域に指定された市町村は、「生活排水対策推進計画」を策定し、生活排水対策を総合的に推進する必要があります。

現在の指定状況及び推進計画の策定状況は、表2-2-47のとおりです。

また、県では全ての市町において生活排水処理施設として、公共下水道・農業集落排水施設・漁業集落排水施設・浄化槽の設置促進を図っています。

また、生活排水の適正処理に当たっては、地域住民等の理解と協力が必要であることから、啓発用ポスターを作成し、生活排水対策のPRに努めるとともに、県内5水系ごとに設置し、地域における水質保全活動の推進母体である「水質保全対策連絡協議会」活動の推進を図っています。

表2-2-47 生活排水対策重点地域指定状況（6市町）

資料：有明海再生・環境課

指定市町村名	指定年月日	指定対象河川	指定範囲	推進計画策定年度
唐津市	H4.4.1	町田川	町田川流域	H4
小城市小城町	H4.4.1	祇園川、牛津江川	祇園川、牛津江川流域	
小城市三日月町	H5.3.31	祇園川、牛津江川	全町域	H5
小城市牛津町	H5.3.31	牛津江川	全町域	
鳥栖市	H6.3.18	大木川、沼川、前川	大木川、沼川、前川流域	H6
有田町	H7.1.27	有田川	全町域	H7
有田町西有田	H8.1.19	有田川	全町域	H8
神崎市千代田町	H14.3.29	千代田町中小河川	全町域	H14
武雄市	H21.4.1	武雄市内河川	全市域	H21

③ 富栄養化防止対策

閉鎖性水域である内湾・内海や湖沼は、汚濁物質が蓄積しやすく、窒素や磷を含む物質が流入することにより、富栄養化の進行がみられ、赤潮やアオコが発生するなど水質が悪化しています。

富栄養化の防止については、窒素・磷の一律排水基準を定め、湖沼では昭和60年7月から、海域では平成5年から排水規制を実施しています。

この排水基準については、環境大臣が定める海域及び湖沼で適用されますが、これらに流入する河川等の公共用水域を含むため、佐賀県では、玄海海域沿岸の一部を除き、県下のほとんどの公共用水域が適用地域となります。

また、水質保全目標となる環境基準の類型指定を行い、その達成状況の把握に努めています。

湖沼では、北山ダムが昭和 61 年 4 月に、海域では有明海が平成 12 年 3 月に、伊万里湾・仮屋湾が平成 12 年 6 月に、唐津湾が平成 13 年 10 月に類型指定されています。

④ 生活排水処理施設の整備

公共下水道等の生活排水処理施設は、汚水の処理、トイレの水洗化による生活環境の改善、河川などの公共用水域の水質保全などの役割があり、健康で文化的な生活を送るために欠くことのできない生活基盤施設です。

そこで、公共下水道等の総合的かつ効果的な整備の推進を図るため、「佐賀県生活排水処理構想」を平成 28 年 3 月に策定し、市町、関係諸団体と連携をとりながら公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、浄化槽の事業を推進しています。

また、市町への支援体制の強化を図るため、平成 16 年 4 月に下水道課を新設し、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設及び浄化槽に関する事務を一元化しました。

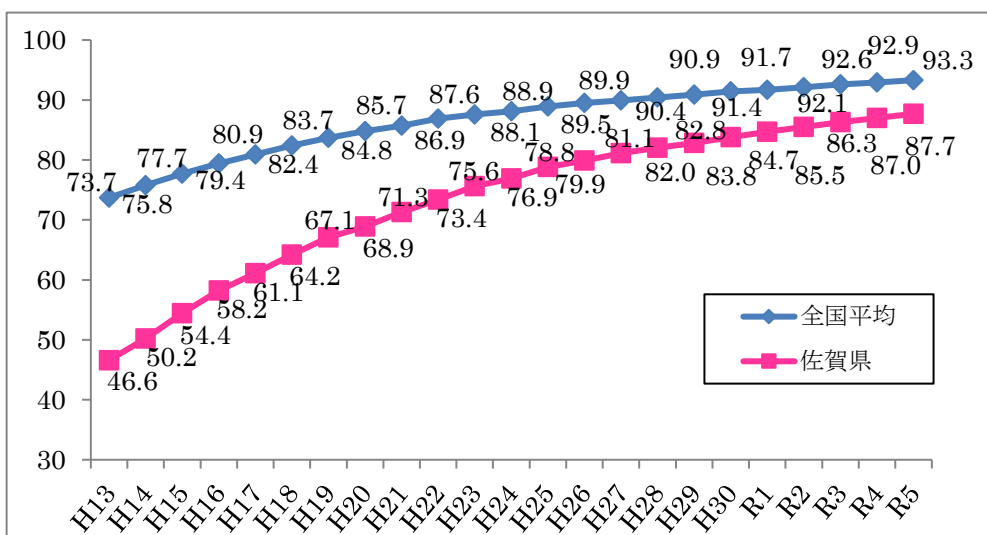
本県の生活排水処理施設は、令和 5 年度末現在、公共下水道が 17 市町、農業集落排水施設が 14 市町、漁業集落排水施設が 2 市町、浄化槽が全市町で利用されています。

本県の生活排水

図 2-2-41 汚水処理人口普及率推移表

資料：下水道課

処理施設は、近年、全国平均を上回るスピードで整備が進められており、令和 5 年度末の汚水処理人口普及率は、87.7%となりました。(表 2-2-48)



しかし、全国平均 93.3%に比べるとまだ低い水準となっています。(図 2-2-41)

このほか、環境基準の定められている公共用水域について、水質汚濁防止のために必要な下水道の総合的な基本計画である「流域別下水道整備総合計画」を松浦川流域、伊万里湾流域、有明海流域について既に策定しています。また、これらの 3 計画につ

いては平成 27 年度より見直しに着手しており、松浦川については平成 30 年度に、伊万里湾、有明海については令和元年度に改定を行っています。（表 2-2-49）

表 2-2-48 佐賀県の汚水処理人口普及状況（令和 5 年度末現在） 資料：下水道課

佐賀県の汚水処理人口普及状況（令和 5 年度末現在）

市町村名	総人口 (R6.3.31) (人)	下水道		農業集落排水施設		漁業集落排水施設		小 計		浄 化 槽		合 計	
		処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)
佐賀市	227,066	190,610	83.9	6,481	2.9	0	0.0	197,091	86.8	18,110	8.0	215,201	94.8
唐津市	114,875	86,569	75.4	8,542	7.4	2,504	2.2	97,615	85.0	9,110	7.9	106,725	92.9
鳥栖市	74,071	73,846	99.7	0	0.0	0	0.0	73,846	99.7	159	0.2	74,005	99.9
多久市	17,796	6,024	33.9	924	5.2	0	0.0	6,948	39.0	4,423	24.9	11,371	63.9
伊万里市	51,939	29,560	56.9	1,642	3.2	0	0.0	31,202	60.1	8,673	16.7	39,875	76.8
武雄市	47,202	4,149	8.8	8,718	18.5	0	0.0	12,867	27.3	22,190	47.0	35,057	74.3
鹿島市	27,410	12,392	45.2	0	0.0	0	0.0	12,392	45.2	6,440	23.5	18,832	68.7
小城市	44,109	22,327	50.6	2,541	5.8	0	0.0	24,868	56.4	11,385	25.8	36,253	82.2
嬉野市	24,562	7,991	32.5	5,739	23.4	0	0.0	13,730	55.9	4,316	17.6	18,046	73.5
神埼市	30,332	14,751	48.6	0	0.0	0	0.0	14,751	48.6	11,406	37.6	26,157	86.2
小計	659,362	448,219	68.0	34,587	5.2	2,504	0.4	485,310	73.6	96,212	14.6	581,522	88.2
吉野ヶ里町	16,147	15,164	93.9	600	3.7	0	0.0	15,764	97.6	364	2.3	16,128	99.9
基山町	17,520	13,897	79.3	0	0.0	0	0.0	13,897	79.3	2,812	16.1	16,709	95.4
上峰町	9,809	0	0.0	9,741	99.3	0	0.0	9,741	99.3	68	0.7	9,809	100.0
みやき町	25,725	11,570	45.0	999	3.9	0	0.0	12,569	48.9	8,647	33.6	21,216	82.5
玄海町	4,908	3,698	75.3	420	8.6	0	0.0	4,118	83.9	721	14.7	4,839	98.6
有田町	18,675	9,308	49.8	490	2.6	0	0.0	9,798	52.5	5,836	31.3	15,634	83.7
大町町	5,984	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3,666	61.3	3,666	61.3
江北町	9,551	7,395	77.4	1,616	16.9	0	0.0	9,011	94.3	447	4.7	9,458	99.0
白石町	21,240	4,854	22.9	4,213	19.8	0	0.0	9,067	42.7	6,640	31.3	15,707	74.0
太良町	8,006	0	0.0	0	0.0	527	6.6	527	6.6	3,782	47.2	4,309	53.8
小計	137,565	65,886	47.9	18,079	13.1	527	0.4	84,492	61.4	32,983	24.0	117,475	85.4
合 計	796,927	514,105	64.5	52,666	6.6	3,031	0.4	569,802	71.5	129,195	16.2	698,997	87.7

- 注) 1. 処理人口は、汚水処理施設の整備が完了した区域の人口である。
2. 浄化槽の処理人口にはコミュニティ・プラントを含む。
3. 普及率は四捨五入を行ったため合計が合わないことがある。

表 2-2-49 流域別下水道整備総合計画調査実施状況 資料：下水道課

流総計画名	調査着手 年 度	流域面積 (k m ²)	流域内 市町数	申 請 年月日	承 認 年月日	備 考
松 浦 川	S49	560	3 市	S53. 4. 13	S56. 6. 19	
	S62	567		H 7. 2. 22	H 8. 9. 18	
	H27	575		-	H31. 3. 28	
伊万里湾	S51 H19	228	2 市 1 町	S53. 4. 13 H30. 9. 28	S58. 4. 6 R1. 6. 18	
有 明 海	S52 H27	1,504	8 市 8 町	H21. 2. 27 R1. 7. 31	H21. 7. 15 R1. 11. 29	

i. 公共下水道

公共下水道の整備は、昭和 46 年度に佐賀市が最初に着手し、令和 5 年度末現在、17 市町 36 処理区において事業を実施され、36 処理区で供用が開始されています。（表 2-2-50）

表 2-2-50 公共下水道の実施状況（令和 5 年度末現在）

資料：下水道課

市町名	旧市町村名	処理区名	実施期間	区分	供用開始年月	下水道法事業認可 (最新)		備考
						年月日	計画人口	
佐賀市	佐賀市	佐賀	S46～	公共	S53. 11	R6. 3. 29	149, 200	佐賀市
	諸富町	諸富	H13～	公共	H17. 3	R6. 3. 29	9, 400	佐賀処理区と接続
	大和町	大和	H12～	公共	H17. 4	R6. 3. 29	15, 600	佐賀処理区と接続
	富士町	南部	H 6～	特環	H14. 4	R6. 3. 29	1, 500	
	川副町	川副	H10～	公共	H21. 10	R6. 3. 29	12, 600	佐賀処理区と接続
	東与賀町	東与賀	H 7～	特環	H13. 1	R6. 3. 29	8, 200	佐賀処理区と接続
	久保田町	久保田	H 8～	特環	H13. 12	R6. 3. 29	4, 900	
唐津市	唐津市	唐津	S52～	公共	S58. 4	R3. 8. 11	60, 700	唐津市
		山本・石志	H10～	特環	H14. 3	H29. 2. 27		唐津処理区と接続
	浜玉町	浜玉	S63～	公共	H 7. 3	R3. 7. 14	9, 100	
	相知町・巖木町	相知	H 5～	特環	H10. 3	R5. 3. 30	6, 900	
	北波多村	徳須恵	H10～	特環	H16. 3	R6. 3. 19	3, 300	
	鎮西町	名護屋	H19～	特環	H24. 3	H30. 3. 30	1, 340	呼子処理区と接続
		鎮西横竹	H24～	特環	H25. 4	H30. 3. 30	160	呼子処理区と接続
	呼子町	呼子	H18～	公共	H24. 3	R2. 12. 2	3, 340	
鳥栖市		鳥栖	S49～	公共	H 2. 3	R5. 2. 24	76, 870	鳥栖市
多久市		多久	H10～	公共	H18. 3	R3. 7. 19	6, 600	多久市
伊万里市		伊万里	S53～	公共	S63. 3	R2. 3. 31	30, 100	伊万里市
武雄市	武雄市	武雄	H16～	公共	H19. 12	R2. 9. 10	5, 400	武雄市
鹿島市		鹿島	S61～	公共	H 6. 10	R5. 4. 21	13, 230	鹿島市
小城市	小城町	小城	H23～	公共	H28. 4	R6. 3. 15	4, 620	小城市
		清水・原田	H 7～	特環	H11. 2	R6. 3. 15	80	
	牛津町	牛津	H10～	公共	H15. 3	R6. 3. 15	8, 480	
	三日月町	三日月	H13～	特環	H19. 3	R6. 3. 15	8, 260	
	芦刈町	芦刈	H16～	特環	H22. 3	R6. 3. 15	3, 040	
嬉野市	嬉野町	嬉野	H12～	公共	H18. 3	R6. 3. 28	6, 960	嬉野市
神埼市	神埼町	神埼	H 9～	公共	H16. 4	R1. 7. 25	15, 500	神埼市
吉野ヶ里町	三田川町	三田川	H 5～	公共	H11. 3	R4. 4. 27	14, 400	吉野ヶ里町
基山町		宝満川上流	H12～	公共	H13. 3	R2. 3. 31	13, 250	基山町
みやき町	中原町	中原	H12～	特環	H18. 6	R4. 3. 25	6, 000	みやき町
	北茂安町	北茂安	H12～	公共	H18. 6	R4. 3. 25	9, 300	
玄海町		南部	H13～	特環	H18. 10	H30. 11. 16	2, 600	玄海町
		北部	H16～H23	特環	H22. 10	H30. 11. 16	2, 450	
有田町	有田町	有田	H 6～	公共	H14. 3	R5. 2. 8	9, 000	有田町
江北町		江北	H 7～	特環	H15. 3	H31. 4. 25	7, 200	江北町
白石町	白石町・有明町	白石	H20～	特環	H25. 12	H30. 11. 16	5, 340	白石町

ii. 農業集落排水施設

農業集落排水施設の整備は、平成元年度に吉野ヶ里町（前川地区）及び上峰町（前牟田地区）が最初に着手し、令和 5 年度末現在、16 市町 77 地区において事業が実施され、77 地区で供用が開始されています。（表 2-2-51）

表 2-2-51 農業集落排水施設の実施状況（R5 年度末現在）

資料：下水道課

市町名	旧市町村名	地 区 名	実施期間	供用 開始年月	計画 人口	備考
佐 賀 市	佐賀市	元相応	H 8 ～ H12	H12. 3	232	
		蓮池	H14 ～ H19	H20. 4	2, 673	機能強化実施 R3～
	諸富町	諸富北部	H 9 ～ H12	H12. 3	420	
	富士町	無津呂	H 5 ～ H12	H 9. 5	790	
		藤 瀬	H 6 ～ H15	H13. 4	774	機能強化実施 R4～
		杉 山	H 7 ～ H11	H11. 3	199	機能強化実施 R4～
		合 瀬	H 7 ～ H11	H11. 4	181	機能強化実施 R4～
		市 川	H 9 ～ H12	H12. 8	463	機能強化実施 R4～
		鎌 原	H 9 ～ H12	H13. 4	107	機能強化実施 R4～
		上小副川	H10 ～ H13	H14. 3	166	機能強化実施 R4～
		富士北部	H14 ～ H21	H19. 5	773	機能強化実施 R3～
	東与賀町	大 授	H 8 ～ H12	H12. 6	250	
	久保田町	下新ヶ江	H 6 ～ H11	H10. 10	2, 786	
		久 富	H 8 ～ H12	H12. 4	3, 085	資源循環実施
		江 戸	H10 ～ H14	H14. 4	371	
唐 津 市	唐津市	双 水	H 4 ～ H 7	H 7. 6	1, 277	
		後川内	H 5 ～ H 8	H 8. 4	290	機能強化実施 H29～R4
		千々賀	H 6 ～ H11	H11. 4	2, 670	
		竹木場	H 8 ～ H12	H12. 4	547	
		相 賀	H10 ～ H14	H14. 4	1, 122	機能強化実施 R3～
		湊	H12 ～ H17	H16. 4	2, 729	
		久 里	H15 ～ H19	H20. 4	1, 285	公共唐津と接続
	浜玉町	瀏 上	H 4 ～ H 7	H 7. 6	370	
	厳木町	天 川	H 9 ～ H12	H12. 7	475	
	北波多村	行合野	H11 ～ H15	H15. 3	230	
		志 気	H12 ～ H16	H15. 10	230	機能強化実施 R4～
	肥前町	星 賀	H26 ～ H30	H30. 4	398	
	呼子町	加部島	H16 ～ H20	H21. 4	1, 159	
	七山村	七山中央	H 9 ～ H14	H14. 4	1, 941	機能強化実施 R3～
鳥 栖 市		飯 田	H 3 ～ H 6	H 6. 3	550	公共鳥栖と接続
		永 吉	H 4 ～ H 7	H 7. 3	946	公共鳥栖と接続
		千 歳	H 7 ～ H10	H10. 3	1, 365	公共鳥栖と接続
		下 野	H 9 ～ H13	H13. 3	818	公共鳥栖と接続
		於保里	H13 ～ H14	H15. 3	175	公共鳥栖と接続
多 久 市		納所	H12 ～ H17	H17. 1	1, 508	機能強化実施 R1～R5
伊万里市		井手野	H 7 ～ H12	H12. 4	1, 480	機能強化実施 H28～H30
		宿	H 8 ～ H14	H14. 4	1, 760	機能強化実施 R2～R5
武雄市	武雄市	矢 筈	H 8 ～ H11	H11. 4	292	
		川 内	H16 ～ H20	H20. 3	262	

	山内町	立野川内	H 6 ~ H11	H11. 4	3, 046	機能強化実施 H27~R3
		三間坂	H 7 ~ H11	H11. 4	2, 516	機能強化実施 H27~R3
		宮 野	H10 ~ H14	H14. 4	2, 621	機能強化実施 R1~R5
		鳥 海	H12 ~ H16	H16. 4	2, 771	機能強化実施 R1~R5
		大 野	H15 ~ H19	H19. 3	3, 737	機能強化実施 R1~
	北方町	橋 下	H11 ~ H15	H15. 4	1, 330	機能強化実施 R2~
小 城 市	三日月町	織 島	H11 ~ H15	H15. 3	1, 924	機能強化実施 H27~R2
		堀 江	H17 ~ H21	H21. 11	667	
	牛津町	砥 川	H 9 ~ H13	H13. 3	1, 991	機能強化実施 R2~
嬉 野 市	塩田町	美 野	H 5 ~ H 9	H 7. 10	1, 050	
		上久間	H 6 ~ H10	H 9. 10	940	
		馬場下	H 7 ~ H12	H11. 12	4, 240	機能強化実施 H24~H25
		五町田・谷所	H18 ~ H24	H23. 4	4, 438	機能強化実施 R4~
神 埼 市	神埼町	横 武	H 7 ~ H10	H10. 3	860	公共神埼と接続
吉野ヶ里町	三田川町	箱 川	H 5 ~ H 8	H 8. 4	1, 059	機能強化実施 H23~H25 機能強化実施 R3~
	東背振村	前 川	H 元 ~ H 4	H 4. 4	1, 971	公共三田川と接続
		東背振西部	H 2 ~ H 9	H 7. 2	3, 490	公共三田川と接続
		横 田	H 3 ~ H 7	H 6. 11	2, 013	公共三田川と接続
		松 隈	H 3 ~ H 8	H 7. 9	440	東背振西部と接続
みやき町	中原町	上地・高柳	H 7 ~ H10	H10. 6	657	機能強化実施 H28~R1
		簗 原	H 9 ~ H14	H14. 6	1, 609	機能強化実施 R2~
上 峰 町		前牟田	H 元 ~ H 5	H 5. 7	1, 403	機能強化実施 H17~H19
		堤	H 5 ~ H10	H 8. 10	770	
		坊 所	H 6 ~ H11	H11. 4	4, 480	機能強化実施 H23~H27
		切 通	H 8 ~ H13	H13. 1	2, 964	機能強化実施 R2~R5
		江 迎	H 9 ~ H16	H14. 4	1, 344	
		井 柳	H11 ~ H14	H14. 4	94	
		三 上	H12 ~ H16	H16. 4	2, 273	
玄 海 町		座川内・湯野尾	H14 ~ H17	H17. 10	340	
		小加倉・有浦下	H15 ~ H18	H18. 6	370	
有 田 町	有田町	牧	H 7 ~ H10	H10. 7	301	機能強化実施 H27~R1
		楠木原	H 8 ~ H12	H12. 5	541	機能強化実施 H27~R2
江 北 町		佐留志	H 7 ~ H12	H11. 10	2, 210	機能強化実施 H27~R2
白 石 町	白石町	須古	H19 ~ H24	H24. 6	1, 648	機能強化実施 R4~R5
	福富町	下 区	H 8 ~ H13	H12. 11	1, 841	機能強化実施 R2~
		住ノ江	H12 ~ H16	H16. 2	1, 485	機能強化実施 R3~
	有明町	牛屋西分	H 9 ~ H13	H13. 4	2, 134	機能強化実施 H27~R1
		牛屋東分	H16 ~ H20	H20. 6	960	牛屋西分と接続

iii. 漁業集落排水施設

漁業集落排水施設の整備は、漁業集落環境整備事業のひとつとして行われ、令和5年度末現在、2市町16地区において事業を実施され、15地区で供用が開始されています。（表2-2-52）

表 2-2-52 漁業集落排水施設の実施状況（令和5年度末現在）

資料：下水道課

市町名	旧市町村名	地区名	実施期間	供用開始年月	計画人口	備 考
唐 津 市	唐津市	神集島	H 元～H 7	H 5. 4	1, 200	機能保全実施 H29～R3
		高 島	H 6～H10	H11. 4	780	
	肥前町	向 島	H 6～H11	H12. 4	180	機能保全実施 R4～
		駄 竹	H 8～H13	H14. 4	330	
		京 泊	H10～H14	H15. 4	300	
		菖 津	H15～H19	H20. 4	300	
		晴 気	H19～H22	H23. 1	230	
		高 串	R5～			
	鎮西町	加唐島	H 元～H 5	H 6. 7	330	機能保全実施 H29～R3
		波 戸	H 5～H 9	H10. 4	800	
		串 浦	H10～H13	H14. 5	600	
		馬渡島	H12～H16	H17. 4	810	機能保全実施 R5～
		松 島	H16～H17	H18. 4	90	
	呼子町	小 友	H 8～H12	H13. 4	610	
		小川島	H11～H15	H16. 4	1, 000	
太 良 町		竹 崎	H 8～H13	H13. 3	1, 400	機能保全実施 R5～

iv. 浄化槽

浄化槽については、佐賀県生活排水処理構想で個別処理とした地域、あるいは当分の間集合処理施設の整備の見込みがない地域を対象に整備されています。

令和5年度末における単独処理浄化槽を含めた県内の浄化槽設置状況は、表2-2-53のとおりです。

なお、平成13年4月1日から原則単独処理浄化槽の設置が禁止となっており、現在の新規設置は浄化槽（合併処理浄化槽）のみとなっています。また、公共下水道等集合処理施設が供用開始された地域においては、集合処理施設に接続するため浄化槽は廃止されます。

○ 浄化槽の設置整備事業

浄化槽（合併処理浄化槽）の整備について、市町が浄化槽の設置及び管理を自ら行う事業（公共浄化槽等整備推進事業）と個人が設置する浄化槽に対して市町が補助を行う事業（浄化槽設置整備事業）が設けられています。整備状況については、表 2-2-54（公共浄化槽等整備推進事業）及び表 2-2-55（浄化槽設置整備事業）のとおりです。令和 5 年度は、8 市町で公共浄化槽等整備推進事業により計 689 基、10 市町で浄化槽設置整備推進事業により計 224 基が整備されました。

表 2-2-53 浄化槽設置状況（各年度末現在）（単位：基） 資料：下水道課

年 度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
合併処理浄化槽	36,308	37,157	38,077	39,047	39,863	40,752	41,646	42,390
（参考）								
単独処理浄化槽	18,539	18,130	17,757	17,446	17,161	16,910	16,632	16,410

表 2-2-54 公共浄化槽等整備推進事業の実施状況 資料：下水道課

事業 主体名	事業開始 年 度	整備基数（基）								合計
		H15～H28 年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
佐賀市	H22 年度	1,543	225	152	184	191	192	133	120	2,740
唐津市	H15 年度	1,659	58	57	51	52	43	39	29	1,988
武雄市	H21 年度	1,443	211	270	231	201	169	232	175	2,932
小城市	H26 年度	103	32	55	58	82	60	86	127	603
嬉野市	H27 年度	119	67	78	93	81	75	56	58	627
神埼市	H15 年度	1,377	63	55	57	63	75	69	68	1,827
みやき町	H28 年度	157	140	70	120	58	68	60	68	741
有田町	H15 年度	1,169	44	46	56	41	49	37	44	1,486
江北町	H21 年度	77						2		79
計		6,795	840	783	850	769	731	714	689	13,023

事業開始年度：市町村合併前における旧市町村のうち、最も開始年度が早かった旧市町村の事業開始年度を記載

表 2-2-55 浄化槽設置整備事業の実施状況

資料：下水道課

事業 主体名	事業開始 年 度	整備基数（基）								合計
		H15～H28 年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
佐賀市	H 3 年度	5,194								5,194
唐津市	H 4 年度	1,713	1	3	4	1	4	1	1	1,728
鳥栖市	H 1 年度	1,349								1,349
多久市	H 8 年度	894	41	37	40	27	38	26	23	1,126
伊万里市	H 3 年度	1,508	47	65	65	58	54	64	64	1,925
武雄市	H 4 年度	2,302	3	1	2	0	0	0	0	2,308
鹿島市	H 2 年度	1,419	49	38	50	38	48	40	44	1,726
小城市	H 2 年度	3,072	35	30	33	24	25	28		3,247
嬉野市	H 3 年度	1,193	13	7						1,213
神埼市	H 3 年度	1,872	5	9						1,886
吉野ヶ里町	H 3 年度	328								328
基山町	S63 年度	889	13	9	11	9	7	7	4	949
上峰町	H12 年度	8								8
みやき町	H 3 年度	2,662	17	39	24	35	19			2,796
玄海町	H 9 年度	310								310
有田町	H 4 年度	704								704
大町町	H13 年度	366	27	25	19	26	18	25	14	520
江北町	H13 年度	105					1	12	7	125
白石町	H 6 年度	1,916	53	52	57	46	54	48	44	2,270
太良町	H 4 年度	690	14	15	26	27	27	30	23	852
計		28,494	318	330	331	291	295	281	224	30,564

事業開始年度：市町村合併前における旧市町村のうち、最も開始年度が早かった旧市町村の事業開始年度を記載

Ⅴ. 生活排水処理に関する普及啓発

市町が行う公共下水道等の生活排水処理施設整備が進んでも各家庭等の接続（水洗化）が進まないと生活排水処理施設の機能は発揮されず、また、浄化槽についても各家庭の理解と協力がないと整備が進まないことから、9月10日の「下水道の日」及び10月1日の「浄化槽の日」の普及展示、県ホームページによる広報、水じゅんかんフェア、市町での広報活動等の働きかけなどにより生活排水処理に関する普及啓発に努めています。

また、設置された浄化槽が求められる性能を発揮するためには、適正な維持管理を実施することが重要であるため、市町・浄化槽関係業界・指定検査機関等との連携を図りながら、浄化槽設置者を対象にした浄化槽設置者講習会の開催、啓発チラシ等を通じ、浄化槽の維持管理の適正化に努めています。

⑤ 水質保全対策協議会の活動支援

県では、県内の各水系毎（県内5水系）に「水質保全対策協議会」を表2-2-56のとおり設置し、地域の実情にあった水質保全に関する実践活動等を推進することにより、河川等公共用水域の水質浄化を図っています。

○ 協議会の内容等

i. 対象水域及び協議会（部会）設置状況

＜対象水域＞

筑後川水系・嘉瀬川水系、六角川水系・松浦川水系

＜協議会（部会）設置状況＞

4 水系 2 協議会設立

ii. 構成メンバー

行政機関、区長、農協、漁協、婦人会、青年会議所等

iii. 活動内容

表 2-2-57 のとおり

表 2-2-56 水質保全対策協議会の設置状況

資料：有明海再生・環境課

組織名	構成（令和6年3月末現在）	関係水域	設立年月日
筑後川・矢部川水質汚濁対策連絡協議会	国土交通省、経済産業省、農林水産省、環境省、水資源機構、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、27市町村、3水道企業団 ほか	筑後川水系	S47. 10. 18
嘉瀬川・六角川・松浦川水系水質保全対策協議会	国土交通省、佐賀県、6市3町 ほか	嘉瀬川水系 六角川水系 松浦川水系	H2. 3. 2

表 2-2-57 水質保全対策協議会の主な活動内容

資料：有明海再生・環境課

活動名	内 容
P R 活動	・ 住民意識の啓発のためイベント等において P R 活動を実施（水切り袋、パンフレット、広報資料の配布等）
河川美化活動	・ 住民参加による清掃活動の実施 ・ ゴミの不法投棄防止のための河川パトロール実施
水生生物調査	・ 水生生物調査指導者の養成、水生生物調査の実施
異常水質事故対策活動	・ 魚のへい死、油流出等事故対策 ・ 油汚染及び有害物質による魚へい死を想定した事故訓練 ・ 異常水質事故を想定した通報連絡訓練

表 2-2-58 その他の協議会等の設置状況

資料：有明海再生・環境課

組織名	構成（令和6年3月末現在）	関係水域	設立年度
筑後大堰関連環境調査連絡協議会	水資源機構、国土交通・農林水産省、福岡・佐賀県、漁協、専門委員 ほか	筑後川流域	S52
伊万里湾環境保全対策協議会	伊万里・唐津市、農林漁業代表、企業代表 ほか	伊万里湾	S50

⑥ 漁場の水質監視

漁場汚染を未然に防止するとともに、漁場環境の維持保全を図るため、漁場の調査と監視を実施しています。

i. 赤潮調査

赤潮による漁業被害を未然に防止するため、有明海海域及び玄海海域で赤潮の発生状況の調査を実施しました。

なお、赤潮発生が懸念される地域に対しては、地元漁協等の協力を得て情報収集・現地調査を行い、ファックスやインターネット等による迅速な情報提供を行いました。

ii. 漁場保全対策

両海域の沿岸及び漁場において、海底に生息する汚染指標生物等の出現状況を調べる生物モニタリング調査と水温、塩分、溶存酸素等を調べる水質調査を実施するとともに、漁場の監視を行いました。

2 土壌環境の保全

佐賀県では、農用地の土壌汚染防止に関する法律に基づいて、昭和43年から平成9年までカドミウム等の有害物質汚染の実態調査を行いました。全ての地点で基準値を超えるものはありませんでした。

また、全国では地下水汚染や工場跡地の土壌汚染事例が数多く判明したため、土壌汚染による人の健康への影響を防止するため、平成14年5月に土壌汚染対策法が公布され、平成15年2月に施行されました。その後、土壌汚染の状況把握のための制度の拡充及び搬出土壌の適正処理の確保等を内容とする改正法が平成22年4月に施行されました。また、土壌汚染状況調査の実施対象の土地の拡大及び汚染の除去等の措置内容の計画書提出命令の創設等を内容とする法改正が平成30年4月平成31年4月に段階的に施行され、土壌汚染対策が強化されました。

佐賀県内（土壌汚染対策法における特例市である佐賀市を除く）においては、令和5年度末現在、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査の結果、土壌汚染が確認された土地として指定している区域は7箇所であり、表2-2-59のとおりとなっています。

なお、要措置区域とは、土壌汚染対策法上の基準不適合が発見され、健康被害が生ずるおそれがある区域のことです。一方で、形質変更時要届出区域は、土壌汚染対策法上の基準不適合が発見されてはいるものの健康被害が生ずるおそれが低い地域となります。健康被害のおそれの有無については、周辺の土地において地下水の飲用等があるか、人が立ち入ることができる土地か等を検討し総合的に判断します。

表2-2-59 土壌汚染状況調査結果

資料：有明海再生・環境課

区域の区分	所在市町名	区域の面積	指定に係る特定有害物質
要措置区域	嬉野市	100.0 m ²	六価クロム化合物
形質変更時要届出区域	鳥栖市	4,893.3 m ²	六価クロム化合物 ふっ素及びその化合物
	唐津市	295 m ²	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物
	鳥栖市	10,450.37 m ²	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
	武雄市	1034.45 m ²	ふっ素及びその化合物
	鹿島市	50.0 m ²	鉛及びその化合物
	鹿島市	8.9 m ²	鉛及びその化合物
	伊万里市	3897.6 m ²	鉛及びその化合物
	鳥栖市	5008.77 m ²	六価クロム化合物 シアン化合物

			鉛及びその化合物
	嬉野市	1364.82 m ²	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物
	唐津市	657.18 m ²	鉛及びその化合物

3 地盤環境の保全

(1) 地盤沈下の現況

佐賀平野は、筑後川を主とする各河川による土砂の搬入、有明海の海退等により形成された沖積平野で、表層部には有明粘土層と呼ばれる有機質が多く含水率の高い極めて軟弱な層が10～30mの厚さで分布しており、かつ、地理的に水源が乏しく従来から地下水の利用が盛んなため、地下水位の低下による地盤沈下が生じ易い地域です。

本地域の地盤沈下は、昭和32年頃より生じたと推定されますが、昭和35年白石平野の背後山麓線に沿って、幅300m、長さ5kmにわたる亀裂を伴った凹溝状の沈下帯が出現し注目されるようになりました。その後は昭和48年に年間最大約13cmの沈下を観測したのをはじめ全般的にかなりの沈下が続き、その範囲も有明海北岸平野部の殆ど全地域に拡大しました。

したがって、地盤沈下防止対策として、昭和49年7月から佐賀県公害防止条例（現：佐賀県環境の保全と創造に関する条例）により、地下水採取の規制を開始するとともに、水準測量及び観測井調査により、経年的に地盤沈下の状況を観測しています。

なお、地盤沈下の詳細については、県ホームページで公表している「地盤沈下の概況」を参照してください。

① 水準測量による沈下状況

水準測量については、昭和46年度から開始（ただし昭和45年度から一部実施）しており、令和5年度は国土地理院98km、佐賀県150kmの路線で一等水準測量精度による水準測量を実施しました。

その結果、図2-2-42に示すとおり、令和5年2月1日～令和6年2月1日の間に、前年度との比較での、最大沈下量は3.69cmでした。また、1cm以上の地盤沈下面積は1.6km²でした。なお、観測を開始してから昭和32年度以降の最大累積沈下量は124.19cmとなりました。

○ 佐賀地区（牛津川～六角川河口以東の地域）

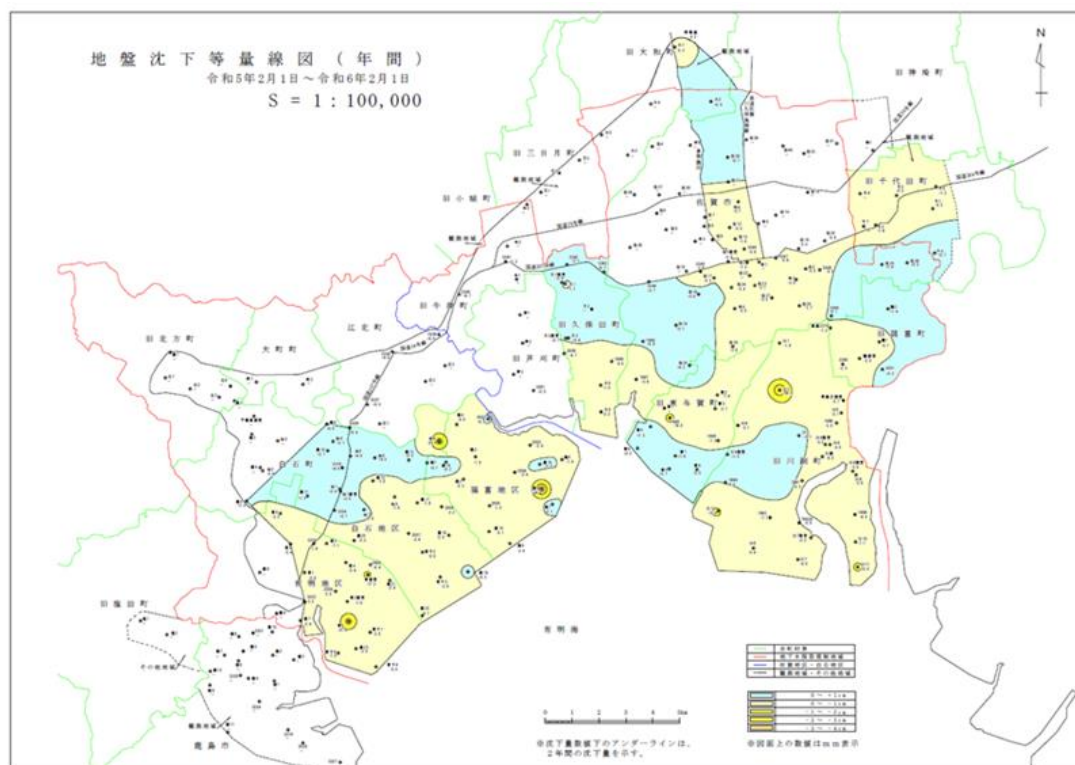
最大沈下量は2.93cmであり、1cm以上の地盤沈下面積は0.7km²でした。

○ 白石地区（牛津川～六角川河口以西の地域）

最大沈下量は3.69cmであり、1cm以上の地盤沈下面積は0.9km²でした。

図2-2-42 地盤沈下等量線図（年間）

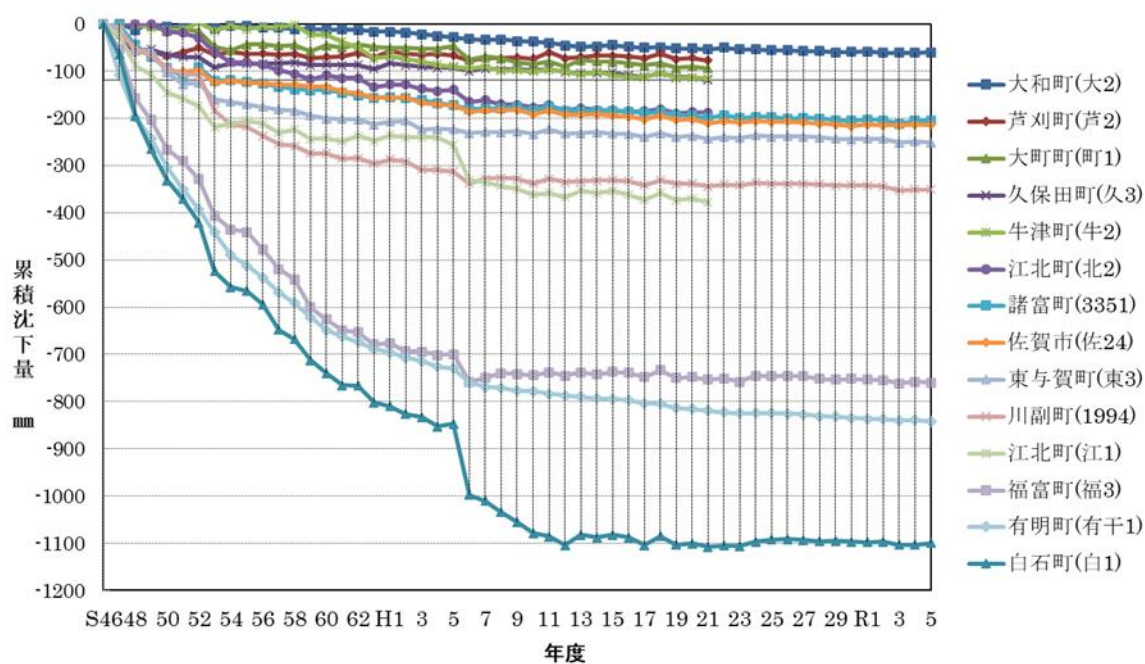
資料：有明海再生・環境課



さらに、代表的な水準点における沈下量の経年的な変化（図2-2-43参照）は、代替水供給事業等により沈下量は減少したものの、未曾有の渇水年となった平成6年度は著しい沈下量を記録しています。

図2-2-43 代表的な水準点における沈下量の経年変化

資料：有明海再生・環境課



② 観測井調査

佐賀平野の地下水位及び地盤高の変動状況を観測するため、令和5年度は、7箇所10井による観測井調査を実施しました。

○ 佐賀地区

天神（A-1及びA-2）、高木瀬観測所は、年間を通して安定した水位を保っています。

諸富観測所の地下水位は、冬にかけて低下しており、これは、佐賀地区南部の海苔加工用の地下水採取を反映しているものと思われます。なお、令和元年度には塩水化調査を行い、佐賀地区については各水質の測定結果に顕著な変化は認められず、塩水化の進行は特段確認されない結果となりました。

○ 白石地区

白石地区の地下水位は、平成23年度以前は、灌漑期（7月～10月）に大きく低下し、一年間をかけて回復するというパターンを繰り返していましたが、嘉瀬川ダムが運用開始した平成24年度以降は季節的な水位低下は見られず、安定した水位を保っています。なお、令和5年度には塩水化調査を行い、白石地区は全体として塩水化の傾向が減少に転じたと推測される結果となっています。

代表的な観測井における地下水位の経年的な変化については、図2-2-44に示すとおり、水準測量と同様、渇水年に地下水位が下降する傾向があります。

表2-2-60 地盤沈下観測井諸元

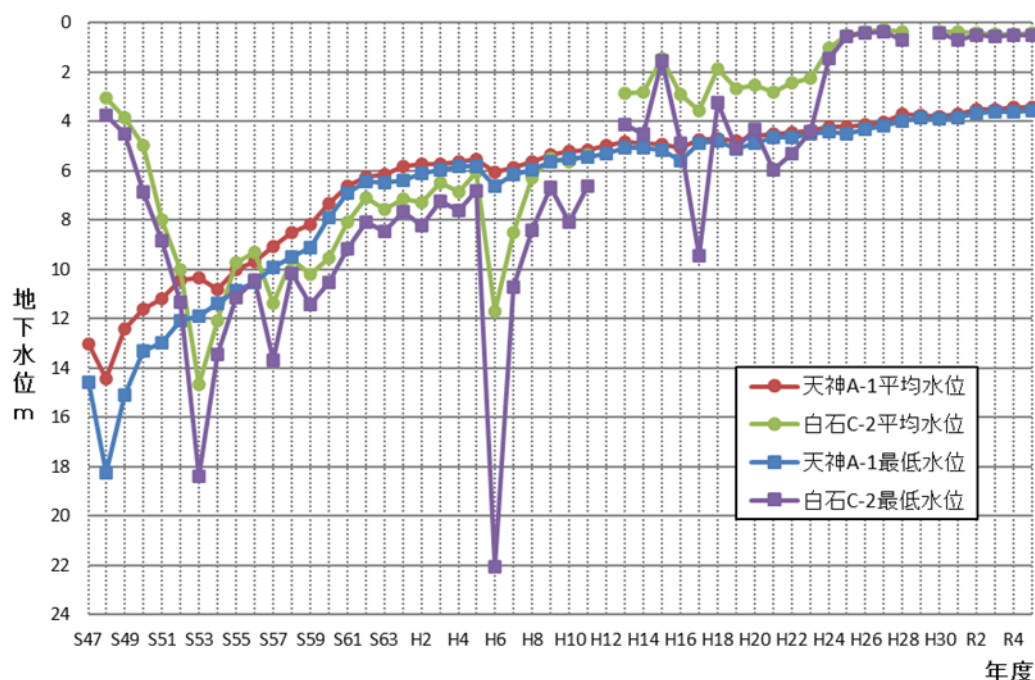
資料：有明海再生・環境課

地区	観測所	所在地	記号	調査開始	深度(m)	ストレーナー		有明粘土層の厚さ(m)
						位置(m)	地層	
佐賀地区	天神	佐賀市天神一丁目 佐賀県総合保健協会	A-1	S47	197	191～197	F層	9
			A-2	S47	58	50～58	Dn層	
	高木瀬	佐賀市高木瀬西三丁目 市立城北中学校	2号	S48	158	104～134	E層	0
	諸富	佐賀市諸富町大字為重 市立諸富南小学校	5号	S48	177	128～147 156～170	E層	19
			6号	S48	62	45～56	Dn層	
	川副	佐賀市川副町大字鹿江 佐賀市役所川副支所	F-1	H6	97	80～88	E層	16
白石地区	新白石	白石町大字築切 北明地区ゲートボール場	新C-2	H12	100	79～90	E層	18
	須古	白石町大字湯崎 川津公民館	G-1	H11	28	20.8～ 26.3	C層	5
	新有明	白石町大字牛屋 町立有明東小学校	N-2	H2	31	26～29	E層	22

(注) B層：三田川層、C層：阿蘇4層、Dn層：中原層、E層：川副層、F層：牛屋層

図2-2-44 代表的な観測井の地下水位の経年変化

資料：有明海再生・環境課



(注) ・ 平均値: S47～S53年度は月末値の、S54年度以降は月平均値の平均値
・ 白石C-2は平成12年度に観測所を移設

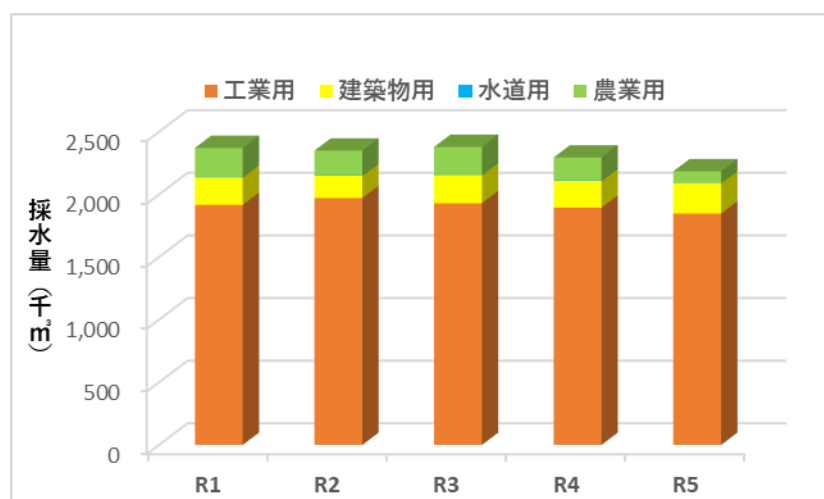
※ 白石C-2の、平成14・15・16・22・23・25・26・29・30・令和元・2年度は水位センサー不良やシステム不良のため、測定できた期間の測定値を使用

③ 地下水採取量調査

佐賀県環境の保全と創造に関する条例（旧：公害防止条例）では、揚水機の吐出口断

図2-2-45 佐賀平野における揚水量の推移

資料：有明海再生・環境課



面積の合計が21㎤を超える揚水施設及び特例承認を受けた揚水施設を有する者に対して地下水採取量の報告を義務付け、地盤沈下の原因となっている地下水採取状況の把握を行っています。

なお、佐賀平野における揚水量の推移は図2-2-45のとおり、灌漑期における農業用水としての揚水量は、過去5年間約2000千 m^3 程度で推移しています。

○ 佐賀地区

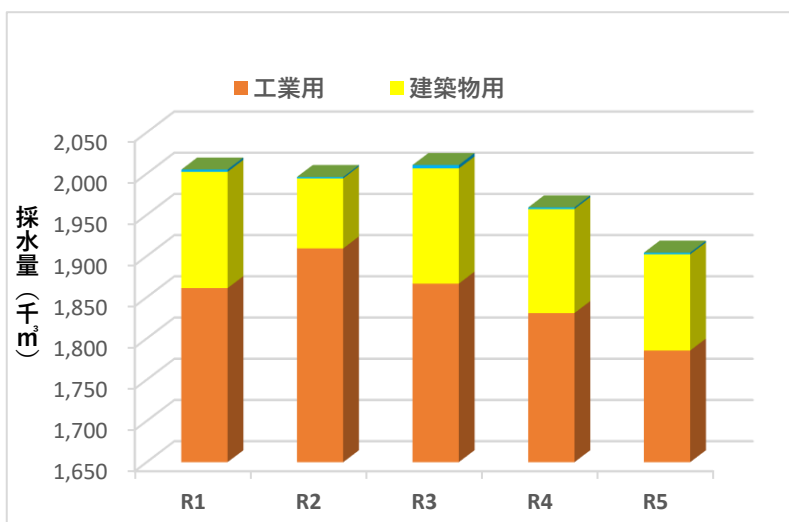
この地区では、従前から工業用の地下水採取量が多いが、地下水採取規制、各事業所による水使用の節減・合理化、事業所の閉鎖等によりその量は大幅に減少してきました。

これに上水道の水源転換等を加えて、公害防止条例施行直後の昭和 50 年度に 12,000 千 m^3 /年あった地下水採取量は、昭和 61 年度に約 3,700 千 m^3 /年に減少し、平成 8 年度以降は約 3,200 千 m^3 /年で推移し、平成 17 年度以降は 2,500 千 m^3 /年以下となっています。

なお、佐賀地区の過去 5 年における揚水量の推移については図 2-2-46 のとおりです。

図2-2-46 佐賀地区における揚水量の推移

資料：有明海再生・環境課



○ 白石地区

この地区では、平成 13 年度に佐賀西部広域水道用水の供給が開始されたことから、従来の地下水採取（約 3,700～4,000 千 m^3 /年）はなくなりました。

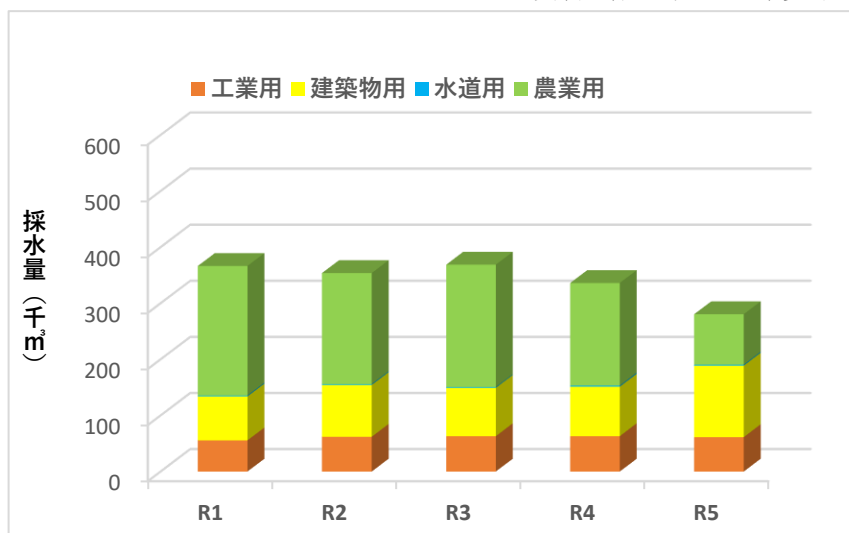
一方では、降水状況に大きく左右される農業用（約 3,000 千 m^3 /年であるが、平成 6 年度の渇水時には約 16,000 千 m^3 /年）としての地下水採取がありました。

平成 24 年 4 月から管理開始された嘉瀬川ダムから水が供給されたことにより、農業用の地下水採取量は減少傾向となっていました。平成 28 年度以降は、200 千 m^3 から 300 千 m^3 程度で推移しています。

なお、白石地区の過去 5 年における揚水量の推移については図 2-2-47 のとおりとなっています。

図2-2-47 白石地区における揚水量の推移

資料：有明海再生・環境課



(2) 地盤沈下防止等対策

① 代替水源の確保及び代替水の供給

地盤沈下が進む地域の農業用水については、地下水に替えて地表水に転換するため、表 2-2-61 の事業により水源開発が進められ、また、開発された用水の供給や機能低下した施設の機能回復を図るために表 2-2-62 の事業が推進されています。

表 2-2-61 代替水源の確保に関する事業

資料：河川砂防課

事業名	事業主体	事業目的
嘉瀬川ダム建設事業 (S48～H23)	国土交通省	① 流水の正常な機能の維持 ② 佐賀西部地域の農地に対するかんがい用水の補給 ③ 佐賀市（旧富士町）への水道用水供給 ④ 工業用水の供給 ⑤ 洪水調節

表 2-2-62 用水の供給や施設の機能回復に関する事業

資料：生活衛生課、農地整備課、農山村課

	事業名	事業主体	事業目的
上水道用水	佐賀東部水道用水供給事業（S51～H7）	佐賀東部水道企業団	江川・寺内ダム及び筑後大堰の開発水源による佐賀市等 6 市町に対する水道用水の供給
	佐賀西部広域水道用水供給事業（S61～H23）	佐賀西部広域水道企業団	佐賀導水建設事業の開発水源による白石町等 8 市町に対する水道用水の供給
農業用水	筑後川下流用水事業（S54～H9）	水資源機構	佐賀平野の用水不足の解消、取水の合理化及び導水路・幹線水路の新設
	筑後川下流土地改良事業（S51～H30）	農林水産省	
	筑後川下流白石土地改良事業（S54～H12）		
	筑後川下流白石平野（一期）土地改良事業（H12～H26）		
	筑後川下流白石平野（二期）土地改良事業（H15～H26）		
	総合農地防災事業佐賀中部地区（H2～H22）		
	かんがい排水事業（S52～R8）	佐賀県	国営事業に附帯した末端用排水路の新設及び改良
	圃場整備事業（S41～R12）		国営及び県営事業による農業用水の供給に併せて、農業生産性の向上、営農経費の節減等を図るための農地等の区画整理
	地盤沈下対策事業（S51～R8）		地盤沈下で機能低下した農業用施設を機能復旧するための用排水施設の新設又は改修及び営農用水を地下水から地表水へ水源転換するための用水施設の新設又は改修

② 観測及び調査

地盤沈下の状況を把握するための水準点による水準測量、簡易沈下計による観測、並びに地下水位と地盤の変動及びその相関を把握するための観測井調査を行うとともに地下水の採取量の調査を行っています。

③ 地盤沈下による災害の防止または復旧

i. 災害の防止

高潮による越波などの異常現象から地盤沈下した農地や宅地等を守るため海岸保全施設整備事業による有明海沿岸一帯の堤防等の補強を進めています。

ii. 地盤沈下により機能低下した農業用施設の復旧

佐賀及び白石平野では、地盤沈下により農地や農業用施設の機能が低下し、安定した農業生産に支障を来していることから、現在、県営地盤沈下対策事業により施設（農業用水路、排水機場等）の機能回復に取り組んでいます。

写真 1：地盤沈下により機能低下した排水路の復旧（佐賀中部地区）

芦刈 1 号排水路（旧芦刈町）施工前



完成後



写真 2：地盤沈下による湛水被害を解消するために建設された排水機場

久留間排水機場（佐賀中部地区）



新拓排水機場（白石平野地区）



第3節 玄海原子力発電所周辺環境安全対策

1 玄海原子力発電所周辺の環境放射能調査

原子力発電所の安全確保については、国が原子炉等規制法等に基づき一元的に規制監督を行っていますが、県では、周辺地域住民の安全確保と環境保全を図る立場から、昭和47年、玄海町とともに九州電力との間で安全協定を締結し、その適正な運用を図っています。

玄海原子力発電所周辺の環境放射能調査については、原子炉等規制法に基づき原子炉施設設置者に義務づけられていますが、県においても、周辺地域住民の受ける放射線量と環境における放射性物質の蓄積傾向を把握することなどを目的として、1号機が運転を開始する3年前の昭和47年から、玄海町及び唐津市において実施しており、これらの調査結果については、3か月毎に「佐賀県環境放射能技術会議」での指導・助言を得て評価を行い、公表しています。

(1) 玄海原子力発電所の概要

玄海原子力発電所は、東松浦郡玄海町今村に立地しており、日本で9番目、九州では初めての原子力発電所として昭和50年10月に営業運転を始めています。発電所施設は、東松浦半島から玄界灘に突き出した値賀崎の約87万㎡の敷地に配置されており、原子炉格納容器、原子炉補助建屋等の設備が堅固な岩盤上に設置されています。

玄海原子力発電所の原子炉の種類(型式)は、いずれも軽水減速・軽水冷却・加圧水型(PWR)と呼ばれるもので、原子炉を通ってきた高温高圧水を蒸気発生器に送り、そこで別系統を流れている水を蒸気に変えてタービンに送る方式です。

表 2-2-63 玄海原子力発電所の概要

資料：原子力安全対策課

		1号機	2号機	3号機	4号機
所在地		佐賀県東松浦郡玄海町今村			
敷地面積		約87万㎡			
電気出力		55万9千kW	55万9千kW	118万kW	118万kW
原子炉	型式	軽水減速・軽水冷却・加圧水型(PWR)			
	熱出力	165万kW	165万kW	342万3千kW	342万3千kW
燃料	種別	低濃縮二酸化ウラン		低濃縮二酸化ウラン、 ウラン・プルトニウム混合酸化物	低濃縮二酸化ウラン
	装荷量	約49トン	約49トン	約89トン	約89トン
営業運転開始 (運転終了)		S50. 10. 15 (H27. 4. 27)	S56. 3. 30 (H31. 4. 9)	H6. 3. 18	H9. 7. 25

(2) 令和 5 年度の環境放射能調査の結果

平成 29 年の原子力災害対策指針の改訂に伴い、令和元年度から県の環境放射能調査計画を見直しました。

空間放射線については、発電所周辺 33 地点に設置しているモニタリングポスト（内 3 地点は放水口モニタ）のデータをテレメータシステムにより連続測定し、空間線量率の変動傾向を監視しました。また、発電所周辺環境の状況を把握するため、モニタリングカーや走行サーベイ車による空間放射線の測定を行いました。

環境試料中の放射能については、周辺環境より採取した農畜産物・植物、海産生物、土壌等について、コバルト 60、ヨウ素 131、セシウム 134、セシウム 137、ストロンチウム 90 及びトリチウムを指標核種とする核種分析を行いました。

大気浮遊じん中の放射性物質の濃度については、大気中から捕集した浮遊じんについて、コバルト 60、ヨウ素 131、セシウム 134、セシウム 137 を指標核種とする核種分析を行いました。

① 空間放射線

空間線量率、放水口計数率で、調査めやす値を超えたものがありましたが、空間放射線については降雨、放水口計数率については降雨または測定装置内の付着物（海生物等）の影響によるものであり、玄海原子力発電所に起因すると考えられる空間放射線の異常は認められませんでした。（表 2-2-64）

② 環境試料中の放射能

環境試料中の放射能測定結果は表 2-2-65 に記載のとおりです。

なお、一部の試料から、主に過去の大気中の核実験の影響によるものと考えられる人工放射性核種が検出されましたが、検出された放射性物質の量はいずれもごく微量でした。

③ 大気浮遊じん中の放射能

大気浮遊じん中の放射能の測定結果は表 2-2-65 に記載のとおりであり、いずれも平常の変動範囲内でした。

表 2-2-64 空間放射線測定結果

資料：原子力安全対策課

項 目		測定地点数	単位	令和 5 年度	調査めやす値
空間線量率 (NaI (Tl) シンチレーション式検出器)		10※	μ Gy/h	0.020 ～ 0.099	0.046
空間線量率 (電離箱式検出器)		26※	μ Gy/h	0.050 ～ 0.149	0.157
放水口計数率		3	cpm	339 ～ 782	519
走行 サーベイ	モニタリングカー	発電所から 5km 未満	μ Gy/h	0.019 ～ 0.030	—
	走行サーベイ車	発電所から 5km～30km	μ Sv/h	全て 0.20 未満	—

(注) ・調査めやす値は、各測定地点の平常の変動幅の上限値のうち、最大の値を記載。
・※6 地点は両方の検出器で測定

表 2-2-65 環境試料中の放射能測定結果

資料：原子力安全対策課

試料名	単位	セシウム137		ストロンチウム90		トリチウム	
		令和5年度	調査 めやす値	令和5年度	調査 めやす値	令和5年度	調査 めやす値
たまねぎ	Bq/kg生	ND	ND				
きゃべつ	Bq/kg生	ND	ND				
ほうれん草	Bq/kg生	ND	0.48	0.037	1.3		
牛乳	Bq/ℓ	ND	0.29	ND	0.21		
米	Bq/kg生	ND	0.33	ND	0.15		
松葉	Bq/kg生	ND ~ 0.076	4.1	0.066 , 0.085	21		
ばれいしょ	Bq/kg生	ND	0.30				
みかん	Bq/kg生	ND	0.074				
かんしょ	Bq/kg生	ND	0.15	0.070	0.85		
たい	Bq/kg生	ND ~ 0.090	0.48	ND	0.074		
かわはぎ	Bq/kg生	ND	0.19	ND	0.26		
えそ類	Bq/kg生	0.14 , 0.17	0.52				
いか	Bq/kg生	ND , 0.028	0.26				
さざえ	Bq/kg生	ND	0.37				
なまこ	Bq/kg生	ND	0.19	ND	0.15		
わかめ	Bq/kg生	ND	0.33	ND	ND		
ほんだわら類	Bq/kg生	ND	0.19	ND ~ 0.031	0.37		
むらさきいんこがい	Bq/kg生	ND	0.039				
水道水	mBq/ℓ ただし トリチウムはBq/ℓ	ND	ND	0.25 ~ 1.0	7.4	ND ~ 0.30	2.3
河川水	mBq/ℓ ただし トリチウムはBq/ℓ	ND	ND	0.85 , 0.86	7.4	ND ~ 0.35	2.3
ダム水	mBq/ℓ ただし トリチウムはBq/ℓ	ND	ND	0.8	15	ND	1.6
海水(放水口付近)	mBq/ℓ ただし トリチウムはBq/ℓ	ND ~ 2.2	11	ND ~ 0.90	7.4	ND	3.5
海水(取水口付近)	mBq/ℓ ただし トリチウムはBq/ℓ	ND ~ 2.1	11	ND ~ 1.0	7.4	ND	3.1
表層土	Bq/kg乾	ND ~ 11	43	ND ~ 1.7	35		
ダム底土	Bq/kg乾	4.5 , 4.7	20	0.29	2.0		
海底土(放水口付近)	Bq/kg乾	ND	0.67	ND	0.32		
海底土(取水口付近)	Bq/kg乾	ND	3.0	ND	0.18		

(注)・調査めやす値は、各試料ごとの過去の放射能濃度の最大値を記載。

- ・ND は検出下限値未満を示します。
- ・全試料について、コバルト 60 及びセシウム 134 も測定しましたが、検出された試料はありませんでした。
- ・一部試料について、ヨウ素 131 も測定しましたが、検出された試料はありませんでした。

表 2-2-66 大気浮遊じん中の放射能測定結果

資料：原子力安全対策課

核種名	単位	令和 5 年度	調査めやす値
コバルト 60	mBq/m ³	N D	N D
セシウム 134		N D	N D
セシウム 137		N D	0.26
ヨウ素 131	Bq/m ³	N D	N D

(注)・調査めやす値は、過去の放射能濃度の最大値を記載。

・ND は検出下限値未満を示します。

【放射線、放射能の単位】

Gy (グレイ)

ある物質が放射線を受けて吸収したエネルギー量を表す単位。物質 1 kg あたり 1 J (ジュール) のエネルギー吸収があるときの放射線量を 1 Gy という。本調査における測定結果では、測定地点における 1 時間あたりの空気の吸収エネルギー量を示している。(Gy/h)

Bq (ベクレル)

放射能の強度又は放射性物質の量を表す単位。1 秒間に 1 個の原子核が崩壊して放射線を出す物質の放射能強度又は放射性物質の量を 1 Bq という。本調査における測定結果では、測定物質の単位重量 (単位体積) あたりの放射能の強度又は放射性物質の量を示している。(Bq/kg、Bq/L、Bq/m³ など)

Sv (シーベルト)

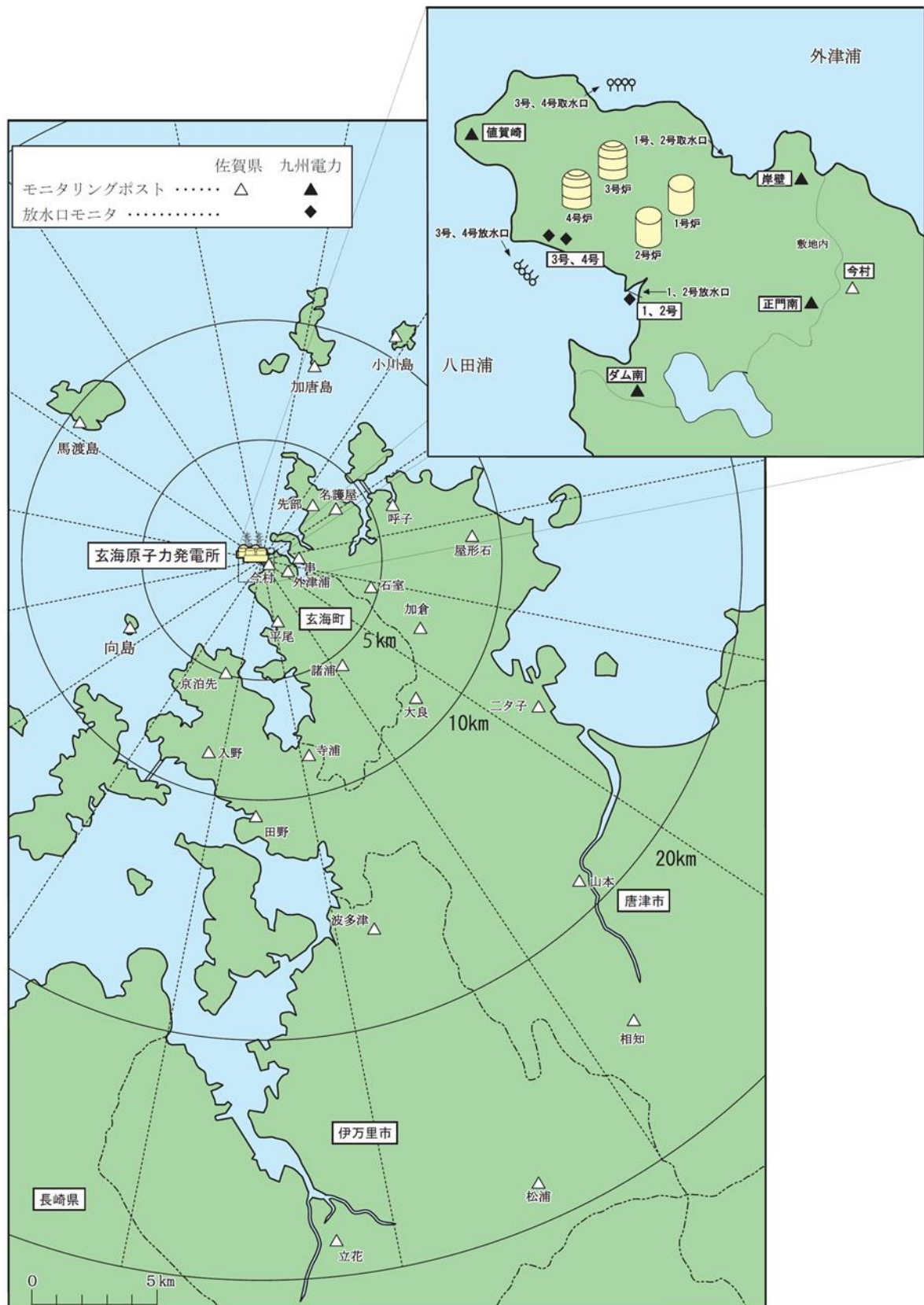
放射線が人体に及ぼす影響の度合いを表す単位。本調査における測定結果では、測定地点における 1 時間あたりの放射線量を示している。(Sv/h)

cpm (シーピーエム)

カウントパーミニッツ (カウント/分) の略。1 分間に放射線装置で測定される放射線の数を表す。

図 2-2-48 令和 5 年度空間放射線測定地点

資料：原子力安全対策課



資料：原子力安全対策課

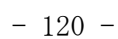


図 2-2-50 令和 5 年度環境試料採取地点（水、土）

資料：原子力安全対策課

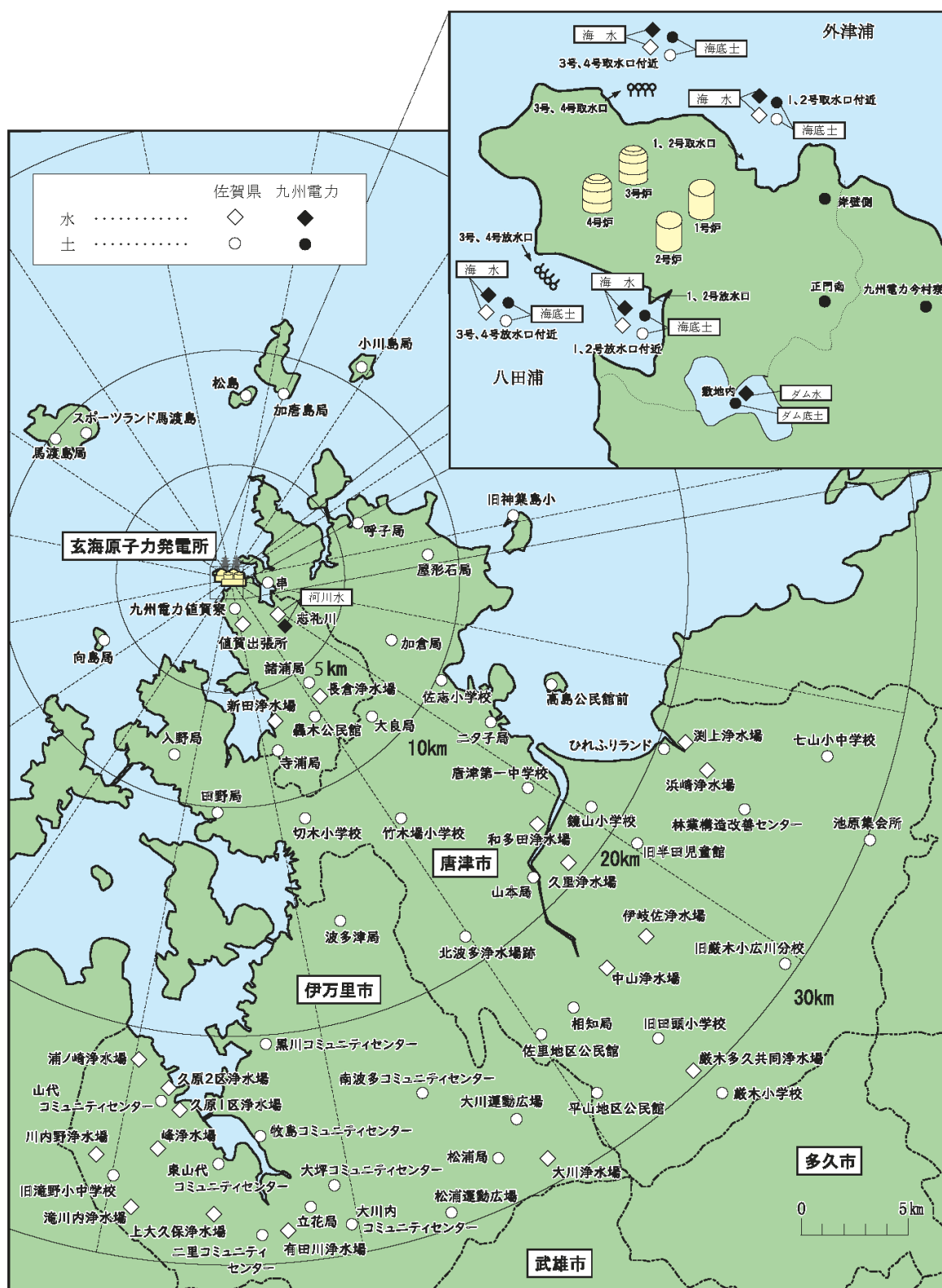
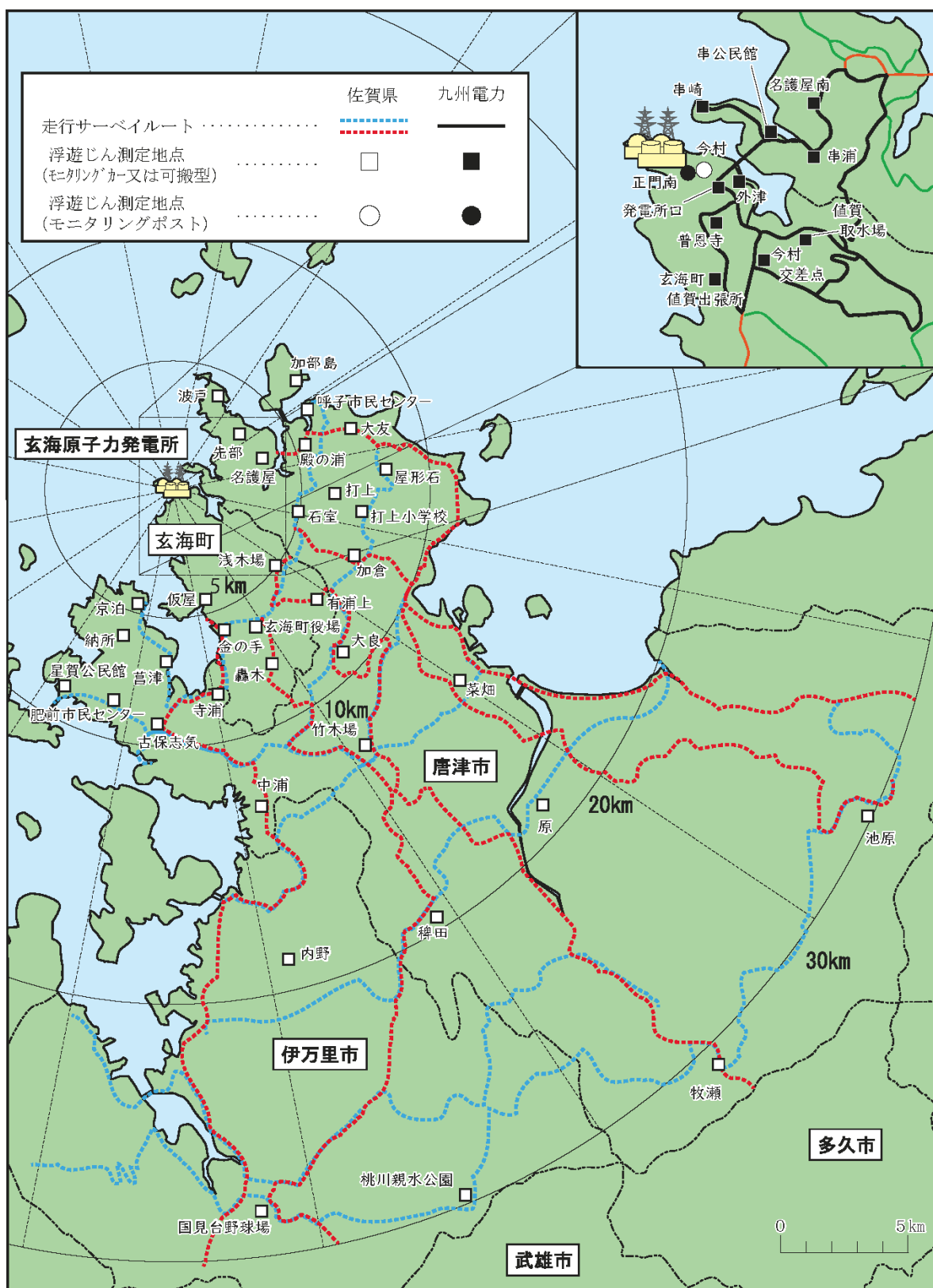


図 2-2-51 令和 5 年度環境試料採取地点（走行サーベイ、大気浮遊じん）

資料：原子力安全対策課



2 温排水影響調査

玄海原子力発電所から放出される温排水が、周辺の環境及び海洋生物に及ぼす影響を把握するため、図 2-2-52 に示す定点において、表 2-2-67 に示す調査を実施しました。その調査結果の概要は以下のとおりです。なお、令和 5 年度調査時の発電所の稼働状況については、夏季及び冬季調査時には 3、4 号機ともに稼働していました。

(1) 拡散調査

夏季、冬季の下げ潮時と上げ潮時に調査を行いました。水深 1 m 層における水温分布および 1, 2 号機取水口付近 St. 21 の 1 m 層水温との温度差分布は、図 2-2-53、54 のとおりです。

(2) 流動調査

夏季に行った調査の結果、St. 36 で主に北及び西南西～南西向きの 10～40cm/s の流れがみられました。また、その他の調査点では、主に南～南西、西及び西北西～北向きの 5～35cm/s の流れがみられました。

(3) 水質調査

夏季、冬季に行った調査の結果、夏季における各項目の測定範囲は、水温：25.4～29.4℃、pH：8.07～8.16、D0：5.89～7.16mg/L、濁度：0.2～0.9 mg/L、クロロフィル-a：0.30～2.16 μg/L でした。冬季では、水温：13.9～14.2℃、pH：8.17～8.20、D0：8.56～8.89mg/L、濁度：0.2～0.8mg/L、クロロフィル-a：0.25～1.96 μg/L でした。

(4) 底質・底生生物調査

夏季に行った底質調査の結果、底質の中央粒径は 0.1～0.5mm、COD は 1.4～5.2mg/g 乾泥の範囲でした。

底生生物は、環形動物（多毛類）のゴカイ類、節足動物（甲殻類）のソコエビ類やヨコエビ類が多く、多くの地点で確認されました。

(5) 付着生物調査

夏季、冬季に行った調査の結果、巻貝類のカサガイ類やタマキビ類、甲殻類のフジツボ類が多く、多くの地点で確認されました。また、植物では、褐藻類のヒジキ、紅藻類のサンゴモ類が多く、多くの地点で確認されました。

図 2-2-52 調査点（令和 5 年度）

資料：水産課

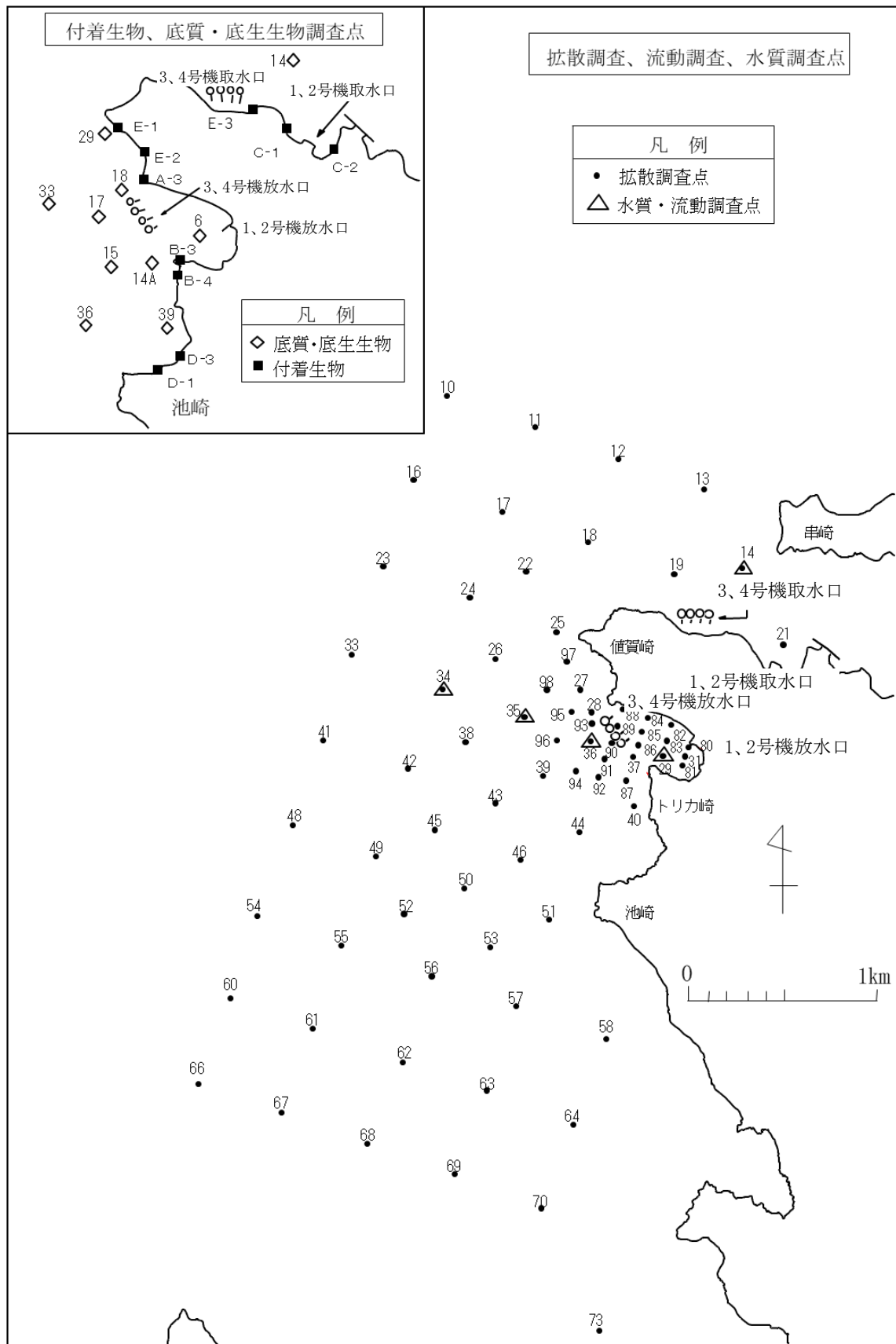


表 2-2-67 令和 5 年度調査実施状況

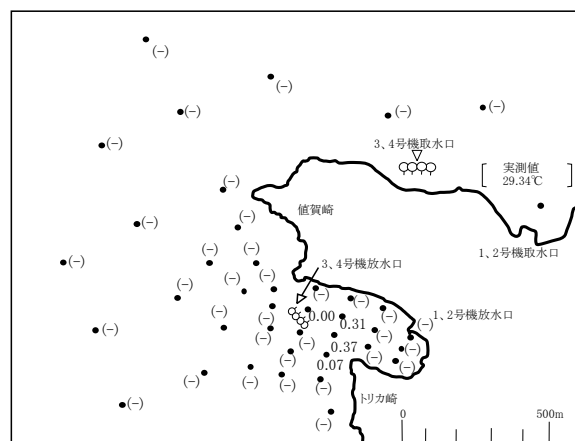
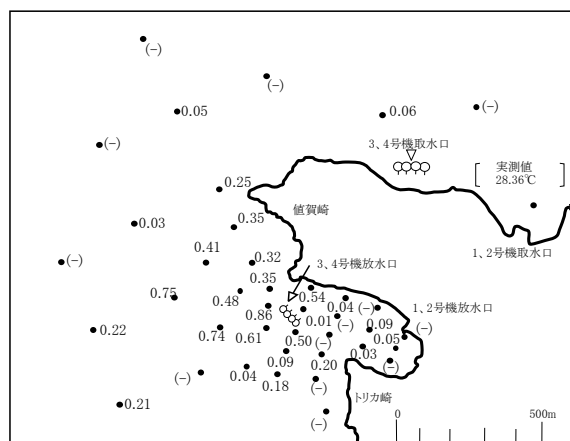
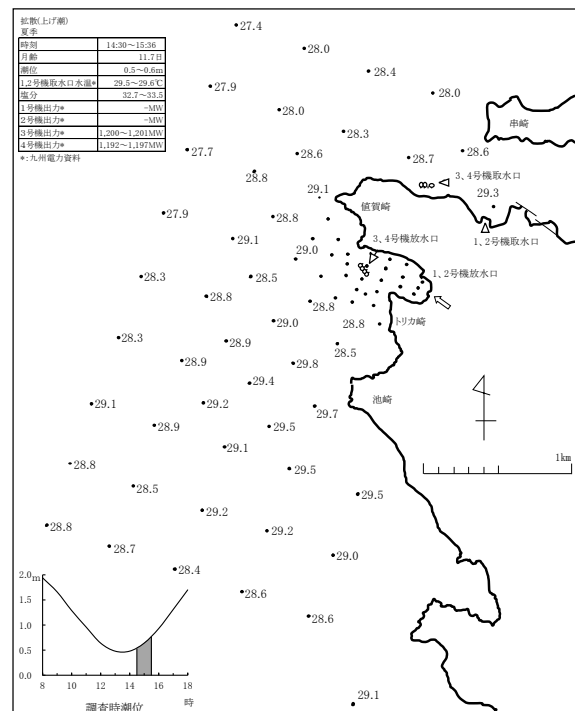
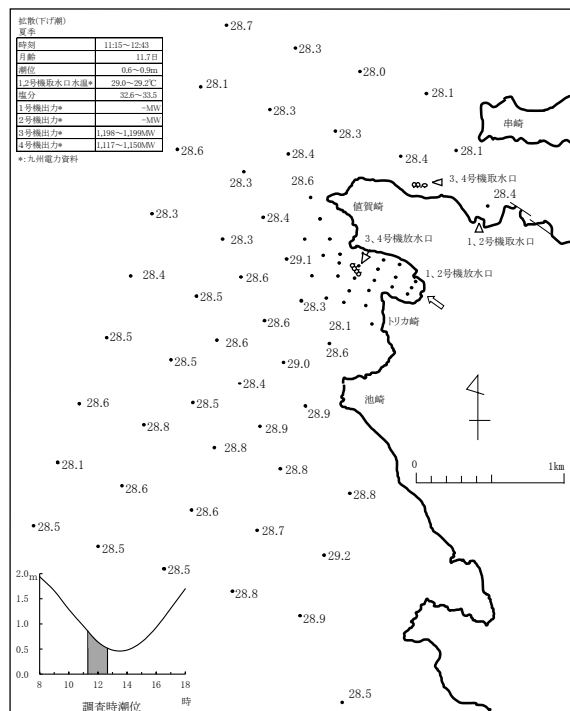
資料：水産課

項目	調査月日	内容	調査点数	観測層
拡散調査	8月 28日 3月 10日	水温 塩分	74	水温：0.3(表層), 1, 2, 3, 4, 5, 7, 10, 15, 20 m 塩分：0.3(表層) m
流動調査	8月 18日	流向 流速	5	0.3(表層), 5, 10, B-1(底層) m
水質調査	8月 22日 3月 11日	水温 pH DO 濁度 クロフィル-a	5	0.3(表層), 5, 10, B-1(底層) m
底質・底生生物調査	8月 21日	粒度組成 COD ベントス	10	海底土
付着生物調査	7月 31日 8月 1日 2月 12日 3月 10日 11日	動物、植物	10	潮間帯

図 2-2-53 拡散調査結果（1 m層の水温分布）

資料：水産課

① 夏季



② 冬季

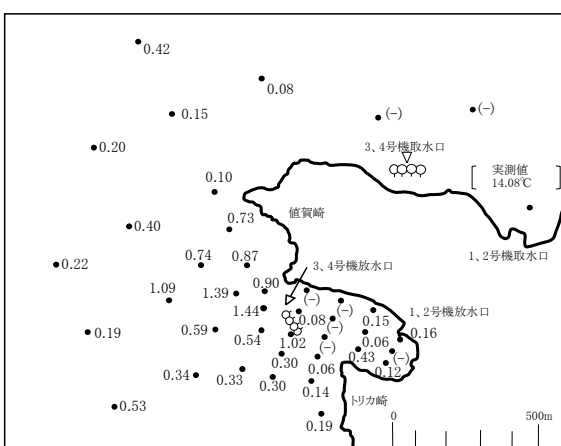
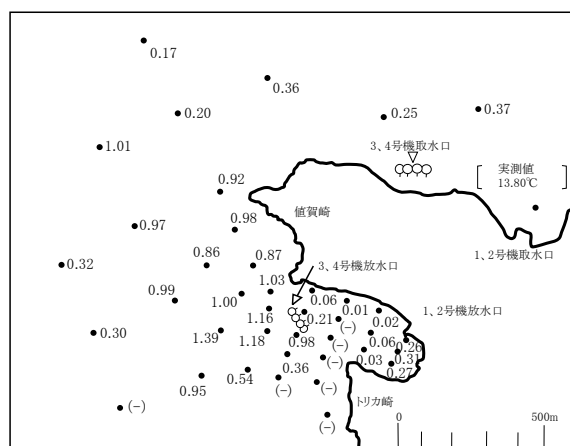
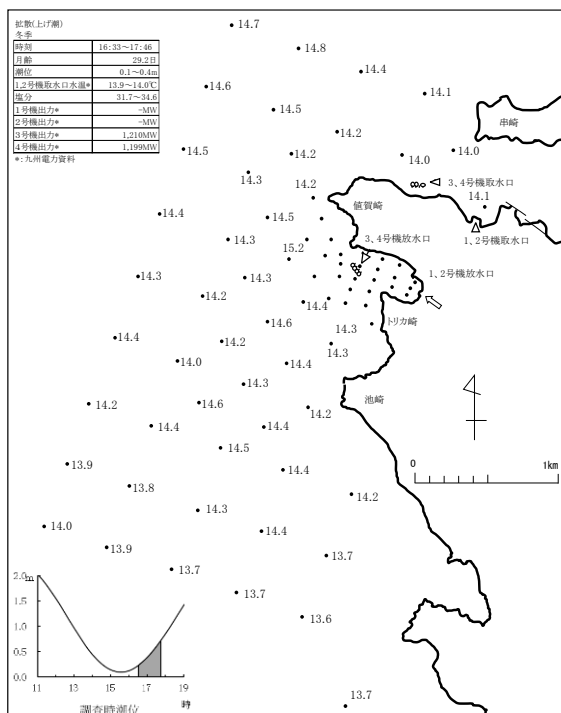
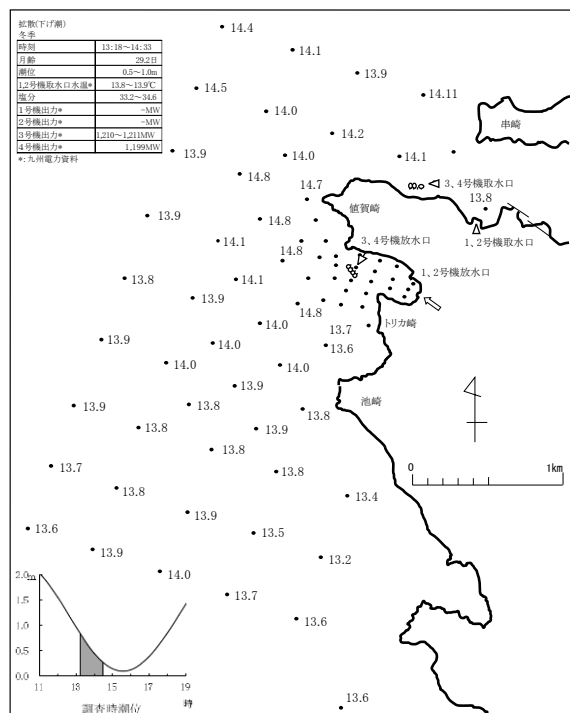


図 2-2-54 拡散調査結果（鉛直断面図）（令和 5 年度）

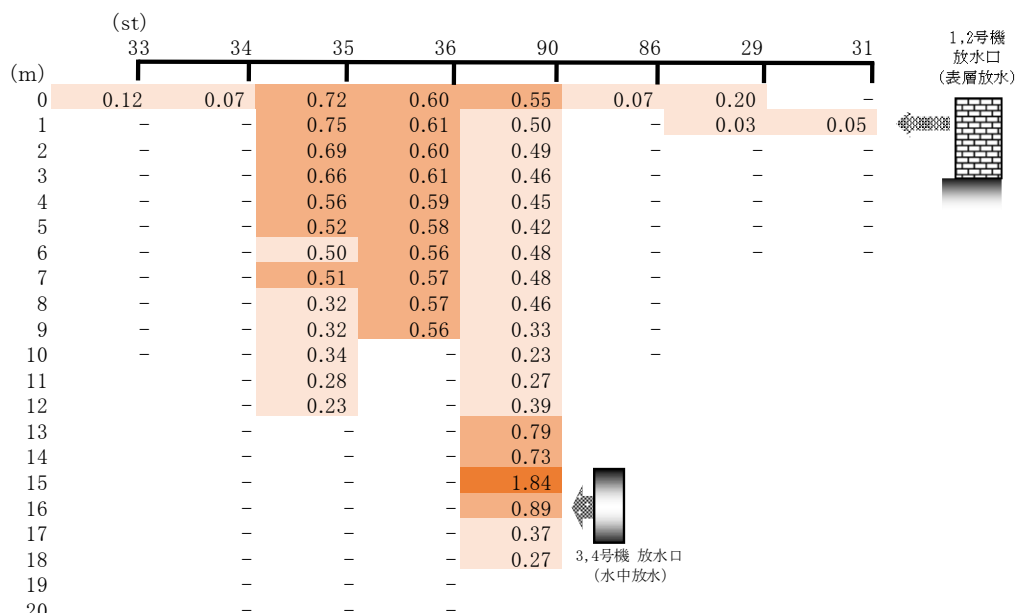
資料：水産課

① 夏季

取水水温からの昇温値による色分け

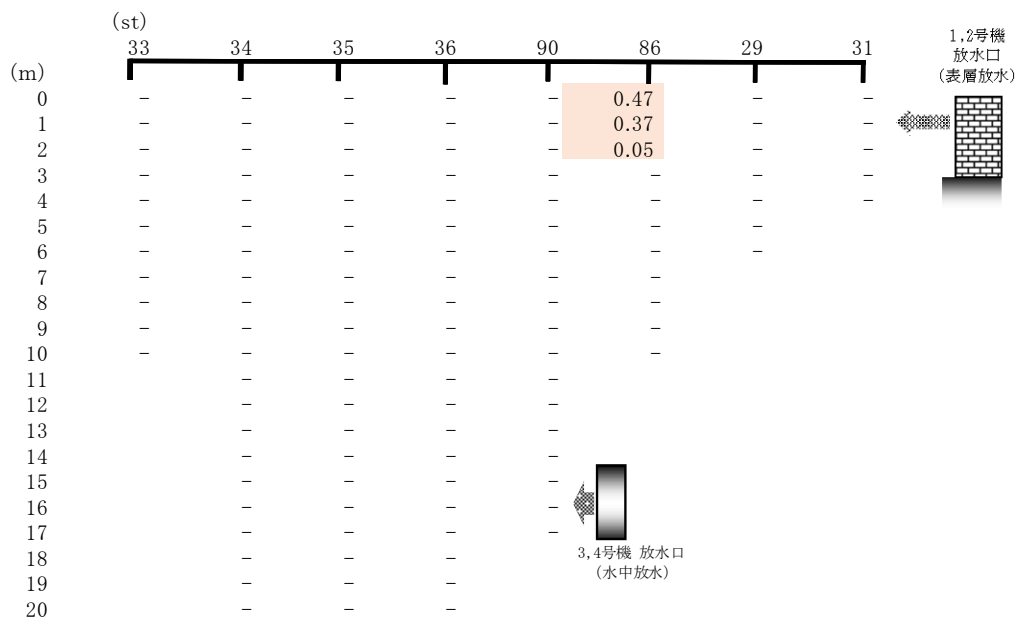
0.01未満	...	
0.01～0.50	...	
0.51～0.99	...	
1.00以上	...	

- :取水水温に対し、低い水温が観測された地点



（下げ潮時）

* 1.2 号機取水口付近 St. 21（1m 層）：28.36℃に対する温度差



（上げ潮時）

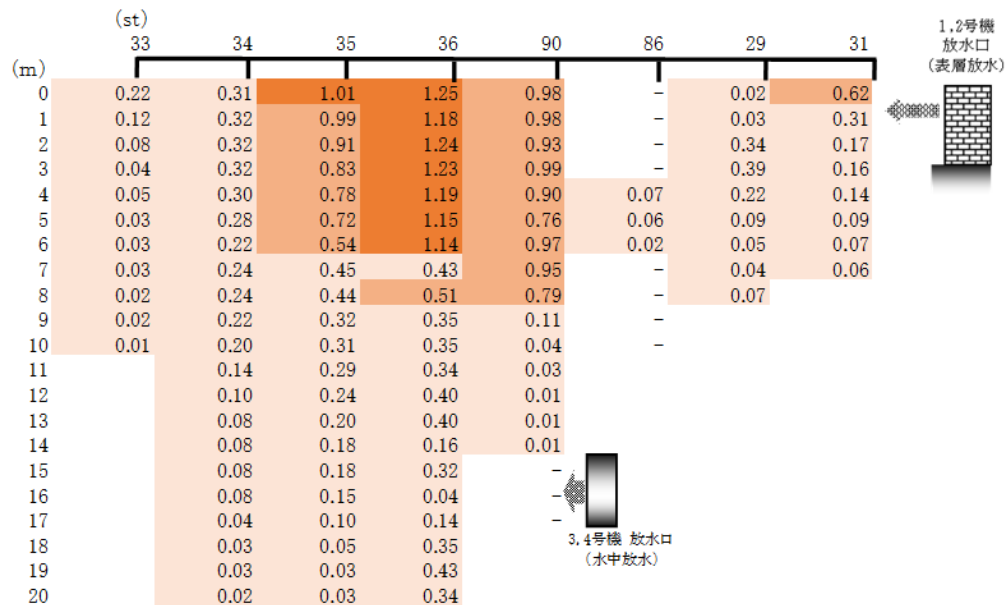
* 1.2 号機取水口付近 St. 21（1m 層）：29.34℃に対する温度差

② 冬季

取水水温からの昇温値による色分け

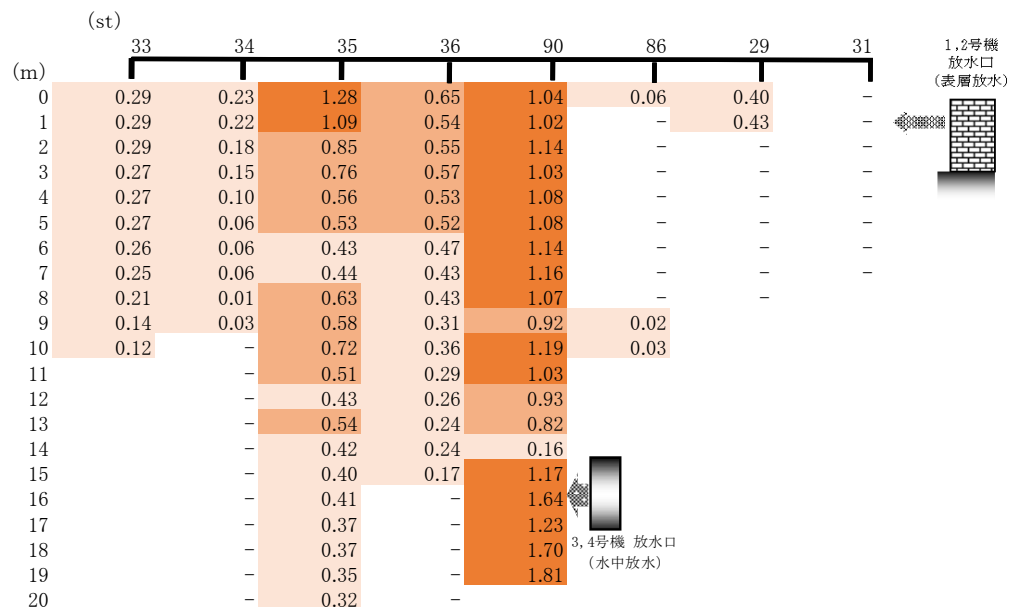
0.01未満	...	
0.01～0.50	...	
0.51～0.99	...	
1.00以上	...	

- : 取水水温に対し、低い水温が観測された地点



(下げ潮時)

* 1.2号機取水口付近 St. 21 (1m層) : 13.80℃に対する温度差



(上げ潮時)

* 1.2号機取水口付近 St. 21 (1m層) : 14.08℃に対する温度差

第4節 化学物質等による環境リスクの低減

1 化学物質の適正管理・適正利用の推進

(1) P R T Rについて

① P R T R制度(Pollutant Release and Transfer Register)

化学物質は、私たちの生活を豊かにし、便利で快適な毎日の生活を維持するうえで欠かせないものとなっており、その種類は数万種類といわれています。その一方で、これらを用いた製品やその原材料の製造から廃棄までの間にさまざまな化学物質が大気や水、土壌といった環境へ排出されており、その中には人の健康や生活環境に悪影響を及ぼすものもあります。そこで、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境に排出されたか（排出量）、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたか（移動量）というデータを把握し、集計し、公表する仕組みであるP R T R制度が設けられました。

この制度により、住民や行政は、化学物質の排出に関するより詳しい情報を入手することができるようになりました。また、事業者は、毎年どのような化学物質がどれだけ環境中に排出されているかを把握でき、化学物質の自主的な管理の改善が期待されるようになりました。

P R T Rの対象物質は、研究、調査等によって新たに判明した環境リスク等に対応するため、2023年度から462物質から515物質に変更されています。

② 結果

佐賀県における令和4年度分の届出件数は278件で、届出排出量は約1,433トン、移動量は約1,119トン、排出量・移動量の合計は約2,552トンでした。（表2-2-68参照）届出があったのは、対象の462物質のうち118物質でした。

排出量・移動量の合計は令和3年度分（排出量約1,390トン、移動量約873トン、合計約2,263トン）より約289トン増加しました。

また、届出外の推計排出量は約1,643トンであり、令和3年度分の約1,609トンよりやや増加しました。届出、届出外の合計排出量は約3,076トンで、全国の約0.99%でした。（表2-2-69参照）

届出があった事業所のうち、業種別排出量・移動量が最も多かったのは船舶製造・修理、船用機関製造業でした。（表2-2-70、図2-2-55参照）

物質別届出排出量・移動量が多かったのはトルエン、次いでキシレンでした。（表2-2-71、図2-2-56参照）トルエンやキシレンは主に塗料、樹脂等の溶剤や、ガソリン等の含有物として多く用いられています。

表 2-2-68 届出排出量・移動量（令和 4 年度）

資料：有明海再生・環境課

（単位：トン/年）

	届出事業 所数	排出量					移動量			排出・移動 量合計
		大気	水域	土壌	埋立	計	廃棄物	下水道	計	
佐賀県	278	1,414	19	0	0	1,433	1,119	0	1,119	2,552
全国	32,209	110,995	6,256	2	5,060	122,313	246,295	786	247,081	369,394

（注）各数値は四捨五入しているため、合計が各数値の和と合わない場合があります。

表 2-2-69 届出排出量及び届出外（推計）排出量※¹（令和 4 年度）

資料：有明海再生・環境課（単位：トン/年）

	届出排出量	届出外排出量					合計
		対象業種	非対象業種	家庭	移動体※ ²	小計	
佐賀県	1,433	236	481	303	623	1,643	3,076
全国	122,313	41,426	61,425	29,728	54,359	186,938	309,251

（注）各数値は四捨五入しているため、合計が各数値の和と合わない場合があります。

※¹ 届出外（推計）排出量とは、届出対象業種に属する事業者からの排出量であるが、従業員数、取扱量の要件を満たさないため、届出対象とならないもの。

※² 自動車等。

表 2-2-70、図 2-2-55 届出排出量・移動量合計上位業種（令和 4 年度）資料：有明海再生・環境課

（単位：トン/年）

業種名	移動量・排出量 合計	全体に対する割合 (%)
輸送用機械器具製造業	902	35
化学工業	469	18
ゴム製品製造業	395	16
電気機械器具製造業	264	10
金属製品製造業	125	5

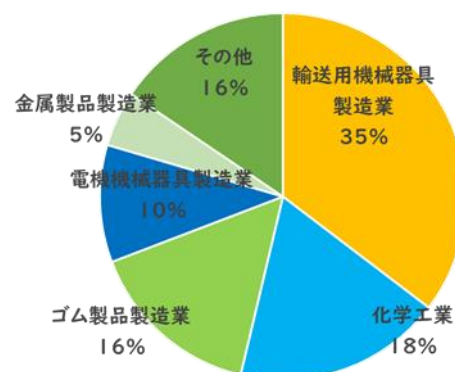
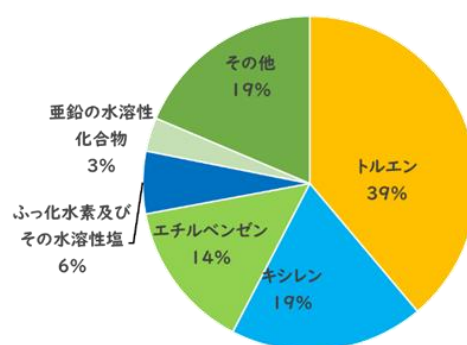


表 2-2-71、図 2-2-56 届出対象物質の届出排出量・移動量上位物質（令和年 4 年度）

資料：有明海再生・環境課

（単位：トン/年）

対象物質名称	移動量・排出量合計	全体に対する割合（%）
トルエン	1,003	39
キシレン	485	19
エチルベンゼン	373	14
ふっ化水素及びその水溶性塩	156	6
亜鉛の水溶性化合物	84	3



(2) ダイオキシン類

① ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類による環境汚染について、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、大気、水質、水底の底質及び土壌についての環境基準が、表 2-2-72 のとおり定められています。

表 2-2-72 ダイオキシン類に係る環境基準

資料：有明海再生・環境課

媒体	基準値	備考
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	環境基準値は年間平均値とする。
水質	1 pg-TEQ/L 以下	環境基準値は年間平均値とする。
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下	
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下	環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250 pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

（注）・ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)をダイオキシン類といいます。

・pg（ピコグラム）とは 1 兆分の 1 g のことです。

・TEQ とは、毒性等量といわれるもので、各ダイオキシンの濃度を毒性等価係数を用い、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値です。

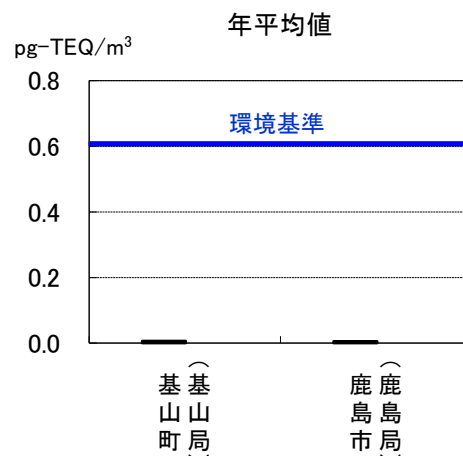
② 常時監視結果

令和5年度は、県及び国土交通省において、県内の大気や水質、土壌など延べ24地点でダイオキシン類の調査を実施しました。

i. 大気

県内の2地点において、年2回調査を実施しましたが、結果は、図2-2-57のとおり、各地点の年平均値は環境基準を下回っていました。

図2-2-57 大気環境中のダイオキシン類濃度
資料：有明海再生・環境課

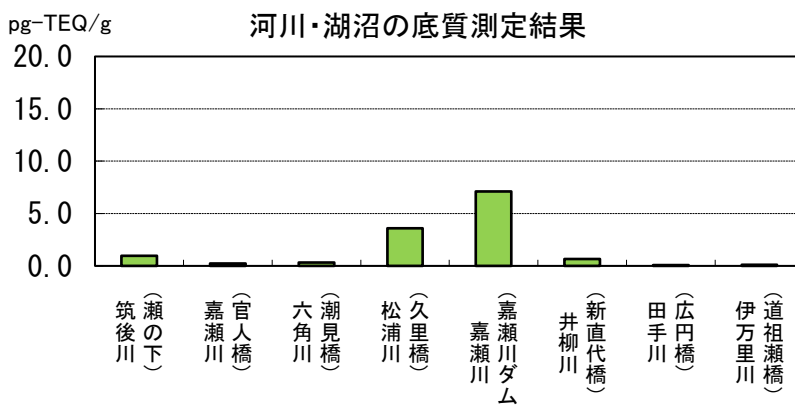
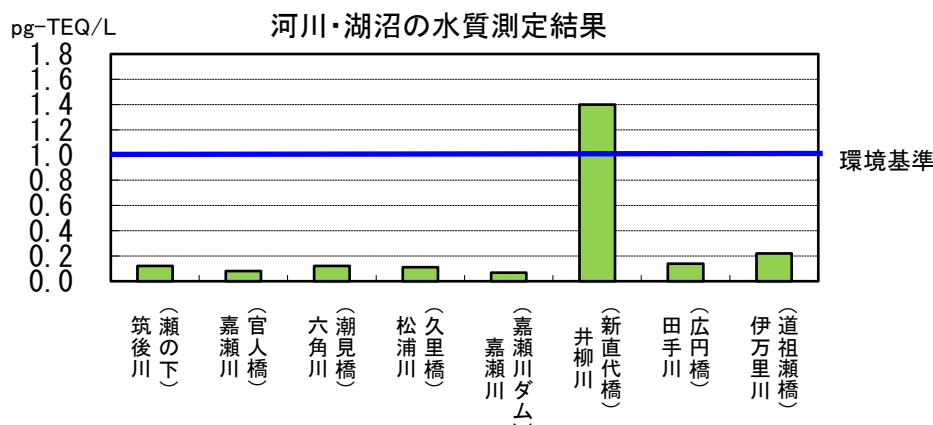


ii. 水質及び底質

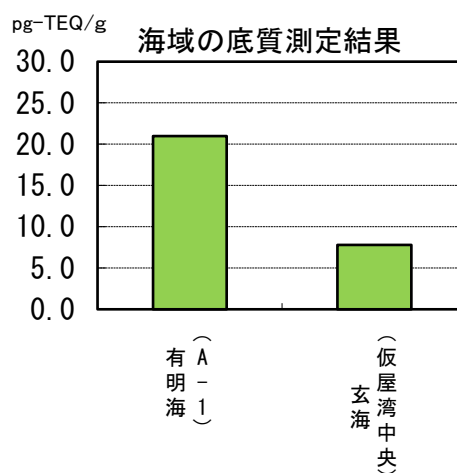
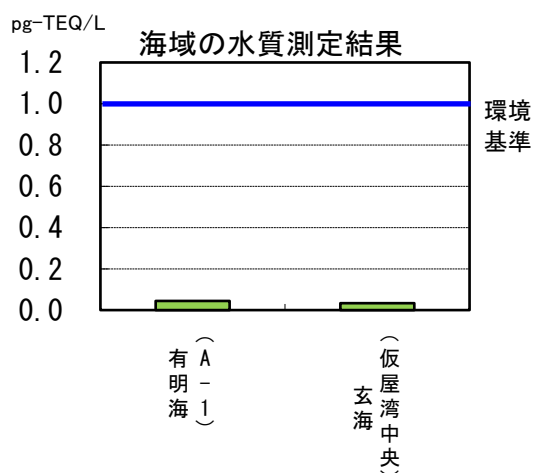
県内の河川・湖沼、海域の10地点において、水質・底質の調査を実施しました。調査結果は、図2-2-58のとおりであり、次の1地点（水質、河川）で環境基準を達成しませんでした。直ちに人の健康に影響を与えるものではありませんでした。

- ・環境基準を達成しなかった地点：新直代橋（井柳川）の水質

図2-2-58 水質・底質のダイオキシン類濃度
資料：有明海再生・環境課



(注) 河川・湖沼、海域の底質の基準値は、150 pg-TEQ/g 以下である。



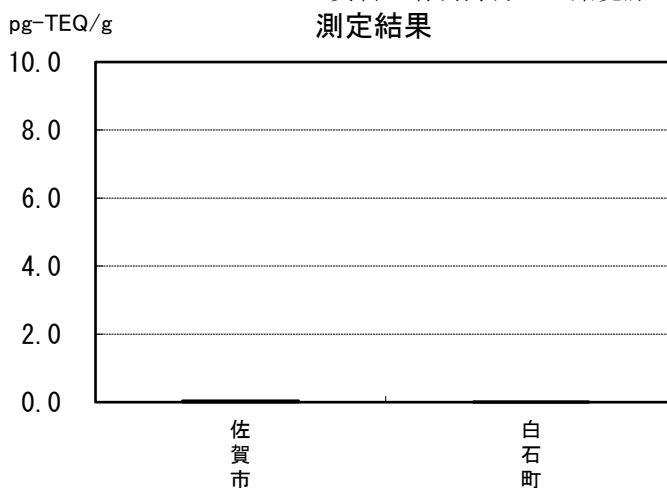
(注) 河川・湖沼、海域の底質の基準値は、150 pg-TEQ/g 以下である。

iii. 土壌

日常生活で使用する公園等 2 地点で調査を実施しましたが、その結果は、図 2-2-59 のとおりであり、全ての地点で環境基準を下回りました。

図 2-2-59 土壌中のダイオキシン類濃度

資料：有明海再生・環境課



(注) 土壌の基準値は、1,000 pg-TEQ/g 以下である。

(3) ダイオキシン類対策特別措置法による工場・事業場の規制

ダイオキシン類対策特別措置法により、ダイオキシン類を発生する施設を特定施設として指定し、排出規制が行われています。

県内の特定施設の設置状況は表 2-2-73 のとおりであり、これらを設置している事業場を対象に立入検査を実施し、監視・指導を行いました。

表 2-2-73 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況（令和 6 年 3 月末）

資料：有明海再生・環境課

特 定 施 設 の 区 分			設置基数	立入件数
大気基準 適用施設	製鋼の用に供する電気炉		1	5
	アルミニウム合金の製造の用に供する溶解炉		4	
	廃棄物 焼却炉	焼却能力 4t/h 以上	6	
		焼却能力 2t/h 以上から 4t/h 未満	9	
		焼却能力 2t/h 未満	51	
水質基準 対象施設	廃棄物焼却炉 に係る施設	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	6	0
		灰の貯留施設	2	
	フロン類破壊施設		2	
	廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設等		1	

(4) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条に基づき、特定施設設置者は、毎年 1 回以上、排出ガス又は排出水について自主測定を実施し、県に報告することとされています。

令和 5 年度、排出ガス等のダイオキシン類の自主測定結果について、県内の 50 施設から報告があり、全ての施設で排出基準を下回っていました。

表 2-2-74 特定施設設置者の自主測定結果（令和 5 年度）資料：有明海再生・環境課

区 分		測定報告 施設数	基準超過 施設数	測定値の範囲
大気基準 適用施設	製鋼用電気炉	1	0	0.11 (ng-TEQ/m ³ N)
	アルミニウム溶解炉	2	0	0.032 ~ 2.2 (ng-TEQ/m ³ N)
	廃棄物焼却炉	47	0	0 ~ 10 (ng-TEQ/m ³ N)
水質基準 対象施設 (注)	廃棄物焼却炉に係る 廃ガス洗浄施設	-	-	-

(注) 水質基準対象施設を設置する事業場で公共用水域に排出する事業場が対象。

2 食品中の有害物質や残留農薬の調査の実施

(1) 農薬安全使用対策

県では、環境の維持保全や消費者の食の安全に対する関心の高まりに対処し、化学合成農薬や化学肥料の使用回数や使用量を低減した農業、いわゆる「環境保全型農業」の取組を推進しています。

このような中、農薬安全使用対策については以下のとおりです。

① 農薬販売業者への立入検査の実施

農薬の不適切な管理等による危・被害を未然に防止するため、令和6年度には40件の農薬販売業者等に対し、農薬の管理状況等についての立入検査を行い、必要に応じて改善事項等の指示を行いました。

② 農薬適正使用の啓発

農薬の適正な管理及び使用の徹底を図るとともに、化学合成農薬の使用を低減した農業技術の普及を推進するため、「佐賀県病害虫総合防除計画」及び「佐賀県施肥・雑草防除のてびき」を策定し、その内容の周知を図るための研修会を開催しました。

また、農薬販売業者、造園業者及びゴルフ場のグリーンキーパー等を対象に、農薬指導士養成研修と認定試験を実施し、令和6年度には新たに14名を農薬指導士として認定しました。

この結果、令和7年3月31日現在で、582名の農薬指導士が認定されており、各組織等における農薬の適正な管理及び使用の指導に取り組んでいただいています。

さらに、6月～8月を「農薬危害防止運動期間」として設定し、行政・団体・農薬販売業者等を対象とした農薬適正使用研修会の開催や、ポスター・パンフレット等の配布等による啓発活動を実施するなどして、農薬による事故等の未然防止、ひいては県民の健康保持と生活環境の保全に努めました。

③ 農作物の残留農薬分析調査の実施

農薬の適正使用を徹底することにより、県産農産物に対する消費者の信頼を確保し、「安全・安心な農産物を供給する産地」として評価を高めるため、平成15年度から県内全域の主要農作物を対象に、農家や直売所から農作物を採取し、その残留農薬を調査する残留農薬分析調査を実施しています。令和6年度は、出荷前の農産物13件について農薬成分の有無を調べたところ、1件から適用外農薬が検出されたため、流通を未然に食い止め、適正使用について指導を行いました。(表2-2-75参照)

表2-2-75 農作物の残留農薬分析調査結果（令和6年度）

資料：農業経営課

作物名	調査件数	分析結果	
		適用外農薬が 検出された件数	適用外農薬が 検出されなかった件数
直売所			
ブロッコリー	2	0	2
しゅんぎく	1	0	1
ほうれんそう	1	1	0
チンゲンサイ	1	0	1
キャベツ	3	0	3
レタス	2	0	2
こまつな	1	0	1
こねぎ	2	0	2
合 計	13	1	12

(2) 食品中の残留農薬等

食品に残留する農薬については、食品衛生法に基づき残留基準が定められており、平成18年5月29日から、残留農薬等に関する新しい制度が施行されました。この制度は、基準がない農薬等が一定量（0.01ppm）を超えて残留する食品の販売等を原則禁止するというものであり、この制度を施行するに当たり、799農薬等に残留基準が定められ規制が強化されました。

食品の安全性を確保するため、県内流通農産物等について、令和5年度は、国産品10種類49検体の残留農薬等の検査を実施しました。

検査結果については、表2-2-76のとおりでした。

表2-2-76 令和5年度収去検査

資料：生活衛生課

残留農薬

品名	国産品	検査項目数 (B)	総検体数	違反件数
	検体数(A)		A×B	
アスパラガス	2	88	176	0
たまねぎ	7	98	686	0
トマト	2	93	186	0
きゅうり	6	92	552	0
日本なし	5	93	465	0
ぶどう	5	86	430	0
ほうれんそう	2	91	182	0
かき	4	85	340	0
いちご	4	87	348	0
みかん	12	73	876	0
計	49	886	4,241	0

第3章 循環型社会の実現

第1節 廃棄物の現況

1 一般廃棄物

(1) 一般廃棄物（ごみ）

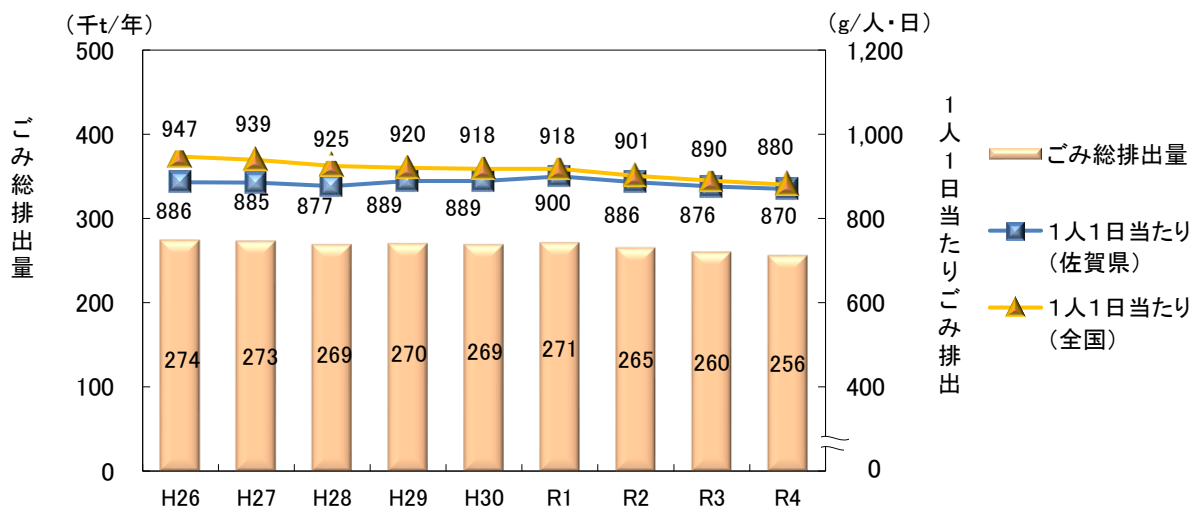
① ごみの排出量の推移

令和4年度に県内の家庭及び事業所等から排出されたごみ総排出量は256千t(=収集量+直接搬入量+集団回収量)で、県民1人1日当たりのごみ排出量は870gとなっています。

ごみ総排出量、1人1日当たりのごみ排出量は、ほぼ横ばいとなっています。

なお、1人1日当たりのごみ排出量については、全国平均より低い水準(令和4年度では全国第15位)を維持しています。

図2-3-1 ごみ総排出量と1人1日あたりのごみ排出量の推移 資料：循環型社会推進課



② リサイクル率と最終処分率の推移

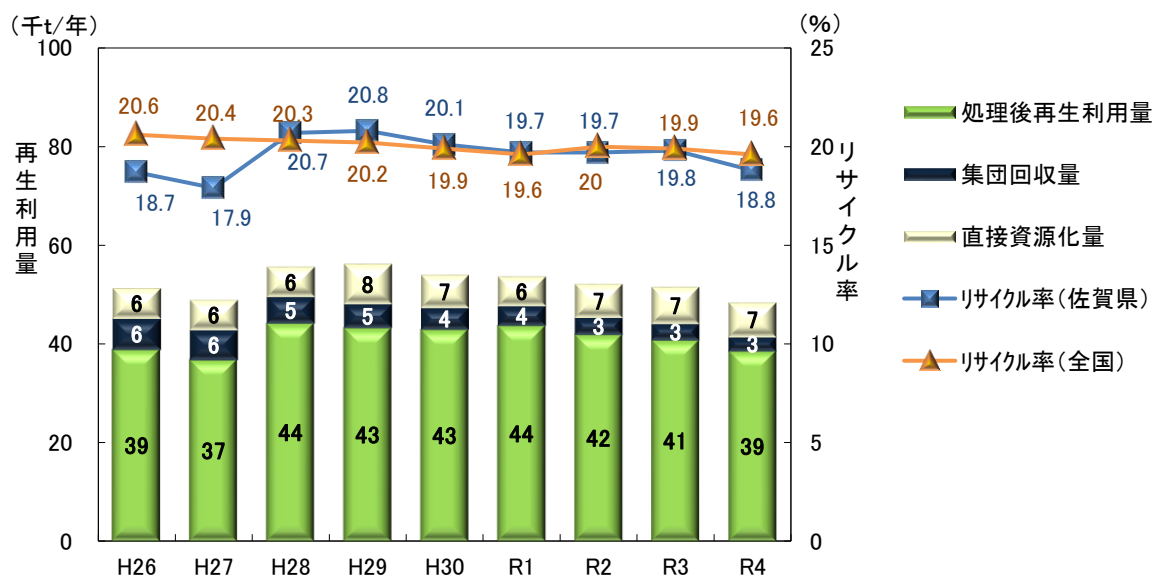
令和4年度の総資源化量は、県全体で48千t(リサイクル率:18.8%)となっています。リサイクル率の推移をみると、平成24年度(18.0%)から平成27年度(17.9%)まではほぼ横ばいでしたが、平成28年度(20.7%)に高まり、以降は横ばい傾向が続いています。

また、令和4年度の最終処分量は、10千t(最終処分率:4.1%)となっています。最終処分率は、全国平均より低い水準を維持しています。

一般廃棄物 産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

図 2-3-2 総資源化量とリサイクル率の推移

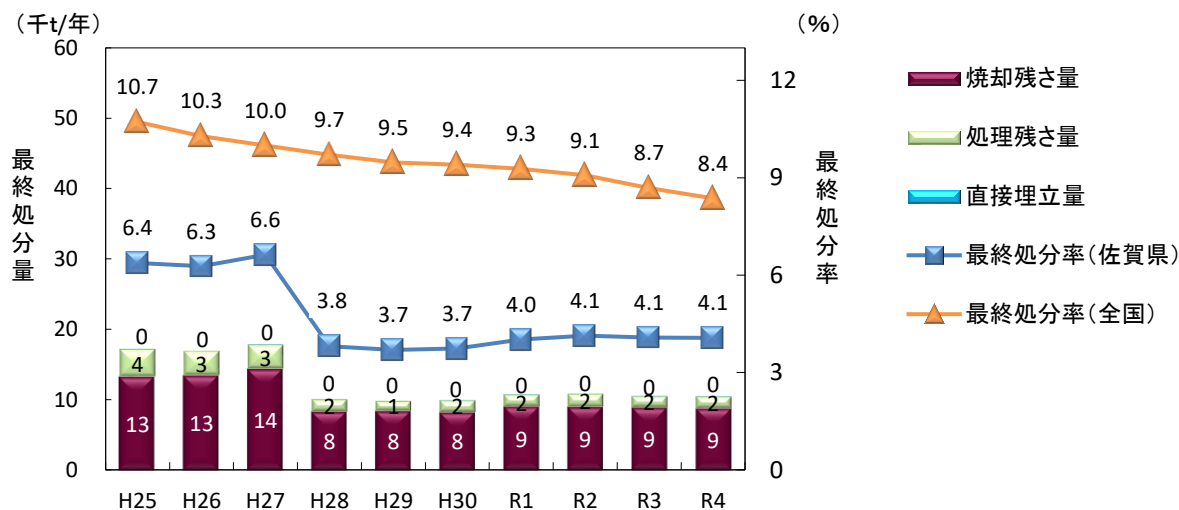
資料：循環型社会推進課



- (注) 集団回収量： 市町による用具の貸出、補助金の交付等で市町登録された住民団体によって回収された量
- 直接資源化量： 市町の資源化施設（粗大ごみ処理施設、堆肥化施設など）を経ずに、再生業者等で資源化した量
- リサイクル率： 市町の計画処理区域内における処理対象ごみ量（収集量＋直接搬入量）と集団回収量の合計に対する総資源化量の割合

図 2-3-3 最終処分量と最終処分率の推移

資料：循環型社会推進課



(2) 一般廃棄物（し尿）

① 水洗化等の推移

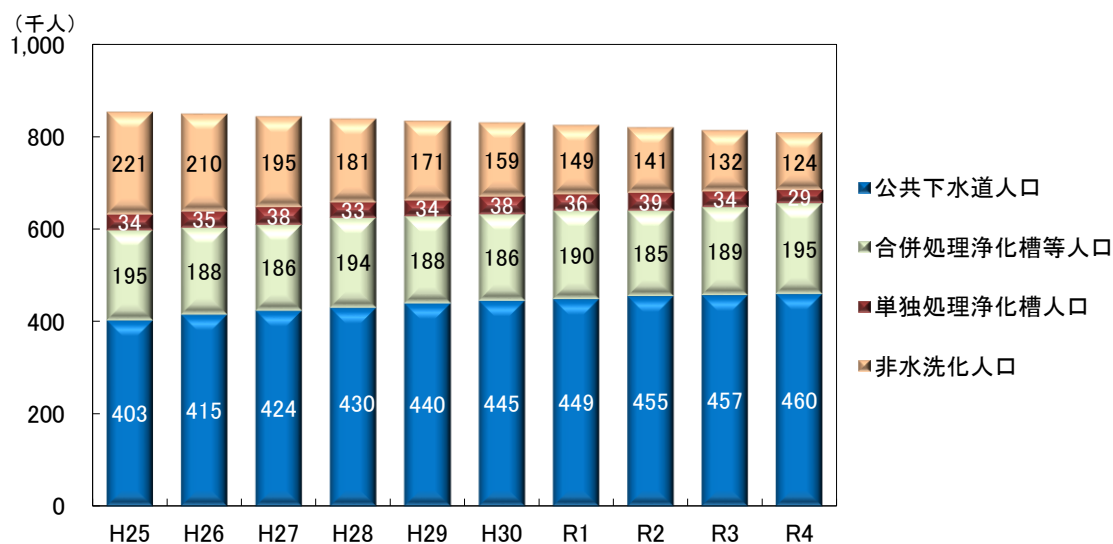
令和4年度の県内の水洗化人口は684千人、水洗化率（総人口に対する水洗化人口の割合）は84.7%となっています。

水洗化人口の内訳をみると、公共下水道人口が460千人（水洗化人口の56.9%）、浄化槽人口が175千人（同21.7%）、コミュニティ・プラント（市町村が設置したし尿処理施設で、し尿と生活雑排水を合わせて処理する施設）人口が0.1千人（同0.0%）となっています。

水洗化率については、年々増加する傾向にありますが、全国（令和4年度実績：96.1%）と比較すると、依然として低い水準にあります。

図 2-3-4 水洗化人口等の推移

資料：循環型社会推進課



※ 合併処理浄化槽等人口には、コミュニティ・プラント人口を含む。

② し尿等の処理・処分状況

令和4年度のし尿及び浄化槽汚泥の排出量は355.3千k1となっています。このうち市町等によって収集されたし尿及び浄化槽汚泥の合計（計画収集量）は354.9千k1（排出量の99.9%）で、自家処理は0.4千k1（同0.1%）となっています。

し尿処理フローでみると、排出量355.3千k1の大部分（352.8千k1：排出量の99.0%）が、し尿処理施設で処理されており、この他ごみ堆肥化施設（2.5千k1：同0.7%）で処理されています。

なお、海洋投入処分は平成19年2月以降全廃されています。

表 2-3-1 し尿等の処理・処分量の推移

資料：循環型社会推進課

(単位：k1)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
し尿処理施設	387,435	377,984	374,047	372,777	367,266	360,440	352,425
自家処理量	745	711	452	426	478	452	425
ごみ堆肥化施設	3,307	3,418	2,959	3,299	2,654	2,456	2,510
農地還元等	0	0	0	0	0	0	0
計	391,487	382,113	377,458	376,502	370,398	363,348	355,360

2 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物の現況

ダイオキシン類など環境に対する意識が高まる中、事業活動に伴う産業廃棄物は、依然として、大量に排出されており、また、その質も多様化しています。

しかしながら、産業廃棄物の減量化やリサイクルは、必ずしも十分に進んでおらず、他方、産業廃棄物を適正に処理するための処理施設については、廃棄物処理に対する住民の不安や不信感を背景として、その確保がますます困難になっています。

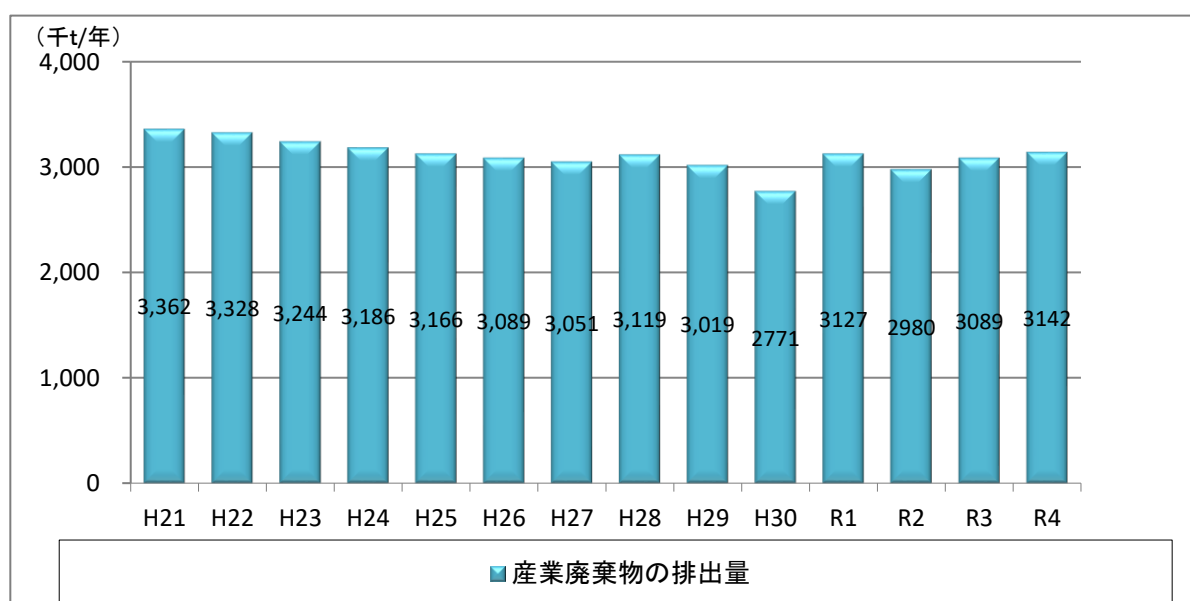
① 発生・排出状況

令和 4 年度に県内で生じた不要物等の発生量は 3,226 千 t で、発生量から有償物量（法令上は廃棄物に該当しないもの）を除いた排出量、いわゆる産業廃棄物量は 3,142 千 t と推計されます。

排出量の推移をみると、平成 30 年度に前年度比 91.8%と減少しましたが、それ以外はここ 10 年間大きな増減は見られません。

図 2-3-5 発生量の推移

資料：循環型社会推進課



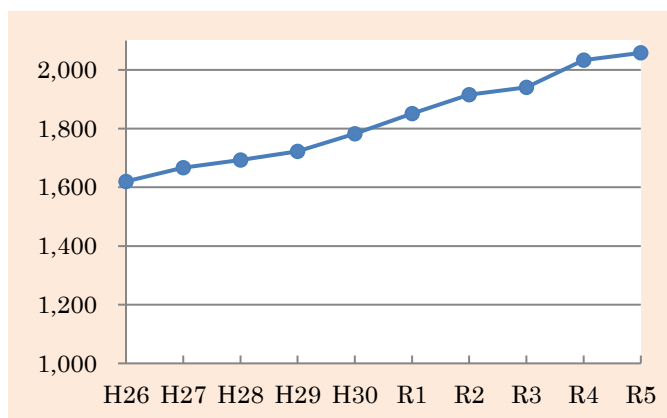
② 処理・処分状況

令和4年度に県内で生じた産業廃棄物量(排出量)は3,142千tとなっています。

排出量のうち、脱水や焼却等の中間処理によって1,485千t(排出量の47.3%)が減量化されており、1,588千t(同50.5%)が肥料や建設材料等に再生利用され、68千t(同2.2%)が埋立処分されています。

図 2-3-6 産業廃棄物処理業者数の推移

資料：循環型社会推進課



③ 産業廃棄物処理業許可等の状況

令和6年3月31日現在での産業廃棄物処理業許可件数及び業者数の推移、地区別の産業廃棄物処理施設設置許可状況は、図 2-3-6、表 2-3-2 及び表 2-3-3 のとおりです。

表 2-3-2 産業廃棄物処理業許可件数及び業者数の推移 (各年度末現在)

資料：循環型社会推進課

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
収集運搬業新規許可	70	88	110	112	98	123	115	108	113	122
〃 変更許可	18	6	22	19	16	23	15	18	20	30
〃 更新許可	269	211	250	272	240	263	274	300	333	293
処分業新規許可	3	4	7	6	4	2	3	6	4	8
〃 変更許可	4	8	7	7	6	7	2	3	4	10
〃 更新許可	44	26	14	28	26	38	26	23	28	28
特管収集運搬業新規許可	6	7	13	11	12	17	10	13	18	15
〃 変更許可	3	6	7	4	2	2	4	2		4
〃 更新許可	30	30	34	29	44	24	40	42	41	50
特管処分業新規許可										
〃 変更許可			1							
〃 更新許可	2	1	2		1	1	1	1		
計	449	387	467	488	449	500	490	516	561	560
業者数	1,620	1,667	1,693	1,722	1,783	1,851	1,915	1,941	2,033	2,058

産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

表 2-3-3 産業廃棄物処理施設設置許可状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

資料：循環型社会推進課

令第7条	施設名		処理能力	県内	県外	計
1	汚泥の脱水施設		10m ³ /日を超えるもの	21	6	27
2	汚泥の乾燥施設		10m ³ /日を超えるもの	3		3
	汚泥の天日乾燥施設		100m ³ /日を超えるもの			
3	汚泥の焼却施設		5m ³ /日超又は、200 kg/H 以上又は、火格子面積 2 m ² 以上のもの	4		4
4	廃油の油水分離施設		10m ³ /日を超えるもの			
5	廃油の焼却施設		1m ³ /日超又は、200 kg/H 以上又は、火格子面積 2 m ² 以上のもの	3		3
6	廃酸・廃アルカリの中和施設		50m ³ /日を超えるもの			
7	廃プラスチック類の破碎施設		5t/日を超えるもの	18		18
8	廃プラスチック類の焼却施設		100 kg/日超又は火格子面積 2 m ² 以上のもの	4		4
8 の 2	木くず又はがれき類の破碎施設		5t/日を超えるもの	105	15	120
9	有害汚泥のコンクリート固化施設					
10	水銀汚泥のばい焼施設					
11	汚泥・廃酸・廃アルカリのシアン分解施設			9		9
11 の 2	廃石綿又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設					
12	廃PCB等の焼却施設					
12 の 2	廃PCB等の分解施設					
13	PCB汚染物等の洗浄施設又は分離施設					
13 の 2	産業廃棄物(第 3 号、第 5 号、第 8 号及び第 12 号に掲げるものを除く。)の焼却施設		200 kg/H 以上又は、火格子面積 2 m ² 以上のもの	8		8
14	最終処分場	遮断型				
		安定型		19		19
		管理型		5		5
計				199	21	220

第2節 循環型社会の形成促進～まなぶ、つながる、ささえる～

1 第5次佐賀県廃棄物処理計画

県では、廃棄物等の減量化・リサイクルの推進及び適正な処理を通じて、循環型社会の形成を図るため、県民、事業者、行政の各関係者が、共通認識のもと、徹底したごみの減量化・リサイクルに取り組むため「佐賀県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

令和3年3月に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正やその他法制度の改正の動向及び廃棄物の実態調査等を踏まえ、令和3年度から令和7年度を計画期間とする『第5次佐賀県廃棄物処理計画～人・社会・自然が結び合う生活 さが～』を策定し、本計画に基づき、循環型社会の実現に向け「まなぶ、つながる、ささえる」を3つの柱とした施策を展開していきます。また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、海洋プラスチックごみ対策アクションプラン、食品ロスの削減の推進に関する法律など、新たな動きを踏まえた取組を推進しています。

【3つの柱】

- ・まなぶ・・・県民一人ひとりが循環型社会の必要性を理解することで、ライフスタイルの変革を促す
- ・つながる・・・「モノ」と「モノ」がつながり、「県民」「排出事業者」「廃棄物処理業者」「市町」「県」の取組がそれぞれつながっていくことで、地域の特性や循環資源の性質に応じた循環型社会の形成を推進する
- ・ささえる・・・廃棄物処理を取り巻く状況が変化する場合、関係機関が互いに支え合うことで廃棄物の適正処理を更に推進する

循環型社会 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

廃棄物処理計画については、県のホームページに掲載しています。

新しい「第5次佐賀県廃棄物処理計画～人・社会・自然が結び合う生活 さが～」を策定しました

<http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00347913/index.html>

2 循環型社会の形成促進 施策の推進「まなぶ」「つながる」

(1) まなぶ

県民一人ひとりが循環型社会の必要性を理解することで、ライフスタイルの変革を促しています。

① 県民運動の推進

i イベントの実施

- ・10月の「プラスマ Life さが強化月間」に県内のフェス等においてプラスチックごみ削減推進の啓発イベントの実施。
- ・10月の食品ロス削減月間を中心に、ショッピングセンター等で啓発イベントの実施。

ii チームプラスマさがの募集

県民がプラスチックごみ問題に対する理解を深め、主体的にプラスチックごみ削減に取り組んでいくことを目指す県民運動「プラスマ Life さが」の趣旨に賛同する店舗・事業所等で「チームプラスマさが」を組織しています。メンバーとなった店舗・事業所等にはステッカーを交付しています。

令和6年3月31日現在で、1138の店舗・事業所等が本事業に参加されています。

また、登録した店舗・事業所等名や取組内容について、県のホームページで紹介・PRしています。

「チームプラスマさが」プラスチックごみ削減に取り組む店舗・事業所をご紹介します

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiiji00387677/index.html>

iii 不法投棄パトロールの強化

例年6月の「環境月間」における期間を「不法投棄防止対策月間」とし、不法投棄パトロールの実施を強化しています。

② 環境学習の充実

各市町の廃棄物減量等推進員（廃棄物処理法第5条の8で規定）や県民の方を対象に、3Rに関する知識の普及啓発を目的とした研修会（廃棄物減量等推進員研修会）を開催しています。

③ その他

i 九州食べきり協力店等の募集

九州全域におけるごみ減量化及びリサイクルの推進を図ることを目的として設立さ

れた九州ごみ減量化推進協議会の統一事業として、利用客への「食べきり」の呼びかけを行うなど、食品ロスの削減等に協力・貢献する取組を行う店舗を「九州食べきり協力店等」として登録し、ポスター及びステッカーを交付しています。

令和6年3月31日現在で、協力店：111店、応援店：36店が本事業に参加されています。

また、登録した店舗名や取組内容等は、県のホームページ等で紹介・PRしています

九州食べきり協力店等の募集を行っています

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00314222/index.html>

ii 電子マニフェスト制度の推進

○電子マニフェスト等適正管理促進事業

排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対し、適正な委託契約の締結を指導するとともに、マニフェスト制度の周知を行っています。

また、マニフェスト事務手続きの簡素化や処理状況の即時把握等が可能なマニフェストの普及促進を図るため、一般社団法人佐賀県産業資源循環協会が行う電子マニフェスト普及促進等適正管理に関する事業に対し支援を行っています。

【令和5年度実績 1件 3,122千円】

iii 海岸漂着物対策

【佐賀県海岸漂着物対策推進協議会】

近年、海岸において、河川等から流出した流木や葦、プラスチック等の大量漂着や、海外からと思われる医療系廃棄物の漂着、あるいはごみの不法投棄が発生しており、これらは、生活環境や自然環境に悪影響を及ぼしています。

このため、県では平成22年度に「佐賀県海岸漂着物対策推進協議会」を設置し、海岸域のごみ対策に係る諸問題への対応を協議し、各関係機関の連携のもと各種政策の推進等による海岸漂着ごみの発生抑制や円滑な処理を図っていきます。

また、県及び市町は、災害などによる大量の海岸漂着物の発生や危険物が漂着した場合は速やかに情報収集に努めるとともに、危険物等については地域住民への周知並びに



【海岸漂着物の状況(佐賀市東与賀海岸)】



【松浦沿岸に漂着した医療系廃棄物】

適正処理を実施していきます。

(2) つながる

「モノ」と「モノ」がつながり、「県民」「排出事業者」「廃棄物処理業者」「市町」「県」の取組がそれぞれつながっていくことで、地域の特性や循環資源の性質に応じた循環型社会の形成を推進しています。

① 佐賀県認定リサイクル製品認定制度

循環資源の有効利用及びリサイクル産業の育成を目的として、平成 13 年度に創設したリサイクル製品認定制度により、リサイクル製品の利用促進に努めています。

令和 6 年 3 月 31 日現在で 21 社 160 製品を認定していますが、半数以上をコンクリート製品が占めています。また、新規申請数が減少していることから、より多種多様なリサイクル製品を認定するため、リサイクル製品製造業者に対する制度の周知や新規申請の働きかけを行っています。募集要項は、県ホームページに掲載しています。

佐賀県認定リサイクル製品の申請を受け付けています

http://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00314134/index.html

② 産業廃棄物の減量化・リサイクルの促進への取組

i 産業廃棄物減量化・リサイクル推進研修会

排出事業者を対象とした研修会を開催しています。

ii 産業廃棄物税を活用した 3 R の推進

廃棄物の循環的利用の促進につながる優良なリサイクル産業を育成するため、平成 17 年度に産業廃棄物税を財源とする補助制度を創設しました。産業廃棄物の排出事業者や処分業者等が排出抑制やリサイクルのために新たな設備を導入する際に支援を行っています。

また、その成果を県内に波及させ、県全体の産業廃棄物の排出抑制を推進していきます。

○リサイクル施設等整備促進事業

産業廃棄物排出事業者が行う、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルを推進する施設の整備について、支援を行っています。

【令和 5 年度実績 0 件、令和 4 年度実績 1 件 6,941 千円】

○リサイクル産業育成支援事業

産業廃棄物処理事業者が行う、産業廃棄物を原料としたリサイクル製品の製造や資源化施設等の整備について、支援を行っています。

【令和 5 年度実績 3 件 28,866 千円、令和 4 年度実績 1 件 5,029 千円】

③ 市町が行う廃棄物の減量化・リサイクルの取り組みへの技術的援助

i. 佐賀県一般廃棄物対策連絡会議

県では、市町及び一部事務組合と「佐賀県一般廃棄物対策連絡会議」を開催し廃棄物処理に関する技術的支援を行っています。

ii. 一般廃棄物処理施設の整備状況及び整備に対する支援

焼却施設から排出されるダイオキシン類の排出削減対策を基本として、環境負荷の低減を図り、併せて、ごみの排出抑制・資源化、さらには、事業費の縮減を図ることを基本方針とした「佐賀県ごみ処理広域化計画」を策定し、この計画に基づき、ごみの広域処理を推進し、平成 28 年 1 月に佐賀県西部広域環境組合、令和 2 年 4 月に天山地区共同環境組合、令和 6 年 4 月に佐賀県東部環境施設組合のごみ処理施設が稼働を開始しました。

一般廃棄物処理施設整備に対しては、国の循環型社会形成推進交付金等制度を活用し、関係市町・一部事務組合が作成した各々の地域計画に基づき、令和 6 年 3 月 31 日現在、佐賀市、唐津市、有田町、佐賀県東部環境施設組合、佐賀県西部広域環境組合及び三神地区環境事務組合が行う廃棄物施設整備に係る交付金申請事務等の助言・指導を行っています。

④ 収集運搬業者・中間処理業者・最終処分業者への支援

○産業廃棄物トラックスケール導入支援事業

中間処理業者・最終処分業者が行う廃棄物搭載車両の計量設備（トラックスケール）の導入経費に対し、支援を行っています。

【令和 5 年度実績 3 件 5,758 千円、令和 4 年度実績 3 件 4,178 千円】

○産業廃棄物処分場周辺管理等事業

産業廃棄物処分場周辺住民との信頼関係を構築するため。当該処分場の設置者が行う当該処分場周辺の環境保全事業に対し、支援を行っています。

【令和 5 年度実績 7 件 9,594 千円、令和 4 年度実績 5 件 7,583 千円】

⑤ グリーン購入

環境に対する負荷を少なくする持続可能な循環型社会システムを構築するためには、生産、流通、消費、廃棄の各段階において環境に配慮した取組を推進し、「大量生産、大量消費、大量廃棄」型の社会経済システムを見直し、「最適生産、最適消費、最少廃棄」型の社会づくりを目指す必要があります。

このうち、消費の面から環境に対する負荷を少なくする取組が「グリーン購入」です。グリーン購入とは、商品等を購入する際に、まず本当に買う必要があるかを考えたうえで、価格だけでなく、環境のことを考えて、リサイクル製品や使用後の再使用又は再生利用が可能な製品等の環境への負荷が少ない商品等を優先して購入すること

です。

グリーン購入の推進により、環境に配慮した製品の市場拡大による価格低下や新しい技術の開発による新製品の流通等が促進されるとともに、その原材料となる再生資源の需要も喚起され、従来、廃棄されていた資源がリサイクル資源として活用されるようになり、社会システムとして、リサイクルルートが確立されることを目指しています。

また、国民経済に影響力を持つ国、地方公共団体等による調達推進を呼び水として、民間部門へも取組の輪を広げ、環境物品等への需要の転換を促進することも重要となっています。

このため、県では「佐賀県環境物品等調達方針」を定めグリーン購入に積極的に取り組んでいます。

3 安全・安心な廃棄物対策 施策の推進「ささえる」

廃棄物処理を取り巻く状況が変化していく中、関係者が互いに支え合うことで廃棄物の適正処理をさらに推進しています。また、安全かつ適正に廃棄物を処理するための基盤整備及び不法投棄の防止を図っていきます。

(1) 監視指導の強化

① 産業廃棄物の対策

廃棄物事業者への監視・指導

排出事業者及び処理業者に対し、産業廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び適正処理の推進について、支援・指導を行っています。

特に令和2年度は、以下の事項について、適正処理にかかる指導を実施しました。

- ◆ 多量排出事業者に対する処理計画の策定指導及び公表
- ◆ 不法投棄監視カメラの配備及び運用
- ◆ スカイパトロールによる上空からの監視事業の実施（年5回実施）
- ◆ ドローンによる測量及び監視の実施
- ◆ 閉庁日におけるパトロールの実施
- ◆ 市町等との合同による産廃パトロールの実施
- ◆ 機動監視員による適正処理の推進及び監視指導
- ◆ 焼却施設におけるダイオキシン類測定状況の把握及び指導
- ◆ 最終処分場に対する総点検の実施
- ◆ PCB 廃棄物特別措置法に基づく届出等の指導

② 不法投棄防止対策支援事業

不法投棄や不正適正処理の防止を図るため、市町、CSO 及び廃棄物処理事業者などが協力し連携して不法投棄防止対策に取り組む事業を支援しています。

【令和 5 年度実績 7 件（佐賀市、鳥栖市、伊万里市、武雄市、小城市、白石町、江北町）、
7,892 千円】

【令和 4 年度実績 6 件（佐賀市、鳥栖市、伊万里市、武雄市、小城市、白石町）、
6,082 千円】

(2) 災害廃棄物の適正処理

平成 20 年 9 月 9 日に、県内の産業廃棄物の処分等を行う事業者の協会と「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」を締結し、平成 28 年 9 月 1 日には県内の一般廃棄物の収集運搬等を行う事業者の組合と「災害時における一般廃棄物の収集運搬の支援協力に関する協定」を締結しており、災害時の廃棄物処理を適正かつ円滑に実施できる体制を整えています。加えて、平成 29 年 9 月 1 日には県内の解体工事業者でつくる佐賀県解体・リサイクル協議会と「災害発生時における建築物等の解体撤去等に関する協定書」を締結し、救助や復旧に支障を来す倒壊建物などを早く適切に処理する体制を整えています。

災害廃棄物の迅速な処理に向けて、平時から、大規模災害発生時の廃棄物対策について情報共有を行い、関係機関（県、市町、廃棄物関連業者等）との連携を図り、関係職員の災害対応力の向上、災害廃棄物処理に関する知識の充実及び人材育成のため、市町・一部事務組合等を対象とした研修会を開催します。また、県、市町や廃棄物処理事業者等の「顔の見える関係」の構築のため意見交換会を開催しています。

さらに、災害発生時における廃棄物を適正に処理するため、環境省が策定した「災害廃棄物対策指針」に基づき、市町に対して、実効性のある「災害廃棄物処理計画」の策定を支援・指導します。

表 2-3-4 県が民間事業者団体と締結している災害時支援協定（R6.3.31 現在）

資料：循環型社会推進課

協定名	協定先	締結日	主な支援内容
地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	一般社団法人佐賀県産業資源循環協会	平成 20 年 9 月 9 日	地震等の災害で発生する災害廃棄物の撤去、収集運搬、中間処理及び最終処分
災害時における一般廃棄物の収集運搬の支援協力に関する協定	・佐賀県環境整備事業協同組合 ・佐賀県環境システム事業協同組合	平成 28 年 9 月 1 日	避難所等から発生する一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥・生活系ごみ）の収集運搬
災害発生時における建築物等の解体撤去等に関する協定書	佐賀県解体・リサイクル協議会	平成 29 年 9 月 1 日	救助や復旧に支障を来す倒壊建物の解体撤去

(3) 新型インフルエンザ等の感染症流行時の廃棄物の適正処理

新型インフルエンザ等感染症流行時の廃棄物処理については、市町の「新型インフル

エンザ等対策行動計画」及び「廃棄物処理事業継続計画」の中で規定し、県民生活及び経済活動への影響が最小限となるよう努めています。

(4) 公共関与による産業廃棄物処理

本県の優れた自然環境や県民の生活環境を保全し、かつ、産業活動の健全な発展を目指した公共関与による廃棄物処理施設「クリーンパークさが」が、平成 21 年 4 月から本格稼働しています。この施設は、安全で信頼性の高い高度な処理技術や公害防止技術を備えており、環境への負荷を低減しながら安全かつ効率的に廃棄物を処理しており、同施設が行う高度処理支援事業を支援しています。

4 各種リサイクル法に基づく取組の推進

(1) 建設副産物対策の推進

○ 現状

建設廃棄物については、平成 30 年度の全国建設副産物実態調査によると、建設副産物の全体排出量は、約 7,440 万 t で平成 24 年度に比べると、2.4%増加していますが、再資源化・縮減率は、97.2%と 1.2%向上しています。

図 2-3-7 産業廃棄物の業種別排出量
(令和 4 年度)

出典：環境省調査

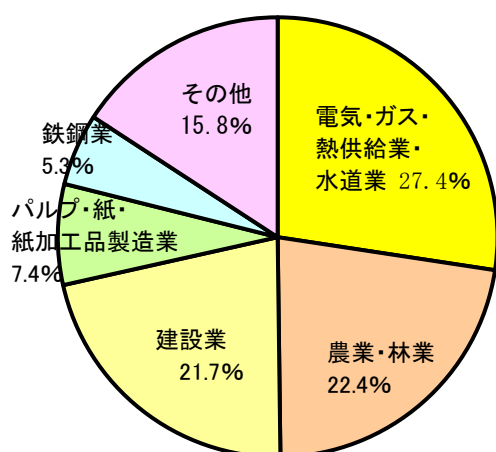


図 2-3-8 建設廃棄物の種類別排出量
(平成 30 年度)

出典：建設副産物実態調査 (国土交通省)

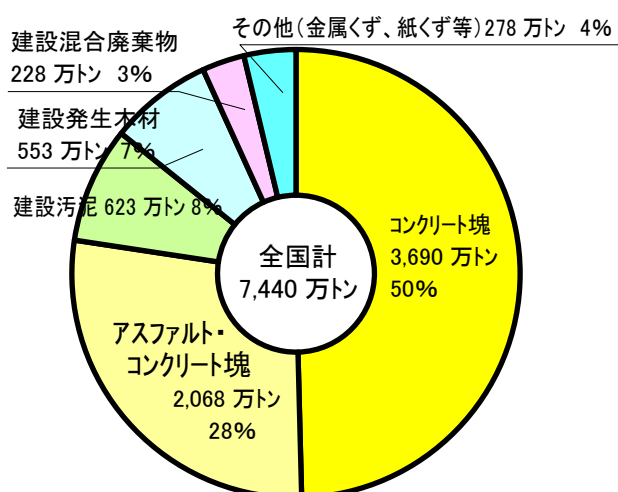


表 2-3-5 建設副産物のリサイクル率（平成 30 年度） 出典：建設副産物実態調査（国土交通省）

（単位：％）

種 類	全国	九州	佐賀	平成 30 年度目標（全国） ※
建設廃棄物全体	97	96	97	96％以上
アスファルト・コンクリート塊	99	99	99	99％以上
コンクリート塊	99	99	99	99％以上
建設汚泥	96	79	93	90％以上
建設混合廃棄物	63	54	38	60％以上
建設発生木材（再資源化等率）	96	90	98	95％以上
建設発生土（有効利用率）	80	72	84	80％以上

※平成 30 年度目標値は、「建設リサイクル推進計画 2014」における参考値。

○ 講じた対策等

建設副産物対策（発生抑制、再生利用の促進及び適正処理の推進）をより一層推進させるため、「建設副産物の取扱い方針」により処理するよう指導しています。

また、建設発生土の工事間利用を促進するため、建設発生土情報交換システム等の活用により土砂の情報収集に努めるよう、佐賀県建設副産物処理方針に示しています。

○ 建設リサイクル法

平成 14 年 5 月から、一定規模以上の工事については、コンクリート、木材、アスファルト・コンクリート等を基準に従い工事現場で分別（分別解体等）し、再資源化することを義務付けた建設リサイクル法が完全施行されました。

法施行後、毎年 2 回（6 月、10 月）一斉パトロールを実施しており、法の周知を図るとともに、工事現場における指導に努めています。

(2) 容器包装リサイクル法

一般廃棄物の容積比約 6 割、重量比で約 2～3 割を占める容器包装廃棄物について、事業者がリサイクルの義務を負う「容器包装リサイクル法」が、平成 12 年度から施行され、市町村の分別収集対象は、全 10 品目となりました。

更に、平成 20 年 4 月からは容器包装廃棄物のリサイクルに係る社会的コストの効率化を図るために、事業者が分別収集を行う市町村に対して資金が拠出される仕組みが創設されました。

県では、令和 5 年度を初年度とする令和 10 年度までの「第 10 期佐賀県分別収集促進計画」を策定し、県内市町の分別収集計画が円滑に実施されるよう、市町への支援等を行っています。

(3) 家電リサイクル法

消費者、家電小売店、製造メーカーが、それぞれの役割分担のもと、特定家庭用機器（ブラウン管式テレビ、エアコン、電気冷蔵庫、電気洗濯機）のリサイクルを行う「家電リサイクル法」が、平成 13 年 4 月から施行され、平成 16 年 4 月から電気冷凍庫が、平成 21 年 4 月から液晶式・プラズマ式テレビ及び衣類乾燥機が対象品目に加えられました。

法施行後、指定引取場所（令和 6 年 12 月 31 日現在で佐賀県内 4 箇所）への廃家電の持込みはおおむね順調に行われていますが、依然として特定家庭用機器の不法投棄が発見されたり、消費者から小売業者以外への排出家電の引渡しについて情報が寄せられていたりしていること等から、引き続き、この制度の適切な運用を図るため、市町とも協力して、県民、事業者への普及啓発を実施しています。

(4) 資源有効利用促進法

法改正により、平成 15 年 10 月から、事業系パソコンに加え、家庭系パソコンも、製造等事業者による自主回収及び再資源化の対象となりました。

現在のところ、回収・再資源化はおおむね順調に進んでいますが、引き続き、この制度の適切な運用を図るため、市町と協力して県民への普及啓発を実施しています。

(5) 自動車リサイクル法

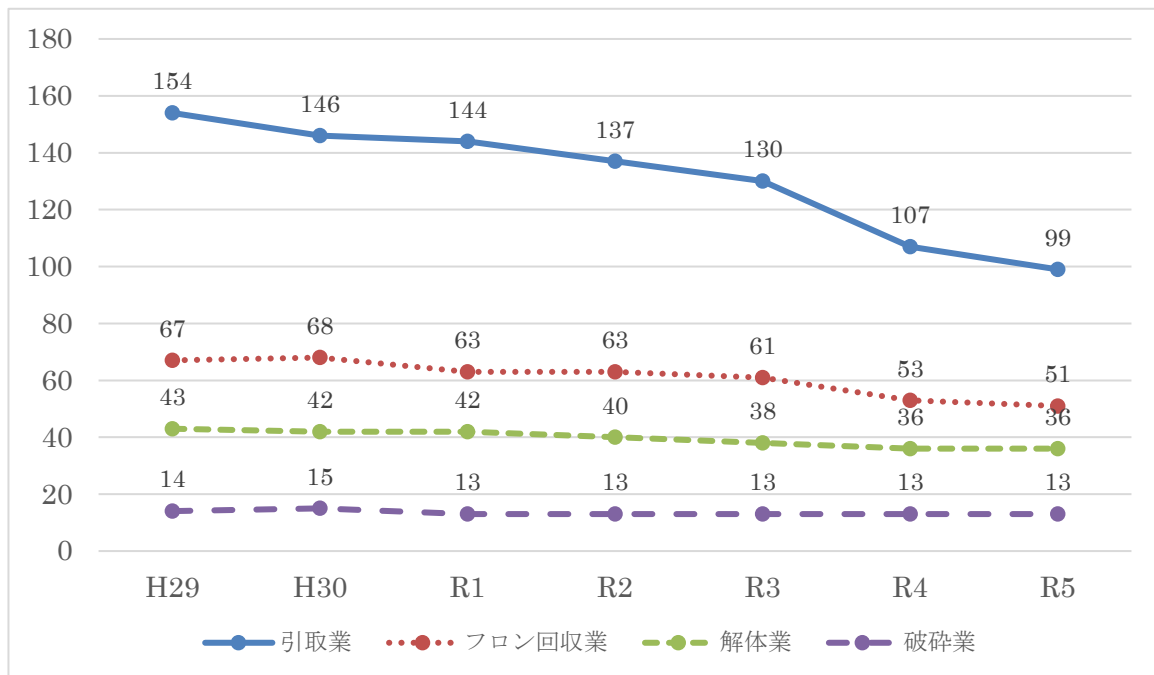
国内で廃棄される自動車に関して、廃棄物を減らし、資源の無駄遣いをしない循環型社会をつくるため、自動車の所有者、自動車メーカー、関連事業者の役割を決めた「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」が、平成 17 年 1 月から施行されています。

なお、唐津市の高島、神集島、小川島、加唐島、松島、馬渡島及び向島については、自動車リサイクル法に基づき、離島対策支援の事業を実施する区域の条件に該当する旨の公示が、平成 17 年 12 月 7 日になされました。

また、廃棄二輪車に関しては、自動車リサイクル法のような個別法はなく、二輪車の国内メーカー4 社とインポーター12 社が中心となった自主的な取り組みである「二輪車リサイクルシステム」が平成 16 年 10 月 1 日より開始されています。

表 2-3-6 自動車リサイクル法に係る登録及び許可業者数の推移（令和 6 年 3 月 31 日現在）

資料：循環型社会推進課



(6) 小型家電リサイクル法

使用済みとなった携帯電話やデジタルカメラ、ゲーム機などの小型家電に含まれる有用な貴金属やレアメタルが十分に回収されていない現状から、これらの再資源化を促すために、消費者、小型家電の製造業者、関係事業者などの役割を決めた「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」が、平成 25 年 4 月から施行されています。

また、2021 年に東京で開催されたオリンピック・パラリンピック競技大会の金・銀・銅メダルを、不要になった携帯電話や小型家電からリサイクルした原材料で製造する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」には県内の全市町が参加しました。

このプロジェクトは、必要な金属量を確保できたことから 2019 年 3 月末をもって終了しましたが、その後は「アフターメダルプロジェクト」として市町において携帯電話等を回収しています。

第4章 多様な自然環境の保全・活用

第1節 生物多様性の保全・活用～生物多様性佐賀県戦略～

1 現況

(1) 生物種

<植物>

- ◆ 佐賀県内では、大陸系の植物、南方系の植物、南日本固有の植物、北方系の植物など約 2,200 種が確認されています。そのうち佐賀県では、絶滅危惧種として種子植物 441 種、シダ植物 75 種、地衣類 7 種、菌類 13 種を選定しています。また、条例による移入規制種としてイタチハギ、オオカナダモなど 18 種を指定しています。
- ◆ 黒髪山には全国的に希少なカネコシダの自生地や固有種であるクロカミラン、クロカミシライトソウなどの貴重な植物が生育しています。
- ◆ 檜原湿原にはサギソウ、トキソウなどの湿地性植物、ミツガシワ、シズイなどの九州には稀な寒冷地分布植物が生育しています。
- ◆ 佐賀平野のクリークにはヒシモドキ、アサザ、オニバスなどの多種多様な水草が生育しています。
- ◆ 玄海地区の沿岸域には、アラメ、クロメ、モク類などの海藻類やアマモ等の海草が分布しており、絶滅危惧種のコアマモやウミヒルモも確認されています。
- ◆ 有明海沿岸には大陸系のシチメンソウ、ハマまつな、日本固有種であるヒロハまつな、ウラギクなどの塩生植物が生育しています。

<動物>

- ◆ 佐賀県内では、哺乳類は約 30 種が確認されており、そのうち佐賀県では、絶滅危惧種（絶滅種を含む。以下同じ。）としてヤマネ、カヤネズミなど 11 種を選定しています。また、条例による移入規制種としてヌートリア、アライグマなど 4 種を指定しています。
- ◆ 鳥類は約 330 種が確認されており、有明海の干潟や海岸線付近のカモ、シギ、チドリ類の渡来地、玄界灘沿岸・島嶼の渡り鳥の中継地などが有名です。そのうち佐賀県では、絶滅危惧種としてナベヅル、マナヅルなど 58 種を選定しています。
- ◆ 両生類・爬虫類は約 30 種が確認されており、そのうち佐賀県では、絶滅危惧種としてアカウミガメ、カスミサンショウウオなど 12 種を選定しています。条例による移入規制種としてミシシippアカミミガメ（ミドリガメ）など 3 種を指定しています。
- ◆ 昆虫類・クモ類は全県下に多種確認されており、そのうち佐賀県では、絶滅危惧種としてゲンゴロウ、タガメ、ベッコウトンボなど 203 種を選定しています。また、脊振山地や多良岳にはキシマミドリシジミ、スギタニルリシジミ等の山地性の貴重な昆虫が生息しています。

- ◆ 淡水魚類は約 100 種が確認されており、河川ではカワムツ、タカハヤなどが、ため池やクリークではメダカ、フナ、ドジョウなどが生息しています。そのうち佐賀県では、絶滅危惧種としてアカザ、アリアケヒメシラウオ、ニッポンバラタナゴなど 47 種を選定しています。条例による移入規制種としてオオクチバス、カダヤシ、ブルーギルなど 7 種を指定しています。
- ◆ 海域での特徴的で珍しい生きものとしては、有明海にはムツゴロウやワラスボ等の魚類、アゲマキガイやミドリシャミセンガイ等の貝類、シオマネキ等のカニ類、伊万里湾には生きた化石といわれるカブトガニ等が生息・繁殖しています。

(2) 生息・生育環境

<森林>

本県の森林は、森林率が 45%で全国平均（66%）と比べても低くなっており、貴重な緑資源として存在します。また、古くから人工林等の開発が進んだことから、全森林面積に対する人工林面積の割合が 67%と全国平均の 41%と比べても非常に高く、自然度の高い樹林地等は、非常に貴重な自然環境資源として存在しています。

- ◆ 中部～東部地域：脊振山頂から九千部山にかけてブナ、ミズナラ、アカガシ等の自然林が分布（脊振・北山県立自然公園、生物多様性重要地域「脊振山系」）
- ◆ 北部地域：虹の松原（日本三大松原のひとつ、特別名勝に指定）
- ◆ 西部地域：黒髪山・青螺山^{せいら}には貴重なカネコシダの自生地（黒髪山県立自然公園、生物多様性重要地域「黒髪山系及び周辺」）、国見山・烏帽子岳にはシイ、カシ等の自然林が分布
- ◆ 南部地域：多良山地の多良岳・経ヶ岳山頂付近にはモミ、ツガやヒメシャラ等の自然林が分布（多良岳県立自然公園、生物多様性重要地域「経ヶ岳及びその周辺」）

<農地>

本県の農地は水田が主であり、平野部では全国有数の穀倉地佐賀平野があり、山間部では数多くの棚田が分布しています。水田は貯水池としての保水機能、洪水調節機能、土砂流出の抑制など、災害の未然防止や環境保全機能を有し、里地里山は生物の生息場所として良好な条件を備えています。

- ◆ 中部地域：佐賀平野、江里山の棚田、西の谷の棚田など
- ◆ 東部地域：佐賀平野など
- ◆ 北部地域：蕨野の棚田、大浦の棚田、浜野浦の棚田など
- ◆ 西部地域：岳の棚田など
- ◆ 南部地域：佐賀平野など

＜水辺環境＞

本県は、有明海と玄界灘という二つの海と大小多数の河川、湖沼、湿原、平野部のクリークなど、多種多様な水環境を有しています。田園地帯から市街地にかけて同様の魚類相を呈しており、水環境の連続性や水質が保持されていることを示唆しています。また、檜原湿原や干潟を有する有明海は、生物の多様性を育む場として良好な条件を備えています。

- ◆ 中部地域：有明海、クリーク、河川など
- ◆ 東部地域：クリーク、河川など
- ◆ 北部地域：玄界灘、島嶼部、檜原湿原、河川など
- ◆ 西部地域：伊万里湾、河川など
- ◆ 南部地域：有明海、クリーク、河川など

(3) 利用環境（生態系サービス）

- ◆ 自然とのふれあいは、私たちに「やすらぎ」や「うるおい」を与え、豊かな心を育むことができ、これは自然に対する理解や自然への感謝、敬意の心を深めることにつながり、県民のニーズは今後ますます高まるものと考えられます。
- ◆ 本県では、優れた自然の風景地の保全と利用の増進を図るための自然公園として、玄海国定公園及び黒髪山、多良岳、天山、八幡岳、脊振・北山、川上・金立の6つの県立自然公園を指定しており、県面積に対するその割合は11%（全国33位）となっています。
- ◆ また、檜原湿原と多良岳山頂部付近は、特に優れた自然環境を有する地域として「県自然環境保全地域」に指定し、保全しています。

2 情報の集約による現状把握

(1) 野生動植物の生息・生育情報を集約するシステムづくり

これまで実施してきた自然環境保全や希少動植物の保全に係る調査に加え、環境省の自然環境保全基礎調査、外来種の分布調査、公共事業に係る環境調査などの結果を取りまとめ、データベース化しています。

(2) 佐賀県版レッドデータブックの改訂に資する調査の実施

県では県内の絶滅危惧種の野生動植物の保護を含めた生物多様性の保全を進めていくために県内の絶滅危惧種の野生動植物の生息・生育情報の収集を行っています。

これを基礎として、平成22年度に県内の絶滅危惧種の植物を取りまとめ、「レッドデータブック佐賀2010植物編」を発行し、平成28年度には県内の絶滅危惧種の汽水・淡水魚類を取りまとめ、「レッドリスト汽水・淡水魚類編2016」を公表しました。また、令和2年度には植物編の見直しを行い、「佐賀県レッドリスト2020植物編」を公表し、令和4年度には昆虫・クモ類について見直しを行い、「佐賀県レッドリスト2023（昆虫・クモ類編）」を公表しました。

今後も、継続して県内野生動植物種及びその生息・生育環境に関して、様々な情報を収集し、県内の自然環境の現状把握に努める必要があります。

表 2-4-1 佐賀県の絶滅危惧種の野生動植物種数

分類名	絶滅種	絶滅危惧 Ⅰ 類種	絶滅危惧 Ⅱ 類種	準絶滅 危惧種	情報 不足種	絶滅のおそ れのある 地域個体群	計
種子植物	35	185	114	97	9	1	441
シダ植物	7	32	27	9			75
地衣類	3			4			7
菌類			3	7	3		13
鳥類	1	12	25	13	6	1	58
昆虫・クモ類	6	36	38	66	57		203
哺乳類	2	1	1	3	4		11
爬虫類		1			4		5
両生類			1	3	3		7
汽水・淡水魚類		13	17	14		3	47
貝類・甲殻類・ その他		36	9	16	3		64
計	54	316	235	232	89	5	931

出典：佐賀県レッドリスト 2023 昆虫・クモ類編、佐賀県レッドリスト 2020 植物編（植物分野）、佐賀県レッドリスト汽水・淡水魚類編 2016、佐賀県レッドリスト 2003（鳥類、哺乳類、爬虫類、貝類・甲殻類・その他）

佐賀県版レッドデータブックの詳細については、以下の佐賀県ホームページに掲載しています。

佐賀県レッドデータブック

<http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00314125/index.html>

3 保全・維持が必要な種・生態系の選定

(1) 保全・維持が必要な野生動植物の選定

県内各地の環境調査の情報集約の結果と科学的知見を用いて、野生動植物の生息・生育種の数・分布域の増減に関する解析を行い、レッドデータブックの定義に則り、絶滅の危機に瀕している種、絶滅の危険が増大している種、存続基盤が脆弱な種などを選定し、レッドデータブック（レッドリスト）に掲載しています。また、捕獲や採取、踏みつけ、開発行為による影響が大きく、減少傾向が著しい種については、その影響を回避するため、「佐賀県環境の保全と創造に関する条例（以下：条例という。）」に基づき、捕獲や採取の規制対象となる希少野生動植物を 19 種指定しています。

また、このうち、分布域が局所的で生息・生育数が極めて少なく、絶滅に瀕している種については、地域と協力しながら適切な保護増殖活動などに取り組む必要があります。

表 2-4-2 条例に基づく希少野生動植物種（19 種）

資料：有明海再生・環境課

植物 (16 種)	・ズミ ・クロカミシライトソウ ・クロカミラン ・ハイビャクシン ・ヒレフリカラマツ ・カンラン ・サワトラノオ ・チゴユリ ・オキナグサ ・キエビネ ・トキソウ ・ナゴラン ・ノハナショウブ ・バイケイソウ ・ヒナラン ・フウラン
動物 (3 種)	・カブトガニ ・ナベヅル ・マナヅル

希少野生動植物種の詳細については、以下の佐賀県ホームページに掲載しています。

県条例による希少野生動植物の指定

http://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00314117/index.html

4 生息・生育環境の保全・再生・創出

(1) 保全の推進

【自然公園】

県内の国定公園及び県立自然公園には、その保全の重要度から特別保護地区、第1～3種特別地域、普通地域がありますが、県内の優れた風景地を保護するため、自然公園法及び県立自然公園条例に基づき、工作物の設置、土地の形状変更、木竹の伐採などについては、都道府県知事の許可や届け出が必要です。また、許可に当たっては、建築物の建ぺい率や高さ、景観や眺望への配慮などの基準があります。

表 2-4-3 佐賀県の自然公園の概要

資料：有明海再生・環境課

佐 賀 県 の 自 然 公 園

(単位：h a)

(単位：ha)

種別	公園名	指 定 年月日	関係市町村	公 園 面 積						特別地域に 関する説明	指定動植物 (種 名)
				特 別 地 域				普 通 地 域	合 計		
				第一種	第二種	第三種	小計				
国定公園	玄 海	S31. 6. 1	唐津市 伊万里市 玄海町	316	1,460	2,148	3,924	0	3,924	鏡山、虹の松原、 七ツ釜、波戸岬、 満越など	植物：タマシダ、テウホシダ、 ハイビョクシン、フジナデシコ、 オキナグサ、ミヤコシマツウラハシ、 タイリンアオイ、ササノカほか (計55種)
県立自然公園	黒髪山	S12. 7. 5	伊万里市 有田町 武雄市	6	336	446	788	896	1,684	黒髪山、青螺山、 腰岳、有田ダム、 龍門ダムなど	植物：マツハラン、イワヒバ、 カネコシダ、ヒノキシダ、シノブ、 ヘニド、ウタギ、クロカミラン、エビネ ほか (計32種)
	多良岳	S27. 12. 24	鹿島市 太良町	0	0	0	0	4,498	4,498	特別地域なし	植物：オサシダ、ウルテンダ、イワオ モダカ、ヤシヤブシ、ワチカ、イソウ、 チャルメルソウ、イヌサクラ、シコクミ レほか 動物：ヤマネ、フチサンショウウオ、ヤ マアマガエル、ウンゼンルリクワガタ、 ウラキシジミ (計27種)
	天 山	S45. 10. 1	多久市 佐賀市 小城市 唐津市	0	0	567	567	4,363	4,930	天山、作礼山、 清水の滝、 見返りの滝など	指定なし
	八 幡 岳	S45. 10. 1	多久市 伊万里市 武雄市 唐津市	0	0	109	109	751	860	八幡岳	指定なし
	脊振北山	S50. 12. 12	鳥栖市 基山町 神埼市 吉野ヶ里町 佐賀市 みやき町 唐津市	120	851	1,043	2,014	5,953	7,967	基山、九千部山、 石谷山、脊振山、 雷山、羽金山、 北山湖周辺など	指定なし
	川上金立	S50. 12. 12	佐賀市 神埼市	0	0	621	621	2,400	3,021	川上峡周辺、 雄渚雌渚周辺、 金立山、 日の隈山など	指定なし
合 計			9市6町	442	2,647	4,934	8,023	18,861	26,884	県土面積（243,923ha）の11.02%	

【自然環境保全地域】

唐津市七山の檜原湿原、太良町の多良岳を県自然環境保全地域に指定し、保全に努めています。

また、地域内での工作物の設置、土地の形状変更、木竹の伐採などについては、条例に基づき規制しています。(詳細については、第2部第4章第1節5(1)生物多様性上重要な生態系を有する地域の選定【県自然環境保全地域】に記載。)



【檜原県自然環境保全地域】



【多良岳県自然環境保全地域】

【公共工事における絶滅危惧種の野生動植物への配慮】

環境影響評価の対象事業では、レッドデータブック（レッドリスト）掲載種を始めとする野生動植物や地域の生態系に対して、適切な保全措置が実施されるよう助言・指導を行っています。

また、自然環境や地域の生態系の改変を伴う公共事業などにおいては、事前に事業区域におけるレッドデータブック（レッドリスト）掲載種を始めとする野生動植物の生息・生育状況や地域の生態系の状況を確認し、現地調査や専門家による助言などを踏まえ、適切な保全措置を検討した上で、事業が実施されるよう助言・指導を行っています。

令和5年度は、植物・魚類等の専門家からなる「佐賀県自然環境保全対策検討会」を1回開催し、自然環境保全の見地から意見等を聴き、事業部局から協議のあった96件の事業のうち28件について、保全・保護対策に係る助言・指導や現地調査を行いました。

今後も、事業部局から提出される改善計画書や報告書について、適宜フォローアップ調査を実施し、絶滅危惧種の野生動植物の保全・保護対策の効果等を確認する必要があります。

【外来種対策】

種及び生態系の攪乱を引き起こす外来種については、県内における生息・生育状況や生態系への被害状況の把握に努め、法に基づく防除活動などを推進しています。また条例に基づき、32種を平成17年10月31日に移入規制種として指定し、それらを野外へ放つことなどを規制しています。

また、公共工事等の実施に伴う緑化にあたっては、外来種や遺伝的攪乱を招く近縁種を用いないよう留意し、地域の生態系の維持に努める必要があります。

県の公共工事においては、法面緑化などに利用されるオニウシノケグサやシナダレスズメガヤなどの移入規制種の利用を禁止しており、また民間で実施する大規模開発等の際などにも、利用しないよう指導を行っています。

表 2-4-4 条例に基づく移入規制種 (32 種)

資料：有明海再生・環境課

植物 (18 種)	・ オオカナダモ (別名：アナカリス) ・ オオフサモ (別名：パロットフェザー・ヌマフサモ・スマフサモ) ・ キショウブ ・ ボタンウキクサ (別名：ウォーターレタス) ・ ホテイアオイ (別名：ウォーターヒヤシンス・ホテイソウ) ・ ハリエンジュ (別名：ニセアカシア) ・ イタチハギ (別名：クロバナエンジュ・ロシヤハギ) ・ オオキンケイギク (別名：ウサギギク・ワイルドフラワー) ・ オニウシノケグサ (別名：トールフェスク) ・ 外来コマツナギ ・ シナダレスズメガヤ (別名：ウィーピングラブグラス) ・ コンテリクラマゴケ (別名：レインボーファーン・ピーコックモス) ・ ヒメヒオウギズイセン (別名：モントブレチア) ・ イチイツタ (別名：フェザー・カウレルパ) ・ オオカワヂシャ ・ コカナダモ ・ ブラジルチドメグサ ・ ミズヒマワリ (別名：ギムノコロニス)
魚類 (7 種)	・ オオクチバス (別名：ブラックバス・ラージマウスバス・フロリダバス等) ・ ガー科の魚類 ・ パイク科の魚類 ・ ブルーギル ・ カダヤシ (別名：タップミノー・モスキートフィッシュ) ・ コクチバス (別名：スモールマウスバス) ・ タイリクバラタナゴ
は虫類 (3 種)	・ カミツキガメ (別名：コモンスナッパー) ・ ミシシippアカミミガメ (別名：ミドリガメ) ・ ワニガメ
ほ乳類 (4 種)	・ アライグマ ・ スートリア (別名：カイリネズミ・ショウリ等) ・ ハクビシン ・ ヤギ

移入規制種の詳細については、以下の佐賀県ホームページに掲載しています。

県条例による移入種（外来種）規制の概要

<http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00314145/index.html>

(2) 再生・創出の推進

【自然環境保全地域】

佐賀県では唐津市七山の檜原湿原を県自然環境保全地域に指定し、自然再生事業などによりその保全に努めています。（詳細については、第2部第4章第1節5(1)生物多様性上重要な生態系を有する地域の選定【県自然環境保全地域】に記載。）

【自然保護監視員の委嘱】

生物多様性の保全のためには、行政、地域住民、NPO、企業など様々な主体が協働して保全活動を行う必要があります。

また、自然とふれあう機会が増えるに伴い、利用者による盗掘やゴミの投棄などの問題が懸念されており、利用者のマナーを含め、人と自然とのふれあいに伴う環境への負荷を最小限に抑えることが必要になります。

県では自然保護監視員制度を設け、自然環境保全や絶滅危惧種の野生動植物の保護などに取り組まれている方など 67 名を自然保護監視員として委嘱し、日常的な監視活動や自然環境の保護に関する情報提供などを受けています。

5 普及と活用

(1) 生物多様性上重要な生態系を有する地域の選定

【県自然環境保全地域】

県自然環境保全地域は、県内で優れた自然環境を維持している地域で、その地域の自然環境を保全することが特に必要な地域について指定しています。

佐賀県では唐津市七山の檜原湿原を昭和 51 年に県自然環境保全地域に指定し、定期的な監視、木道・木柵の整備、案内板の設置、自然再生事業などによりその保全に努めてきました。また、地元住民への委託により監視・湿原周辺の除草等を行うとともに、植生調査や水質検査等の湿地環境のモニタリング調査を実施しています。なお、檜原湿原は平成 13 年 10 月 11 日に「日本の重要湿地 500」に選定されています。

また、平成 14 年 10 月 31 日には、新たに多良岳を県自然環境保全地域に指定し、自然保護巡視員による定期的監視等により保全に努めています。

表 2-4-5 県自然環境保全地域の概況

資料：有明海再生・環境課

地域名	所在地	指定年月日	指 定 面 積	保 全 対 象
檜原湿原	唐 津 市 七 山 池 原	S51. 3. 10	普通地区 113ha 特別地区 8ha 合 計 121ha	サギソウ、トキソウ、ミツガシワ等の湿地性植物
多良岳	藤 津 郡 太 良 町 多 良	H14. 10. 31	普通地区 0ha 特別地区 123ha 合 計 123ha	・ツクシシャクナゲ、ウチョウラン等の植物 ・ウラキンシジミ、ヤマアカガエル、ヤマネ等の動物

【生物多様性重要地域保全事業の取組】

平成 20 年に「生物多様性基本法」が制定され、その中で地方公共団体には「生物多様性地域戦略」の策定が努力義務とされました。その「生物多様性地域戦略」では、対象とする地区、保全及び利用に関する目標、保全及び利用に関し講ずべき措

置について規定するよう定められています。

そのため、佐賀県では県内における生物多様性上重要な地域を選定し、生物多様性に関する県民意識の向上を図るとともに、佐賀県内における自然環境や生物多様性の維持・保全を推進に努めています。

表 2-4-6 生物多様性重要地域

資料：有明海再生・環境課

地域名	選定理由
玄界灘の島々及び周辺海域	豊かな海洋生態系が維持され、水産資源が豊富で、人が生物多様性の恩恵を受けている地域である。
佐賀平野のクリークや水路	自然の恵みを持続的に利用する中で作られた佐賀らしい景観を有し、観察・学習等の市民活動も盛んな地域である。
黒髪山系及び周辺	多くの貴重な動植物が生息し、自然観察会や登山等で多くの人が訪れる地域である。
有明海沿岸	日本最大級の干潟が広がり、佐賀県を象徴する独特の生態系が維持され、日本有数の渡り鳥の飛来地である。
脊振山系	県立自然公園に指定されている地域を含み、自然林(ブナ林)や良好な二次林が残されている地域であり、絶滅危惧種などが多く存在している。
天山	県立自然公園に指定されている地域を含み、山頂部には自然の草原が維持されている。登山や動植物観察等に多くの人が訪れ、保全・学習等の市民活動が盛んな地域である。
伊万里湾沿岸	塩生植物やカブトガニなど貴重な動植物が生息する干潟の生態系が残っていて、これらを地域の宝として保全・啓発等の活動が盛んに行われている地域である。
唐津市及び伊万里市の里山草原	森林保全や水田保全の目的で、野焼きにより維持・管理されてきた里山草原であり、このような草地は、県内では極めて希少性が高く、貴重である。
経ヶ岳及びその周辺	県立自然公園に指定されている地域を含み、ヤマネやオオキツネノカミソリなどの貴重な動植物が生息し、登山や動植物観察等に多くの人が訪れる地域である。
大野原及び周辺ため池	草刈りや野焼きによって維持されている草原で絶滅危惧種が多く確認されている地域で、地元小中学校がオオウラギンヒョウモンを自然環境学習のテーマとして保全に取り組んでいる。また、周辺のため池は、豊かな生物多様性を有する。

※ 生物多様性重要地域のイメージ

- ① レッドデータブック掲載種などの希少な動植物が生息・生育する地域
 - ・ 希少な動植物が生息・生育し、県内でも稀な生態系を有する地域
 - ・ 県内の他地域では見られないような特有の生物多様性を有している地域
- ② 佐賀県の風土や暮らしの中で育まれた佐賀県らしい生物多様性を有する地域
 - ・ 固有の生態系が地域文化に深く影響を与えている地域
 - ・ 農林水産業の生産活動により特有の生態系が形成されている地域
 - ・ 地域の自然保護活動などにより多様な生態系が残る地域

生物多様性重要地域の詳細については、以下の佐賀県ホームページに掲載しています。

佐賀県生物多様性重要地域を選定しました

http://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00313955/index.html

http://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00313967/index.html

(2) 生物多様性の普及

生物多様性の重要性について普及するため、レッドデータブックの作成・配布、外来種や移入種の生物多様性に与える影響についての各種情報発信に取り組んでいます。

(3) 県民による生物多様性の保全と活用

【自然公園の施設整備】

玄海国定公園及び県立自然公園では、生物多様性の恵みに触れ・親しむ場の拠点となるよう、公園施設を適正に維持管理しています。

波戸岬海浜公園波戸岬キャンプ場では、ゆとりのある区画や大人数で利用できる区画を設けるなどの整備を行い、平成 30 年 7 月にリニューアルオープンしました。

また、北山キャンプ場では、佐賀が持つ豊かな自然を活かし、様々な魅力を体感する「OPEN-AIR 佐賀」の環境整備の一環として、オートキャンプや一人キャンプなど多様なキャンプスタイルに対応できる区画の整備や、シャワー、水洗トイレなどの整備を行い、令和 5 年 10 月にリニューアルオープンしました。

表 2-4-7 リニューアル整備概要

波戸岬キャンプ場	北山キャンプ場
一般サイト 17 区画 オートサイト 35 区画 フリーサイト新設 プレミアムサイト新設 管理棟、炊事棟、トイレ、シャワー棟新設 Wi-Fi 整備	一般サイト 39 区画 オートサイト 40 区画 管理棟改修 シャワー・トイレ棟、サニタリー棟新築

【九州自然歩道の整備】

昭和 56 年の整備完了後 40 年以上経過した九州自然歩道（有田町栗ノ木峠から基山町基山(きざん)をつなぐ全長 122 k m のルート）の老朽化した案内板（※ 1）、誘導標識（※ 2）等の施設を利用者の安全性、利便性を確保するため、改修を行う施設を選定し、平成 29～30 年度に実施設計に取り組み、平成 30 年 12 月から老朽化施設等の整備に取り組みました。

表 2-4-8 自然公園等施設整備事業

令和 2 年度まで	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度以降
・実施設計（122 km） ・標識等改修工事	・標識等改修工事	—	・木道等改修工事

※ 1 案内板

駐車場や山頂といった箇所に設置されてある、比較的大型の標識でありコース図やコースの説明が記載されたもの

※ 2 誘導標識

三叉路等の分岐において、各方向を案内するもの

【虹の松原の再生・保全】

県内唯一の特別名勝である虹の松原では、近年、広葉樹の侵入等により白砂青松といわれた景観が変容しつつあり、これを再生するため、CSO など多様な主体との協働による取組がはじまっており、その取組を継続していく必要があります。

県においては侵入した広葉樹の伐採を行うとともに、CSO など多様な主体が定期的な松葉かき、下草刈りなどの支援に取り組んでいます。

表 2-4-9 虹の松原（内陸ゾーン）における広葉樹伐採の実績

資料：有明海再生・環境課

事業年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	R2	R3	R4	R5	計
伐採面積 (ha)	6.1	6.2	10.2	10.2	16.5	6.6	15.8	14	15	16	22	138.6

※H28～R1 は実績なし

表 2-4-10 アダプト方式（里親制度）による虹の松原の再生・保全活動への登録人数の実績

資料：有明海再生・環境課

事業年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
登録人数 累計（人）	5,952	6,281	6,695	6,999	7,140	7,196	7,638	7,678	7,960	8,197	8,460

表 2-4-11 地域協働による虹の松原の保全活動実施回数

資料：有明海再生・環境課

事業年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
活動実施 回数（回）	279	379	477	287	282	248	543	398	423	382	490



【虹の松原 広葉樹伐採】



【虹の松原 再生・保全活動】

【自然公園等の利用状況】

表 2-4-12 自然公園等の利用状況

（単位：千人） 資料：有明海再生・環境課

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
集団施設地区等	鏡山	699	767	790	775	782	763	782	661	801	823	828
	波戸岬海浜公園	494	496	495	506	496	485	607	489	826	428	629
	花と冒険の島	151	134	134	127	107	105	107	80	73	84	80
	北山国民休養地	67	66	70	59	66	63	44	37	51	46	6
	〃（県民の森含む）	(196)	(192)	(202)	(171)	(191)	(182)	(130)	(110)	(150)	(134)	(129)
計		1,411	1,463	1,489	1,467	1,451	1,416	1,540	1,267	1,751	1,380	1,543
計（県民の森含む）		1,540	1,589	1,621	1,578	1,576	1,535	1,626	1,340	1,850	1,468	1,666
九州自然歩道		236	222	213	164	173	177	151	137	183	183	190

（4）ラムサール条約登録湿地

平成 27 年 5 月 28 日、佐賀市の「東よか干潟」と鹿島市の「肥前鹿島干潟」が佐賀県で初めてラムサール条約湿地に登録されました。

ラムサール条約は、正式には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、1971 年にイランのラムサールで採択されたので一般的にラムサール条約と呼ばれています。

ラムサール条約は水鳥にとって重要な湿地とそこをすみかとする生き物を世界の国々が保全し、上手に利用していくことを目的としています。



表 2-4-13 ラムサール条約登録湿地

資料：有明海再生・環境課

登録湿地名	所在地	登録面積	概要
東よか干潟	佐賀市	218ha	ズグロカモメ、クロツラヘラサギ、ホウロクシギなどの絶滅危惧種を含む水鳥類の国内有数の渡りの中継地、越冬地となっています。
肥前鹿島干潟	鹿島市	57ha	ムツゴロウ、ワラスボ、ハゼクチ、シオマネキなど干潟の生き物が生息し、ズグロカモメ、チュウシャクシギ、クロツラヘラサギ、ツクシガモなど多くの水鳥類の重要な渡りの中継地、越冬地となっています。



【東よか干潟】



【肥前鹿島干潟】

○佐賀県庁HP（ラムサール条約湿地関連）

http://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00313984/index.html

○有明海の干潟の生き物図鑑

http://sy.pref.saga.lg.jp/higata_ikimono/

第2節 鳥獣の保護

1 現況

野生鳥獣は、自然を構成する重要な要素の一つであり、自然環境を豊かにするものであると同時に、森林や農作物に加害する昆虫や小動物などの天敵となっている場合もあります。また、その姿の可憐さ、美しい鳴き声、微妙な羽毛の色彩などは、人々の心に潤いと安らぎをもたらしてくれます。

県内に生息する野生鳥類は約330種、獣類は約30数種程度とみられ、ほぼ全国平均並みですが、特に、有明海やその近くの干拓地付近はカモ、シギ、チドリ類などの集団渡来地として全国的に有名で、その種類、数ともに多く、貴重な場所となっています。

一方、イノシシやカラスなどの野生鳥獣の中には、農作物への食害や糞などによる生活被害を与えている場合もあることから、鳥獣との棲み分けや農作物等の被害を軽減する侵入防止柵の整備等とあわせて捕獲等の対策を行っています。

2 対策

第13次鳥獣保護管理事業計画（令和4年度～令和8年度）に基づき、次のような鳥獣の保護の施策を推進しています。

(1) 鳥獣保護区

表2-4-14 鳥獣保護区等の指定状況（令和5年11月1日現在） 資料：生産者支援課

区 分 保護区等	国・県指定別	箇所数	面 積（h a）	備 考
鳥獣保護区	県指定	41	16,918	
鳥獣保護区 特別保護地区	県指定	5	(341)	面積は上段の鳥獣保護区の内数
鳥獣保護区 特別保護地区	国指定	2	275	
特定猟具使用禁止区域	県指定	46	22,977	
指定猟法禁止区域	県指定	1	248	
合 計		95	40,418	

(2) 放鳥獣

鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域に、国鳥であるキジの幼鳥を毎年放鳥し、キジの増殖に努めています。

(3) 狩猟の適正な推進

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、狩猟免許試験や更新講習、狩猟者登録の実施、初心者講習会の開催等を通じて狩猟事故の防止を図るとともに、違法な狩猟により野生鳥獣の捕獲が行われないように、鳥獣保護管理員による日頃からの巡回指導の実施や、狩猟解禁日には重点指導を行うなどして適正な狩猟を推進しています。

適正な狩猟の実施については、野生鳥獣の保護管理のみならず、イノシシなどによる農作物被害や生活被害の防止にも大きく貢献しているところです。

(4) 鳥獣捕獲の制限

野生鳥獣の捕獲は、狩猟鳥獣を対象として狩猟を行う場合を除いて原則として禁止されていますが、農林水産業や生活環境、生態系に係る被害の防止のための捕獲や、学術研究のための捕獲等の場合には、知事の許可を受けることで捕獲を行うことができます。

この知事が行う捕獲許可のうち、農林水産業や生活環境に係る被害の防止のために行う狩猟鳥獣などの捕獲等については、平成 12 年度から市町長が許可を行っています（愛がん飼養のためのメジロの捕獲については、平成 24 年 4 月 1 日から全面禁止）。

なお、農林水産業の被害防止のためにイノシシなどの捕獲を行う場合には、田畑への侵入防止柵の設置等の他の被害防止対策の実施を併せて推進しているところです。

表 2-4-15 令和 5 年度有害鳥獣捕獲等許可状況

資料：生産者支援課

鳥獣別	目的		有害鳥獣捕獲		傷病鳥獣の保護		その他	
	件数	捕獲数	件数	捕獲数	件数	捕獲数	件数	捕獲数
鳥類	449	4,979	5	5	9	2		
獣類		25,470	0	0	6	14		

(5) 愛鳥モデル校の指定

自然保護や愛鳥思想の普及を図るため、自然保護や野生鳥類への関心が高く、また、学校周辺の自然環境も野鳥の生息に適した小学校を「愛鳥モデル校」に指定し、野鳥の巣箱作り、実のなる木の植栽、探鳥会などを実施して学校ぐるみの愛鳥活動を推進しています。

表 2-4-16 令和 5 年度愛鳥モデル校

資料：生産者支援課

指定年度	市町名	学 校 名	所 在 地
3	伊万里市	東山代小学校	伊万里市東山代町里 70-1
	佐賀市	富士小学校	佐賀市富士町小副川 1339 番地 3

(6) 傷病鳥獣の保護

表 2-4-17 令和 5 年度傷病鳥獣保護実績

(単位：頭、羽) 資料：生産者支援課

	傷病鳥名	総 計
鳥 獣 種	カワセミ	1
	アオサギ	2
	ハヤブサ	1
	トンビ	1
総 計		5

第3節 有明海の再生

「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」に基づき策定した「有明海再生に関する佐賀県計画」に基づき、有明海の海域環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興を推進するとともに、県民協働で有明海再生に関する啓発活動を行いました。

1 現況

有明海は、佐賀県、長崎県、福岡県、熊本県の4県で囲まれた、面積約1,700 k m²の内海で、大小100を超える河川（佐賀県では筑後川、嘉瀬川、六角川、塩田川など）が流入しています。

また、最大約6mにも達する日本一の干満差を有し、干潮時には全国の干潟面積の約4割（約188k m²）に当たる干潟が5～7 km沖まで広がる平均水深20mの遠浅の海です。

近年、有明海では、赤潮の多発（図2-4-1）、海水の流れの変化、貧酸素水塊の発生など漁場環境が悪化しています。その結果、タイラギ、アゲマキ、アサリなどの貝類漁獲量は激減しています。（図2-4-2）

図2-4-1 有明海の赤潮発生状況経年変化（暦年）

出典：「九州海域の赤潮」

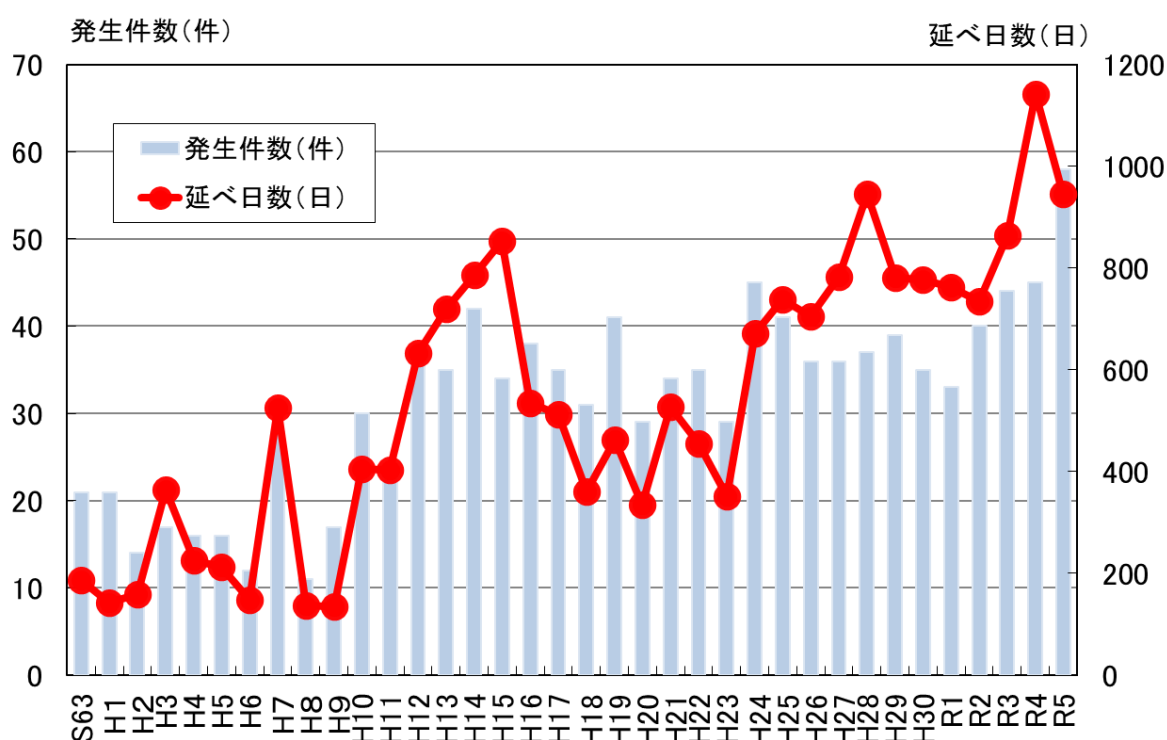
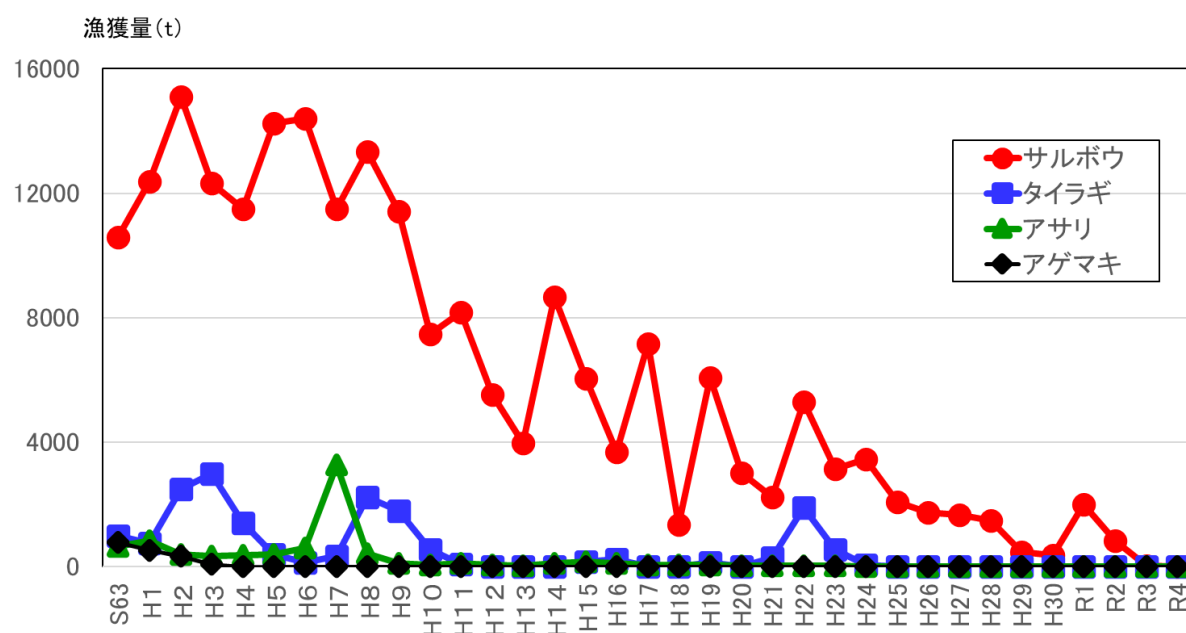


図 2-4-2 佐賀県の貝類漁獲量の推移（暦年）

出典：「農林水産統計」



2 原因究明のための調査研究等の推進、再生策の検討

有明海再生の早期実現のため、有明海の環境変化の原因究明を国へ要請しました。

また、有明海の再生に係る科学的な調査研究等を民間会社への委託や佐賀大学等との協働により推進し、得られた成果については、シンポジウム等を開催し、広く周知するとともに今後の方策等についても検討しました。

3 有明海再生に関する佐賀県計画の推進

「有明海再生に関する佐賀県計画」に基づき、海底耕うん等による漁場環境の改善、森林の整備、生活排水処理施設の整備、工場及び事業場等に対する排水処理対策の指導等を実施しました。（表 2-4-18）

表 2-4-18 「有明海再生に関する佐賀県計画」の主な事業（令和 5 年度）

資料：有明海再生・環境課

区 分	内 容	県の担当課
漁場環境の改善	・ナルトビエイ駆除 8.8 トン	水産課
森林の整備	詳細については、第 2 部第 4 章第 4 節に記載	森林整備課
生活排水処理施設の整備	詳細については、第 2 部第 2 章第 2 節に記載	下水道課
排水処理対策の指導	詳細については、第 2 部第 2 章第 2 節に記載	有明海再生・環境課

4 有明海再生のための環境保全活動の推進

有明海をかつての豊かな海として再生し、県民の貴重な財産として後代に継承していくためには、行政や漁業者など関係者の取組だけではなく、有明海に注ぐ河川流域で生活する住民や事業者など一体となった山から海にわたる総合的な環境保全の取組が不可欠であることから、市町、CSO や関係者と協働して、おしかけ講座をはじめとした啓発活動を行い、流域住民等の有明海再生に関する意識の向上に努めました。(表 2-4-19、表 2-4-20)

表 2-4-19 有明海再生に関する主な啓発活動（令和 5 年度）

資料：有明海再生・環境課

1 環境保全活動情報の収集及び発信等の啓発	
- 県のHPを利用した啓発（国への政策提案等掲載、ゴミ問題啓発ビデオ動画配信、普及啓発イベント案内等） - 有明海再生に関するパンフレット・有明海いきものぬりえ台紙等の配布 など	
2 おしかけ講座（出前講座）※H19 以降 CSO と協働（講師依頼）	
【条件】	① 10 名以上。 ② 時間は主催者の都合に合わせる。 ③ 講師に関する主催者側の費用負担無し。
【開催状況】	表 2-4-20 のとおり
3 有明海 親子探検隊	
【目的】	有明海の観察・現場体験を通じ、環境保全活動の取組と水産資源の維持培養の重要性についての認識を高めてもらい、「豊かな海」の再生へとつながる契機とする。
【日時】	令和 5 年 8 月 19 日 11:00～14:30
【内容】	有明海や環境保全に関する説明及びビデオ上映、有明水産振興センター内展示物等の見学、あんこう網漁体験、観測タワーの見学
4 海ごみのおはなしと海ごみアート教室	
【目的】	海ごみに関する講話や海岸漂着物を利用したアート作品の制作を通じ、親子等で楽しみながら、有明海等の環境問題を考えてもらう。
【日時】	令和 5 年 7 月 29 日 9:30～12:00
【内容】	有明海のお話、漂着ごみを利用したアートづくり

表 2-4-20 有明海おしかけ講座 開催状況（令和 5 年度）

資料：有明海再生・環境課

回数	年月日	おしかけ先	参加人数	講師
1	R5. 5. 18	春日北小学校 4 年生	80	佐賀県有明海漁協大詫間支所
2	R5. 6. 17	大浦小学校 5 年生	24	佐賀県有明海漁協大浦支所
3	R5. 6. 23	七浦小学校 5・6 年生	40	佐賀県有明海漁協鹿島支所
4	R5. 6. 27	北鹿島小学校 3 年生	35	佐賀県有明海漁協鹿島支所
5	R5. 6. 28	芦刈観瀾校 4 年生	30	佐賀県有明海漁協芦刈市支所

6	R5. 7. 11	大詫間小学校 4 年生	17	佐賀県有明海漁協大詫間支所
7	R5. 9. 8	大川内小学校 4 年生	16	藤井直紀（元佐賀大学准教授）
8	R5. 10. 2	福富中学校 1 年生	24	藤井直紀（元佐賀大学准教授）
9	R5. 10. 20	川副中学校 1 年生	34	藤井直紀（元佐賀大学准教授）
合 計			300	

第 4 節 地域環境の保全と再生

1 現況

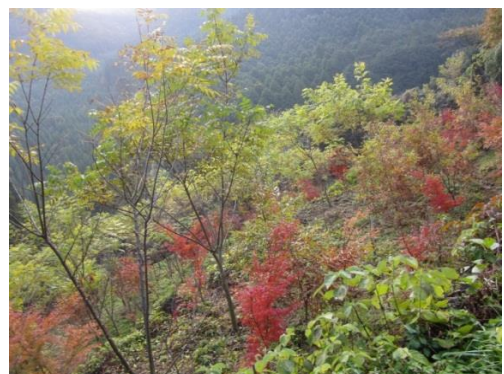
森林・緑は、県土を守り、清らかな水と空気を生み出し、多くの生物を育むなど、私たちの生活に「うるおい」や「やすらぎ」を与えてくれるかけがえのない県民共通の財産であり、私たちの手で大切に守り育て、次の世代にしっかりと引き継いでいくことが重要な使命です。

近年、経済の発展や社会情勢の変化に伴い、地球温暖化やオゾン層の破壊、更には、化学物質汚染など、環境問題については、地球規模での課題となっており、水源のかん養や二酸化炭素の吸収など、森林・緑の有する多面的機能が改めて見直され、その維持・増進が強く叫ばれている状況にあります。

このため、県では、平成15年度に今後の森林(もり)づくりの基本方針となる「新しい佐賀の森林(もり)づくりビジョン」を策定(平成23年度に一部見直し)し、平成16年度から「こだまの森林(もり)づくり」として具体的に数値目標等を掲げて取り組み、平成24年度からは10年間で「5万haの森林整備」と「100万本の広葉樹植栽」を行うことを目標に森林づくりを進めてきました。令和5年度には、「さかの森林・林業ビジョン2023」を策定し、引き続き、間伐などによる適正な森林整備と広葉樹の植栽推進などによる多様な森林づくりに取り組んでいます。

また、平成20年度には「佐賀県森林環境税」を導入し、県民の森林・緑に対する意識の高揚と理解の醸成を図りながら、県民協働による多様な森林(もり)・緑づくりを推進しています。

さらに、平成28年度に策定した「さかの緑づくり方針」に基づき、平坦地の緑化を推進しています。



【広葉樹植栽の状況】

○佐賀県森林環境税

https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00332041/index.html

○さかの森林・林業ビジョン 2023

https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00398052/index.html

○さかの緑づくり方針

http://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00355734/index.html

2 多様な森林（もり）・緑づくり

(1) 公的関与による森林整備の推進

ほとんど手入れがされず放置された森林については、多面的機能の著しい低下や林地の崩壊などが懸念されるため、森林環境税の活用などにより、県や市町等の公的関与による整備を行いました。

また、治山事業により、荒廃した山地の復旧・整備を早期に進めました。（間伐等の森林整備の推移については、第2部第1章第1節3を参照）

(2) 地域環境の保全による流域の保水機能の確保

森林環境税等を活用した間伐等の森林整備に取り組み、森林に降った雨を速やかに吸い込んで土壌中に蓄え緩やかに河川等に流す水源の涵養機能や、森林内の落ち葉や下草が地表を覆うことで雨水による地表の浸食を抑制し、土砂の流出を軽減する土砂の流出防備機能などの維持・向上に努めています。

(3) 針広混交林化の推進

間伐等の適切な森林整備や、複層林への誘導、広葉樹の植栽などを行いました。

表2-4-21 広葉樹植栽本数の推移

資料：森林整備課

（単位：千本）

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	合計
年度実績	87	74	92	71	53	40	56	29	28	29	21	27	607

(4) 多様な手法を活用した森林整備の促進

○ ボランティアによる森林整備

県民参加による自発的な森林整備活動の輪を広げるため、森林環境税の活用や公益財団法人さが緑の基金との連携などにより、ＣＳＯ等による森林ボランティア活動を支援しています。

○ 企業による森林整備

平成20～22年度に、市町と企業が協働して森林の管理を行えるよう、企業へ活動フィールドの提供を行うなど市町と企業の橋渡し（コーディネート）活動を行いました。その結果、これまでに延べ11件（4市1町と10企業）の協定締結に寄与し、うち8件が現在もそれぞれの市町と企業が定めた複数年の期間にわたり、継続した森林づくり活動を行っています。

さらに、森川海人っプロジェクトにおいて、県と企業・団体が森林づくりに関する協定を締結し、企業・団体による森林づくりを行っており、令和5年度現在で8企業・団体が取り組んでいます。

(5) 緑化の推進

○ 平坦地の緑づくり

2024年国スポ・全障スポに向け、うるおいと安らぎのある場の整備を目的とした小規模でスポット的な緑地の整備、枯損や樹勢が衰退した樹木の植替え、維持管理コスト低減のための樹種転換、樹木の強度な剪定等の緑の保全整備の支援により健全な緑づくりが行われました。

○ ＣＳＯ等による緑づくり

平成28年度に策定した「さかの緑づくり方針」に基づき、県民協働による平坦地の緑化を推進し、「うるおい」と「やすらぎ」のある緑豊かな環境を創造するため、森林・林業関係のイベント等におけるさかの樹の配布やＣＳＯ等が自ら企画して取り組む、自主的な緑化活動が行われました。

(6) 重要な森林の保全

○ 保安林の整備

森林の保全と適切な施業の実施によって、水源の涵養^{かん}や山地災害の防止など、その保安機能を確保し、特定の公共目的を達成する必要のある森林については、新たに保安林として指定しています。

また、機能の低下した保安林については、治山事業を実施し、その維持に努めています。

令和5年度末の民有林の保安林面積は、延べ33,976haで、保安林種ごとの面積は、水源涵養保安林23,553ha、土砂流出防備保安林7,240ha、防風保安林264ha、干害防備保安林134ha、保健保安林2,690ha、その他95haとなっています。

○ 松林の保全

県内における松くい虫被害量は、昭和47年度の約2万2千m³をピークに減少しており、近年は、被害が少ない状況で推移しているものの、未だ被害の終息には至っていません。このため、県では、保全すべき松林を指定し、薬剤散布による予防を図るとともに、被害にあったマツについては、被害の発生源とならないように伐倒駆除を実施しています。

また、唐津市の「虹の松原」をはじめとする特に重要な松林については、国・県・唐津市及び団体等が協力し、ヘリコプターによる薬剤散布を実施しています。

表2-4-22 松くい虫被害の推移（民有林）資料：林業課

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
被害量(m ³)	257	205	143	153	241	133	129	129	174	127	266	272

(7) 林地開発の規制

森林法に基づき、土石等の採掘及び工場・事業場の設置等、1ha（令和5年4月1日以降、太陽光発電施設の設置については0.5ha）を超える森林の開発に対しては、慎重な審査を行い所要の条件を付して許可しています。

表2-4-23 林地開発許可状況
（令和5年度末累計）

資料：森林整備課

開発の目的	面積(ha)
土石等の採掘	275.51
工場・事業場	0
太陽光発電施設	3.10
産業廃棄物処分場	45.05
残土処分場	13.60
その他	6.89
計	344.15

針広混交林化 人工林の間伐等を行い、広葉樹植栽や天然更新により広葉樹を育成した針葉樹と広葉樹の混じり合った森林に誘導すること

下刈り 植栽した木々を守るため、雑草木を刈り取ること

複層林 樹齢や樹高の異なる樹木で構成され、樹冠（樹木上部の枝葉が茂っている部分）が何層にも分かれている森林

3 農地の保全と活用

(1) 多面的機能支払

農村地域においては、過疎化・高齢化の進行や混住化による集落機能の低下、農業用施設の老朽化により、農業集落内やその周辺部における環境の悪化が問題となっています。

一方で農村空間は、自然環境の保全や景観形成等の多面的機能の発揮やゆとりや安らぎを与える場として認識されています。

このため、農業者等による組織が取り組む農地・農業用施設の保全管理活動や農村環境の適切な維持保全などを図る活動により、地域コミュニティの再形成や快適な農村環境を目指しています。

- 活動主体： 活動組織
- 対象期間： 平成 26 年度～
- 事業概要： 農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農業者等による組織が行う、農業用施設の維持保全や農村環境を保全する活動に対する支援。



【法面の草刈り】



【水路内の泥上げ】



【水路の草原除去】



【景観形成(コスモスの種まき)】

- 事業の効果： 実施組織数 717 組織 (R5 年度)
農地や農業用施設が適切に保全されるとともに、共同活動による地域コミュニティの再形成が図られ、快適な農村環境を実現。

(2) さが農村のよさ発掘・醸成事業（ふるさと「さが」水と土探検支援事業）

農村地域は食料を安定的に供給するばかりでなく、県土の保全や多面的機能の発揮など重要な役割を果たしています。しかし、近年、農家の高齢化、混住化や生活様式の多様化などにより地域活動の衰退や農村環境の悪化が懸念されています。

また、子供たちも川遊びや虫とりなど身近な農村資源を活用した遊びの機会が減少しており、ふるさとに対する関心や愛着が薄れています。

このため、小学生の親子を対象に、身近にある土地改良施設や棚田、歴史的施設等の見学や、様々な農業体験を通して、地域環境に対する理解やふるさとへの愛着を深めています。

○ 対象期間： 平成 18 年度～

○ 事業内容：

- ・ 農業体験（田植え、収穫作業、歴史的農機具体験、地域特産物の調理実習及び試食等）
- ・ 農業用施設の探検
- ・ 生き物調査
- ・ 歴史的土改施設の見学、学習など

【農業体験（田植え）】



【みかんの収穫体験】



【農業施設見学】



【生き物調査】



○ 事業の効果： 実施地区数 17 地区（令和 5 年度）

- ・ 農業や土地改良施設の役割やその大切さが分かった。
 - ・ 自然とふれあう機会が少ないので貴重な体験だった。
- などの声が寄せられています。

○佐賀県庁HP

<https://www.pref.saga.lg.jp/list05266.html>

(3) 野生鳥獣対策

イノシシなどの有害鳥獣による農作物への被害は、依然として、中山間地域等の農業生産に影響を及ぼしています。また、近年、民家周辺に出没するなどの生活被害も発生しています。

有害鳥獣対策については、エサとなる収穫されない野菜、果樹などの農作物や生ごみ等を集落周辺に放置しないなどの「棲分対策」、ワイヤーメッシュ柵や電気牧柵を設置し、イノシシ等を農地に入れない「侵入防止対策」、箱わなや銃器などによる「捕獲対策」の3つの対策を総合的に実施することが重要です。

このため、県では、地域住民、猟友会、農協や市町など一体となって、

- ・集落等に対して「棲分対策」や「侵入防止対策」の普及・指導を行う鳥獣被害対策指導員の育成
- ・国庫補助事業などを活用し、ワイヤーメッシュ柵等の侵入防止柵の設置への助成
- ・本県の農作物被害金額の過半を占めるイノシシの有害捕獲への助成

などの対策を実施しています。

このような中、野生鳥獣による農作物の被害金額は、ここ20年でピークであったH14年度が約7億円だったのに対し、R5年度は、その1/3程度となる約1億8千8百万円まで減少しています。また、本県で最も被害金額が多いイノシシについても、H14年度が約4億1千7百万円だったのに対し、R5年度は、その1/3程度となる約1億1千4百万円まで減少しています。

今後もこれまでの対策を継続することにより、被害の防止を図ります。



【捕獲技術の高度化研修の様子】

○佐賀県庁HP

<http://www.pref.saga.lg.jp/kiiji00359274/index.html>

4 水と緑のネットワーク

(1) 多自然川づくり

河川における調査、計画、設計、施工、維持管理・更新、災害復旧等の河川管理における全ての段階・過程で、洪水を安全に流下させる機能ばかりでなく、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川や本来有している生物の生態・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する『多自然川づくり』を推進しています。

また、生活に潤いやゆとりある質的な豊かさを求められており、身近な魅力ある自然空間としての河川に期待が高まっています。このため、人と川との豊かなふれあいの場

として、関係機関と協議しながら水辺空間の整備を図っています。特に、唐津市を流れる松浦川には、様々な環境が形成され、多種多様な生き物が生息している自然再生湿地であるアザメの瀬があり、川遊びや水生昆虫、魚の調査など地域の方々が様々な形で川を活かした活動をされております。また、松浦川支川の厳木川では、令和6年8月に、「河川空間」と「まち空間」が融合した賑わいある良好な空間形成を目指す取組である「かわまちづくり」制度に登録され、唐津市、民間事業者及び地域住民と河川管理者の連携のもと取組が推進されています。

5 農地等の保全

(1) 県産間伐材等を利用したクリーク護岸の整備

佐賀平野のクリークは、農業用水の貯留や送水機能のほか、洪水時には降雨を一時的に貯留し、地域を洪水から守る洪水調整機能などの多面的機能を有しています。

近年の都市化・混住化の進行により水田が埋め立てられ、洪水時は急激に多くの水がクリークへ流れ込むようになりました。しかし、クリークの多くは土水路のままであるため、クリーク法面の崩壊が急速に拡大・進行し、その復旧が追いつかない状況です。

このようなことから、国や県において、クリークの護岸を整備し、クリークが有する洪水調整機能を早期に回復させることで、農地等の保全を図っています。

また、クリークの護岸整備には、国はブロックマット工、県は県産間伐材を有効活用した木柵工を採用しており、農地等の洪水被害の軽減と合わせて、間伐材の利用促進により森林環境の保全にもつながっています。

令和5年度は水路延長で24kmを整備し、累計で1,339kmの整備が完了しました。また、本整備で累計96.4千 m^3 の間伐材を利用しました。

整備目標として、令和8年度までに国営、県営事業の整備延長で1,405kmの完了、県産間伐材等の利用量について、累計103.3千 m^3 の利用を目指します。



間伐材



【木柵工による護岸整備】

表 2-4-24 クリーク護岸の整備延長（累計）

資料：農山村課

年度	H22	H26	H30	R4	R5
クリーク護岸の整備延長(km)	750	905	1,126	1,315	1,339
県産間伐材の利用量(千m ³)	0	34.5	70.8	94.3	96.4

※整備延長には、木材を使用しない箇所を含む

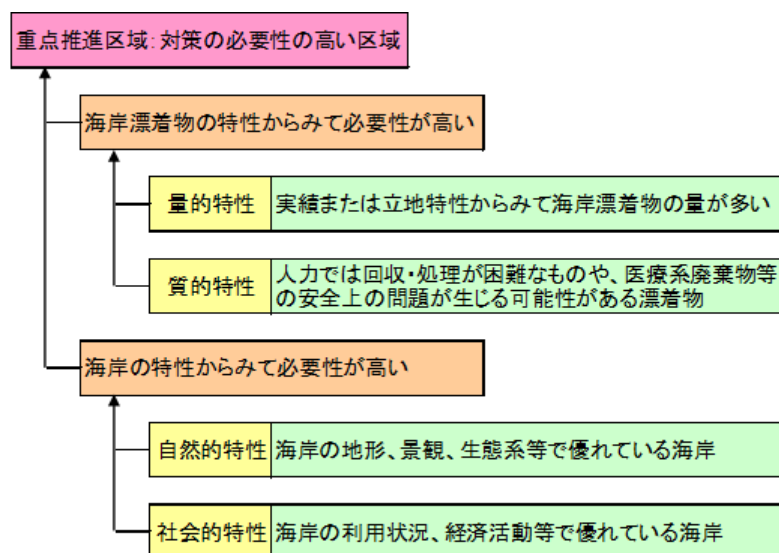
6 干潟・海岸域などの保全

(1) 佐賀県海岸漂着物対策推進地域計画

県では、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、「海岸漂着物処理推進法（略称）」に基づく「佐賀県海岸漂着物対策推進地域計画（以下、「地域計画」という。）」

を平成 24 年 5 月に策定しています。

地域計画では、過去に大量の海岸漂着物が発生し、今後もその可能性が高い海岸や、良好な景観や生態系など、海岸の優れた自然環境を保全する必要性が高いと判断される海岸を「海岸漂着物対策を重点的に推進する地域」として定め、海岸漂着物の円滑な処理や効果的な発生抑制を推進します。



第 5 節 自然環境の利活用

1 生物多様性の活用

県内のラムサール条約登録湿地を含む生物多様性上重要な生態系を有する地域(10 地域)への来訪者や地域住民が、生物多様性の保全のために自然環境の重要性を理解・認識し、生物多様性保全に対する県民の保護意識が向上するよう、これらの地域を活用した普及・啓発を行います。

野鳥の会や佐賀植物友の会、佐賀自然史研究会等の研究団体や自然保護団体などが行っている自然観察会などを活用して、生物多様性について考える機会を増やすことで、生物多様性への関心や保全への理解を高めていきます。

2 地域資源の利活用

(1) 地域資源を活用した農業・農村のファンづくり

① 都市農村交流の推進

農山漁村の持つ魅力的な地域資源を活用した、農林漁業体験などの消費者と生産者等との交流は、農村地域の活性化や農業・農村の理解醸成を図るうえで重要な取組です。関係機関・団体と連携しながら、佐賀県の農業・農村を応援する「さが食・農・むらサポーター」による農作業・農産物加工体験、地産地消イベント、産地交流会やマルシェの開催支援などに取り組みました。

また、都市農村交流の取組を拡大するため、県内で生産されている農林水産物や加工品、農産物直売所、県産農林水産物を購入できる店舗など、佐賀の農業・農村の魅力を消費者の方に周知するため、ホームページ「さが農村ひろば」やFacebook「さが農村」、LINE 公式アカウント「さが農村」等による情報発信などに取り組みました。

(2) 自然資産を活用した魅力ある地域づくり

① さが農村のよさ発掘・醸成事業（指定棚田地域保全活動支援事業）

棚田地域は、農業生産活動を通して、県土・環境や水源のかん養、農山村の美しい原風景の形成等の多面的機能を発揮しており、下流域や周辺地域を含めた農業の発展や県民生活の安定を図る上からも重要な役割を果たしています。

しかし、過疎化や高齢化が進む中、その地形的な制約から農業者だけでは労力的にも負担が大きく、耕作放棄の増加も見られます。

このため、棚田地域振興法第7条に基づき指定された地域において、都市住民の参加を得ながら指定棚田地域の保全・利活用に係る活動を支援し、棚田が有する多面的機能の適正な発揮と指定棚田地域の活性化を図ります。

○ 実施期間： 令和2年度～

- 事業内容：
- ・ 保全活動の話し合い、研修会
 - ・ 保全ボランティア組織の結成及び運営
 - ・ 都市への情報発信
 - ・ 棚田を活かした農業体験等交流、オーナー制等のイベント開催
 - ・ 耕作放棄地の復元、農道、畦畔、石積み等の軽微な補修
 - ・ 美しい景観づくり等の保全活動
 - ・ 棚田ボランティア協定に基づく活動の支援

【地域交流イベント】



【農業体験交流イベント】



【地域住民による農道補修】



○ 事業の効果： 実施地区数 10 地区（令和 5 年度）

- ・都市住民との交流により地域農業や棚田の PR 等を行い、地区住民の営農意欲が高まった。交流活動などの取組を続けていきたい。
- ・簡易な棚田の補修作業に取組み、地区棚田の保全が図られた。
などの声が寄せられています。

佐賀県の棚田に関する情報は、さが棚田ネットワークのホームページ及びフェイスブックにて発信しています。

○佐賀県庁HP：<https://www.pref.saga.lg.jp/list02444.html>

○さが棚田ネットワークHP：<https://saga-tanada.com>

○Facebook：「さが山のひと棚田のひと」で検索

○Instagram：「chusankan_saga」で検索

② 島留学促進事業

島ならではの自然環境、少人数教育の特色を活かした「島留学」の取組に対し、留学することで発生する家賃や住宅改修費の補助、離島の素晴らしさの情報発信や留学生と島民の交流機会の創出を担うコーディネーターを配置するなど、島民に寄り添いながら、離島における「自発の地域づくり」の取組を支援しています。



【島の自然環境を活かした体験活動】



【子ども 1 人 1 人と向き合う少人数教育】

③ 過疎地域支援事業

県と過疎地域に指定されている市町で構成する「佐賀県過疎地域協議会」では、会員市町における「自発の地域づくり」を推進するため、地域資源を活かした新たな取組に対する補助や、全国の地域づくり事例を研究する場づくりなどの支援を行っています。

第5章 環境を考えて行動する人づくり

よりよい環境づくりを促進するためには、県民全体の意識向上や取組の推進を担う人材の育成、地域や事業所等での主体的な活動の促進が必要です。また、各関係主体が連携し、取組の輪が大きく広がるよう、県民協働による各主体のネットワーク化等推進体制づくりを進める必要があります。

こうした中、令和3年3月の「第3期佐賀県環境基本計画」の改定に伴い、「第4期佐賀県環境基本計画」に「佐賀県環境教育等基本方針及び行動計画」を統合しました。引き続き「環境を考えて行動する人づくり」を具体的に推進します。このため、環境教育等の5つの基本方針を定めています。

【環境教育等の5つの基本方針】

- 方針1 ライフステージに応じた環境教育
- 方針2 環境教育を進める際の基本的な視点
- 方針3 公正、広範な視点の確保
- 方針4 環境保全活動を安定的に進めるための環境づくり
- 方針5 ネットワークの構築と協働取組

第1節 環境教育・環境学習等の推進

1 環境について教えることのできる人材の育成と活用

環境教育・学習の一層の充実を図るためには、環境について教えることのできる人材の育成が必要です。更に、育成した指導者を登録し、講演会、学習会等に派遣するなど積極的な活用が望まれます。

(1) 環境教育に関する教職員の研修

学習指導要領には、持続可能な社会の構築のために、自然環境や資源の有限性等の中で持続可能な社会をつくる力など求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成することが示されています。県教育委員会においては、学習指導要領の趣旨の周知及び円滑な実施、指導方法の工夫・改善等のために実施している教育課程研修会の中で、環境教育の充実を周知しています。

(2) 環境教育指導者の育成研修会

「環境を考えて行動する人づくり」を進める一環として、幼稚園や保育所、小学校における環境教育を支援するため、例年、幼稚園教諭や保育士、小学校教諭等を対象とした「環境教育指導者の育成研修会」を実施しています。

(幼児教育施設教諭等を対象とした研修会)

- 開催日時 令和6年1月22日(月) 14:00～16:00
- 開催場所 ホテルグランデ はがくれ
- 内 容 幼年期からできるSDGs
(社会福祉法人みずものがたり おへそグループ
園長 吉村 直記 氏)
こども達の興味をひきだす手法
(環境サポーター 高木 淳剛 氏)

(3) 廃棄物減量等推進員研修会の開催

第2部第3章第2節2(1)②に掲載

(4) 佐賀県環境サポーター派遣事業

環境に関する県民の意識の高揚と実践活動の促進を図るため、地球温暖化対策や快適な環境づくりに関して助言や指導を行う指導者として、佐賀県環境サポーターを委嘱しています。佐賀県環境サポーターと佐賀県地球温暖化防止活動推進員を兼任されている方もおり、学校、職場、地域等の学習会や実践活動に派遣され、講義や指導・助言を行っています。

令和5年度末の環境サポーターの委嘱者数は143名、派遣回数は121回となりました。

図 2-5-1 環境サポーター数の推移

資料：脱炭素社会推進課

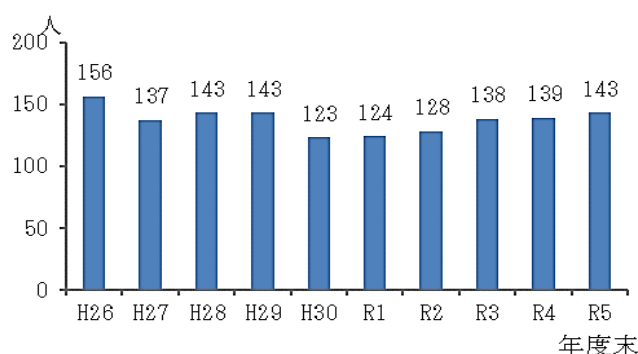
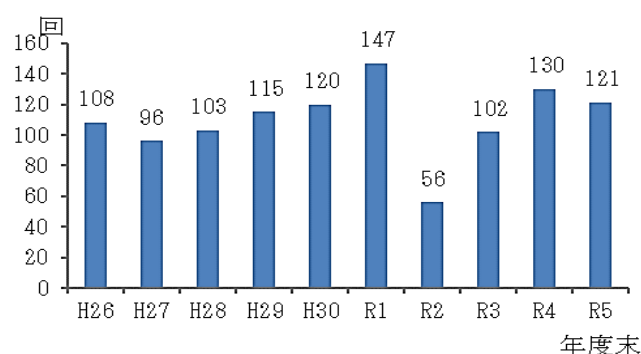


図 2-5-2 環境サポーターの派遣回数の推移

資料：脱炭素社会推進課



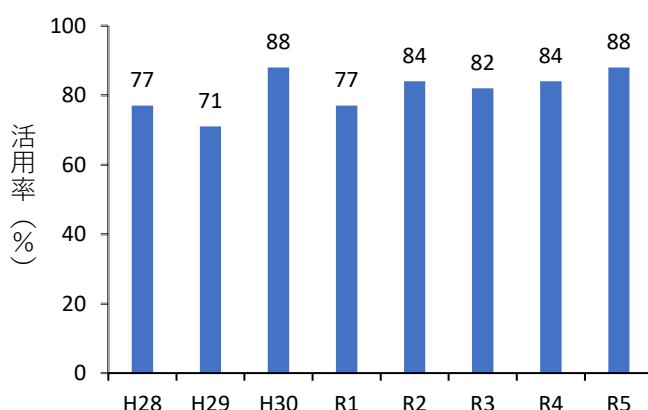
2 環境に関するプログラムの整備と活用

環境教育・学習の一層の充実を図るためには、年齢や環境への関心の程度等に応じた教材や学習プログラム、啓発資料の作成・活用を通じ、県民の環境に関する正しい理解を促進することが必要です。

そのため、小学生向けの環境副読本「わたしたちの環境」（冊子及びその PDF データを保存した CD-R）を作成し、各小学校、特別支援学校等に配布しています。

各教科や総合的な学習などの時間において活用されており、令和 5 年度の活用率は 88% となっています

図 2-5-3 環境副読本「わたしたちの環境」活用率の推移 資料：有明海再生・環境課



3 県民に開かれた環境学習の機会の提供と活用

環境問題は、私たち自身が家庭や地域、職場などあらゆる場所で取り組んでいくべき課題です。特に次代を担う子どもたちへの環境教育と一般県民への環境教育の学習の機会の提供が重要となります。

このため、環境月間等の行事やこどもエコクラブ事業などが実施されました。

また、県内に 3 箇所ある少年自然の家においては、幼児から高齢者まで幅広い世代の方に利用され、自然体験活動の推進に取り組んでいます。

(1) 学校等における環境教育等の充実

① 幼年期から始める環境教育の推進

幼児期から「自然との関わり」、「生命尊重」などの環境意識を育むため、幼稚園や保育所などの教育・保育プログラムに、楽しみながら、自然に学び、体験できる体系的な環境教育プログラムを導入するための支援が必要です。

② 学校教育における環境教育・環境学習

環境教育の重要性については、教育基本法第 2 条の教育の目標の一つとして、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。」が明記され、学校教育

法では、義務教育の目標の一つとして、「学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。」と規定されています。

これらの目標を達成するために、学校における環境教育は、自然に対する豊かな感受性を身につけ、環境の保全に責任ある行動ができる児童生徒の育成を目指して行われており、その推進に当たっては、次のことに留意しています。

- ◆ 学習指導要領には、持続可能な社会の構築のために、自然環境や資源の有限性等の中で持続可能な社会をつくる力など求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成することが示されていることから、各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通して意図的・計画的に環境教育に取り組むこと。
- ◆ 豊かな体験活動を通して、環境や自然と人間とのかかわりについて理解を深めるとともに、環境や自然に対する思いやりやこれらを大切にする心を育み、自ら率先して環境を保全し、よりよい環境を創造していこうとする実践的な態度を育成すること。
- * 各学校においては、各教科や道徳科での学習に加え、総合的な学習の時間や特別活動において、以下の例のような体験活動が行われています。
 - ◆ 児童会活動・生徒会活動による学校周辺の清掃活動や空き缶回収
 - ◆ 集団宿泊学習等での植物等の観察
 - ◆ ボランティア活動協力校、青少年赤十字加盟校を中心とした環境美化活動
 - ◆ 愛鳥モデル校における鳥類保護活動
 - ◆ 緑の少年団や学校林をもつ学校における森林等の保護・育成活動
 - ◆ 海洋教育の一環として、海岸や海洋生物等の環境保全活動
- * 各学校においては、学校の教育活動全体を通して、以下の例のような環境保全活動が行われています。
 - ◆ 手洗い、歯磨きの水を節約し、掃除時の洗剤の量を減らす。
 - ◆ 照明のスイッチをこまめに消す。
 - ◆ ゴミの量を減らし、分別収集を行う。

③ 環境センター出前講座

県環境センターでは、子どもたちに環境問題への関心を深めてもらうため、体験型環境学習を通じた出前講座を実施し、小学校の環境教育の取組を支援しています。

毎年、希望する小学校に出向き、以下のようなプログラムに沿った実験を行っています。

* 大気分野

- ・自動車の排気ガス実験（排気ガスに含まれている大気汚染物質の濃度を測定する。）
- ・酸性雨実験（子どもたちが集めた雨水を用いて、雨水の pH を測定する。）

＊水質分野

- ・簡易水質等調査（身近な川の水や生活排水を採取し、外観やにおいを確認し、化学的な測定も行い、採取した水の状態を調べる。）
- ・水生生物調査（川底や石に付着して生息する昆虫の幼虫等水生生物の種類や数を調べ、その川の汚れの程度を調べる。）

＊放射線分野

- ・自然放射線の測定実験（放射線測定器を使って、身の回りの放射線を測定する。）

④ 海辺の漂着物調査

県では、漂着物等による海辺の汚染実態を把握し、今後の海洋環境保全対策、廃棄物対策などの基礎資料とするほか、調査参加者に環境美化に関する意識を高めてもらうことを目的とした「海辺の漂着物調査」に参加しています。

この調査は、公益財団法人環日本海環境協力センターの主催により、日本海沿岸の自治体において実施されており、日本のほか韓国、ロシア等が協力して行われています。

本県は、平成 13 年度から参加しており、毎年、唐津市立湊中学校の 1 年生を中心に、調査を行っています。

【令和 5 年度調査】

- ・実施期日 令和 5 年 9 月 25 日（月）
- ・実施場所 北浜（唐津市湊）
- ・調査参加者 唐津市立湊中学校 1 年生（9 名）、県環境課、唐津市生活環境対策課



【現地調査（北浜）】



【分析調査（湊中学校）】

⑤ こどもエコクラブ事業

こどもエコクラブは、子どもたちの環境保全意識の高揚、環境保全活動に主体的に参加する態度や環境問題解決に資する能力を育成することを目的として、公益財団法人日本環境協会（全国事務局）が都道府県、市町と協力して進めている事業で、誰でも、いつでも参加できる環境活動クラブです。

令和 5 年度末の結成数は 103 クラブ、参加人数は 4,169 人となっています。

➤ 活動をはじめるには

- ◆ メンバーとなる子ども（3歳～高校3年生）と活動を支えるサポーターを集めます。
（高校生はサポーターとしても登録できる。）
- ◆ こどもエコクラブのウェブサイトから登録するか、登録用紙に必要事項を記入し、こどもエコクラブ全国事務局または地方事務局に提出します。（登録・年会費は無料）
なお、活動内容は、子どもたちが興味や関心を持つ自然観察やリサイクルの学習など環境活動に関するものであれば、自由に取り組むことができます。

➤ メンバー・サポーターになると

全国事務局から、活動に役立つ環境記録シート（エコログ）やメールマガジンが送られます。

また、活動中の第三者への事故に対応するため、クラブ登録と同時に、メンバー・サポーターは自動的に賠償責任保険の対象となります。

➤ 活動の支援

「佐賀県ストップ温暖化県民運動推進会議」（事務局：佐賀県脱炭素社会推進課内）がこどもエコクラブの活動を支援します。

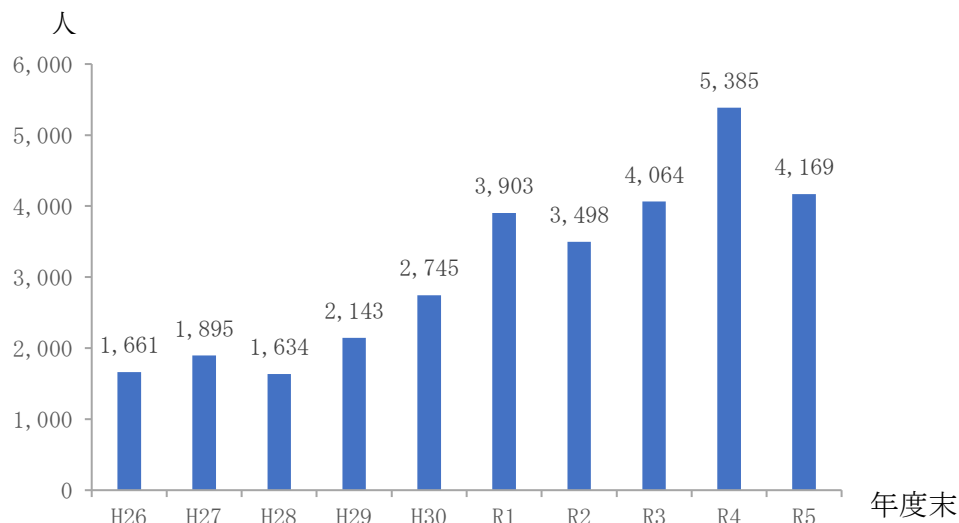
- ◆ 環境サポーターの派遣
- ◆ 希望するクラブへ環境サポーターを派遣し、環境学習や活動を支援します。

表 2-5-1 市町別こどもエコクラブ数、参加人数（令和5年度末）

資料：有明海再生・環境課

市町名	クラブ数	参加人数	市町名	クラブ数	参加人数
佐賀市	9	470	吉野ヶ里町	0	0
唐津市	7	368	基山町	1	18
鳥栖市	13	151	上峰町	0	0
多久市	2	36	みやき町	2	62
伊万里市	38	1,446	玄海町	2	106
武雄市	13	874	有田町	4	223
鹿島市	4	166	大町町	0	0
小城市	2	101	江北町	0	0
嬉野市	6	148	白石町	0	0
神埼市	0	0	太良町	0	0
合計	103	4,169			

図 2-5-4 こどもエコクラブ参加人数の推移 資料：有明海再生・環境課



⑥ 有明海に関する自然体験活動等の実施 第2部第4章第3節4に掲載

(2) 家庭・地域社会における環境教育等の充実

① エコチャレンジシート 第2部第1章第1節1(1)①に掲載

② 佐賀県「ストップ温暖化」県民運動顕彰事業

県内の地域、学校又は事業所等において、環境保全、環境美化、自然環境保護、その他環境意識啓発に関わる活動を行い「ストップ温暖化」県民運動の推進に貢献のあった団体・個人の活動を顕彰しました。

○ 表彰 3団体2名

- ・白石原トンボ生せい会
- ・Rethink PROJECT（日本たばこ産業株式会社佐賀支社）
- ・佐賀県立伊万里実業高等学校 フードプロジェクト部
- ・大羽 厚久 様
- ・熊井 喜好 様

(3) 事業所が行う環境教育等の支援

① 廃棄物減量等推進研修会 第2部第3章第2節2(1)②に掲載

② 環境マネジメントシステム 第2部第1章第1節1(3)に掲載

(4) 県の環境保全率先行動の推進

① グリーン購入 第2部第3章第2節2(2)⑤に掲載

(5) 環境教育等の場の提供

① 環境月間行事の実施

毎年環境省の呼びかけで、6月5日の「環境の日」を中心とする6月の1か月間を

「環境月間」として、全国各地で環境に関する様々な行事や取組が行われます。

県では、この「環境月間」を県民みんなで環境問題を考える絶好の契機ととらえ、市町等と連携し、「県内一斉ふるさと美化活動」など様々な環境関連行事を例年実施しています。

表 2-5-2 県が主催する「環境月間」関連行事（令和 5 年度）

資料：脱炭素社会推進課

行事名	行事内容	期 日	場 所	実施主体
県内一斉「ふるさと美化」活動	県内一円で散乱ごみ等の清掃活動	6月4日(日)を中心に4月から6月に実施	県内一円	県市町
廃棄物不法投棄一斉点検(平成14年～)	不法投棄場所の現況把握及び不法投棄防止対策の検討	6月1日(木)～ 6月30日(金)	県内一円	県
クールビズの推進	第2部第1章第1節1(1)①に掲載			
環境センター出前講座	第2部第5章第1節3(1)③に掲載			

「環境の日」 昭和47年6月5日にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して、6月5日を「環境の日」と定められました。世界各国において環境保全の重要性を認識するとともに、行動の契機となる諸行事が実施されています。

② 水の週間行事の実施

平成26年7月1日に水循環基本法が施行され、8月1日は法律で定められた「水の日」となりました。政府はこの日から一週間を「水の週間」と定め、水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について、国民の関心を高め、理解を深めるための様々な行事を行っています。

この行事の一環として、県は国土交通省と共催し、次代を担う中学生を対象とした「水の作文コンクール」を実施することで、きれいで安全、安心な水を安定的に供給すること等の重要性について、学んでもらいます。

③ 河川愛護月間行事の実施

河川愛護月間（7月）中の活動として、河川愛護ポスターを小学生から募集し、優秀作品の表彰を行うとともに啓発用ポスターを配布し、県民の河川愛護意識の高揚を図っています。また、市町や地元住民の協力を得て、河川の清掃を行っています。

4 ライフステージに応じた施策

環境教育は、各ライフステージにおける学校・家庭・事業所などあらゆる場と機会を通して、発達段階に応じた環境教育を行うことが必要です。

「環境を考えて行動する人づくり」に向けて、各ライフステージにおいて環境教育及び普及啓発活動に取り組んでいます。

第2節 各主体のネットワークによる環境への取組の推進

平成26年度に佐賀県が実施した「佐賀県くらしの実感調査」において、環境（地域、自然、生活など）を守る取組についての実感を調査したところ、環境を守る取組が進んでいると「思う」が40.2%であり、「思わない」の34.2%よりやや高くなっています。このように県民の実感として、環境を守る取組が少しずつ進んでいる状況です。

県民、CSO、事業者、行政等の日常生活や社会活動において、環境への負荷を低減させるための実践的な活動への積極的な参加を推進するためには、県が自ら率先して環境保全に向けた取組を行うほか、情報の提供、活動の場の整備、ネットワークづくり等を推進することが必要です。

1 県民・CSOの環境保全活動の推進とネットワーク化の推進

(1) 佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議

地球温暖化対策や循環型社会づくりに向けて、県民、事業者、行政が一体となって、快適な環境を目指しつつ、環境に対する負荷を低減する社会づくりを推進するため、佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議では、下記の各種事業を実施しました。（令和5年度）

① 環境意識の普及啓発

i. 環境サポーター派遣事業

県民一人一人の環境に配慮したライフスタイルの実践を促すため、小中高等学校、民間の団体等が主催する環境保全に関する学習会や実践活動に、指導者として環境サポーターを派遣しました。

○ 派遣回数 121回

② 環境保全の実践活動の推進

i. 県内一斉ふるさと美化活動事業

快適な生活環境の確保と県民一人ひとりの実践活動への参加を促進するため、県内一斉ふるさと美化活動を実施しました。

○ 参加者数 132,917人

○ 収集ごみ量 可燃ごみ約289トン、不燃ごみ約100トン

ii. 環境学習活動助成事業

県内の個人や団体による環境保全に関する学習活動（講演会、研修会等）の実施に対し、事業費の一部を助成しました。

○ 助成額 市町実施：上限10万円

団体・個人実施：上限8万円

○ 助成団体数 3市町、6団体

iii. 「こどもエコクラブ」活動支援事業

将来を担う子どもたちの環境保全に対する自主的な実践活動を支援するとともに、「こどもエコクラブ」の普及・活性化を図るため、「こどもエコクラブ」の活動費の一部を助成しました。

- 助 成 額 等 1 クラブあたり 1 万円（上限）
- 助成クラブ数 59 クラブ

iv. 佐賀県「ストップ温暖化」県民運動顕彰事業

第 2 部第 5 章第 1 節 3 (2) ③に掲載

③ 環境情報提供の充実

i. ホームページ等による情報提供事業

当推進会議の事業内容や環境情報の提供のため、ホームページの整備・運用を行い、実践活動の促進に向けた情報提供を行いました。また、ホームページリニューアルにより見やすく、操作しやすいデザインに一新するとともに、イベント情報等のコンテンツも充実しました。

さがエコ・ナビ（佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議）HP

<https://saga-econavi.jp/>

2 事業者の自主的活動の推進

(1) 環境対応融資制度等の利用促進

① 農林水産業者等に対する環境対応融資制度

農林水産業者等の事業活動に伴って生じる公害の防止を始め、環境への負荷の低減を図るための省エネルギー対応型設備の導入・更新を図るため、農業近代化資金等に利子補給を行うこと等により低利の制度資金の融通を行っています。

なお、主な制度資金の概要は次表のとおりです。

表 2-5-3 農林水産業者等に対する主な融資制度

資料：生産者支援課

資 金 名	貸 付 条 件			摘 要
	利 率	償還期限	融資率及び限度額	
農業近代化資金 (JA 等金融機関)	1.50%	15 年	融資率 80% 個 人 1,800 万円 法人等 2 億円 農協等 15 億円	省エネ対応型設備、 公害対策設備
農業改良資金 (日本政策金融公庫)	無利子	12 年	個 人 5,000 万円 法人等 1 億 5,000 万円	省エネ対応型設備、 公害対策設備
農業経営基盤強化 資金 (日本政策金融公庫)	0.95～1.50%	25 年	個 人 3 億円 法人等 10 億円 ※対象は認定農業者	省エネ対応型設備、 公害対策設備
畜産経営環境調和推 進資金 (日本政策金融公庫)	処理高度化施設 1.50% 共同利用施設 1.50%	20 年	個 人 3,500 万円 法人等 7,000 万円 共 同 事業費の 80%	公害対策設備
林業・木材産業改善 資金	無利子	10 年	個 人 1,500 万円 法人等 3,000 万円 木材産業者 1 億円	省エネ対応型設備
沿岸漁業改善資金	無利子	7 年	燃料油消費節減機器等設 置資金 2,500 万円	省エネ対応型設備

(注)利率は、令和 7 年 2 月 20 日現在

② 中小企業者に対する融資

企業が自己の責任において、その事業活動により生じる環境問題の解決を図ることは、快適な環境を維持し、住民の福祉向上を図る上で不可避の課題であり、現代社会の中で、企業の果たすべき社会的責任の重要な一要素です。

しかしながら、公害防止や産業廃棄物の処理のための施設整備等環境対策への取組みが、直接生産性向上に寄与するものとはならないため、一般的に、経営基盤が脆弱な中小企業者においては、環境対策への取組みが消極的になりがちです。

こうした状況を改善するには、中小企業者が行う環境対策に係る設備投資等の負担を軽減するための各種施策が必要です。

県では、中小企業者への制度金融の一環として、昭和 48 年度に公害防止のための融資制度を設けました。平成 5 年度からは「佐賀県中小企業特別対策資金（環境対策貸付）」として再生資源の有効利用のための施設の設置又は改善を行うものを、平成 11 年度には、省エネルギー効果のある設備の設置又は改善を行うものを貸付対象とし、平成 13 年度からは、設備投資意欲を促進させるため、不動産の取得を行う場合の貸付において、貸付期間を 15 年に延長しました。

平成 16 年度には制度金融の資金メニューの整理を行い「経営革新支援貸付（経営基盤強化資金）」の中で、環境保全、廃棄物抑制、省エネルギー対策、ISO14000 シリーズの認証に要する取組みを貸付対象とし、貸付限度額を 5,000 万円に引き上げました。

平成 25 年度には金融と経営支援の一体的取組を推進し、中小企業の経営力の強化を図るため、「企業経営力強化資金」を創設し、さらに平成 25 年 12 月 1 日からは当資金の設備資金について、保証料率を 0.00%としました。

平成 27 年 3 月 10 日からは、成長への転換への新たな取組として、制度金融の資金メニューを拡充し、各資金について金利の引下げを行うとともに、「経営革新支援貸付（経営基盤強化資金）」（平成 28 年度に「経営強化貸付（経営環境変化対応資金）」へ名称変更）の設備資金について、認定支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画実行及び進捗の報告を行う者に対し、保証料率を 0.00%として制度を運用するなど、低利かつ長期の融資制度の一層の充実を図っています（表 2-5-4）。

また、「高度化資金」も公害防止施設を対象設備としています（表 2-5-5）。

県以外においても、政府系金融機関が公害防止関連の融資制度を設けており、県の融資制度とともに、中小企業者のより有利な条件での利用を通じて、企業の環境対策の促進を図っています。

表 2-5-4 佐賀県中小企業特別対策資金（経営強化貸付（経営環境変化対応資金））の概要
（令和 6 年 3 月 31 日現在）

資料：産業政策課

貸付対象者 （条件全てを満たすこと）	・客観的に事業を行っていることが明らかであること ・県内に住居若しくは事業所を有する個人又は県内に本店若しくは事業所を有する法人であること ・行政庁の許認可等を必要とする事業を営む者は、その許認可等を得ていること
貸付対象資金	● 貿易振興・国際化対策 ISO9000 シリーズまたは 14000 シリーズの認証を受けようとする中小企業者が必要とする事業資金 ● 環境・省エネルギー対策 環境保全・廃棄物抑制または省エネルギー対策に取り組み、次のいずれかに該当する中小企業者が必要とする事業資金 ・公害防止施設または環境保全施設の設置・改善を行うもの ・再生資源の有効利用のための施設の設置・改善を行うもの ・産業廃棄物の処理を自ら行うか、産業廃棄物処理を業として行うもの ・環境への負荷の低減や脱炭素対策、その他環境の保全を図るもの ・省エネルギー効果のある設備の設置・改善を行うもの
貸付限度額	設備資金 5,000 万円（運転資金のみの場合は 2,000 万円）
貸付期間	設備資金 10 年以内（不動産の取得を主な内容とするものについては、15 年以内）（据置 2 年以内）、運転資金 7 年以内（据置 1 年以内）
貸付利率、保証料率	貸付利率 年 1.3%、保証料率 年 1.35%以内（設備資金 0.00%）
担保、保証人	信用保証協会の定めるところによる
取扱金融機関	佐賀銀行、佐賀共栄銀行、佐賀信用金庫、唐津信用金庫、伊万里信用金庫、九州ひぜん信用金庫、佐賀西信用組合、佐賀東信用組合、佐賀県医師信用組合、佐賀県信用農業協同組合連合会、商工組合中央金庫、みずほ銀行、三井住友銀行、福岡銀行、筑邦銀行、十八親和銀行、西日本シティ銀行、長崎銀行、大川信用金庫、横浜幸銀信用組合、朝銀西信用組合

表 2-5-5 その他の県融資制度の概要（令和 6 年 3 月 31 日現在）

資料：産業政策課

制度名	高度化資金
融資対象	事業協同組合等
対象施設	共同公害防止施設の設置に必要な土地、建物、構築物、設備
融資比率	対象施設の整備に要する費用の 80%以内
融資限度	制限なし
融資利率	年利 0.60%（中小企業の振興に係る関係法律の認定等を受けて実施する事業等については無利子）
融資期間	20 年以内（うち据置 3 年以内）
備考	中小企業の事業活動に伴って関係法令に定める施設から生じる公害を防止するための施設を共同で設置する事業に対する貸付金

(2) 環境・エネルギーに関する研究開発の支援

・エネルギーに関する研究開発

第2部第1章第1節4(1)②に掲載

(3) 環境保全活動の功労・功績者の顕彰

第2部第5章第1節3(2)③に掲載

3 佐賀県の事業者としての環境保全率先行動の推進

県は、自ら率先して地球温暖化対策や循環型社会づくりへの取り組みを進めるため「地球温暖化対策に関する佐賀県率先行動計画」を策定し、これに基づき取組を行っています。

(1) 地球温暖化対策に関する佐賀県率先行動計画の概要

県は、自ら率先して地球温暖化対策や循環型社会づくりへの取り組みを進めるため平成21年3月に「地球温暖化対策に関する佐賀県率先行動計画」を策定しました。現在の計画は令和5年3月に改定し、これに基づき全部局（警察本部、県立学校含む）で温室効果ガス及び廃棄物の削減に取り組んでいます。

表 2-5-6 地球温暖化対策に関する佐賀県率先行動計画の概要

対象機関		全部局（県立学校、警察本部含む）
策定・改定		平成21年3月策定 平成24年3月一部改定 平成26年3月改定 平成31年3月改定 令和5年3月改定
関連する法律・条令		地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法） 佐賀県環境の保全と創造に関する条例
計画期間		R5～R8 年度
削減 目標	基準年度	H25 年度
	目標値	● CO ₂ 排出量を 55.0%削減 ・ 庁舎燃料使用量を 10.0%削減（CO ₂ 換算） ・ 公用自動車等燃料使用量を 33.0%削減（CO ₂ 換算）

(2) 主な取組実績

① 温室効果ガスの排出削減

温室効果ガスの削減のため、県では省エネルギー化の推進、新エネルギーの導入や公用車の利用・管理における環境負荷の低減等に取り組んでいます。

令和5年度の温室効果ガスの排出量は、計画の基準年度である2013年度と比べ53.3%減少しています。

庁舎の燃料使用量は、灯油、ガス等の燃料、電気ともに省エネの取組や設備の更新等により、基準年度より減少しました。また、公用車の燃料使用量は、低燃費車の導入や職員向けエコドライブ講習会の実施等により、29.6%減少しています。

全ての項目において減少していますが、今後とも温室効果ガス排出量削減の取組に努めていきます。

表 2-5-7 令和 5 年度 温室効果ガス削減の取組実績（基準年度 H25 年度）

	R5 年度実績		目標値
	使用量（t-CO ₂ ）	H25 年度比増減率	
二酸化炭素排出量	15,883	▲53.3%	▲55%

表 2-5-8 令和 5 年度 重点的取組に係る削減目標

	R5 年度実績		目標値
	使用量	H25 年度比増減率	
庁舎燃料使用量 （千 kWh）	40,131	▲7.4%	▲10%
公用自動車等燃料 使用量（kℓ）	894.34	▲29.6%	▲33%

図 2-5-5 令和 5 年度二酸化炭素排出量内訳（所属別、用途別） 資料：脱炭素社会推進課
令和 5 年度 CO₂ 排出量 15,883t（単位：t-CO₂，%）

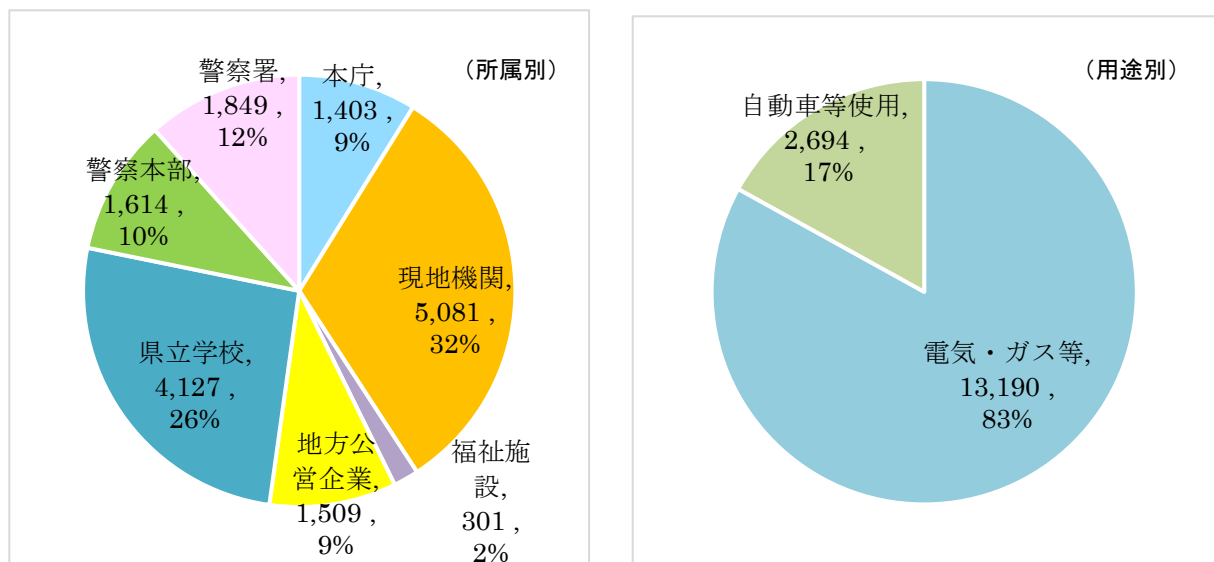


図 2-5-6 二酸化炭素排出量の推移 (H25～R5 年度)

資料：脱炭素社会推進課

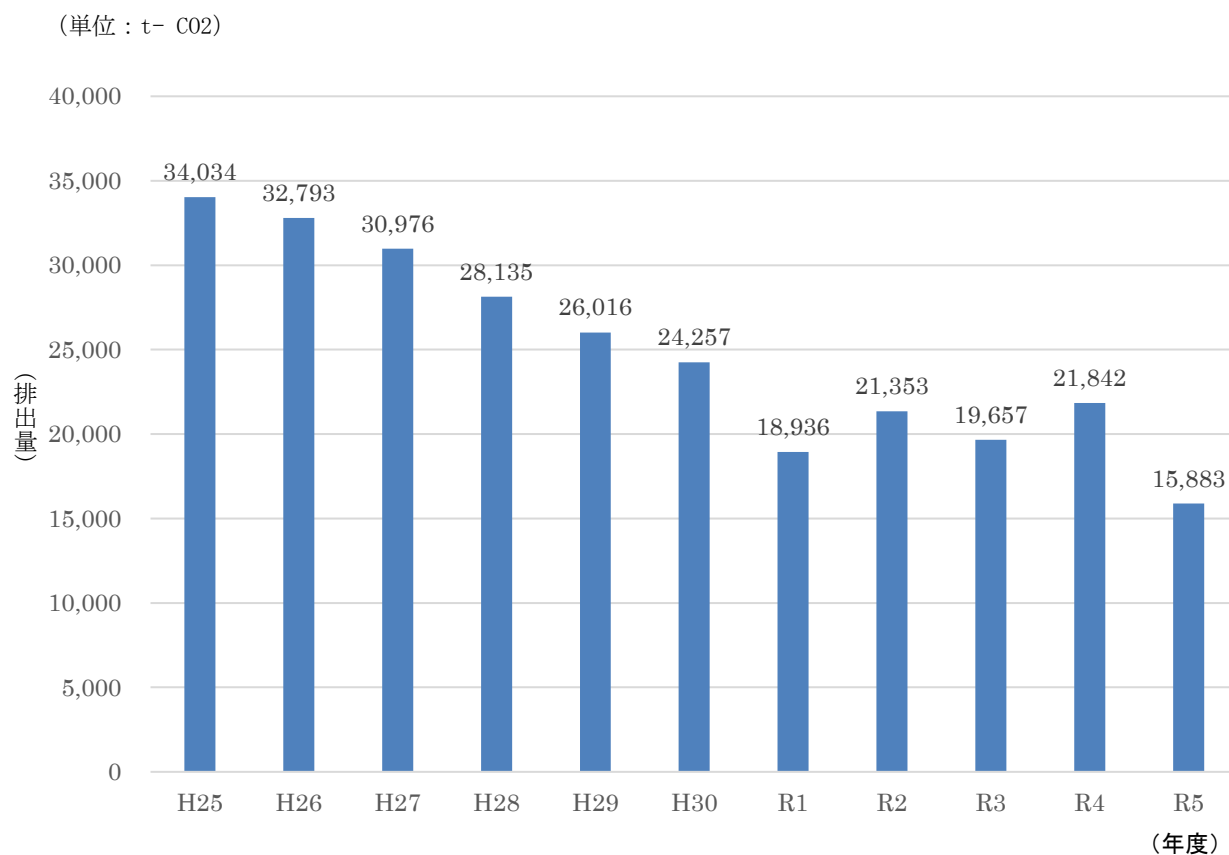


表 2-5-9 県有施設等への太陽光発電システムの導入状況【発電能力】 (令和 5 年 11 月現在)

施設名	性能	施設名	性能
県庁舎旧館	120kW	多久高等学校	20kW
武雄総合庁舎	40kW	小城高等学校	40kW
鳥栖総合庁舎	40kW	鹿島高等学校	14.4kW
アバンセ（男女共同参画センター・生涯学習センター）	25kW	有田工業高等学校	308kW
在宅生活サポートセンター	5.5kW	神埼高等学校	50kW
波戸岬少年自然の家	5kW	佐賀北高等学校	20kW
畜産試験場	40kW	佐賀警察署 佐賀駅前交番 他 9 交番	45kW
唐津保健福祉事務所	20kW	警察本部別館	20kW
ダム管理事務所	0.084kW	小城警察署	20kW
SAGA サンライズパーク	20kW	唐津警察署	20kW
杵藤保健福祉事務所	5.5kW	鹿島警察署	20kW
佐賀県高性能食肉センター	120kW	佐賀南警察署	20kW
東部工業水道管理事務所	185kW	免許センター	20kW
唐津工業高等学校	111kW	白石警察署	20kW

表 2-5-10 県有施設における温室効果ガスの排出削減に向けた整備状況（令和 6 年 3 月現在）

主な整備項目区分	件数	実施施設数
LED 照明、高効率照明等の整備	19	17
省エネ型空調の整備	8	
節水型衛生器具採用	0	
その他断熱工事、給湯工事など	3	

② 循環型オフィスづくりの推進

i. グリーン購入の推進

県では、グリーン購入推進のため、平成 12 年 3 月に「佐賀県環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を策定し、グリーン購入に取り組んでいます。

令和 4 年度からは「佐賀県環境物品等の調達の推進に関する基本方針」及び「環境物品等の調達方針」を「佐賀県環境物品等調達方針」として改定し、引き続きグリーン購入に取り組んでいます。

令和 5 年度は 23 分野 264 品目を特に重点的に調達推進する物品(特定調達物品等)とし、うち、214 品目の調達目標を 100%と定めて取り組みました。

また、調達目的に応じた特定調達物品等の調達が不可能な場合又は著しく困難な場合は、調達しようとする物品等を除外物品等として所属等の長の承認を得た上で購入しています。

ii. ごみの減量化、リサイクルの推進

ごみの減量化、リサイクルの推進のため令和 5 年度は分別の徹底を図りました。

第6章 環境負荷の少ない地域づくり

いつでも誰でも、環境の状況や推移、先端的な環境の知識など必要な環境情報を得ることができる社会、環境に関し安心して暮らせる社会、各主体が自主的によりよい環境を実現する取組を行うことが当たり前になる社会に向けたしくみづくりを推進します。

第1節 環境情報の充実と発信

大気や水質などの測定結果や環境保全の取組状況について、毎年環境白書を発行するとともに、インターネット等を用いて広く情報提供を行っています。特に光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM_{2.5}）に関する事など、県民の関心がある情報・安全・安心に関する情報については、リアルタイムでの情報更新を行っています。

また、有明海に関する情報については、調査研究を推進するため、基礎的データ及び研究成果等のデータベース化に取り組んでいます。

1 化学物質環境実態調査

環境省を主体に昭和49年度から一般環境中における化学物質の残留状況を継続的に把握することを目的に、現在では初期環境調査（環境中での有無の調査）、詳細環境調査（環境中の残留状況を詳細に調査）及びモニタリング調査（難分解性、高蓄積性物質を定期的に調査）の調査体系で実施されています。本県では一般環境の調査地点を大気では佐賀市、水質及び底質では伊万里湾とし、試料採取、水質及び底質の一般項目検査並びに初期環境調査の一部の項目の分析を実施しました。

表2-6-1 令和5年度調査結果（環境センターで分析を実施した調査対象物質のみ）

調査媒体：水質、調査地点：伊万里湾

資料：環境センター

調査区分	調査対象物質	用途	測定値（平均）
初期環境調査	ベンゾフェノン	化粧品、プラスチックの原料、接着剤の原料	欠測

2 日韓海峡沿岸環境技術交流事業

平成4年8月に開催された九州北部3県（福岡県、佐賀県、長崎県）と韓国南岸1市3道（釜山広域市、慶尚南道、全羅南道、済州特別自治道）の知事による「日韓海峡沿岸県市道知事交流会議」（日韓知事サミット）において、環境分野の共同交流事業の実施決定を受け、九州北部地域と韓国南岸地域が一体となって連携協力し、広域的かつ多様な環境保全技術・公害防止に関する共同事業を展開することにより、日韓両地域の友好と相互理解及び環境保全に資することを目的として、平成5年度から事業を実施しています。（平成12年度から山口県も参加）

日韓 8 県市道の先進的・有効的な環境分野の取組事例を 8 県市道で共有するとともに相互理解のより一層の促進を図るため、令和 5 年度は、各県市道の行政・研究機関が、環境政策・研究事例等の取組みについて紹介を行う発表会を実施しています。

表2-6-2 過去の調査概要

資料：環境センター

期間	名 称	概 要
平成7～9年度	酸性雨共同調査	日韓海峡沿岸域における酸性雨の実態を把握するため、日本側4地点、韓国側9地点で季節ごとの降雨を採取し、pHやイオン成分などを分析し、起源の比較などを行いました。
平成10～11年度	河川水質生物検定調査	河川形態、河川汚濁状況、工業形態、農業形態の異なる日韓の河川において、生物を用いた調査を実施して、水質評価の比較検討を行いました。
平成12～13年度	陸水及びその集水域の窒素流動調査	窒素肥料などが原因の窒素フラックスによる水質汚染の現状を把握するため、類似の植生と農業形態を持つ両国で共通した手法による調査・解析を行いました。
平成14～15年度	日韓都市間大気汚染度比較評価	体感的な大気汚染指標である視程（地表付近で水平方向に見通すことができる距離）により、海峡沿岸域の都市における大気汚染度を比較評価しました。
平成16～17年度	集水域の地質・植生が異なる河川水調査	河川や湖沼等の水質汚濁の主要な原因の1つとされる山林域に着目し、地質や植生が異なる日韓両地域の山林域において、窒素やリン等の汚濁物質の流出特性に関する基礎データを収集する調査を行いました。
平成18～19年度	光化学オキシダント（オゾン）広域濃度分布特性調査	平成15～17年度の光化学オキシダント等の観測データを用いて、各自治体の代表測定局間の比較を行いました。また、オキシダント生成原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）の濃度調査を日韓同一日時に行之、特性を比較しました。
平成20～21年度	黄砂現象時の大気汚染物質特性および分布調査	黄砂飛来時に大気を採取し、その中に含まれる重金属などの成分量を分析しました。あわせて、大気常時監視データとの比較などを行い、日韓の分布特性を調査しました。
平成22～23年度	日韓 8 県市道環境シンポジウム	平成22年度は長崎県、平成23年度は大韓民国済州特別自治道で「地球環境問題に対する日韓の取組について」をメインテーマに、一般の方々への公開講座として、環境分野での行政や調査・研究機関の取り組み等を紹介する環境シンポジウムを開催しました。
平成24～25年度	微小粒子状物質（PM _{2.5} ）に関する広域分布特性調査	日韓8県市道が共同で微小粒子状物質（PM _{2.5} ）の成分分析を行い、発生源寄与の解析、時間データの解析、濃度分布などの比較検討及び高濃度事例を検討・解析・評価することで、今後の基礎資料とすることを目的として調査を行いました。
平成26～27年度	微小粒子状物質（PM _{2.5} ）に関する高濃度時期の広域分布特性調査	平成24～25年度に実施した「微小粒子状物質（PM _{2.5} ）に関する広域分布特性調査」の結果を踏まえ、PM _{2.5} の高濃度時期に集中して試料採取を行い、高濃度時の環境実態を調査しました。
平成28～	大気中の揮発性有	ベンゼンなどの揮発性有機化合物（以下、VOC項目）は、それ自体の

29年度	機化合物調査	毒性に加え、SPMやPM _{2.5} などの微小粒子を二次的に生成する働きがあり、発生源や環境実態の把握は重要です。このことから、日韓が共同でVOC項目についての実態調査を行いました。
平成30～令和元年度	地下水の成分等調査	水環境施策の基礎資料とすることを目的に、日韓8県市道40地点の地下水のpH等の一般項目、イオン成分、重金属成分の分析、解析を行い、水質特徴の把握及び比較を行いました。
令和2～5年度	日韓8県市道環境政策・研究事例発表会	日韓8県市道の先進的・有効的な環境分野の取組事例を8県市道で共有するとともに相互理解のより一層の促進を図るため、各県市道の行政・研究機関が、環境政策・研究事例等の取組みについて紹介を行う発表会を実施しました。

3 環境関連情報サイト

- ◆ 佐賀県の環境情報館

http://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00313865/index.html

- ◆ 環境センター

<http://www.pref.saga.lg.jp/list00024.html>

<http://www.pref.saga.lg.jp/list02735.html>

- ◆ 佐賀県の大気環境（リアルタイム表示システム）

<http://www.saga-taiki.jp/pc/index.php>

第2節 危機管理体制の充実

1 光化学オキシダント

県内12局（令和5年度末）で光化学オキシダントの測定を実施しており、その結果をホームページや電話の音声案内にて公開しています。

ホームページ	https://saga-taiki.jp/ox/
音声案内（電話）	0952-32-3583（電話料金がかかります。）

光化学オキシダントの濃度が高くなったときに注意報等の発令を実施し、県ホームページ、関係機関、報道機関等を通して、周知を行うこととしています。

なお、令和5年度は、注意報等の発令はありませんでした。

※光化学オキシダントに係る注意報が発令された際には、次のことに御留意ください。

- ・外出を控えましょう。特に、屋外での激しい運動は避けてください。
- ・窓を閉めて、出来るだけ屋内で過ごしましょう。
- ・目やのどが痛くなったら、洗顔、洗眼及びうがいを行いましょう。また、症状が回復しないときやひどいときは、医師の診断を受けましょう。
- ・光化学オキシダントの原因物質（窒素酸化物）の排出を抑えるため、車の使用は控えましょう。

2 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

県内12局（令和5年度末）で微小粒子状物質（PM_{2.5}）の測定を実施しており、その結果をホームページや電話の音声案内にて公開しています。

ホームページ	https://saga-taiki.jp/pm25/
音声案内（電話）	0952-32-3583（電話料金がかかります。）

また、平成25年3月から、環境省が示した微小粒子状物質（PM_{2.5}）に関する注意喚起のための暫定的な指針に基づき、PM_{2.5}の濃度が1日平均値で70μg/m³を超えると予想されたときに、県ホームページ、関係機関、報道機関等を通して、注意喚起を行っています。

なお、令和5年度は、注意喚起の実施はありませんでした。

※注意喚起が実施された際には、次のことに御留意ください。

- ・不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らしましょう。
- ・屋内でも換気や窓の開閉を必要最小限にしましょう。

（呼吸器系や循環器系疾患がある方や、小児・高齢の方は、体調に応じてより慎重に行動しましょう。）

3 異常水質

一級河川では、毎年度、関係行政機関等をメンバーとして設立された各水系水質保全協議会において水質事故訓練等を実施しており、県の関係機関でも、各種会議等を通じて水質事故時の対応を再確認することで迅速な水質事故対応に努めています。

令和5年度においても、油流出や魚のへい死等の水質事故の際には、関係機関との連携のもと迅速な対応を行いました。

4 地下水汚染

令和5年度は、佐賀市富士町内野地区の井戸所有者から環境基準を超過した砒素が検出されたとの報告をうけ、佐賀市が周辺井戸の緊急調査等を実施する等対応を行いました。

第3節 多様な環境保全の手法の活用

1 特定工場における公害防止組織の整備

産業公害の防止を図るには、各種の規制措置をとるとともに、事業者により工場内の有効適切な公害防止体制が確立されることが必要です。このため「特定工場の公害防止組織の整備に関する法律」により、特定工場の種類と規模に応じて、公害防止管理者等を選任し、企業内における公害防止体制を整備することが義務づけられています。

本県における公害防止管理者等の選任届出状況は表 2-6-3 のとおりです。

表 2-6-3 公害防止管理者等選任届出状況（令和6年3月末） 資料：有明海再生・環境課

業種 (日本標準産業分類 の中分類による)	区分	特定 工場 の数	公害 防止 統括 者	公害 防止 主任 管理者	公 害 防 止 管 理 者										※騒音 関係	粉じん 関係	※振動 関係	ダイ オキシ ン類
					大気関係公害 防止管理者				水質関係公害 防止管理者									
					第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種						
09 食料品製造業		8	8	1			1	5	1			4						
10 飲料・たばこ・飼料製造業		5	5			1		5		1		4						
11 繊維工業																		
12 木材・木製品製造業		1	1					1										
13 家具・装備品製造業																		
14 パルプ・紙・紙加工品製造業		2	2	1			1	1	1			1						
15 出版・印刷・同関連業																		
16 化学工業		5	5			1	1	1		2								
17 石油・石炭製品製造業		14	4				2	11		1								
18 プラスチック製品製造業		1	1							1								
19 ゴム製品製造業		1	1				1											
20 なめし革・同製品・毛皮製造業																		
21 窯業・土石製品製造業		24	13			1	2			3				23				
22 鉄鋼業		4	4			1	2			2			1				2	
23 非鉄金属製造業		2															2	
24 金属製品製造業		19	17					1	2	16			7			6		
25 はん用機械器具製造業		1	1							1			1			1		
26 生産用機械器具製造業		3	2							1								
27 業務用機械器具製造業																		
28 電子部品・デバイス・電子回路製		2	2							2						1		
29 電気機械器具製造業		10	10				1	4	2	7			3			5		
30 情報通信機械器具製造業																		
31 輸送用機械器具製造業		3	2					2		1			1					
32 その他の製造業																		
33 電気業		2	2				3											
34 ガス業																		
35 熱供給業																		
合 計		107	80	2	0	4	14	31	6	38	0	9	13	23	13		4	
※騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている工場を除く。																		

※騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている工場を除く。

表 2-6-4 公害防止管理者等選任基準

資料：有明海再生・環境課

施 設 の 区 分	公害防止管理者等の種類	資 格 者 の 種 類
① 令第7条第1項第1号に掲げるばい煙発生施設(大気汚染防止法に規定する有害物質を発生するばい煙発生施設)で排出ガス量が1時間当たり4万m ³ 以上の工場に設置されるもの	大気関係第1種 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者
② 令第7条第1項第1号に掲げるばい煙発生施設(大気汚染防止法に規定する有害物質を発生するばい煙発生施設)で排出ガス量が1時間当たり4万m ³ 未満の工場に設置されるもの	大気関係第2種 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者又は 大気関係第2種有資格者
③ 令第7条第1項第2号に掲げるばい煙発生施設(いおう酸化物及びばいじんのみを発生するばい煙発生施設)で排出ガス量が1時間当たり4万m ³ 以上の工場に設置されるもの	大気関係第3種 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者又は 大気関係第3種有資格者
④ 令第7条第1項第2号に掲げるばい煙発生施設(いおう酸化物及びばいじんのみを発生するばい煙発生施設)で排出ガス量が1時間当たり1万m ³ 以上4万m ³ 未満の工場に設置されるもの	大気関係第4種 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者、 大気関係第2種有資格者、 大気関係第3種有資格者又は 大気関係第4種有資格者
⑤ 令第7条第2項第1号に掲げる污水等排出施設(水質汚濁防止法に規定する有害物質を排出する污水等排出施設)で排出水量が1日当たり1万m ³ 以上の工場に設置されるもの	水質関係第1種 公害防止管理者	水質関係第1種有資格者
⑥ 令第7条第2項第1号に掲げる污水等排出施設(水質汚濁防止法に規定する有害物質を排出する污水等排出施設)で排出水量が1日当たり1万m ³ 未満の工場に設置されるもの	水質関係第2種 公害防止管理者	水質関係第1種有資格者又は 水質関係第2種有資格者
⑦ 令第7条第2項第2号に掲げる污水等排出施設(BOD、SS等のいわゆる生活環境項目が問題となる污水等排出施設)で排出水量が1日当たり1万m ³ 以上の工場に設置されるもの	水質関係第3種 公害防止管理者	水質関係第1種有資格者又は 水質関係第3種有資格者
⑧ 令第7条第2項第2号に掲げる污水等排出施設(BOD、SS等のいわゆる生活環境項目が問題となる污水等排出施設)で排出水量が1日当たり1万m ³ 未満の工場に設置されるもの	水質関係第4種 公害防止管理者	水質関係第1種有資格者、 水質関係第2種有資格者、 水質関係第3種有資格者又は 水質関係第4種有資格者
⑨ 騒音発生施設	騒音関係公害 防止管理者	騒音関係有資格者
⑩ 特定粉じん発生施設	特定粉じん関係 公害防止管理者	大気関係第1～4種有資格者又は 特定粉じん関係有資格者
⑪ 一般粉じん発生施設	一般粉じん関係 公害防止管理者	大気関係第1～4種有資格者又は 一般粉じん関係有資格者もしくは 特定粉じん関係有資格者
⑫ 振動関係発生施設	振 動 関 係 公害防止管理者	振動関係有資格者
⑬ ダイオキシン発生施設	ダイオキシン関係 公害防止管理者	ダイオキシン関係有資格者
⑭ 排出ガス量が1時間あたり4万m ³ 以上でありかつ 排出水量が1日あたり1万m ³ 以上の特定施設を併 置している工場	公害防止主任 管理者	大気関係第1種又は第3種有資格 者かつ水質関係第1種又は第3種 有資格者

2 事業者の環境対策に対する助成

事業者の環境対策を効果的に支援するため、融資・助成制度の充実や民間助成などの情報の積極的な提供に努めています。また、循環型社会の形成の推進に向けた取組については、産業廃棄物税の税収を活用した施策、助成を実施しています。

(1) 農林水産業者等に対する環境対応融資制度

第2部第5章第2節2(1)①に記載

(2) 中小企業者に対する融資

第2部第5章第2節2(1)②に記載

(3) 税制上の優遇措置

法令で定める公害防止用施設を設置した場合、固定資産税（償却資産）が軽減されます（地方税法附則第15条第2項）。

(4) 産業廃棄物税を活用した施策、助成

第2部第3章第2節2(1)③ii、(2)②、④に記載

3 予防的・予見的手法の推進

(1) 環境影響評価制度の運用

環境影響評価は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に当たって、事前に事業者自らが、その事業に係る環境への影響について調査、予測、評価を行い、その結果を公表して住民や行政機関の意見を聴くなどの手続を行うことによって、環境保全について適正に配慮した事業計画を作り上げていくための制度です。

国においては、昭和59年に「環境影響評価実施要綱」が閣議決定され、これにより、国が実施し、又は免許等で関与する大規模な事業の実施に当たっては、統一的に環境影響評価が行われることとなりましたが、環境影響評価により一層の充実を図るため、平成9年6月に「環境影響評価法」が公布され、平成11年6月に施行されました。そして、平成23年4月には、法施行から10年を迎え、法の施行を通じて浮かび上がった課題や社会情勢の変化等に対応するため、法律の改正が行われました。

<環境影響評価法等の主な改正内容>

①方法書手続の充実（平成24年4月施行）

②環境影響評価図書のインターネット公表の義務化（平成24年4月施行）

③風力発電所を対象事業に追加（平成24年10月施行）

④計画段階配慮書手続及び事後調査報告書手続の創設（平成25年4月施行）

⑤太陽光発電所を対象事業に追加（令和元年7月施行）

また、本県では、平成9年3月制定の「佐賀県環境基本条例」に基づき、平成11年

7月に「佐賀県環境影響評価条例」を公布、平成12年8月に施行しました。そして、平成25年3月には、法改正の趣旨を踏まえ、同条例の一部改正を行いました。

＜環境影響評価条例等の主な改正内容＞

- ①方法書手続の充実（平成26年4月施行）
- ②環境影響評価図書のインターネット公表の義務化（平成26年4月施行）
- ③風力発電所を対象事業に追加（平成26年4月施行）
- ④計画段階配慮書手続の創設（平成26年4月施行）

令和5年度までの過去4年間に手続きが行われた事業は、表2-6-4のとおりです。

表 2-6-5 環境影響評価の実施状況（過去4年間）

資料：有明海再生・環境課

年度	事業名	事業者	区分	手続状況
R2	佐賀県東部地域 次期ごみ処理施設整備事業	鳥栖・三養基西部環境施設組合	条例対象	準備書
	（仮称）DREAM Wind 佐賀唐津風力発電事業に係る計画段階環境配慮書	大和エネルギー株式会社	法対象	配慮書
	（仮称）佐賀県唐津市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書	アカシア・リニューアブルズ株式会社、大阪ガス株式会社	法対象	配慮書
R3	（仮称）佐賀県北部海域洋上風力発電事業計画段階環境配慮書	アカシア・リニューアブルズ株式会社、大阪ガス株式会社	法対象	配慮書
	（仮称）佐賀県における洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書	日本風力エネルギー株式会社	法対象	配慮書
	（仮称）佐賀県唐津市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書	株式会社レノバ	法対象	配慮書
	（仮称）唐津風力発電事業環境影響準備書	日本風力エネルギー株式会社	法対象	準備書
R4	（仮称）佐賀県唐津市沖における洋上風力発電事業	関西電力株式会社	法対象	配慮書
	（仮称）唐津沖洋上風力発電事業	唐津玄海洋上風力発電合同会社	法対象	配慮書
R5	佐賀空港滑走路延長事業	佐賀県	法対象	配慮書

(2) 開発行為等に対する指導

最近の土地利用の状況をみると、引き続き農地が減少する一方で、宅地、道路用地等の都市的土地利用が増加しています。

しかし、人口減少と少子高齢化の進展により、都市部においては、一部の利便性の高

い地域を除き、既存市街地の空洞化、虫食い状に増加する低未利用地などによる土地利用効率の低下が懸念されます。また、農山漁村においては、人口減少による空き地、空き家の増加、担い手不足による耕作放棄地、荒廃森林がさらに増加することが懸念されます。

このような状況のなかで、より良い状況で県土を次世代に引き継ぐためには、人口減少局面における県土利用、自然環境と美しい景観の保全・再生・活用及びより災害に強い県土の構築といった課題があり、国土の利用に関する行政上の指針となる国土利用計画（全国計画）を基本として、佐賀県国土利用計画を策定しています。

また、市町に対しても、市町の土地利用の行政上の指針となる国土利用計画（市町村計画）の策定支援を行っています。

このほか、個別規制法（都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法）に基づく諸計画を総合的に調整するための基本となる佐賀県土地利用基本計画を策定し、県土の総合的かつ計画的な利用を推進しています。

(3) 公共事業における事業部門と環境部門との事前協議

① 佐賀県公共工事等自然環境保全対策事業

・事業目的

県が行う公共工事等における希少野生動植物への配慮を適切に行うため、事前に工事個所における希少野生動植物の生息等を点検、確認し、保護対策を適切に実施することを目的としています。

・事業概要

自然環境や地域の生態系の改変を伴う公共事業などにおいては、事前に事業区域におけるレッドデータブック（レッドリスト）掲載種を始めとする野生動植物の生息・生育状況や地域の生態系の状況を確認し、現地調査や専門家による助言などを踏まえ、適切な保全措置を検討した上で、事業が実施されるよう助言・指導を行っています。

令和5年度は動植物の専門家からなる「佐賀県自然環境保全対策検討会」を開催し、事業部局から協議のあった96件の事業について自然環境保全の見地から意見等を聴き、そのうち28件について現地調査や保全・保護対策に係る助言・指導を行いました。

今後も、事業部局から提出される改善計画書や報告書について、適宜フォローアップ調査を実施し、絶滅危惧種の動植物の保全・保護対策の効果等を確認する必要があります。（第2部第4章第1節4(1)に掲載）

4 環境問題による被害の救済措置の推進

(1) 公害苦情の状況

令和5年度に県及び市町機関が新規で受け付けた苦情は、前年度より105件少ない395件でした。

これを公害の種類別に見ると、大気汚染が 121 件（30.6%）と最も多く、次いで典型 7 公害以外 94 件（23.8%）、水質汚濁が 81 件（20.5%）の順となっています。

公害苦情の受理機関別では、県の機関が 35 件、市町が 360 件となっています。

図 2-6-1 公害苦情件数の推移（令和 5 年度）

資料：有明海再生・環境課

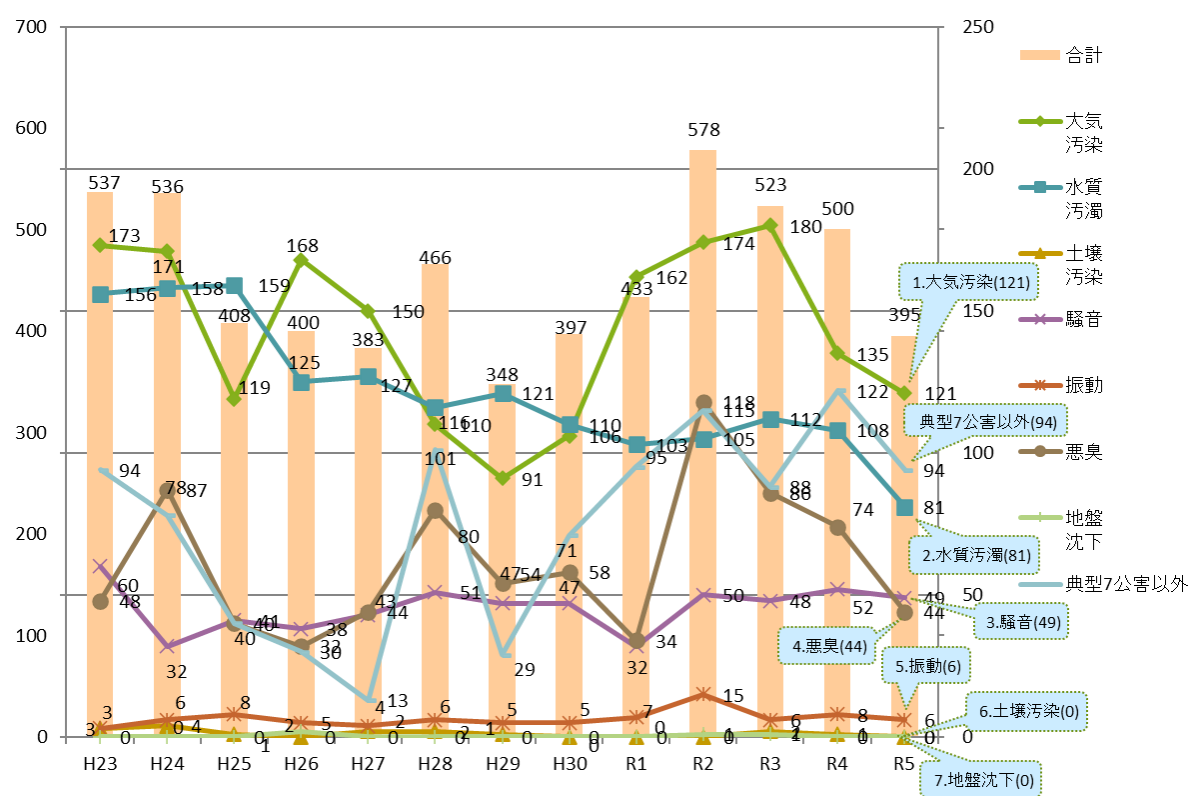


表 2-6-6 受付機関別公害苦情発生状況（令和 5 年度）

資料：有明海再生・環境課

	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
佐賀市	53	31	-	22	2	-	11	1	120
唐津市	-	6	-	5	-	-	1	-	12
鳥栖市	3	4	-	1	1	-	1	9	19
多久市	6	2	-	1	-	-	1	10	20
伊万里市	19	11	-	7	-	-	7	8	52
武雄市	-	-	-	3	1	-	14	-	18
鹿島市	-	-	-	-	-	-	-	-	0
小城市	18	5	-	6	2	-	5	57	93
嬉野市	-	-	-	-	-	-	-	-	0
神埼市	-	3	-	2	-	-	1	2	8
吉野ヶ里町	-	-	-	-	-	-	-	-	0
基山町	-	1	-	1	-	-	-	-	2
上峰町	-	-	-	-	-	-	-	-	0
みやき町	-	-	-	1	-	-	1	-	2
玄海町	-	-	-	-	-	-	-	-	0
有田町	1	-	-	-	-	-	-	-	1
大町町	-	-	-	-	-	-	-	-	0
江北町	2	1	-	-	-	-	-	-	3
白石町	-	4	-	-	-	-	1	5	10
太良町	-	-	-	-	-	-	-	-	0
市町計	102	68	-	49	6	-	43	92	360
県内各保健福祉事務所	19	13	-	-	-	-	1	2	35
合 計	121	81	-	49	6	-	44	94	395

図 2-6-2 公害苦情の発生原因別構成比（令和 5 年度）

資料：有明海再生・環境課

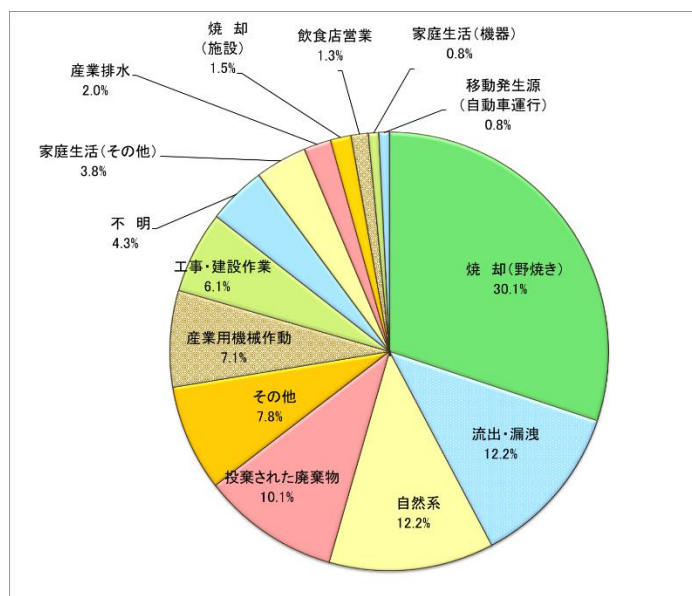


表 2-6-7 公害苦情の発生原因別苦情件数（令和 5 年度）

資料：有明海再生・環境課

公害の種類 主な発生原因	典 型 7 公 害								典 型 7 公 害 以 外							計	合 計	
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒 音		振 動	地盤沈下	悪 臭	計	廃棄物投棄	その他	(別掲) 廃棄物投棄						計
				騒音	低周波							生活系	農業系	建設系	産業系			
焼 却 (施設)	6	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	0	6	
産業用機械作動	1	-	-	23	1	3	-	1	28	-	-	-	-	-	-	0	28	
産業排水	-	6	-	-	-	-	-	2	8	-	-	-	-	-	-	0	8	
流出・漏洩	-	46	-	-	-	-	-	2	48	-	-	-	-	-	-	0	48	
工事・建設作業	5	2	-	12	-	3	-	-	22	-	2	-	-	-	-	2	24	
飲食店営業	-	2	-	2	-	-	-	1	5	-	-	-	-	-	-	0	5	
カラオケ	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	0	0	
移動発生源 (自動車運行)	-	2	-	1	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	0	3	
移動発生源 (鉄道運行)	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	0	0	
移動発生源 (航空機運航)	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	0	0	
投棄された廃棄物	-	-	-	-	-	-	-	-	0	40	-	30	2	3	5	40	40	
家庭生活 (機器)	-	-	-	3	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	0	3	
家庭生活 (ペット)	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	0	0	
家庭生活 (その他)	-	1	-	3	-	-	-	10	14	-	1	-	-	-	-	1	15	
焼 却 (野焼き)	104	-	-	-	-	-	-	13	117	-	2	-	-	-	-	2	119	
自然系	-	11	-	-	-	-	-	-	11	-	37	-	-	-	-	37	48	
その他	5	3	-	5	-	-	-	8	21	-	10	-	-	-	-	10	31	
不 明	-	8	-	-	-	-	-	7	15	2	-	2	-	-	-	2	17	
合 計	121	81	0	49	1	6	0	44	301	42	52	32	2	3	5	94	395	

表 2-6-8 公害苦情の発生源別苦情件数（令和 5 年度）

資料：有明海再生・環境課

公害の種類 主な発生源		典 型 7 公 害								典 型 7 公 害 以 外							計	合 計
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒 音		振 動	地盤沈下	悪 臭	計	廃棄物投棄	その他	(別掲) 廃棄物投棄					
					低周波								生活系	農業系	建設系	産業系		
○会社・事業所		45	44	-	40	-	6	-	25	160	11	14	2	1	3	6	25	185
農 業、林 業		4	2	-	-	-	-	-	5	11	2	-	1	1	-	-	2	13
漁 業		1	3	-	-	-	-	-	1	5	-	-	-	-	-	-	0	5
鉱業、採石業、砂利採取業		1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	0	1
建設業		24	4	-	19	-	4	-	5	56	3	4	-	-	2	1	7	63
製造業		5	15	-	5	-	-	-	7	32	-	1	-	-	-	-	1	33
電気・ガス・熱供給・水道業		-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	0	1
情報通信業		-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	0	1
運輸業、郵便業		-	4	-	-	-	1	-	-	5	-	2	-	-	-	-	2	7
卸売業・小売業		-	4	-	3	-	-	-	-	7	2	2	-	-	-	2	4	11
金融業、保険業		-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	0	0
不動産業、物品賃貸業		-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	-	2	3
学術研究、専門・技術サービス業		-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	0	0
宿泊業、飲食サービス業		-	3	-	1	-	-	-	1	5	2	-	-	-	-	2	2	7
生活関連サービス業、娯楽業		1	2	-	1	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	0	4
教育、学習支援業		-	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	0	2
医療、福祉		-	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	0	2
複合サービス事業		-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	1	2
サービス業（他に分類されないもの）		4	1	-	5	-	-	-	6	16	1	1	-	-	-	1	2	18
公務（他に分類されるものを除く）		2	1	-	1	-	1	-	-	5	-	-	-	-	-	-	0	5
分類不能の産業		3	2	-	-	-	-	-	-	5	1	1	1	-	1	-	2	7
○個人		76	15	-	6	-	2	-	31	130	20	19	18	-	2	-	39	169
○その他		3	2	1	2	-	-	-	-	8	3	2	3	-	-	-	5	13
○不明		11	47	-	4	2	-	-	18	80	46	7	33	1	2	10	53	133
合 計		135	108	1	52	2	8	0	74	378	80	42	56	2	7	16	122	500

(2) 公害審査会の開催

公害紛争処理法に基づく公害紛争処理機関として、国に公害等調整委員会、都道府県に公害審査会等が設けられており、それぞれ管轄に従い、独立して公害紛争の処理に当たります。

○ 取り扱う紛争

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる「典型7公害」（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に関する民事上の紛争を取り扱います。

○ 制度の特色

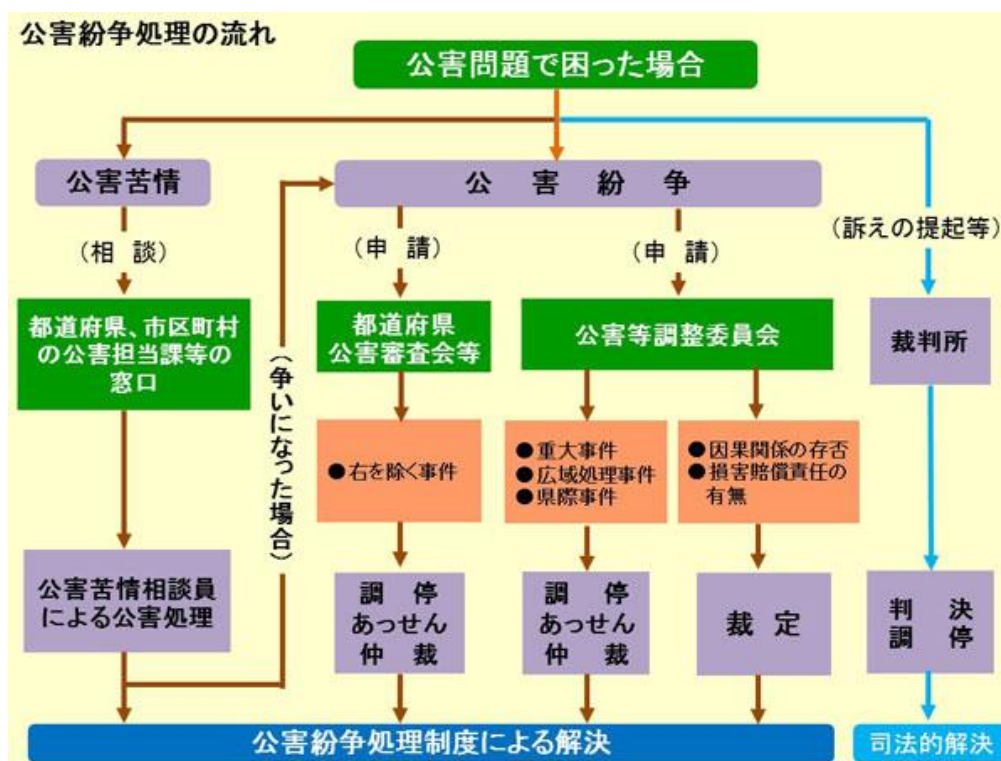
公害紛争処理機関の委員や事務局職員等の専門的知識や経験を活用するとともに、必要に応じて公害紛争処理機関による資料収集・調査を行い、柔軟な手続き等により公害紛争の迅速かつ実効的な解決を図ります。また、司法手続きと比べて、経済的負担の軽減が図られています。

○ 手続の種類

- ◆ あっせん： 当事者間における紛争の自主的解決を援助、促進する手続。3人以内のあっせん委員が行います。
- ◆ 調 停： 調停案の提示などにより、双方の互譲による合意に基づき紛争の解決を図る手続。3人の調停委員による調停委員会が行います。
- ◆ 仲 裁： 当事者双方が裁判を受ける権利を放棄し、紛争の解決を仲裁機関である仲裁委員会(3人の仲裁委員)にゆだね、紛争の解決を図る手続です。

図 2-6-3 公害紛争処理の流れ

資料：有明海再生・環境課



(3) 公害審査会の受付状況

本県では、平成5年度と平成8年度に1件、平成9年度に2件、平成26年度に1件、平成27年度に1件、令和元年度に1件、令和2年度に1件の調停申請がなされています。

1 農林水産業

(1) 環境保全型・省資源型農水産業の取組拡大

① 環境保全型農業・省資源型農業の推進

環境保全型農業の取組拡大を推進するため、実証展示の設置や技術研修会の実施などにより、栽培技術の普及・定着に努めるとともに、環境保全型農業の取組に必要な機械・施設の整備に対して支援しました。

また、国の「環境保全型農業直接支払交付金」の活用により、化学肥料と化学合成農薬の5割以上低減とセットで行うカバークロップ（れんげ等）の作付けなど地球温暖化防止等に効果が高い取組高い取組（令和6年度取組面積147ha）を促進しました。

近年の重油価格の高騰を踏まえ、令和元年度から実施している県独自の「さが園芸生産888億円推進事業」等を活用して、施設園芸農家の脱石油・省石油型機械・装置等の整備を進めるとともに、施設園芸・茶を対象とした国のセーフティネット構築事業を実施することにより、燃油にできるだけ頼らない施設園芸への転換を図りました。

② 省資源型農業の実現に向けた検討

第2部第1章第1節4（2）に掲載

③ 地域の有機物資源の活用促進

稲わら・麦わらの有効活用を図るため、県や農業団体で構成する「佐賀県稲わら・麦わら適正処理対策会議」において、新聞広告での麦わら利用の呼びかけ、共同乾燥調製施設等への看板・ステッカーの掲示や研修会での啓発に取り組み、稲わら・麦わらの有効活用に対する農業者の意識の高揚と有効活用法の普及などを行いました。その結果、令和6年産の麦わらの利用割合は88.9%（令和5年産：88.0%）、稲わらの利用割合は97.5%（令和4年産：97.2%）となりました。

④ 生産資材廃棄物の適正処理の推進

施設園芸等で使用された廃ビニールなどの農業生産資材廃棄物については、資源の有効活用を図る観点から、分別収集の徹底など、適正処理を推進しました。分別された廃棄物は再生処理され、建築土木資材等への再利用も進んでいます。

(2) 森林資源の循環利用の促進

佐賀県内の森林は、戦後植林されたスギやヒノキの人工林が多く、人工林率は67%と、全国で最も高くなっています。また、森林の齢級構成は、利用時期に達した10齢級以上（46年生以上）の森林が全体の約8割を占めており、森林資源は充実しつつあり、その利活用が求められています。

水源かん養機能や地球温暖化防止機能などの公益的機能を発揮し続けられるよう、森林資源の循環利用を推進します。

① 県産木材の生産拡大

県産木材の生産拡大を図るため、森林作業道の整備や高性能林業機械の整備などを推進しました。

表 2-6-9 間伐材搬出量の推移

(単位：立法メートル) 資料：林業課

年度	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
間伐材の搬出量	34,742	30,955	23,050	23,366	24,386	21,824

② 県産木材の需要拡大

県産木材の需要拡大を図るため、県産木材を使用した新築の木造住宅やリフォーム、展示効果の高い施設の木質化、自治会公民館等の公共施設の木造化・内装木質化に対する支援に取り組むとともに、県産木材のイメージアップと多角的利用を図るため、家具・木製品等の利用開発への支援、木育活動への支援等を行いました。

また、県内で生産される製材品の生産コストの低減や安定供給を促進するため、製材工場の施設整備や乾燥木材の生産に対する支援に取り組んでいます。

さらには、木の良さやその利用の意義についての理解を醸成し、木材利用の促進を図るため、木とふれあうイベント「さがの木になるフェス」を開催しました。

佐賀県庁HP（しごとと産業（農林水産業（森林・林業））

https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00319733/index.html

よかウッドHP

<http://www.yoka-wood.jp/>

(3) 安全・安心な農水産物の生産・供給、地産地消の推進

① 安全・安心な農水産物の生産・供給

農薬の適正使用を推進するため、J Aの営農技術員、防除業者、直売所の代表者等を対象に、研修会（1回）を開催し、農薬及びその取り扱いに対する正しい知識の普及・啓発に努めました。

農薬の適正使用に対する指導の一環として、出荷前の農産物 8 種類、13 件について農薬成分の有無を調べたところ、「ほうれんそう」1 件から適用外農薬が検出されたため、流通を未然に食い止め、適正使用について指導を行いました。（第 2 部第 2 章第 4 節 2(1)③参照）

安全・安心な県産畜産物を生産・供給していくため、動物用医薬品や飼料等の使用状況について農場への立入検査や使用履歴の確認等を実施し、適正な使用を確認しました。

米については、米トレーサビリティー法に基づく米穀等の譲受け、譲渡等に係る情報の記録や産地情報の伝達が適切に実施されるよう、国（九州農政局佐賀県拠点）と連携して巡回調査を実施するとともに、事業者に産地情報の伝達のための資材を配布しました。

牛肉については、生産情報の追跡・遡及ができるトレーサビリティー・システムが導入されています。

② 地産地消の推進

地元農産物の利用拡大や新鮮で安全安心な食材の提供が図られる地産地消を推進するために、関係機関・団体と連携しながら、生産者と消費者、農産物直売所、食品関連事業者、学校等の相互理解と連携を進め、県産農産物の利用促進に取り組みました。

また、地産地消の取組を拡大するため、

- 佐賀の農業や農産物、農村を応援してくださる個人や団体、企業などを「さが食・農・むらサポーター」として幅広く募集・登録し、農業・農村の情報発信、農村での交流事業を実施することにより、佐賀農業・農村のファンづくりの実施
- 県内で生産されている農林水産物や加工品、農産物直売所、県産農林水産物を購入できる店舗など、佐賀の農業・農村の魅力を消費者の方に知ってもらうため、ホームページ「さが農村ひろば」や Facebook、instagram、公式 LINE 等による情報発信
- 県内の農産物を取り扱う農林漁家レストランや農産加工施設の整備、加工品の商品化に向けた相談対応や試作開発などの支援
- 生産者が直接販売を行うマルシェ等のイベント「さが農村マルシェ in SAGAn BEAUTY WEEKEND2024」や「Farmers Table」への出店などに取り組みました。

2 第2次産業・第3次産業

(1) ものづくり企業への環境ビジネス支援

① 再生可能エネルギー等イノベーション共創プラットフォーム（CIREn(セイレン)）

産学官が連携して再生可能エネルギーの技術開発や市場開拓などを推進するため、県と佐賀大学との「再生可能エネルギー等イノベーション共創プラットフォーム、呼称 CIREn（セイレン）」を令和元年10月に設立しました。令和5年度末現在で、15の研究分科会を立ち上げています。「ものづくり研究分科会」においては、ものづくりに関する人材育成や、大学内の工作設備を活用したものづくり相談及び支援拠点化を行い、県内企業のものづくり産業の支援の場を提供しています。



【CIREn ロゴマーク】

そのほかに、佐賀大学との産学連携の拠点として、株式会社中山鉄工所が佐賀大学内に設置したラボラトリ（佐賀大 de ラボ）内に、3Dプリンターを導入し、ものづくりに触れるきっかけや場所を提供しています。

CIREn（セイレン）HP

<https://ciren.jp/>

(2) 職業訓練による環境産業人材の育成

① 産業技術学院における職業訓練

産業技術学院で実施する学卒者・離転職者向けの職業訓練において、脱炭素社会における新たな技術に対応できる人材の育成を行っています。「自動車工学科」では、ハイブリッド自動車、電気自動車を活用したカリキュラムを導入し、これらの次世代自動車にも対応できる技術習得に取り組んでいます。また、



【自動車工学科訓練の様子】

「電気システム科」では、電気工事技術に加え、太陽光発電設備の設置技術などの習得にも取り組んでいます。一方、企業向けの在籍者技能向上訓練においては、クリーンエネルギーを活用した企業活動の取組を支援していくため、GX（グリーントランスフォーメーション）に関する知識・技能に係る訓練を想定した訓練メニューを設けています。

佐賀県立産業技術学院HP

<http://www.pref.saga.lg.jp/sangi/default.html>

(3) リサイクル等静脈産業の育成

廃棄物の排出抑制、循環的利用の促進につながるリサイクル産業への支援として

- ◆ 佐賀県認定リサイクル製品認定制度 第2部第3章第2節2(2)①に掲載
- ◆ リサイクル産業育成支援事業 第2部第3章第2節2(2)②iiに掲載

を行いました。

第5節 豊かで潤いのある地域づくり

1 緑化の推進とゆとり空間の創造

(1) 公園、緑地の整備、街路樹の植栽推進

第2部第1章第1節5(1)に掲載

(2) 暮らしに身近な道路の整備

県内には、歩道がない道路や歩道が狭い道路が多く残っており、誰もが安心・快適に移動できるように、今後も歩道の整備や歩行者等の交通安全対策を推進していく必要があります。

また、既設歩道などの段差でつまずくといった意見に対応し、歩きやすい環境を整備するため、段差のスロープ化など歩道の整備に取り組む必要があります。

県管理道路は、県民の日常生活や地域活動を行う上で身近な社会資本ですが、整備が必要な箇所が多く残っており、交通の安全性向上と円滑化、交通渋滞の緩和のため、暮らしに身近な道路の改良に着実に取り組んでいく必要があります。

そのため、通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所を重点的に整備するとともに、すべての利用者が安全で快適に通行できるよう、ユニバーサルデザインの視点も取り入れていきます。

また、県道の改良率^{※1}を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組めます。

※1 県道の改良率

国道等との重用区間を除く供用中の県道延長（R5.4.1：1,270km）に対する改良済道路延長の割合。なお、改良済道路延長とは、通行車両が安全かつ円滑に利用できる車道幅員5.5m以上に改良された道路の延長。

2 佐賀らしい景観の保全と創造

多様で個性的なまちなみや田園風景など佐賀県らしい美しい景観を保全、創出し、県民が歴史的・文化的遺産や自然景観を大切にする意識及び景観を誇りに思う意識を育み、健やかで快適な生活環境を創造し、交流人口の拡大による地域活性化を実現していくため、『佐賀県美しい景観づくり基本計画』（平成 19 年 3 月策定、平成 21 年 3 月、平成 25 年 3 月、令和 3 年 3 月改訂）に基づき、景観づくりの推進施策に取り組んでいます。令和 5 年度に実施した事業は次のとおりです。

(1) 佐賀の美しい景観づくり事業

景観づくりに関する情報発信、情報交換、景観研修等の意識啓発に係る取組を行いました。

- 市町景観行政担当者研修会（R6. 1. 17 佐賀市）

(2) 22 世紀に残す佐賀県遺産制度

地域のシンボルとなっている歴史的建造物や美しい景観を呈する地区を、次世代に継承するため、佐賀県遺産として顕彰し、保存・活用する取組に対し、支援を行いました。

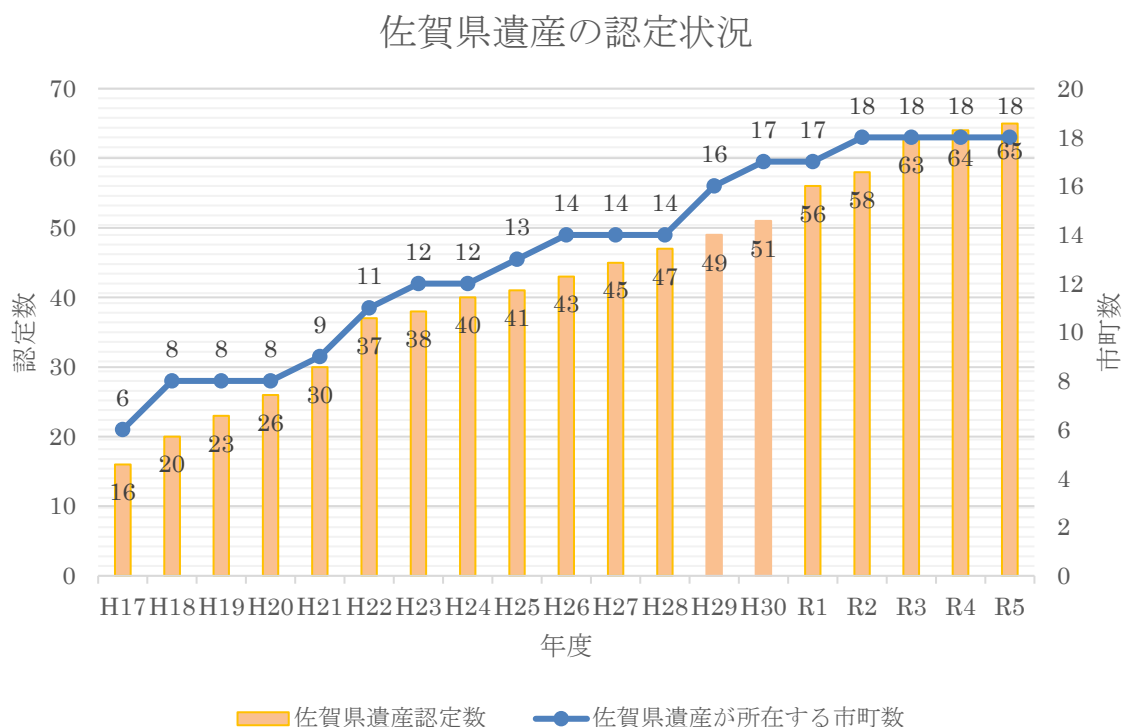
- 新規認定 1 件（総計 65 件／10 市 8 町）
新たに、建造物 1 件を佐賀県遺産に認定
[建造物] ・戸上電機製作所本館

○ 佐賀県遺産制度の啓発

- ・佐賀県遺産フォトポイントラリー（R5. 11～R6. 1）
- ・佐賀県遺産オープンデー（R5. 11）
- ・佐賀県遺産所有者交流会（R6. 2）

図 2-6-4 「22 世紀に残す佐賀県遺産」認定状況

資料：まちづくり課



(3) 佐賀県公共事業景観形成指針

港湾、道路、河川、ダム等の公共施設は県土の骨格となるため、新しく整備される公共施設の整備にあたっては、地域の景観に対する配慮が求められています。

県自らが県土の景観形成に先導的な役割を果たすため、公共事業の実施における景観形成のための基本的な考え方を示した「佐賀県公共事業景観形成指針」（平成 21 年度策定）について公共事業担当者の理解を深めるために実務研修を開催しました。

また、景観に配慮した公共事業の実施を推進するため、公共事業における景観協議を実施しました。

○ 公共事業担当者を対象とした景観形成の手法を学ぶ景観実務研修の開催

(R5. 10. 27)

○ 公共事業における景観協議の実施

- ・伊万里有田線道路整備事業
- ・国道 208 号（佐賀道路）
- ・国道 444 号（福富鹿島道路Ⅰ期）
- ・園部川第六砂防事業

(4) 棚田の景観を活かした農村づくりの推進

佐賀県の山間地には多くの棚田が分布しており、「日本の棚田百選」に 6 地区、「つ

なぐ棚田遺産」に 10 地区が認定されています。

棚田は、豊かな自然環境や水資源の涵養、洪水の防止など「多面的機能」を持っています。しかし、過疎化や高齢化などによる耕作放棄地の増加とともに、棚田地域での営農活動が困難となり、その機能は失われつつあります。

そこで、棚田保全を目指す県内市町や棚田地域代表者からなる「さが棚田ネットワーク」を平成 15 年に設立しました。

「さが棚田ネットワーク」では、県内外への「佐賀の自然豊かな棚田」や「棚田を生かしたイベント」などの情報発信、棚田地域で活動する農村づくりリーダーを育成する研修会の開催に取り組んでいます。

また、県内の棚田保全活動に協力する企業などを募集し、棚田地域と企業などとの間を取り持ち「棚田ボランティアに関する協定」の締結に向けた支援を行っています。

- さが棚田ネットワーク全体会議の開催
- 棚田を活かす研修会の開催
- 棚田ボランティア協定（令和 5 年度 24 協定）

(5) 屋外広告物の規制・誘導

屋外広告物は景観の主要な構成要素となっていることから、良好な景観を保全していくために、屋外広告物条例に基づき一定のルールを設けています。

特に、2 車線以上の国道または県道が交差し、信号機が設置されている交差点は「重要交差点」として屋外広告物の設置を制限しており、違反広告物に対する是正指導に重点的に取り組んでおります。

また、佐賀県屋外広告物ガイドラインの普及及び啓発を行い、景観に配慮した広告物への誘導を図っていきます。

3 歴史的・文化的遺産の保存と活用

本県は、全国的にも有名な吉野ヶ里遺跡、基肄（椽）城跡、名護屋城跡等の遺跡に加えて、虹の松原や九年庵といった名勝、商家町や産業に基づく歴史的町並みや文化的景観、有田町や伊万里市等に分布する窯跡など、多くの歴史的・文化的遺産を有しています。

今後も、歴史や文化を身近に感じ、地域への愛着や理解が深められるよう、これらの歴史的・文化的遺産の保全と磨き上げ、活用に努め、周辺環境との調和を図りながら、適切に保存・継承していくことが必要です。令和 5 年度に実施した事業は次のとおりです。

○文化財の保護

<http://www.pref.saga.lg.jp/list00647.html>

(1) 歴史的町並み等の建造物保存修理

- 事業名：
- ・有田町有田内山伝統的建造物群保存地区の保存修理事業・調査（防災計画策定）
 - ・鹿島市肥前浜宿伝統的建造物群保存地区の保存修理事業
 - ・嬉野市塩田津伝統的建造物群保存地区の保存修理事業
 - ・伝統的建造物群保存対策調査：唐津市呼子の町並み（唐津市）
 - ・重要文化財（建造物）保存修理事業：吉村家住宅（佐賀市）
 - ・国登録有形文化財（建造物）美観向上整備事業：大隈重信記念館（佐賀市）
 - ・県重要文化財の保存事業：旧三菱合資会社唐津支店本館（調査／唐津市）

- 効果：
- 有田町や鹿島市、嬉野市では、保存修理事業等によって歴史的町並み景観の回復と再生が進んでいます。保存修理や修景事業を実施した伝統的建造物の利活用も進んでおり、文化財を活かしたまちづくりや観光等の振興に寄与することができました。さらに、文化財保護に対する意識の向上や、観光客の増加、空き家対策への効果も期待できることから、地域振興の重要施策として歴史的町並みの保存と活用が認知され、その整備効果が周辺地域へ波及しています。また、唐津市呼子町の歴史的町並みについても、独自の歴史的景観の回復を目指す保存対策調査が進められており、文化財的価値の把握や保存対策の必要性が明らかになってきています。

また、佐賀市の吉村家住宅では老朽化した茅葺屋根等の保存修理によって健全性の確保が進められており、大隈重信記念館では美観向上整備事業を活用し、文化財としての近代建築の磨き上げと公開活用施設として適切な管理と公開が進められています。旧三菱合資会社唐津支店本館でも修理と整備にむけた調査等が進められ、文化財の保護と継続的な維持管理、公開活用に向けた情報収集が進められています。

- 課題と対策：
- 文化財建造物の保存修理等を継続的に進めることで、適切な維持と景観の回復に取り組むとともに、文化財の特性に応じた耐震補強や防災対策を講じつつ公開活用を図っていく必要があります。関係する市町に対して計画的な事業実施と文化財の特性に応じた各種計画の策定を促していくこと、新たな文化財指定や選定、登録を進めることで地域に残る文化的資産の保存と継承を推進していきます。

(2) 史跡・名勝等の文化財の保存と整備

- 事業名：
- ・ 史跡の保存事業：吉野ヶ里遺跡（調査／神埼市・吉野ヶ里町）、三重津海軍所跡（設計／佐賀市）、東名遺跡（計画／佐賀市）、おつぼ山神籠石（整備／武雄市）、肥前陶器窯跡（整備／唐津市）、基肄（椽）城跡（設計／基山町）、円山古墳（環境整備／小城市）
 - ・ 史跡の災害復旧事業：名護屋城跡並陣跡（唐津市）
 - ・ 天然記念物の再生事業：嬉野の大チャノキ（嬉野市）
 - ・ 名勝の保存事業：九年庵（神埼市）
 - ・ 県史跡の保存事業：伊東玄朴旧宅（修理／神埼市）
 - ・ 市内・町内遺跡発掘調査等事業（12市町）
 - ・ 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業（佐賀市）

- 効果： 特別史跡である名護屋城跡並陣跡や吉野ヶ里遺跡については長期計画に基づく保存整備事業や調査を進めており、積極的に公開と活用を図ることで、多くの人たちが訪れるようになっていきます。

世界遺産の構成要素でもある三重津海軍所跡（佐賀市）では、屋外展示整備に係る実施設計を実施し、東名遺跡（佐賀市）では具体的な整備事業の骨格となる整備基本設計を行いました。継続して地下水のモニタリングが行われデータの蓄積が行われています。

肥前陶器窯跡（唐津市）では、窯跡隔壁の保存処理や公開展示にむけた展示基本設計を行い、おつぼ山神籠石（武雄市）では園路や展望広場の整備が行われ、継続的に整備が実施されています。

平成30年7月の豪雨で大きな被害を受けた基肄（椽）城跡（基山町）では災害復旧事業が終了し、保存整備にむけた基本設計を行いました。また、県史跡の円山古墳（小城市）では遺跡を覆い繁茂した樹木の伐採を行い古墳の適切な保護に努めました。

嬉野の大チャノキ（嬉野市）では、樹勢のモニタリングを継続するとともに昨年度に続き樹勢回復工事が実施されました。

また、県内12市町が国庫補助事業を活用して発掘調査を実施し、佐賀市が地域の特色ある埋蔵文化財活用事業を実施して、遺物の再整理や体験学習、講座、企画展等の情報発信を行いました。

このように、かけがえのない文化財を保護するための保存修理や復旧、環境整備、文化財の公開や活用につながる整備が推進されました。

- 課題と対策： 保存修理や復旧後、十分に公開や活用等が図られていない文化財もあるため、関係する市町に対して個別の保存活用計画や整備計画の策定、文化財の実情に応じた計画の見直しを働きかけ、効果的な保存整備事業の実施と公開活用を推進するとともに、新たな文化財指定や登録を進めることで地域に残る文化的資産の保存と継承を図るよう推進していきます。

(3) 博物館の充実

- 事業内容： 県立文化施設における特別企画展等の開催
- (県立博物館・美術館)
- ・美術館 40 周年特別展「あそび、たたかうアーティスト 池田龍雄」
 - ・さがヲほるー佐賀県発掘成果速報展 2023ー
- (九州陶磁文化館)
- ・企画展「なんて書いてあると？ーお皿の裏話ー」
- (名護屋城博物館)
- ・開館 30 周年記念特別企画展「新時代へのかけはしー文禄・慶長の役から国交回復へー」
- (佐賀城本丸歴史館)
- ・没後 150 年特別展「江藤新平ー日本の礎を築いた若き稀才の真に迫るー」
- 効果： 特別企画展等の開催を通じて、地域の歴史や文化に対する県民の関心を高めるとともに、郷土に対する誇りの醸成を図ることができました。

○佐賀ミュージアムズ（佐賀県内の博物館・美術館ホームページ）

<https://saga-museum.jp/>

4 空き家対策

近年、空き家は増加傾向にあり、管理不十分な場合は、倒壊の危険や治安、景観などの生活環境悪化の原因となります。このため、県は、県内の空き家対策が円滑に推進されるよう、市町に対して空き家対策に関する情報の提供や、県、市町及び弁護士、宅地建物取引業者や建築士等の専門家を交えた空き家対策連絡会議の開催、市町相互間の連絡調整等を行っています。

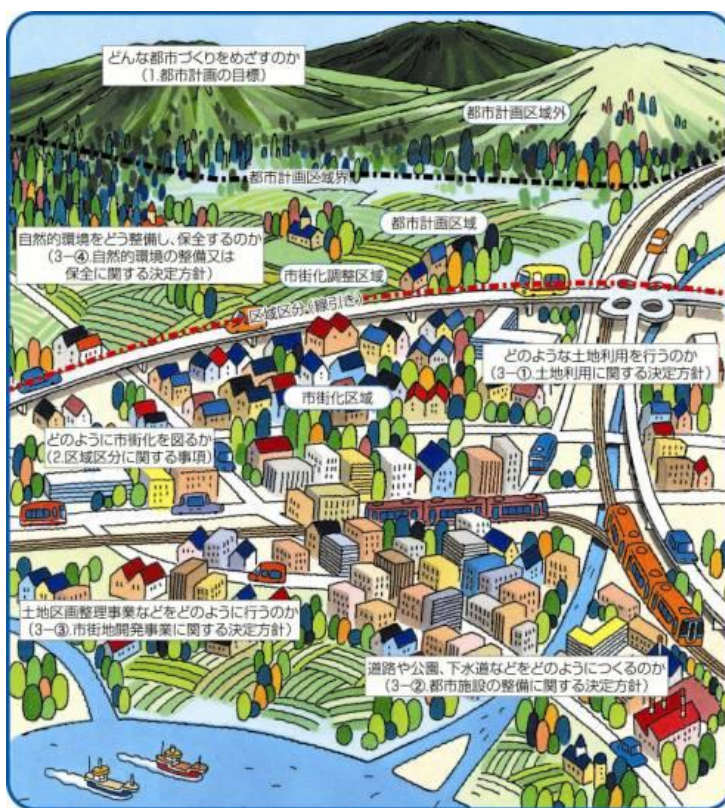
今後もこのような取組みを継続し、市町に対して、必要な情報提供や技術的な助言を行っていきます。

第6節 環境負荷低減に向けた生活圏・交通体系づくり

1 都市計画区域の指定及び都市計画区域マスタープランの策定

人口減少・超高齢社会を迎えるにあたって、これまでの拡大成長を前提としたまちづくりから、既存の社会資本のストックを有効に活用しつつ都市機能を集約したコンパクトなまちづくりへと転換する必要があります。

このため、県では広域的かつ長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、都市計画区域（当該区域を一体の都市として、総合的に整備、開発保全しようとする区域）における都市計画の基本的な方向性を示す「都市計画区域マスタープラン」の策定及び見直しを行っています。また、コンパクトなまちづくりを推進していくために市町が策定する立地適正化計画の策定を支援していきます。



○ 都市計画区域の拡大及び都市計画区域マスタープランの策定状況

概ね5年ごとに実施している都市計画基礎調査の結果を踏まえて、市町の総合計画や都市計画市町村マスタープランとの調整を図りながら、必要に応じて都市計画区域マスタープランの見直しを行い、適宜都市計画区域の拡大等の検討を行っています。

【都市計画区域マスタープランの策定状況】

平成22年度：佐賀市、小城市
平成23年度：唐津市、武雄市、みやき町
平成26年度：神崎市
令和3年度：多久市、伊万里市、鹿島市
令和5年度：武雄市

【都市計画区域再編手続き実施の状況】

平成22年度：佐賀市、小城市
平成23年度：唐津市、武雄市、みやき町
平成26年度：神崎市

表 2-6-10 都市計画区域現況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

資料：まちづくり課

都市計画 区域名	市町名	行政区域(※1)		都市計画区域			人口集中地区(DID)(※2)		都市計画区域の 当初指定年月日	都市計画区域の 最終指定年月日
		面積(ha)	人口(千人)	面積(ha)	人口(千人)	適用区域	面積(ha)	人口(千人)		
佐賀	佐賀市	43,182	233.3	22,085	221.7	市の一部	2,837	139.1	昭和3年9月6日	平成22年10月1日
唐津	唐津市	48,760	117.4	19,353	96.1	市の一部	1,300	42.1	昭和9年4月5日	平成24年3月30日
鳥栖基山	鳥栖市	7,172	74.2	7,172	74.4	市の全域	1,228	50.4	昭和10年6月12日	昭和48年11月21日
	基山町	2,215	17.3	2,215	17.5	町の全域	170	7.9	昭和44年5月20日	
	小計	9,387	91.5	9,387	91.9		1,398	58.3		
多久	多久市	9,656	18.3	4,277	16.1	市の一部			昭和24年3月26日	昭和47年8月11日
伊万里	伊万里市	25,525	52.6	11,199	43.3	市の一部	314	12.8	昭和11年8月28日	昭和55年4月1日
武雄	武雄市	19,540	47.9	8,825	39.1	市の一部	187	7.4	昭和12年10月1日	平成24年3月30日
鹿島	鹿島市	11,212	27.9	2,420	23.8	市の一部	293	9.6	昭和11年8月28日	平成13年4月25日
小城	小城市	9,581	44.0	9,581	44.5	市の全域	171	6.8	昭和25年9月12日	平成22年10月1日
嬉野	嬉野市	12,641	25.8	4,568	14.3	市の一部			昭和11年8月28日	昭和47年8月11日
神埼	神埼市	12,513	31.0	6,408	29.4	市の一部	160	6.9	昭和29年10月2日	平成26年5月1日
佐賀東部	吉野ヶ里町	4,399	16.3	2,285	16.1	町の一部			昭和18年2月24日	平成15年1月29日
	上峰町	1,280	9.3	1,220	9.8	町の一部			昭和53年3月1日	
	小計	5,679	25.6	3,505	25.9					
みやき	みやき町	5,192	25.5	4,167	25.5	町の一部			昭和61年3月31日	平成24年3月30日
有田	有田町	6,585	19.0	6,585	19.0	町の全域			昭和22年12月26日	昭和29年4月1日
白石	白石町	9,956	22.1	2,448	7.4	町の一部			昭和31年7月12日	昭和31年7月12日
合 計		(244,067)	(811.4)	114,808	698.0	-	(6,661)	(283)	-	-
		229,409	781.9				6,660	283		

(※1) 行政区域の人口は令和2年10月1日国勢調査による。

(※2) 人口集中地区(DID)の面積及び人口は令和2年10月1日国勢調査による。

(※) 合計上段()は、県全体を示します。

2 交通基盤整備

(1) 広域幹線道路ネットワークの整備促進

小さな都市が各地に点在する分散型県土を形成している佐賀県において、道路は県民の暮らしに最も身近な社会資本として、日常生活や地域活動を支えています。

特に自動車での利用については、令和 6 年 3 月末現在の人口 1,000 人当たり自動車保有台数は 863.3 台(1 世帯当たりの自動車保有台数 2.00 台)と、全国平均の 661.2 台(同 1.36 台)を大きく上回っており、県民の生活や産業などにおいて自動車は重要な移動手段となっています。

移動において環境負荷が低減されるよう、広域幹線道路ネットワークの整備により渋滞緩和など交通の円滑化を図っていきます。

○ 取組方針

有明海沿岸道路などの基軸となる広域幹線道路ネットワークの整備に重点をおいて取り組んでいきます。

特に、九州佐賀国際空港や佐賀県医療センター好生館へのアクセス強化を図るため、有明海沿岸道路と佐賀唐津道路が接続するエリア「Tゾーン」を重点的に整備します。

広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備

については、広域幹線道路ネットワークとの関連性、事業効果や緊急性を考慮しながら整備を進めます。

〔主な具体的取組〕

- ・有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道 498 号の重点的な整備促進
- ・有明海沿岸道路と佐賀唐津道路が接続するエリア「Tゾーン」の重点的な整備促進
- ・広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備促進

表 2-6-11 主な広域幹線道路等整備の供用実績

資料：道路課

年 度	実績					
	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
供用 区間	〔西九州自動車道〕 ・南波多谷口 IC～ 伊万里東府招 IC	〔国道 498 号〕 ・若木バイパス		〔有明海沿岸道路・ 佐賀福富道路〕 ・芦刈南 IC～ 福富 IC	〔有明海沿岸道路・ 大川佐賀道路〕 ・大野島 IC～ 諸富 IC	

(2) 身近な交通手段の確保(公共交通機関の利便性向上・地域交通の見直し)

第 1 章第 1 節に同じ

(3) 自転車歩行者道の整備

自転車は、通勤・通学・買い物など手軽な交通手段として様々な目的で多くの人々に利用されています。近年では、環境負荷の少ない乗り物として見直され、地球温暖化防止に寄与、また、健康増進の観点からも、そのニーズは増加傾向にあります。

その一方で、全国における自転車の関係する事故件数は、約 7 万件(R5)と減少傾向に



はあるものの、事故全体の約 2 割を占めているほか、県内においても、自転車が関係する事故件数が 405 件(R5)で人身事故全体の約 1 割を占めています。

佐賀県内で、将来的な自転車通行空間の整備についてネットワーク計画を策定している自治体は佐賀市の 1 市のみであり、計画の策定が進んでいない状況です。県内自治体の自

転車ネットワーク計画策定が進んでいないこともあり、佐賀県の自転車通行空間のうち、

歩行者と自転車が分離された自転車通行空間の整備済み延長は約 2 km と少なく、歩行者と自転車が混在する自転車通行空間がほぼ全てを占める状況です。

今後は、既に整備されている大規模自転車道「一般県道佐賀環状自転車道線」等の公共施設を活用し、通勤や通学、観光等で利用しやすい自転車通行空間を創出します。

3 環境負荷低減に向けた住環境対策

県内の住宅数は世帯数を上回るなど量的には充足していますが、住宅の質の面では、省エネ化が図られていない住宅が約 72%（令和 5 年住宅・土地統計調査）存在するなど、未だ不十分な状況にあります。今後は、低炭素社会、循環型社会の実現など社会的な要請にも応え、省エネ化の推進など住宅の質の向上を図るとともに適正な維持・管理により長寿命化を図ることが重要です。

(1) 住宅リフォームの環境づくり

住宅の省エネルギー化を促進するために、必要な情報を的確に届け、関心を高めるとともに、安心して相談でき、工事を依頼することができる建築士や住宅関連事業者の担い手づくりに取り組んでいます。

○住まいの簡単チェックリストの配布

自宅の省エネ性能について、誰でも簡単に診断ができるチェックリストの配布を行っています。

○建築士、事業者を対象とした講習会の開催

令和 6 年に県内の住宅省エネルギー施工技術者を養成するため、木造住宅生産の担い手である大工や工務店、建築士等を対象とした「改正建築物省エネ法オンライン講座」「建築基準法・建築物省エネ法設計等実務講習会」の周知を行いました。

(2) 生活排水処理施設の整備

生活排水処理施設の整備については、第 2 部第 2 章第 2 節 1(2)④に記載しています。

(3) 学校施設整備における環境配慮の推進

① 保育所や幼稚園等における環境に配慮した施設整備の推進

県や市町では、こども家庭庁や文部科学省が実施している施設整備交付金を活用し、事業者が保育所や認定こども園、幼稚園等の施設を整備する際に必要な経費を補助しました。太陽光発電設備の整備等、資源の有効活用に繋がる設備整備を行った場合にも補助を行いました。

表 2-6-12 資源の有効活用等に係る施設整備への補助制度 （令和 5 年度）

資料：こども未来課

補助金名	対象施設	補助対象	補助率
就学前教育・保育 施設整備交付金	保育所、認定こども園、 小規模保育事業所、乳児 等通園支援事業	水の循環・再利用、生 ごみ等の処理、ソーラ ー等の整備	3/4 以内
私立学校施設整備 費補助金	私立幼稚園	太陽光発電導入、建物の 緑化推進、内装の木質化 等の工事	1/2 以内

【環境に配慮した施設整備の実績】

令和 5 年度：2 施設
（内訳）太陽光発電設備の整備：2 施設



【太陽光発電設備を導入した認定こども園】

② 高等学校等における環境に配慮した施設整備の推進

環境に配慮した学校施設整備の推進を図るため、学校法人が設置する高等学校等において、環境に配慮した設備（太陽光発電、省エネ型空調設備、高効率型照明器具等）を導入するために行う改造工事等を実施する場合に、補助金を交付しています。

【令和 5 年度実績 2 件 2,651 千円】

第7節 広域的取組（共同調査研究など）

1 国際的連携の推進

(1) 日韓海峡沿岸環境技術交流事業

日韓海峡沿岸環境技術交流事業については、第2部第6章第1節2(2)に記載しています。

2 諸外国の活動への協力

(1) JICA ボランティア支援事業

佐賀県出身 JICA 海外協力隊の活動報告「飛び出そう世界へ！」を佐賀県ホームページに掲載し、広く県民の国際協力への理解や関心を高め、ひいては、協力隊等ボランティアへの参加の促進を図りました。

(2) 国際協力理解講座（地球発見隊事業）

佐賀県国際交流協会が県の補助事業として実施する出前講座の一つとして、JICA や CSO（市民社会組織）などの国際交流・国際協力活動を推進している関係機関から海外経験豊富な人材を県内の学校や地域の団体等に講師として招聘・派遣することで、県民の方々の海外への興味や国際交流・国際協力への関心を高めるとともに、ボランティア活動への喚起を目的として実施しました。

令和5年度

- ・派遣回数： 9回
- ・参加者数： 1,564名

○飛び出そう世界へ！佐賀県出身 JICA 海外協力隊からの活動報告

https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00374863/index.html

3 海洋ごみ対策のための調査協力

(1) 海辺の漂着物調査

第2部第5章第1節3(1)④に掲載

第3部 計画の推進・進行管理

第4期佐賀県環境基本計画では、環境指標の動向や施策の実施状況など、計画の達成状況を点検し公表するとしています。

1 環境指標

環境指標	基準年 (H30)	現状 (R5)	目標
●1世帯当たりの二酸化炭素排出量	5.29t-CO2 /世帯 (H25)	2.57t-CO2 /世帯 (R3)	2.28t-CO2 /世帯 (R12)
●佐賀県の事業所の平均床面積 (298m ²) 当たりの二酸化炭素排出量	55.9t-CO2 /298m ² (H25)	23.7t-CO2 /298m ² (R3)	21.5t-CO2 /298m ² (R12)
●自動車1台当たりの二酸化炭素排出量	2.19t-CO2 /台 (H25)	2.03t-CO2 /台 (R3)	1.49t-CO2 /台 (R12)
●1人1日当たりごみ排出量	889g/人・日	870g/人・日 (R4)	848g/人・日 (R7)
●地中熱設備の導入件数	—	18件	35件 (R8)
●二酸化窒素環境基準達成率	100%	100%	100% (R8)
●二酸化硫黄環境基準達成率	100%	100%	100% (R8)
●有害大気汚染物質環境基準達成率	100%	100%	100% (R8)
●河川環境基準達成率(BOD)	100%	91.4%	100% (R8)
●污水处理人口普及率	83.8%	87.7%	93.7% (R8)
●污水处理人口普及率(有明海流域)	83.5%	87.7%	93.7% (R8)
●一般廃棄物のリサイクル率	20.1%	18.8% (R4)	22.1% (R7)
●産業廃棄物のリサイクル率	52.1%	50.5% (R4)	53.0% (R7)
●産業廃棄物の最終処分量	63千t	68千t (R4)	63千t (R7)
●廃棄物不法投棄発生件数 (10t以上)	1件	0件 (R5)	0件 (R8)
●佐賀県自然保護巡視員・監視員の自然 保護活動回数	684回	2,024回	890回以上 (R8)
●間伐面積	1,427ha	979ha	1,430ha (R8)
●森林ボランティア活動者数	10,862人	11,028人	12,000人 (R8)
●クリーク護岸の整備延長 (※累計)	1,126km	1,339km	1,365km (R8)
●クリークの護岸整備による間伐材等の 利用量 (※累計)	70.8千m ³	96.4千m ³	102.4千m ³ (R8)
●有明海における主要な貝類・水産動物 の漁獲量 (暦年)	4,620t	4,515t (R4)	3,820t (R8)
●有明海の再生につながる環境保全活動 への参加者数	147,600人	123,062人	140,700人 (R8)

●森川海人っプロジェクトイベント参加者数	8,684 人	17,054 人	8,100 人 (R8)
●環境サポーター派遣回数	140 回	121 回	180 回 (R8)
●環境副読本の授業での活用率	73% (H26)	88%	85% (R8)
●少年自然の家県内利用団体数	1,047 団 (R 元)	1,217 団体	1,170 団体 (R7)
●人と自然とのふれあいの場利用者数	6,264 千人	3,958 千人	6,197 千人 (R8)
●地域協働による虹の松原の保全活動回数	285 回	490 回	446 回 (R8)
●佐賀県遺産を活用した取組数	—	65 件	72 件 (R8)

※令和 5 年 9 月時点の目標

2 環境日誌

令和 5 年度実施された環境関連のイベントや、環境に関する条例や計画の改定等重要な事項について掲載しています。

年 月 日	事 項	担当課
令和 5 年 7 月 29 日	森川海人っ 1 日体験スクール i n 唐津	森林整備課
令和 5 年 7 月 30 日	水じゅんかんフェア（有田町）	下水道課
令和 5 年 9 月	「第 4 期佐賀県環境基本計画」一部改定	環境課
令和 5 年 9 月 4 日～ 令和 5 年 9 月 8 日	下水道の日、浄化槽の日 県民ホール展示	下水道課
令和 5 年 9 月 23 日	森川海人っ 2 日体験スクール i n 伊万里	森林整備課
令和 5 年 11 月 12 日	水じゅんかんフェア（小城市）	下水道課
令和 5 年 11 月 18 日	水じゅんかんフェア（武雄市）	下水道課
令和 5 年 11 月 19 日	第 5 回森川海人っフェス！	森林整備課
令和 5 年 11 月 26 日	水じゅんかんフェア（白石町）	下水道課
令和 5 年 12 月 10 日	水じゅんかんフェア（基山町）	下水道課
令和 6 年 1 月 24 日	産業廃棄物減量化・リサイクル推進研修会 講師：イオン九州株式会社 上席執行役員 コーポレートコミュニケーション本部長 武富恭子氏	循環型社会推進課
令和 6 年 2 月 14 日	「歩こう。佐賀県。」シンポジウム	環境課

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第三条 環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び環境が人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、環境の保全は、現在及び将来の世代の県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。

3 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、地球環境保全は、すべての事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町の責務)

第五条 市町は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、その市町の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第七条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告等)

第八条 知事は、毎年、環境の状況並びに県が環境の保全に関して講じた施策及び環境の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、及び公表しなければならない。

第二章 環境の保全に関する基本的施策

第一節 施策の策定等に係る指針等

（施策の策定等に係る指針）

第九条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- 三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
- 四 良好な景観、歴史的文化的遺産等が保全されること。
- 五 資源及びエネルギーの消費が抑制され、廃棄物の発生が抑制され、並びに再生資源の利用が促進されること。

（県民等の意見の反映）

第十条 県は、環境の保全に関する施策に、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「県民等」という。）の意見が反映されるように、必要な措置を講ずるものとする。

第二節 環境基本計画

第十一条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下この条において「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、佐賀県環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第三節 施策の策定等に当たっての配慮

第十二条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

第四節 県が講ずる環境の保全のための施策等

（環境影響評価の推進）

第十三条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（環境の保全上の支障を防止するための規制）

第十四条 県は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

- 一 公害の原因となる行為に関し、公害を防止するために必要な規制の措置
- 二 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、県は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

（環境の保全上の支障を防止するための経済的措置）

第十五条 県は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下この条において「負荷活動」という。）を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進）

第十六条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつ、絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設（移動施設を含む。）その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（良好な水環境の保全を推進するための措置）

第十七条 県は、森林、農地等の保全による水源かん養能力の向上、河川、クリーク、海域等への負荷の低減、水辺地、緑地等の保全による自然との触れ合いの場の確保その他の良好な水環境の保全に資する事業を推進するために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第十八条 県は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第十九条 県は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び県民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動を促進するための措置)

第二十条 県は、県民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第二十一条 県は、第十九条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の県民等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第二十二条 県は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第二十三条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(試験研究体制の整備等)

第二十四条 県は、環境の保全に関する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公害に係る紛争の処理)

第二十五条 県は、公害に係る紛争に関するあっせん、調停その他の措置を効果的に実施し、その他公害に係る紛争の円滑な処理を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置等)

第二十六条 県は、環境の保全に関する施策を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めるものとする。

第五節 地球環境保全の推進等

第二十七条 県は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策の推進に努めるものとする。

2 県は、国等と連携し、環境の保全に関する情報の提供、技術の活用等により、環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第六節 施策の総合調整及び推進のための体制の整備等

第二十八条 県は、その機関相互の緊密な連携を図り、環境の保全に関する施策を総合的に調整し、及び推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、市町及び県民等と協力し、環境の保全に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

第三章 国及び他の地方公共団体との協力等

（国及び他の地方公共団体との協力）

第二十九条 県は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

（市町への支援）

第三十条 県は、市町が実施する環境の保全に関する施策を支援するように努めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

（佐賀県立自然公園条例の一部改正）

2 佐賀県立自然公園条例（昭和三十三年佐賀県条例第五十号）の一部を次のように改正する。〔次のよう〕略

（佐賀県公害防止条例の一部改正）

3 佐賀県公害防止条例（昭和四十五年佐賀県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。〔次のよう〕略

（佐賀県自然環境保全条例の一部改正）

4 佐賀県自然環境保全条例（昭和四十八年佐賀県条例第八号）の一部を次のように改正する。〔次のよう〕略

（佐賀県環境美化の推進に関する条例の一部改正）

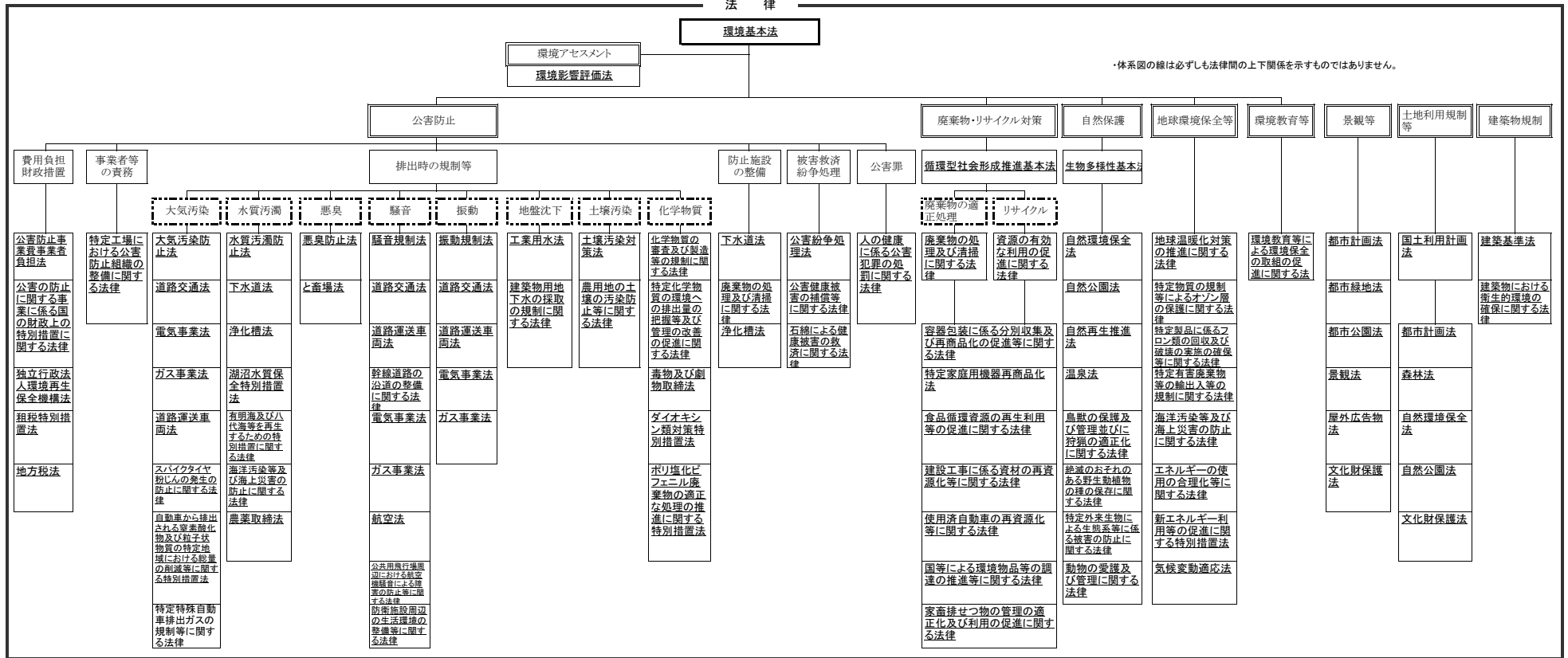
5 佐賀県環境美化の推進に関する条例（平成六年佐賀県条例第十二号）の一部を次のように改正する。〔次のよう〕略

附 則（平成一七年条例第七四号）

この条例中第八条、第十条、第十三条、第十八条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第三十七条、第四十一条、第四十三条、第四十五条、第四十八条、第五十四条、第六十四条及び第六十七条の規定は平成十八年一月一日から、第十五条、第二十六条、第三十八条、第六十三条及び第六十五条の規定は平成十八年三月一日から、その他の規定は平成十八年三月二十日から施行する。

環境関係法律・条例体系図

法律



佐賀県の条例・要綱等

